日本の軍縮・不拡散外交

（第七版）

外務省 軍縮不拡散・科学部編集

日本の軍縮・不拡散外交

平成28年3月

外務省 軍縮不拡散・科学部編集

（注釈）

本書は、原則として前回第六版（2013年３月発刊）以降2016年１月末までの軍縮・不拡散をめぐる国際情勢及び日本の取組をまとめたものです。但し、特に重要な事項については、2016年２月末までの動きも記述しています。

なお、本書に登場する人物の肩書、国名及び機関名については、すべて当時のものです。

「日本の軍縮・不拡散外交」（第七版）の発刊にあたって

外務大臣　岸田文雄

2015年は広島・長崎の被爆から70年という節目の年でした。８月には包括的核実験禁止条約（CTBT）賢人グループ会合と国連軍縮会議が広島で開催され、また、11月にはパグウォッシュ会議世界大会が長崎で開催されるなど、日本において核兵器のない世界に向けたさまざまな取組が行われました。他方、４月から５月にかけて開催された５年に１度の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議が最終文書に合意できずに終了したことは大変残念でした。

ピーク時の４分の１以下になったものの、世界にはいまだに約１万6000個の核兵器が存在していると言われています。イランの核問題がEU３＋３との間で最終合意に至った一方、北朝鮮は核・ミサイルの開発を継続し、国際社会からの要請にも関わらず本年１月には４回目の核実験、２月には弾道ミサイルの発射を行いました。これらは国際的な軍縮・不拡散体制に対する重大な挑戦であり、日本を含む北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとして断じて容認できません。

日本は世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の核軍縮・不拡散の取組を引き続き主導していかなければなりません。そのためには核兵器国と非核兵器国双方の協力が不可欠であり、これを可能とする現実的かつ実践的な歩みを着実に進めていくことが求められます。このような考え方に基づき、日本は具体的な取組を行ってまいります。

1994年以来、日本は毎年国連総会に核兵器廃絶決議を提出し、国際社会の幅広い支持を得ています。また、日本とオーストラリアが中心となって立ち上げた「軍縮・不拡散イニシアティブ」（NPDI）は2014年に広島で外相会合を行い広島宣言を採択し、昨年のNPT運用検討会議には合意文書案を提出するなど、核兵器国と非核兵器国との橋渡しの役割を果たすべく活動し、着実な成果を積み重ねてきました。さらには、核兵器の惨禍を世代と国境を越えて継承し、核兵器の非人道性に対する正確な認識を広めるべく、「非核特使」や「ユース非核特使」を派遣したり、被爆証言を様々な言語に翻訳して国際社会に発信したりするなどの努力も重ねてきています。日本は、こうした様々な取組を通じて、核兵器のない世界に向けた現実的な歩みを着実に進めていくことを重視しています。

生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器や、人道や開発などの様々な分野にまたがる緊急の課題である小型武器、地雷、クラスター弾などの通常兵器の分野での国際的な取組においても、日本は関連する条約・国際的規範の策定・実施や普遍化への貢献、現場プロジェクトへの支援などを通じ、中心的な役割を果たしています。また、国際原子力機関（IAEA）の保障措置や輸出管理体制を強化する取組にも貢献しています。アジアを中心とした途上国に対しては、不拡散分野における能力向上を支援してきており、特に、毎年開催しているアジア不拡散協議（ASTOP）には、アジア諸国を中心に17か国が参加し、北朝鮮の核問題を始めとする不拡散の諸課題について意見交換を行っています。

本年日本はＧ７の議長国として広島で外相会合を開催します。また、CTBTについては、日本はカザフスタンと共に2017年９月まで発効促進共同調整国を務めます。日本はこれからも核軍縮をはじめとする軍縮・不拡散分野で真摯な取組を続けてまいります。

本書は、こうした軍縮・不拡散を取り巻く状況や、日本の軍縮・不拡散外交の現状を国民の皆様に分かりやすくお伝えすることをねらいとしています。本書が皆様の御理解の一助になりますと幸いです。

平成28年３月

「日本の軍縮・不拡散外交」（第七版）：目次

Ⅰ　本　　編

第１部　概観

第１章　軍縮・不拡散をめぐる国際的な動向……4
第１節　軍縮・軍備管理・不拡散とは……4
第２節　なぜ軍縮・不拡散への取組がなされてきたのか……5
第３節　軍縮・不拡散の現状と課題……5

第２章　軍縮・不拡散における日本外交……7
第１節　軍縮・不拡散に関する日本の基本的考え方……7
第２節　核兵器のない世界に向けた日本の基本的な考え方……10
第３節　日本の取組……11

第２部　核兵器不拡散条約（NPT）

第１章　概要……16

第２章　核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議……17
第１節　2000年・2005年・2010年 NPT運用検討会議の概要……17
第２節　2015年 NPT運用検討会議の各準備委員会……17
第３節　2015年 NPT運用検討会議……18
コラム：核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議における日本の存在感……22

第３部　核軍縮

第１章　核兵器国の核軍備管理・核軍縮……24
第１節　総論……24
第２節　米国とロシアの核軍備管理・核軍縮……25
第３節　核兵器国等における動き……28

第２章　包括的核実験禁止条約（CTBT）……34
第１節　概要……34
第２節　CTBTの早期発効に向けて……36
第３節　発効促進に向けた日本の取組……37
コラム：CTBT賢人グループ（GEM）会合の広島開催……42

第３章　核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）……43
第１節　概要と意義……43
第２節　経緯……43
第３節　交渉促進に向けた日本の取組……44

第４章　核兵器の非人道的影響……45
第１節　概要……45
第２節　経緯……45
第３節　日本の取組……47
コラム：核兵器の非人道性に関する国際会議に出席して……49

第５章　さらなる核軍縮のための課題……50
第１節　透明性の向上……50
第２節　消極的安全保証（NSAs）……52

第３節　核軍縮の検証 …… 54
第４節　非核兵器地帯 …… 55
第５節　核兵器の禁止 …… 59

第６章　旧ソ連諸国に対する非核化協力 …… 62
第１節　概要 …… 62
第２節　ロシアに対する日本の非核化協力 …… 62
第３節　ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに対する日本の非核化協力 …… 66
第４節　国際科学技術センター（ISTC）を通じた日本の非核化協力 …… 67

第４部　核不拡散

第１章　地域の不拡散問題と日本の取組 …… 70
第１節　北朝鮮 …… 70
第２節　イラン及びその他中東諸国 …… 74
第３節　南西アジア …… 81

第２章　国際原子力機関（IAEA）保障措置 …… 85
第１節　概要 …… 85
第２節　保障措置協定の内容 …… 85
第３節　保障措置の強化・効率化 …… 86
第４節　日本の取組 …… 87
コラム：天野之弥 IAEA事務局長の活動 …… 89

第３章　核セキュリティ …… 90
第１節　概観 …… 90
第２節　国際社会の取組 …… 91
第３節　日本の取組 …… 94
第４節　2014年ハーグ核セキュリティ・サミット …… 95

第５部　原子力の平和的利用

第１章　原子力の平和的利用 …… 98
第１節　原子力の平和的利用の国際的な位置付け及び日本の政策 …… 98
第２節　原子力安全 …… 99
第３節　原子力科学技術の応用 …… 101

第２章　各国との原子力協力 …… 102

第３章　日本の二国間原子力協定 …… 104
コラム：IAEA平和利用イニシアティブ（PUI : Peaceful Uses Initiative） …… 105

第６部　生物・化学兵器

第１章　総論 …… 108

第２章　生物兵器禁止条約（BWC） …… 109
第１節　概要 …… 109
第２節　ＢＷＣの課題と強化に向けた取組 …… 109
第３節　日本の取組 …… 110

第３章　化学兵器禁止条約（CWC） …… 111
第１節　総論 …… 111
第２節　化学兵器禁止機関（OPCW） …… 113

第３節　遺棄・老朽化化学兵器問題……113
コラム：シリアの化学兵器廃棄に向けた国際社会の取組……115

第７部　通常兵器

第１章　総論……118

第２章　対人地雷……119
第１節　対人地雷問題と国際社会の取組……119
第２節　対人地雷禁止条約（オタワ条約）……119
第３節　日本の取組……120
コラム：地雷対策支援グループ（The Mine Action Support Group : MASG）……121

第３章　クラスター弾……122
第１節　国際社会の動き……122
第２節　クラスター弾に関する条約（CCM）……122
第３節　日本の取組……123
コラム：クラスター弾に関する条約第１回検討会議……124

第４章　特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）……125
第１節　概要……125
第２節　最近の動き……125

第５章　小型武器……126
第１節　小型武器問題の背景と国際的取組……126
第２節　日本の取組……127
コラム：国連における小型武器の取組と日本の貢献……128

第６章　武器貿易条約（ATT）……129
第１節　国際社会の動き……129
第２節　日本の取組……129
コラム：武器貿易条約（ATT）の成立……130

第７章　信頼醸成措置……131
第１節　国連軍備登録制度……131
第２節　国連軍事支出報告制度……132

第８部　その他の不拡散に関する枠組

第１章　輸出管理レジーム……134
第１節　概要……134
第２節　原子力供給国グループ（NSG）及びザンガー委員会……135
第３節　オーストラリア・グループ（AG）……137
第４節　ミサイル技術管理レジーム（MTCR）……138
第５節　ワッセナー・アレンジメント（WA）……139
第６節　輸出管理における日本の取組……140

第２章　ミサイルの不拡散……141
第１節　問題の現状……141
第２節　ハーグ行動規範（HCOC）……141
第３節　日本の取組……142

第３章　拡散に対する安全保障構想（PSI）……144
第１節　成立の背景と概要……144

第２節　これまでの動き……144
第３節　日本の取組……147

第４章　不拡散政策の普及（アウトリーチ）……148
第１節　アジア不拡散協議（ASTOP）……148
第２節　アジア輸出管理セミナー……149

第９部　宇宙空間における制度的枠組

第１章　総論……152

第２章　宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）……153
第１節　ジュネーブ軍縮会議（CD）における PAROSに関する議論……153
第２節　日本の立場……153

第３章　宇宙活動に関する国際行動規範……154
第１節　概要……154
第２節　多国間交渉会合の概要……155
第３節　日本の立場と取組……155

第10部　軍縮機関

第１章　総論……158

第２章　国際連合……159
第１節　国際連合における議論……159
第２節　国連総会（第一委員会、UNDC）……160
第３節　安全保障理事会……161
第４節　国連軍縮諮問委員会……163

第３章　ジュネーブ軍縮会議（CD）……164
第１節　概要……164
第２節　CDの停滞と打開への努力……164

第11部　市民社会との対話・協力

第１章　総論……168

第２章　シンポジウム・ワークショップの開催及び NGOとの対話・協力……169
第１節　核軍縮・不拡散……169
第２節　通常兵器……170

第３章　国連との連携……171
第１節　国連軍縮会議……171
第２節　国連軍縮フェローシップ・プログラム……171

第４章　軍縮・不拡散教育……173
第１節　総論……173
第２節　軍縮・不拡散教育に関する作業文書の提出等……174
第３節　海外原爆展の開催・支援……175
第４節　軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラム……175
第５節　被爆証言の多言語化……176

第５章　非核特使……177

コラム：高校生平和大使　～核兵器のない平和な世界の実現をめざして～……178

用語解説集

用語解説集……179

索　引

用語索引……197
略語表及び略語索引……201

Ⅱ　資　料　編

1.　我が国の軍縮・不拡散政策……206
岸田外務大臣の核軍縮・不拡散政策スピーチ
（「大臣と語る」於：長崎大学）（2014年１月20日）……206
岸田外務大臣によるウォール・ストリート・ジャーナル紙（米国）への寄稿
「『核のない世界』への日本のコミットメント」（2014年４月10日）（仮訳）……216
岸田外務大臣によるフォーリン・アフェアーズ誌（米国）への寄稿
「広島・長崎から70年－核兵器のない世界に向けて－」（2014年８月29日）（仮訳）……218
岸田外務大臣による CNN Opinion（米国 CNNオンライン版）への寄稿
「なぜ我々は決して広島を忘れてはならないのか」（2015年８月５日）（仮訳）……220

2. 国連総会における日本の核兵器廃絶決議……222
2015年第70回国連総会我が国核兵器廃絶決議案（骨子・英文）……222
日本の核兵器廃絶決議案に対する主要各国投票態度……229

3. 不拡散及び軍縮に関する G7ステートメント（仮訳）……230

4. 核兵器不拡散条約（NPT）……238
2010年 NPT運用検討会議：最終文書（行動計画）の概要（2010年５月29日）……238
2015年 NPT運用検討会議：最終文書案の概要（2015年５月22日）……240
岸田外務大臣による2015年 NPT運用検討会議における一般討論演説
（2015年４月27日）（仮訳）……244
核兵器不拡散条約（NPT）に関する日米共同声明（仮訳・英文）……246
NPT締約国と IAEA保障措置協定締結国……250

5. 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）外相会合……251
軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）広島外相会合　概要と評価……251
軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）第８回外相会合広島宣言（2014年４月12日）（仮訳）……253

6. 核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメント……258
オーストラリア主導による核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメント
（2015年５月）（仮訳）……258
オーストリア主導による核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメント
（2015年５月）（仮訳）……260

7. 包括的核実験禁止条約（CTBT）……262
CTBT署名・批准 - 地域別の状況……262
核爆発実験回数表（1945年～2016年１月）……263

8. 非核兵器地帯条約……264
トラテロルコ条約概要……264

ラロトンガ条約概要……265
ペリンダバ条約概要……266
バンコク条約概要……267
中央アジア非核兵器地帯条約概要……268

9. 生物兵器禁止条約（BWC）……269
生物兵器禁止条約（BWC）締約国・署名国一覧 ……269

10. 化学兵器禁止条約（CWC）……271
化学兵器禁止条約（CWC）締約国・署名国一覧 ……271

11．武器貿易条約（ATT）／クラスター弾に関する条約（CCM）／
特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）／オタワ条約 ……273
ATT・CCM・CCW・オタワ各条約締約国・地域一覧……273
過度に障害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる
通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約
（特定通常兵器使用禁止制限条約、CCW）締約国・地域一覧 ……276

Ⅰ

本　編

第1部

概　　観

第１部 概　観

第１章 軍縮・不拡散をめぐる国際的な動向

第１節 軍縮・軍備管理・不拡散とは

軍備に関する規制が世界的な問題として取り上げられるようになったのは、19世紀末になってからのこととされる。国際的な紛争解決の手段としての戦争を一定の範囲で規制していこうとの試みとともに、軍備縮小が国際的な会議の場で主要な問題とされるようになった。その後、国際連盟規約は、第８条で軍備縮小について規定し、国際連合憲章（国連憲章）は、第11条で軍備縮小及び軍備規制を国際の平和と安全についての協力の一つとして位置付け、これを規律する原則について審議するといった総会の権限を定めている。

「軍縮」という用語は、国連憲章以外でも様々な文書で用いられているが、一般的には、国際的な合意の下であらゆる種類の軍備又は兵器を縮小、削減（軍備縮小）、さらには廃絶することも意味するとされる。これに対して、冷戦時代に主に用いられるようになった「軍備管理」は必ずしも縮小や廃絶を意味しない。軍備管理とは、敵国間の戦争勃発の可能性を減じるためのあらゆる軍事協力を意味するとされており、相互の安定的な戦略的抑止関係の下での軍備又は兵器の規制という伝統的な意味での軍備管理の他にも、検証・査察、信頼醸成、通常兵器の移転の規制なども軍備管理の一部と位置づけられる。1970年代以降の冷戦期においては、米国とソ連という核大国間の相互の核抑止関係を前提とした戦略的安定性を維持するための核兵器に関する枠組みとして主に用いられた。

これに対し、「不拡散」とは、兵器一般、特に核・生物・化学兵器といった大量破壊兵器やその運搬手段（ミサイル等）のほか、それらの関連物資や技術などの拡散を防止・抑制し、阻止することを意味する。冷戦期、西側諸国は、共産圏諸国への戦略物資、特にハイテク技術等の移転を防止するための取組を行ってきた。冷戦終結以降、大量破壊兵器等の開発・取得を企図する国やテロリストなど非国家主体への大量破壊兵器やその関連物質・技術の拡散の懸念の高まりを受け、国際社会はその防止のため、輸出管理や関連国連安保理決議の履行、拡散に対する安全保障構想（PSI）等の取組を強化している。

このように、軍縮・軍備管理・不拡散は、いずれも軍備又は兵器、その関連物資・技術を対象に一定の国際的な規範を策定し、この規範に基づいて軍備や兵器、その関連物資・技術を規制・管理・制限・縮小することを通じて、国際的な安全保障環境を向上させることを目的としている。また、ある国が一方的に軍備の縮小を実施する場合もある。

第２節　なぜ軍縮・不拡散への取組がなされてきたのか

日本は、第二次世界大戦後、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」（日本国憲法前文）との平和への決意に立って、軍事大国とはならず、その持てる力を世界の平和と繁栄のために向けることを基本政策としてきた。戦争は、人々の生命や財産を脅かし、その生活と文化を破壊し、数々の悲劇をもたらす。日本の戦後外交は、国民が平和と安全のうちに暮らせるように、そして、世界全体に平和が築かれるように、との日本国民の強い願いの上に立って進められてきた。

しかし、現実の世界には、国と国、民族と民族の間の不信感が根強く存在しており、依然として緊張や対立がある。領土紛争、宗教対立、民族対立など、潜在的に武力紛争に発展しかねない問題を抱えた地域が各地に存在しており、世界のほとんどの国が、自国の安全保障を確保するために、つまり他国からの侵略や武力による威嚇などから自国を防衛するために、軍備を必要と感じていることは、厳然とした事実である。

他方で、軍備が各国の安全保障にとって必要なものであるとしても、その規模を適正水準に保ち、できれば縮小する方向で、各国間で協調して調整を進めていくことは、それぞれの国にとって利益になる。勢力を競い合う国同士が、互いに自らの軍事力を優位に保つことのみを考えて軍備を増強するならば、結果として双方が際限なく軍備を拡張していくことになる。こうした軍備拡張競争や兵器の拡散は、国際の平和と安全を損なうことにつながりかねない。無制限に増大した軍備や兵器は、たとえ侵略や武力による威嚇の意図がなくても、他の国の不信感や脅威意識を高め、国際関係を不安定にし、不必要な武力紛争を引き起こすことになりかねない。国連憲章が、第11条で、軍備縮小及び軍備規制を国際の平和と安全に関連する問題として位置付けている理由は主としてここにあろう。

各国がその軍備の規模や性能を制限・調整していく必要があるとの考えは、こうした考えが背景にある。すなわち、軍備が各国の安全保障にとって必要であるとしても、無制限の軍備拡張は各国の安全保障を害するのであって、軍備を適正規模に調整するための軍備管理や軍縮もまた各国の安全保障にとって一定程度必要なことである。軍縮・不拡散の取組は、軍備の必要性という現実を踏まえつつ、各国の安全保障を向上させる手段の一つとしても進められていく必要がある。

また、経済的な観点からも、莫大な軍事支出は、政府の財政を圧迫する。不必要な軍備拡張競争は資源の浪費でもある。できる限り軍事支出を抑え、経済開発や福祉などに優先的に国家予算を振り向けることができるような条件を整えることも、軍縮・不拡散外交に期待される効果である。

19世紀にさかのぼる人道主義的な観点からの軍備の規制に加え、世界の安全保障や経済発展を効率的・効果的に実現するためにも、軍縮・不拡散のための国際的な努力が行われてきたのである。

第３節　軍縮・不拡散の現状と課題

軍縮・不拡散は、国際政治と密接に絡んでおり、その進展がその時々の国際政治に大きく左右される側面は否めない。冷戦期には米ソ超大国の対立構造を背景として、米ソの核軍備競争を如何に抑制し、また、その戦略核兵器を如何に安定的な形で管理・削減していくかということが主な課題であった。また、核実験が相次いだ1960年代にはこれをどのように抑制するかとともに、核兵器の不拡散が重要な課題となった。ソ連崩壊を受けた冷戦直後には、米国とロシアによる戦略攻撃兵器削減条約交渉も進み、核軍縮に向けた期待が大きく膨らんだ。実際、そのような期待を背景として、1995年には核兵器不拡散条約（NPT）の無期限延長が合意され、1996年には冷戦期に何度も交渉が頓挫した包括的核実験禁止条約（CTBT）の交渉が妥結した。

しかし、そのような期待とは裏腹に、米ソの二極構造の崩壊を受けて、国際政治における主要な主体（アクター）が増加したことによって、軍縮・不拡散

をめぐる問題も一気に複雑化している。1990年代半ば以降には、北朝鮮の核開発、旧ソ連諸国からの核物質の流出、インド・パキスタンによる核実験実施などが大きな問題となり、2000年代以降も、9.11同時多発テロ事件を受けた核テロの危険性、カーン・ネットワークの発覚、イランやシリアの核開発、北朝鮮による核実験実施、更なる核軍縮交渉の進展の欠如、CTBT未発効、ジュネーブ軍縮会議（CD）の停滞など、軍縮・不拡散をめぐる課題が百出している。

こうした中で、2007年１月のキッシンジャー元米国国務長官をはじめとする米国歴代政権の元高官４名による「核兵器のない世界（A World Free of Nuclear Weapons）」と題するウォール・ストリート・ジャーナル紙への寄稿は、こうした状況を打開する大きな潮目の変化となった。同寄稿は、冷戦崩壊から20年近くが経過して米ソ間で作用していた相互確証破壊（MAD）は陳腐化する一方で、従来の核抑止戦略が効かないテロリストの手に核兵器が渡る危険性こそが、現在の困難かつ新しい安全保障の課題であると位置づけた上で、核兵器のない世界の実現に向けて国際社会が努力すべきと訴えた。

この寄稿を契機に核軍縮への機運が高まった。この機運の高まりは、「米国は核兵器のない世界の実現に向けて具体的な措置を取る」ことを宣言した2009年４月のオバマ米国大統領によるプラハ（チェコ）での演説へとつながった。米露間で再開された戦略核の削減交渉は、2010年４月の新戦略兵器削減条約（新START）の署名（2011年２月発効）という成果に結実した。2010年５月に開催された2010年NPT運用検討会議では、困難な交渉を経ながらも、NPT体制を支える３本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）に関し、将来に向けた具体的な行動計画（2010年行動計画）を含む最終文書を採択することができた。10年ぶりの成果を受けて、NPTを中心とする国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けた一歩前進が図られた。

その後、各国が2010年行動計画を着実に実施することで、軍縮・不拡散における進展が期待されていた。新STARTの発効とその後の着実な履行、第２回及び第３回核セキュリティ・サミットの開催（2012年３月、2014年３月）、国際原子力機関（IAEA）追加議定書の締約国やCTBTの署名・批准国の増加、イランの核問題をめぐる包括的共同作業計画（JCPOA）への合意など、一定の前進がみられた分野もある。

しかし、2010年以降の５年間で軍縮・不拡散をめぐって目覚ましい進展が見られないことも事実である。2010年行動計画は十分に履行されておらず、特に、同行動計画で2012年に開催されることが合意された中東非大量破壊兵器地帯に関する会議は結局2015年運用検討会議に至るまで開催されなかった。同会議が開催されなかったことに対する関係国の不満は大きく、2015年運用検討会議は中東問題をめぐる対立が解けず、そのことを直接的な要因として、最終的に新たな合意を得ることができなかった。新STARTに続く大幅な核兵器の削減は交渉すら開始されていない。逆に、核兵器を保有する国の中には透明性が欠如した形での核戦力の増強を進めている国がある。CDでは、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉を開始できない状況が続いており、打開の見通しは見えない。北朝鮮の核問題は引き続き深刻である。北朝鮮は国際社会の強い反対にもかかわらず「ミサイル」を発射し、４回目の核実験を強行しており、断じて容認できない事態が続いている。

一方、国際社会では、2010年NPT運用検討会議以降、核兵器をめぐっては２つの重要な動きが起きている。第１に、核兵器の非人道的影響に関する国際的なうねりが生まれている。核兵器をめぐる議論の重心を国家安全保障から人道主義的観点に移すことを目指しており、このことは人間の安全保障の観点からも重要な意義を有する（第３部第４章参照）。第２に、その関連で、核兵器の非人道的影響を踏まえて、核兵器を法的に禁止するという動きが市民社会を中心に強まっている（第３部第５章第５節参照）。

その他、マーシャル諸島による、核兵器国及び核兵器を保有しているとみられる国の国際司法裁判所（ICJ）への提訴の動きも注目される。マーシャル諸島は、2014年４月、それらの国が、NPT第６条に基づく国際法上の核軍縮義務を履行していないとして、それらの国が国際法に違反していることを訴えた。本書の発刊時点では、未だ審理中で、特段の目立った動きはないが、今後ICJの判断及びその軍縮・不拡散への影響が注目される。

このように、軍縮・不拡散をめぐっては未だに多くの深刻な問題が残っており、国際社会が一丸となって対処することがますます求められている。

第2章

軍縮・不拡散における日本外交

第１節　軍縮・不拡散に関する日本の基本的考え方

第１章で述べたような軍縮・不拡散をめぐる国際的な動向を踏まえつつ、安全保障環境が厳しさを増している東アジアに位置する日本はどのような考え方に基づいて軍縮・不拡散外交を行っていくべきであろうか。日本の軍縮・不拡散外交の推進は、大きく以下の４つの基本的な考え方に基づいている。

第１に、日本が拠って立つ日本国憲法の平和主義の理念と、唯一の戦争被爆国である日本の「使命」としての軍縮・不拡散外交である。日本が核兵器のない世界の実現に向け、国境と世代を越えた取組を進めていくことは国としての使命とも言えるものである。第２に、日本の平和と安全を確保する「安全保障」としての軍縮・不拡散外交である。日本を取り巻く地域や国際社会の安全保障環境を安定・改善させるための手段として、軍縮・不拡散を積極的に活用することが重要である。第３に、兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大している中で、「人道の精神」に基づく軍縮・不拡散外交である。第４に、一人ひとりの人間の安全を確保するという「人間の安全保障」の考え方に基づく軍縮・不拡散外交である。

なお、核軍縮・不拡散分野におけるこれらの基本的な考え方については、2013年７月の広島における「ひろしまラウンドテーブル」開会式や2014年１月の長崎における「大臣と語る」イベントにおいても述べてきている（資料編１参照）。特に、第２と第３の点については、「二つの認識」（①核兵器が使用された際の非人道性についての正確な認識、②国際社会がますます多様化する核リスクに直面していることへの冷静な認識）という形で発表している。

以下、こうした軍縮・不拡散に対する日本の基本的考え方について詳述する。

１．平和への願いと唯一の戦争被爆国としての使命

日本が、外交政策の重要な柱の一つとして軍縮・不拡散に積極的に取り組んでいるのは、日本が拠って立つ世界の平和と安全の維持・確保を強く希求しているからである。第二次大戦後、戦争の惨禍を二度と繰り返してはならないとの強い決意から、日本は国際社会の中で平和国家としての地位を築くことを選択した。このような理念は日本国憲法の中にも謳われている。日本が、軍事力の強化ではなく、平和裡に経済発展を遂げ、国民の福祉の向上を図ることを重視し、また、それらを実現する上で不可欠な国際社会の平和と安定を追求してきたことは、いずれの国にも明らかであり、世界に誇れるものである。また、日本には、唯一の戦争被爆国として、核兵器の使用によりもたらされる惨禍は決して繰り返されるべきではないこと、核兵器を廃絶していくべきことを、世界の人々に強く訴えていく使命がある。2013年12月17日に閣議決定された国家安全保障戦略においても、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定のため、「世界で唯一の戦争被爆国として、『核兵器のない世界』の実現に向けて引き続き積極的に取り組む」と規定されている。

日本の軍縮・不拡散分野における主導的な取組の実績は日本の貴重な外交資産であり、この分野で引き続き積極的に取り組んでいくことは日本が確立したモデルを世界に広めるという側面も有していると言えよう。

２．日本の安全保障環境の向上

日本を取り巻く安全保障環境を見れば、日本にとって軍縮・不拡散の問題に積極的に取り組んでいく意義が特に大きいことが分かる。

日本周辺地域には、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が集中しており、多数の国が軍事力を近代化し、軍事的な活動を活発化させている。また、領土や海洋をめぐる問題や、朝鮮半島や台湾海峡等をめぐる問題が存在するなど不透明・不確実な要素が残されている。特に、北朝鮮は、国際社会が強く自制を求めているにもかかわらず、2016年１月には４回目の核実験実施を強行し、2012年以降現在に至るまで、「ミサイル」の発射を頻発化させている。北朝鮮のこのような動きは、日本を含む地域の安全保障における喫緊かつ重大な脅威であるとともに、核兵器不拡散条約（NPT）を中心とする国際的な軍縮・不拡散体制に対する重大な挑戦であり、北東アジア及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとして断じて容認できないものである。

このような状況下で日本は、自国の防衛力整備、日米安保体制の堅持とともに、周辺地域が国際環境の安定を確保するための外交努力により、自国の平和と安全を図るとの基本的な立場を取ってきている。その外交努力の重要な施策の一つとして、軍縮・不拡散が位置づけられる。すなわち、日本を取り巻く地域や国際社会の安全保障環境の安定・改善のために、軍縮・不拡散を有効な外交手段の一つとして積極的に活用していくことが重要である。具体的には、核実験禁止のための国際的な規範を定着させていく努力としてのCTBT早期発効、核戦力増強を食い止めるための努力としての核兵器用核分裂性物質生産モラトリアムやFMCT早期交渉開始、透明性が欠如する形での核戦力増強によって生じ得る地域や国際社会での疑念を和らげるための透明性向上、世界的な核兵器の削減を進めるための核兵器削減交渉の多国間化、地域や国際社会の安定に資するための核兵器の不拡散という規範の強化や検証体制の強化、核物質や関連資機材の輸出管理の強化、通常兵器分野での国際的ルール作りへの貢献など、日本が置かれている安全保障環境の安定・向上のための様々な施策を有機的にとっている。

なお、こうした施策をはじめ、核兵器のない世界に向けた軍縮・不拡散外交は、日本の安全保障政策と整合する形で進めなければならないことは言うまでもない。日本が米国の核抑止に依存しつつ核軍縮を追求することについて疑問に思う人もいるかもしれない。しかし、核の惨禍を二度と繰り返さないための最も確かな保証が核兵器のない世界を実現することである一方で、そこに至る道のりの途中においても、核兵器の使用はあってはならない。つまり、核軍縮を進めるにあたって、諸国間の関係を不安定なものにして、逆に核兵器の使用の危険性が高まるようなことになってはならず、核軍縮は諸国間の安定的な関係の下で進められる必要がある。核軍縮を進めるに際しては、安全保障を確保し、諸国間の疑心暗鬼や不信感を増幅させないよう留意しながら進めていく必要がある。このことは、日本の観点からすれば、核兵器のない世界の実現に至る道のりにおいて、換言すれば、現実に核兵器が存在する間、国家安全保障戦略でも明確に述べられているとおり、核抑止力を含む米国の拡大抑止が不可欠であることを意味する。したがって、日本が核軍縮を追求することと、当面米国の核抑止に依存しつつ国の安全保障の確保という最重要の責務を果たしていくことはなんら矛盾するものではない。

他方で、このような形で米国の核抑止に依存しつつも、日本は、同時に、核抑止に依存する必要のない国際的な安全保障環境を実現すべく日々努力している。そのためには、冷徹な国際政治の現実を直視しつつ、いかに遅々とした歩みであっても、どのようにして現実を変えていくことができるかを考え抜かなければならない。日本は、こうした考え方に基づいて、核兵器のない平和で安全な世界に向け、核リスクを確実に最小化していくための実践的かつ具体的な核軍縮・不拡散措置を追求している。

３．人道主義的アプローチ

兵器の破壊力・殺傷力の向上に伴い戦争の悲惨さが加速度的に増大していく中で、人道の精神、すなわち人道主義的なアプローチにより、軍縮・

不拡散に取り組む意義が高まってきている。歴史的には、武力紛争法（従来の戦時国際法）における交戦法規規定は、交戦国が戦争により目的を達成するための「軍事的必要性（military necessity）」とそのために必要以上の苦痛を与えることを回避する「人道的考慮（humanitarian considerations）」という相互に矛盾する要請の絶妙なバランスの上に成り立ってきた。例えば、1868年のセント・ペテルスブルク宣言前文は、「戦争中に国家が達成するために努めるべき唯一の正当な目的は、敵の軍事力を弱めることで」あり、「既に戦闘外に置かれた人員に対して苦痛を無益に増大し、又はその命を奪うことを必然にする兵器の使用は、この目的を超え、人道法に反する」と定めた。1907年のハーグ陸戦規則は、害的手段について交戦国は「無制限に権利を有するわけではない」と規定した上で、「不必要な苦痛を与える兵器、投射物、その他の物質」の使用を禁止した。さらに、1977年のジュネーブ諸条約第一追加議定書は、①過度の障害又は無用の苦痛を与える兵器、投射物及び物質並びに戦闘の方法を用いること、②自然環境に対して広範、長期的かつ深刻な損害を与えることを目的とする又は与えることが予測される戦闘の方法及び手段を用いること、③特定の軍事目標のみを対象とし得ない手段を用いること、を禁じる旨定めた。

しかし、こうした基本原則による規制は、新兵器が開発された場合にも適用可能であるという利点を有するが、現実には多くの個別の多国間条約によって、特定兵器の禁止や使用の制限が行われてきた。代表的な条約として、1972年の生物兵器禁止条約、1980年の特定通常兵器使用禁止制限条約、1993年の化学兵器禁止条約、1997年の対人地雷禁止条約（オタワ条約）、2010年のクラスター弾に関する条約（CCM）が締結された。とりわけ、オタワ条約やCCMは、これら兵器の非人道性を問題視した有志国と市民社会・NGOが協力し、国連や既存の条約プロセスの外で国際会議を重ねて条約を策定した点に特徴がある。

核軍縮・不拡散の分野においても、1946年１月の国連原子力委員会の設置に関する決議や1978年６月の第１回国連軍縮特別総会（SSOD-1）最終文書において、核兵器の非人道性を意識した文言が盛り込まれていたが、2010年５月NPT運用検討会議の最終文書（行動計画前文A.v）において、「核兵器のいかなる使用についても壊滅的で非人道的な結末に深い懸念を表明し、いかなる場合であっても、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する」という形で明示的に核兵器の非人道性に関する文言が盛り込まれた。その後、核兵器の非人道性を前面に押し出して核廃絶をめざす16か国からなる「人道グループ」が、核兵器の人道的結末に関する共同ステートメントを実施し、核兵器の人道的影響に関する国際会議を開催した。さらに、2015年秋の第70回国連総会第一委員会においては、核兵器の非人道性に関連する３つの決議案が採択されるなど、国際社会における関心を喚起してきている（第３部第４章参照）。日本も、非核特使・ユース非核特使の派遣、被爆証言の多言語化、海外原爆展の開催、各国指導者・外交官・実務家・若者等の広島・長崎への招へい、軍縮・不拡散教育の促進等を行い、核兵器使用の惨禍の実相に触れるため様々な努力を積み重ねてきている（第11部第３章、第４章及び第５章参照）。

４．人間の安全保障の観点

軍縮・不拡散は、「人間の安全保障」という観点からも重要な意義を有する。「人間の安全保障」は、一人ひとりの人間に着目し、保護と能力強化を通じて人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人間一人ひとりの安全を確保するという理念である。紛争終結後も、紛争地に居住する人々の安全、生活を脅かす対人地雷、小型武器といった兵器や各種不発弾の存在は、「人間の安全保障」の実現に対する脅威となっている。これらの問題への取組は、復興と平和の前提となる安全を構築する上で極めて重要であり、「人間の安全保障」の実現にも欠かせないものである。

第２節　核兵器のない世界に向けた日本の基本的な考え方

核兵器のない世界に向けた日本の基本的な考え方は、上記第１節の軍縮・不拡散一般に対する日本の基本的な考え方を基礎とした「現実的かつ実践的アプローチ」と言えるものである。すなわち、核兵器のない世界は一夜にして実現するものではなく、特に２つの認識（核兵器の非人道性に関する正確な認識と国際社会がますます多様化する核リスクに直面していることへの冷静な認識）を基礎としつつ、現実的かつ実践的措置を通じて、核軍縮と核不拡散の双方を着実に進めていく必要がある。

現実的かつ実践的措置としては、各国が他国の動向に関係なくとる一方的措置、二国間交渉に基づく二国間措置、地域や国際社会の合意に基づく地域的・国際的措置など様々なレベルが考えられる。核兵器のない世界を達成するためには、こうした様々なレベルにおける現実的かつ実践的措置を同時並行的に推進していくことが重要である。

また、核軍縮と核不拡散は相互に補強し合うものである。核軍縮だけが進んでも、新たな核兵器保有国を生み出すようなことになっては、国際社会はますます不安定となろう。同時に、新たな核兵器保有国の出現を抑えることができたとしても、核軍縮が進んでいなければ、核兵器のない世界に近づくことはできない。核軍縮と核不拡散は「車の両輪」であり、どちらか一方の車輪が欠けても核兵器廃絶に向けて前進することはできない。

そうした核軍縮と核不拡散の両面を同時に推進することができる国際的な法的基盤を与えているのが、NPTである（第２部参照）。すなわち、NPTは、非核兵器国には核兵器を保有しないことを義務づけ、５核兵器国には、非核兵器国に核兵器を移譲しないことや、誠実に核軍縮交渉を行う義務を課している。NPTは、核不拡散を推進しつつ、同時に核軍縮を進めることを求めているのである。更に言えば、NPTは、地域や国際社会の平和と安定を提供する一つの重要な国際的合意として、日本の安全保障向上にも貢献している。

より具体的に見ると、核不拡散面で言えば、新たな核兵器保有国の出現を阻止するための追加議定書の普遍化を含むIAEA保障措置の更なる強化（第４部第２章参照）、核開発に寄与し得る物資・技術の拡散を阻止するための輸出管理の強化（第８部第１章参照）、核テロを阻止するための核セキュリティの強化（第４部第３章参照）などがある。

核軍縮面では、まずは核兵器の数を減らす必要がある。これまでのところ最大の核兵器保有国である米国とロシアの二国間条約に基づく削減が中心となってきている（第３部第１章第２節参照）。米国とロシアは更なる核兵器削減に努める必要がある。同時に、NPT上の他の核兵器国を含む、他の核兵器を保有するすべての国も核兵器を削減、または少なくとも米露が核兵器削減を進めている間は核戦力の増強を凍結する必要がある。他の核兵器保有国が核戦力を増強していれば、米露は更なる核兵器削減を進めることができなくなるからである。そして、核兵器のない世界を実現するためには、いずれかの段階で、米露のみならずすべての核兵器保有国が参加する形での核兵器の削減が必要となる。

こうした二国間又は複数の核兵器国による一方的措置、そして将来的な複数国間の措置に加え、国際的な措置も追求していく必要がある。核兵器のない世界を実現するためには、核兵器の削減は必要であるが、そもそも核戦力の増強を食い止める必要がある。そのための国際的措置としては、CTBT（第３部第２章）とFMCT（第３部第３章）が重要である。すなわち、核実験を全面的に禁止することで核兵器の更なる開発や質的向上を食い止める効果を有するCTBT（質的キャッピング又は質的上限）と、核兵器の材料となる核分裂性物質の生産を禁止することで更なる核兵器の生産を食い止める効果を有するFMCT（量的キャッピング又は量的上限）は、当面の国際的な核軍縮外交における車の両輪である。その意味で、質的上限を規定するCTBTの交渉が1996年に妥結したことから、量的上限を規定するFMCTは国際社会が取り組むべき次なる論理的ステップと位置づけられる。

核軍縮を進めるに際しては、核兵器の数や政策に関する情報開示（透明性）、核軍縮が実際に実施されているかを確かめること（検証可能性）及び

核軍縮を後戻りのきかない形で進めること（不可逆性）という３つの原則に基づく必要がある。これら３原則の中でも、透明性向上が最も重要である。すなわち、透明性が低ければ、本当に核軍縮を実施しているかどうかも検証できず、核軍縮が後戻りのきかない形で進められているかを確認することができない（第３部第５章第１節参照）。同時に、核兵器のない世界を達成・維持するためには、国際的に信頼できる検証体制の構築が不可欠である（第３部第５章第３節参照）。

更に言えば、核兵器のない世界を実現するためには、核兵器の数の低減だけではなく、核兵器の役割の低減も重要である。自国の安全保障政策・軍事ドクトリンにおける核兵器の役割をより絞り込んでいくことによって、信頼醸成や核兵器の数の削減にもつながる。具体的には、核兵器国は、NPT上の核不拡散義務を遵守している非核兵器国に対して、核兵器を使用したり、核兵器によって威嚇しないこと（消極的安全保証（NSAs））を約束し遵守することが重要である（第３部第５章第２節参照）。また、核兵器の数や役割の低減と共に、そもそも核兵器を開発し保有する動機や誘因を減らしていくことも重要である。

核兵器のない世界に向けたプロセスの中で、これら様々な現実的かつ実践的措置を同時並行的に進めながら、最終段階の措置として多国間核軍縮の枠組み又は核兵器禁止条約がいかなる形態となり得るかにつき、長期的な視点でさらに検討することが必要となろう（第３部第５章第５節参照）。

なお、こうした核兵器のない世界に向けた上述の日本の基本的な考え方については、2014年１月の長崎大学における岸田外務大臣のスピーチや、同年５月の2015年NPT運用検討会議第３回準備委員会に提出した「核兵器のない世界に向けたブロック積み上げ方式」に関する共同作業文書においてより包括的な形で示している（注：いずれも外務省のホームページに掲載。）。

第３節　日本の取組

日本は、上記第１節及び第２節で述べた基本的考え方に基づいて、非核兵器国としてNPTを批准し、日本政府の歴代内閣も、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとの「非核三原則」を堅持している。日本は、かかる基本政策を基礎として、様々な多国間の枠組や二国間の外交機会を最大限活用しつつ、軍縮・不拡散外交を積極的かつ重層的に展開している。具体的には、国連総会（第一委員会）、NPT運用検討プロセス、ジュネーブ軍縮会議（CD）といった国際的なフォーラムにおいて、日本の考え方を実現すべく努めている。例えば、国連総会においては、過去20年近くにわたって現実的かつ実践的アプローチに基づく核兵器廃絶決議を提出し、圧倒的多数の賛成で採択されている。

日本は、G7のメンバーとしてG7の枠組（G7不拡散局長級会合（NPDG）、グローバル・パートナーシップ（GP））等、これまでもグループを通じた軍縮・不拡散外交を行ってきたが、基本的には、唯一の戦争被爆国として、独自の軍縮・不拡散外交を行ってきた。特に、核兵器国を含む各国との二国間の意見交換を通じて各種働きかけ等も行ってきている。今後もこうした外交努力を行っていくことに変わりはないが、さらに効果的な外交を展開するため、後述１．のとおり、日本はオーストラリアとともに、2010年に10か国（注：現在は12か国）からなるグループ（軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI））を立ち上げ、以来同グループを主導している。今後とも、こうしたグループをより積極的に活用することで、重層的な軍縮・不拡散外交を展開していく。

１．軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）

軍縮・不拡散分野において日本が主導する取組としてまず挙げられるのが、「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI :Non-Proliferation and Disarmament Initiative）」である。このグループは、2010年NPT運用検討会議の最終文書（行動計画）において合意された事項の着実な実施を後押しし、実践的か

つ具体的な提案を通じて核兵器のない世界への途上における「核リスクの低い世界」を実現すべく、10か国（日本、オーストラリア、ドイツ、カナダ、オランダ、メキシコ、チリ、ポーランド、トルコ、アラブ首長国連邦）からなる地域横断的な非核兵器国グループとして、日本とオーストラリアが主導して2010年９月に立ち上げた。2013年９月に行われた第７回外相会合からナイジェリア及びフィリピンが新たに参加し、現在構成国は、12か国となっている。NPDIの大きな特徴として、①メンバー国の外相自身のコミットメントによるイニシアティブであること、②実践的かつ具体的なアプローチを通じ、核兵器国と非核兵器国との橋渡し役を果たしていること、が挙げられる。

NPDIは、2010年９月にニューヨークで開催された第１回外相会合では、NPT運用検討会議の成果を前進させ、核兵器の数的削減と役割の低減、不可逆性、検証可能性及び透明性を伴った核軍縮プロセスの進展、CTBTの早期発効、FMCTの即時交渉開始等に関する具体的提案につき議論を行い、「核リスクの低い世界」の実現に向けた現実的取組を進める決意を表明した。

その後NPDIは、ほぼ毎年2回の頻度で外相会合を開催し、核戦力の透明性向上やFMCT早期交渉に向けたグループの取組等に関し議論を行った。こうした議論を通じて、例えば、2012年、2014年に核兵器国が行う核軍縮措置の報告に関し、NPDIとして標準報告フォーム案を作成し、核兵器国に提示する等具体的な成果を積み重ねてきた。

日本は、2013年４月から５月にかけてジュネーブにおいて開催された2015年NPT運用検討会議第２回準備委員会で、NPDI諸国と共同で６本の新たな作業文書（①CTBT、②非戦略核、③核兵器の役割低減、④輸出管理、⑤非核兵器地帯、⑥核兵器国への保障措置拡大）を提出するとともに、前年提出したものから内容を改訂した軍縮・不拡散教育に関する作業文書の計７本を同準備委員会に提出した。また、NPDIとして５核兵器国や非同盟諸国グループ（NAM）代表との会合を主導するなど、NPT運用検討プロセスの中での存在感を着実に高めてきた。NPDIの作業文書の趣旨は概ね議長サマリーに反映され、メンバー国以外からも賛同国が現れた作業文書もあった。

次いで2013年９月に行われた第７回外相会合から、ナイジェリアとフィリピンが新たにメンバーとなり、それまで課題であったアフリカとアジアからの地域代表性を向上させ、核軍縮・不拡散分野におけるグループの存在感を高めることができた。2014年の広島外相会合や、2015年のNPT運用検討会議第３回準備委員会に向けて、核兵器の人道的影響について議論し取り組んでいく意思を共有した。

2014年４月に開催された第８回外相会合は、日本で初めてかつ被爆地である広島での開催であったため、NPDI各国として核兵器のない世界に向けた取り組みをこれまで以上に積極的に取り組むための絶好の機会となった。会議の結果、採択された広島宣言では、日本の提案である、①すべての種類の核兵器削減、②核兵器削減交渉の多国間化、③核軍縮努力を行っていない国に対する核戦力の削減の要求、④透明性の向上等、実践的かつ具体的な措置につき合意がなされるとともに、これまで各国の立場が一致していなかった核兵器の非人道性については、①国際社会を「結束させる」触媒となること、②国境と世代を越えて「広げていく」こと、③科学的側面についての知見を「深めていく」ことが重要であるという日本の考えに合意が得られたことは大きな成果である。軍縮・不拡散にかかる被爆地広島の人々のみならず日本国民全体の想いをより効果的に実現していくための極めて大きな一歩となった。

2014年４月から５月にかけてニューヨークにて開催された2015年NPT運用検討会議第３回準備委員会においては、直前に行った広島外相会合の結果をふまえ、共同ステートメントや新たな作業文書や他グループ及びNGOとの会合を通じて更に認知度を高め、その活動への幅広い理解と支持を得る好機と期待された。日本は、NPDI議長国として、７本の新たな作業文書（①新戦略兵器削減条約後の核軍縮、②核軍縮における透明性の向上、③警戒態勢解除、④核セキュリティ、⑤中東非大量破壊兵器地帯、⑥NPT脱退、⑦広島宣言）を今次準備委員会に提出した。これらの作業文書は、メンバー以外の国のステートメントの中でも言及されるなど、その活動への注目が高まった。

さらにNPDIは、2015年NPT運用検討会議に向けては、２本の新たな作業文書（①2015年NPT運用検討会議合意文書案、②非核兵器国による透明性）を提出した。前者の作業文書は、これまでNPDIが提出した18本の作業文書の内容を同運用検討会議の合意文書案として１つに包括的な形でまとめたものであり、各国や議長団から大きな注目を得た。

このようにNPDIとして2015年NPT運用検討会議の成功を促進するため、様々な実践的かつ具体的な提案を行うとともに、多様な立場を橋渡しするため、建設的かつ能動的な役割を果たしてきている。

２．日本提出の核兵器廃絶決議

日本は1994年以降毎年、国連総会に核兵器廃絶決議案を提出し、核軍縮に向けて努力すべき方向性として日本が掲げる現実的かつ実践的アプローチを国際社会に示してきた。この決議は、例年国連総会において圧倒的多数の国からの賛成を得て採択されており、2015年には、107か国の共同提案国を代表して提出され、166か国の賛成を得て採択された（国連加盟国は193か国）。

核兵器廃絶決議の内容は、５年毎に開催されるNPT運用検討会議の結果を踏まえて大幅な改訂を行う慣行となっている。現在の決議は、2015年のNPT運用検討会議において合意が得られなかったことを受けて改訂したもので、タイトルを新たに「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」とし、核兵器のない世界に向けた国際社会の具体的行動を求める内容のものである。同決議の内容の主な要素としては、①核戦力の透明性を一層高めていくこと、②北朝鮮に対して更なる核実験を行わず、全ての核兵器及び既存の核計画を放棄するよう強く求めること、③核兵器の非人道性への深い懸念が全ての取組の基本にあること、④2015年が広島・長崎原爆投下から70年に当たることを踏まえて指導者や若者による被爆地訪問等を通じ核兵器の実相への認識を広めることが含まれている。このことは、日本の決議が、非同盟運動（NAM）諸国が掲げる核兵器禁止条約の即時交渉開始のようなアプローチを取るのではなく、現存のNPT体制遵守の重要性を強調した上で、CTBTやFMCTといった枠組みを早い段階で成立させようと呼びかけている点で現実的かつ実践的な日本のアプローチを反映したものであることを示している。

日本の核兵器廃絶決議の特徴は、これまで圧倒的多数の国の支持を得ているということに加え、核兵器国を含む幅広い立場の国々からの支持を集めてきた点にある。2014年までは、2009年以降それまで反対していた米国が共同提案国になり、さらに2012年には英国が16年ぶりに共同提案国として加わった。またフランスも賛成票を投じていた。2015年においては、核兵器国と非核兵器国の対立の高まりの余波を受け、核兵器国の賛成は得られなかったが、国連総会第一委員会に提出された３つの人道関連決議案等を反対した米国、英国、フランスは、日本の決議に対しては棄権という投票態度であり、核兵器国と非核兵器国の双方の協力を求める日本の決議案は存在感を示したといえる。したがって、日本としては、引き続き、核兵器国と非核兵器国双方の理解・協力を得る努力を継続し、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた機運を高めていくことが重要である。

３．G7／G8を通じた取組

（１）背景とこれまでの経緯

G7／G8を通じた取組としては、1993年に発足したG8不拡散専門家会合（NPEG: Non-proliferation Experts Group）が、2006年以降にG8不拡散局長級会合（NPDG: Non-proliferation Directors Group）へと格上げされ、軍縮・不拡散に関するG7／G8共通の課題について意見交換を行い、協働して取り組みを行う場として用いられている。

2002年の加カナナスキス・サミットにおいては、NPEGが起草した「G8 グローバル・パートナーシップ　テロリストまたはテロリストを匿う者による大量破壊兵器または物質の取得を防止するための原則」が採択され、核・化学・生物兵器及びその他の関連物資等の拡散防止を主な目的とする「大量破壊兵器及び関連物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ（GP）」が10年のマンデートで設置された。

GPは、当初、ロシア及び旧ソ諸国を対象に、大

量破壊兵器の拡散防止を主目的としたプロジェクトを実施してきたが、2008年北海道洞爺湖サミットにおいて世界的に存在する大量破壊兵器の拡散に取組むことが合意され、2011年仏ドーヴィル・サミットにおいて当初10年間であったマンデートを延長することが合意された。2012年にはCBRN（化学・生物・放射性物質・核）セキュリティに関するサブ作業部会が設置される等、より体系的な取組が進められているほか、原子力安全に関しても更なる協力を進めることが合意された。参加国も随時拡大しており、現在はG7を含む28か国及び欧州連合（EU）に加え、世界保健機関（WHO）、国際原子力機関（IAEA）、化学兵器禁止機関（OPCW）等の国際機関が参加している。

（2）日本の取組

G7として核兵器のない世界に向けた力強いメッセージを発出できるよう、日本としても取り組んできており、2015年リューベック外相会合で発表された「不拡散及び軍縮に関するG7ステートメント」においては、広島・長崎への被爆年忌や核兵器使用の壊滅的な結末について言及がなされた。

GPの枠組みにおいて、日本は、ロシアの退役原潜６隻の解体事業への貢献に加え、旧ソ諸国（ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ）における核セキュリティ関連事業に貢献してきた。

４.二国間協議における日本の取組

日本は、軍縮・不拡散分野における取組をグローバル、地域、二国間のレベルで重層的に行っており、中でも二国間の協議を通じて日本と特定の国との間で共有する課題に取り組んできた。NPT体制の強化、CTBTの発効促進、FMCTの即時交渉開始をはじめ、生物及び化学兵器や通常兵器に関する協力、地域情勢についての意見交換などの幅広い軍縮・不拡散分野の課題についての包括的な意見交換を様々な国と行っている（以下表参照）。

2016年	2月15日	日イラン軍縮・不拡散協議（東京）
2015年	12月 8日	日露軍縮・不拡散協議（モスクワ）
	8月10日	日米軍縮・不拡散委員会（東京）
	2月25日	日EU政治対話：軍備管理・軍縮・不拡散ワーキンググループ（東京）
2014年	12月16日	日豪軍縮・不拡散協議（キャンベラ）
	12月 3日	日韓軍縮・不拡散協議（ソウル）
	11月10日	日露軍縮・不拡散協議（東京）
	9月22日	日米軍縮・不拡散委員会（ワシントンDC）
	6月 9日	日パキスタン軍縮・不拡散協議（東京）
	4月12日	日米軍縮・不拡散委員会（広島）
	2月25日	日EU政治対話：軍備管理・軍縮・不拡散ワーキンググループ（サンクトペテルブルク）
	1月12日	日イラン軍縮・不拡散協議（テヘラン）
2013年	12月20日	日ミャンマー軍縮・不拡散協議（ネーピードー）
	11月21日	日韓軍縮・不拡散協議（東京）
	9月30日	日米軍縮・不拡散委員会（ワシントンDC）
	7月19日	日印軍縮・不拡散協議（東京）
	7月10日	日露軍縮・不拡散協議（モスクワ）
	5月23日	日メキシコ軍縮・不拡散協議（メキシコシティ）
	5月 8日	日米軍縮・不拡散協議（東京）
	2月 8日	日パキスタン軍縮・不拡散協議（イスラマバード）

第2部

核兵器不拡散条約（NPT）

第２部
核兵器不拡散条約（NPT）

第１章
概　　要

核兵器不拡散条約（NPT：Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons）は、米国、ロシア、英国、フランス及び中国の５か国を「核兵器国」とし、それ以外の「非核兵器国」への核兵器の拡散を防止するとともに、核兵器国の核軍縮交渉を進め、更に原子力の平和的利用のための協力を促進することを主たる目的とする条約である。このことをもって、NPTは、核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用という３つの柱（３本柱）で構成されていると一般的に言われている。NPTは、1968年７月に署名のために開放され、1970年３月に発効した（日本は1970年２月署名、1976年６月批准。）。締約国数は191か国・地域（北朝鮮を含む。2015年２月現在。インド、パキスタン、イスラエル及び南スーダンは未加入。）。

NPT第８条３項は、条約の前文の目的の実現及び条約の規定の遵守を確保するため、５年ごとに条約の運用を検討する会議を開催することを規定しており、1970年に発効して以来、その時々の国際情勢を反映した議論が展開されてきた。また、NPT第10条２項には、発効の25年後にNPTを無期限又は一定期間存続させるかを決定することが明記されている。この規定に基づいて、1995年に開催されたNPT運用検討・延長会議において、NPTの無期限延長の決定と共に、運用検討プロセス強化に関する決定、核不拡散及び核軍縮のための原則及び目標に関する決定及び中東決議が採択された。

1995年の運用検討プロセス強化に関する決定において、５年に一度開催される運用検討会議に先立つ３年間に、毎年一度準備委員会を開催することが合意された。また、2000年の運用検討会議での運用検討プロセス強化に関する合意においては、各準備委員会の目的を明確化することが盛り込まれた。すなわち、第１回及び第２回の準備委員会は、1995年NPT運用検討・延長会議の決定及び中東決議に加え、1995年以降の運用検討会議の結果における具体的な実質事項を検討する。準備委員会の議長は、検討の内容を事実に即して要約し、さらなる議論に付すために次の準備委員会に送付する。第３回準備委員会は、それ以前の２回の準備委員会での議論を踏まえ、運用検討会議へのコンセンサスの勧告を含む報告書を作成する努力とともに、運用検討会議に関する手続事項について最終的にまとめておくことが求められている。また、必要に応じ、第４回の準備委員会を開催することができる。

NPTにおいては、一部の国に核兵器の保有を認めているという性質に起因して、核軍縮と核不拡散をめぐる核兵器国と非核兵器国の対立が深刻化しており、核軍縮と核不拡散の双方において大きな進展がない状況が続いている。

第2章
核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議

第1節 2000年・2005年・2010年 NPT運用検討会議の概要

2000年 NPT運用検討会議においては、核軍縮の停滞や、核不拡散に逆行する1998年のインド、パキスタンの核実験といった厳しい状況下で、何度かの交渉決裂の危機を乗り越え、核兵器の全面的廃絶への核兵器国による「明確な約束」をはじめとする核軍縮に関する13の措置を含む最終文書が採択された。

2005年 NPT運用検討会議は、本来であれば準備委員会で決定されているべきである議題等の手続事項すら決定されていない中で行われ、その決定に会議日程の３分の２を要した結果、実質的議論や最終文書案の作成に十分な時間が割けず最終文書を採択できなかった。

2010年 NPT運用検討会議では、前回と同じ結果を繰り返さないため最終文書に合意すべきとの各国の強い意思や、2009年４月のオバマ大統領のプラハ演説を契機とする核軍縮に向けた機運の高まりが見られる中で、米国・ロシアによる新戦略兵器削減条約（新 START）署名や、米国、英国による核兵器保有数や削減規模に関する情報公開措置発表、インドネシアの包括的核実験禁止条約（CTBT）批准手続の開始表明等の具体的な動きが、会議の成功に向けて追い風となり、最終的に３本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）全体を網羅する64項目の行動計画を含む最終文書が採択された。行動計画には、1995年の中東決議の実施に関する合意も含まれた。この最終文書は、すべての NPT締約国が協力して核軍縮・不拡散・原子力の平和的利用を推進していくための共通の基盤を提供した。

第2節 2015年 NPT運用検討会議の各準備委員会

NPTを基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の強化につなげるためには、2015年 NPT運用検討会議に向けて、各国が2010年運用検討会議で合意した行動計画を着実に実施していくことが極めて重要であった。2015年運用検討会議は、その実施状況をレビューする重要な会議であったが、2012年以降計３回開催された準備委員会は同運用検討会議に向けた準備プロセスとして重要な意義を有していた。各準備委員会の概要は次のとおり。

1．第1回準備委員会

2015年運用検討会議に向けたプロセスの出発点として、2012年にウィーンにて第１回準備委員会が開催された。同委員会では、３本柱（核軍縮・不拡散・原子力の平和的利用）それぞれの実質事項に関する議論が行われ、議長が、議長責任の下で議論の内容を総括した議長要約（サマリー）が配布された。

日本が主導する地域横断的グループである軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）は、核戦力の透明性（核兵器国による核戦力・核軍縮の標準報告フォーム案）を含む４本の共同作業文書を提出するとともに、共同ステートメントを行い、存在感を示した（第１部第２章第３節１参照）。

北朝鮮については、日本を含む多くの国が、核問題への懸念、ミサイル発射に対する非難を表明した。原子力安全については、福島第一原発事故を受けて、原子力安全を国際的に強化すべき旨の発言が行われ、原子力安全に関する国際原子力機関（IAEA）行動計画を着実に実施すべき旨が指摘された。

また、核兵器の非人道的側面に関し、スイスが16か国を代表して共同ステートメントを実施し注目が集まった。中東非大量破壊兵器地帯に関する会議については、同会議の調整役を務めるラーヤバ・フィンランド外務次官から、進捗状況についての説明があったが、同国際会議の開催日には言及がなかった（第３節２参照）。

２．第２回準備委員会

2013年にジュネーブで開催された第２回準備委員会でも、３本柱それぞれについて議論が行われた。第１回準備委員会と同様、議長要約（サマリー）が配布された。

北朝鮮の核・ミサイル問題については、第１回準備委員会と同様に、日本を含む多くの国が懸念を表明し、安保理決議・六者会合共同声明の遵守を求める等の発言を行った。また、南アフリカが代表して行った核兵器の人道上の影響の共同ステートメントに、74か国（後に80か国）が賛同し関心の高まりがうかがわれた。

日本を含むNPDIは、核兵器の役割低減を始めとする６本の新たな作業文書に加え、前年に提出した軍縮・不拡散に関する作業文書を補足する作業文書の計７本を提出し、存在感を示した。また、日本は、32か国の賛同国を代表し軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントを行った。

３．第３回準備委員会

第３回準備委員会は、2015年NPT運用検討会議に向けた最後の準備委員会として、2014年にニューヨークで開催された。

同準備委員会は、当初、ウクライナ問題、核兵器の非人道的影響、中東非大量破壊兵器地帯等を巡って紛糾が懸念されていたが、３本柱それぞれについて議論が進行した。最終的に、2015年NPT運用検討会議への勧告案は合意に至らなかったが、同運用検討会議の議題や手続規則について合意された。

また、第３回準備委員会では、2010年NPT運用検討会議で採択された行動計画に基づいて、５核兵器国が、合意された核兵器に関する標準報告フォームに基づき核軍縮措置に関する報告を提出した。また、同準備委員会期間中に、核兵器国が中央アジア非核兵器地帯条約の議定書に署名した。

デ・ブラム・マーシャル諸島共和国外相は、NPT上核兵器の保有を認められている国や核兵器を保有するとされる国が核軍縮の実施を怠っているのはNPT第６条の核軍縮義務をはじめとする国際法に違反するものであるとして、同国が同準備委員会直前に９か国（米国、ロシア、英国、フランス、中国、インド、パキスタン、イスラエル、及び北朝鮮）を国際司法裁判所（ICJ）に提訴したことを発表した。

日本を含むNPDIは、ポスト新戦略核削減条約（ポスト新START）における核軍縮や警戒態勢解除を含む７本の作業文書を提出し、岸信夫外務副大臣が、NPDIを代表して共同ステートメントを行った。また、日本は、36カ国の賛同国を代表し軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントを行った。

第３節　2015年NPT運用検討会議

１．概要

被爆70年の節目の年に開催された2015年NPT運用検討会議は、核兵器国と非核兵器国の核軍縮をめぐる対立が深まり、2012年に開催されることで合意されていた国際会議が開催されなかった中東非大量破壊兵器地帯や核兵器の非人道的影響等、締約国の意見を収斂することが難しい課題が多い状況、更に、ウクライナ危機を巡って国際情勢が厳しい中で、４月27日から５月22日までニューヨークで開催された。2015年運用検討会議の議長として、フェルーキ・アルジェリア外務大臣顧問が任命された。

同運用検討会議では、核軍縮の関連では、核兵器の非人道的影響（第３部第４章参照）が大きな盛り上がりを見せた。また、核兵器の非人道的影響に関する認識を有する新たな核軍縮の動きとして、NPT第６条に関する「効果的措置」の議論が核軍縮に関する議論の中心を占めた。また、日本やNPDIが提案した核兵器の透明性の向上や報告についても主要な論点となり、最終文書案に大きく反映された。

核不拡散については、保障措置、輸出管理、核セキュリティ、北朝鮮や中東を含む地域問題といった幅広い議題について議論が行われた。特に、核セキュリティについては、過去５年間の議論の進展が最終文書案に反映された。また、北朝鮮問題については、2010年の合意文書より大幅に強化された文言で合意した。

原子力の平和的利用に関しては、幅広い分野における原子力科学・技術の応用へのアクセスや分野の拡充や、福島第一原発事故を含む原子力安全等について活発な議論が行われた。また、締約国がNPTを脱退する場合の新たな規定についても議論が行われた。

同運用検討会議においては、それぞれの分野における合意案が複数回作成され議論が深められたが合意に至らず、会議最終日の前日に、フェルーキ議長が自らの責任の下で作成した最終文書案を配布し各国に対して最大限の柔軟性を発揮するよう求めた。しかし、中東非大量破壊兵器地帯について、エジプトを中心としたアラブ諸国と中東決議の共同提案国（下記２．参照）である米国、英国及びロシアとの間で鋭意交渉が行われたものの議論は平行線を辿り、会議最終日に、米国、英国及びカナダが議長案の当該部分に賛同できない旨表明し、最終文書案が採択されないまま同運用検討会議は終了した（最終文書案は資料編４参照）。なお米国は、閉会に際してのステートメントにおいて最終文書案について中東問題を除いて合意する用意があったと表明した。

２．中東非大量破壊兵器地帯

1995年に開催されたNPT運用検討・延長会議において、無期限延長を含む３つの決定とともに中東決議が採択された。同決議は、米国、英国及びロシアによって共同提案された（本節において、「共同提案国」とはこれら３か国を指す。）。同決議は、中東非大量破壊地帯の設立に向け進展を得るため全ての中東諸国が適切な場において実際的な措置をとることに加え、全ての中東諸国が直ちにNPTに加入し、原子力施設をIAEAの保障措置下に置くことを求めている。2000年NPT運用検討会議において、同決議の重要性が再確認された。

2010年NPT運用検討会議においては、国連事務総長及び共同提案国が2012年に全ての中東諸国が参加する会議を開催すること、国連事務総長及び共同提案国が任命するファシリテーターが同会議の開催を準備することなどが合意された。

中東の国としてこの中東会議への参加が求められるイスラエルは、当初、NPTの非加入国として上記合意に従う義務はないとして参加に難色を示した。また、2010年運用検討会議から１年以上経た2011年10月にファシリテーターとして、ラーヤバ・フィンランド外務次官が任命された。同次官は国連及び共同提案国とともに、2013年10月から2014年６月にかけて、スイスにおける関係国による５回の非公式会合を行うなど、2015年NPT運用検討会議までの間、様々な協議を行ったが、本件会議を開催できなかった。

その間、2013年に開催された第３回準備委員会における本件に関する議論の際には、エジプトが2012年中に本件会議が開催されなかったことへの不満を表明し議場から退席した（ただし、追従する国はなかった。）。

2015年NPT運用検討会議においては、共同提案国が2010年の合意の基本的な考え方を継承する提案を行ったのに対し、アラブ連盟は、会議の開催は、全ての中東諸国の出席やコンセンサスを前提としないこと、共同提案国の関与をなくしファシリテーターを任命しないことに加え、国連事務総長が2015年NPT運用検討会議終了後180日以内に会議を開催することなどを提案した。その後、共同提案国の１か国であるロシアが、アラブ連盟の提案寄りの独自の提案を出した。

一方で、中東を含む地域問題について議論を行う補助機関Ⅱの議長を務めたモロ・スペイン外務

省軍縮・不拡散局次長は、アラブ連盟やロシアの提案に比べて2010年の合意に近い提案を行った。

フェルーキ議長の最終文書案は、全ての中東諸国の出席を前提としないこと、実質事項についてコンセンサスとすること、共同提案国の関与を会議の準備・フォローアップの支援とすること、国連事務総長が2016年３月１日までに会議を開催するなどとされていた。

最終日に、米国は、最終文書案の中東部分については、会議の議題や実施方法の決定がコンセンサスでないことや、会議開催の期限が現実的でない点などについてエジプトなどと協議したものの改善されなかったとして、最終文書案の採択に同意できない旨述べた。英国・カナダも同様の問題を指摘して同意できない旨述べた。結果として、最終文書案は採択されなかった。

３．日本の取組

日本からは、岸田文雄外務大臣が首席代表として出席し、一般討論演説を行った。同演説では、核兵器のない世界に向け、核兵器国と非核兵器国の双方が協力することを求めた上で、以下の５項目を日本が重視する事項として訴えた。

・核戦力の透明性の確保
・あらゆる種類の核兵器の削減や核兵器削減交渉の将来的な多国間化
・核兵器の非人道的影響の議論の下での核兵器のない世界に向けた国際社会の結束
・世界の政治指導者及び若者の広島・長崎訪問
・地域（北朝鮮、イラン、中東など）の核拡散問題の解決

更に、岸田大臣は、原子力の平和的利用に関する平和利用イニシアティブ（PUI）に対し５年間で総額2,500万ドルの拠出を表明した。また、佐野利男軍縮代表部大使が副議長を務め、2015年運用検討会議の議事運営に貢献した。

同運用検討会議に先立ち、日本が主導するNPDIは、過去３回開催された2015年NPT運用検討会議の準備委員会及び同運用検討会議に提出した18本の作業文書をとりまとめ、核兵器国と非核兵器国の双方に具体的行動を求める内容の同運用検討会議としての合意文書案を国連事務局に提出した。また、オランダがNPDIを代表して共同ステートメントを行い、議場内外において、他のNPDIメンバー国と協力して各国にNPDIの提案に対する理解を求めた。その結果、上記の日本の５項目提案を含め、NPDIの提案の多くが最終文書案に反映された。

また、同会議開催中に行われた安倍総理大臣訪米の際に、日米両国は、「NPTに関する日米共同声明」を発出し、日米両国が今回の会議の成功に向け協働することを確認した（資料編４参照）。

軍縮・不拡散教育については、唯一の戦争被爆国として、これまでも日本が主導してきた分野であることから、同会議において、軍縮・不拡散教育の共同ステートメントを行うとともに、会議期間中にサイドイベントを２回開催した。これらの機会を通じて、日本として、軍縮・不拡散教育の重要性を発信した（第11部第４章参照）。

更に、会議期間中は、日本からは、政府関係者のみならず、広島県知事、広島市長、長崎市長をはじめとする地方自治体関係者、NGO関係者、被爆者、ユース非核特使等がニューヨークを訪問し、

岸田大臣の一般討論演説

同会議のNGOセッションや、その他サイドイベント等への参加・主催を積極的に行い、オールジャパンとして核軍縮に取り組む姿勢を国際社会にアピールした。

ヒロシマ･ナガサキアピール集会でスピーチを行う岸田大臣

2015年 NPT運用検討会議期間中の NGO等（市民社会）主催の行事
（外務省が共催・後援等行ったもの）

時期	行事名	主催者	備考
4月27日～ 5月22日	国連原爆展2015	日本原水爆被害者団体協議会	外務省後援 岸田文雄外務大臣が見学
4月27日	2015ヒロシマ・ナガサキアピール集会 in ニューヨーク	平和首長会議	岸田文雄外務大臣が挨拶
4月27日	ヒバクシャ・ストーリーズ主催レセプション	・ヒバクシャ･ストーリーズ ・国連日本政府代表部 ・国連軍縮部 ・日本被団協	佐野利男軍縮代表部大使が挨拶
4月27日	核兵器廃絶に向けた労働組合の役割	ITUC・連合・原水禁・KAKKIN	佐野利男軍縮代表部大使が挨拶
4月29日	被爆記録映画上映「ヒロシマ爆心地復元プロジェクト」	国連軍縮部 （株）ナック映像センター	国連日本政府代表部後援 佐野利男軍縮代表部大使が挨拶
4月29日	国際平和拠点ひろしま構想に関するサイドイベント	広島県	岡村善文国連代表部大使がパネリストとして出席
4月30日	国連創立70周年記念未来につなぐヒロシマ平和祈念コンサート	・広島市 ・広島邦楽連盟 ・国連日本政府代表部共催	岸田文雄外務大臣による祝辞の寄稿
4月30日	2015平和首長会議ユースフォーラム	平和首長会議	野口泰軍備管理軍縮課長が挨拶
5月8日	公開フォーラム「北東アジア非核化への実現可能な提案」	長崎大学核兵器廃絶研究センター	国連日本政府代表部後援

コラム

核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議における日本の存在感

黒澤満　大阪女学院大学大学院教授

NPT運用検討会議には、1995年以来５回の会議にすべて参加し、その間の議論の流れを観察してきた観点から見ると、今回の会議の特筆すべき特徴は日本および軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の存在感の大きさである。５年前に日本とオーストラリアが中心となり10か国（現在は12か国）とともにNPDIを設立した。それは大陸横断的なメンバーで、米国の同盟諸国および非同盟諸国から構成され、毎年の外相会議などを通じて実質的な活動を継続してきた。

設立されて最初の運用検討会議であったが、今回の会議におけるNPDIの存在感は、非同盟運動（NAM）や新アジェンダ連合（NAC）に引けを取らないものであった。この会議に向けてNPDIは早くから検討を開始し、準備委員会に多くの作業文書を提出することにより、会議の議論をリードする役割も果たした。また運用検討会議にはそれまでの作業文書をまとめたものを提出した。

特に重要なのは「透明性と定期報告」に関して、NPDIは早い段階から核軍縮の進展に関する核兵器国からの定期報告の標準報告フォーム案を提示するなど重要な役割を果たしたことである。日本は、NPDIとしての提案に加えて、それらの報告を検討するための具体的なメカニズムに関する作業文書を提案した。これらはともに非常に詳細な内容を含むものであったが、会議の最終文書案にはその詳細な内容のほとんどが取り入れられている。会議自体は中東問題をめぐる対立で最終文書をコンセンサスで採択することはできなかったが、核軍縮など他の部分には一般的な合意が存在していたと考えられており、今後の議論の出発点となるものである。この分野におけるNPDIおよび日本の貢献は高く評価すべきものと思われる。

もう一つの日本の貢献は、軍縮・不拡散教育の分野におけるものであり、会議において日本の佐野軍縮代表部大使が76か国を代表して「軍縮・不拡散教育に関する共同声明」を読み上げており、NPDIもこの問題に関する作業文書を提出している。教育の分野における日本の貢献は、唯一の被爆国でもあり、国際的に一般に評価されている。

ただ、NPDIは「核兵器国とNAMやNACとの間の懸け橋の役割を果たす」という役割も期待されているが、この側面における貢献のためには一層の努力が必要とされる。たとえば核軍縮への人道的アプローチに関して、日本はオーストリア共同声明およびオーストラリア共同声明の双方に賛同しているのであるから、両者を調和させる方向で懸け橋の役割も果たせるのではないだろうか。

第3部

核　軍　縮

第３部

核　軍　縮

第１章

核兵器国の核軍備管理・核軍縮

第１節　総　論

１．核兵器国

核兵器不拡散条約（NPT）において、「核兵器国（nuclear-weapon States）」と位置づけられるのは、米国、ロシア、英国、フランス、中国の５か国である。NPT非締約国であるインドとパキスタンは、核実験を実施し、核兵器保有を宣言しており、同様にNPT非締約国であるイスラエルは、宣言していないものの既に核兵器を保有しているとみられており、これら３か国は「事実上の核兵器国」と呼ばれることもある。

このうち、米国、ロシア両国は世界の核兵器の大部分を保有しており、両国による核兵器の削減は、世界の核軍縮にとって大きな意味を持っている。

なお、NPT第６条では、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、（中略）全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」ことが定められている。

２．核兵器の種類

核兵器の分類について確立した定義はないが、一般に、敵対国の戦争遂行能力の壊滅や敵対国に対する報復を目的に、敵対国の本土を攻撃する核兵器を「戦略核兵器」（例えば、米露間では大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）及び重爆撃機によって運搬される核兵器を指す。）、それより狭い戦域で使用されるものを「戦域核兵器」（例えば、中距離弾道ミサイルなどで運搬される核兵器）、主に戦場で使用されるものを「戦術核兵器」（例えば、短距離弾道ミサイルで運搬される核兵器）、と呼んでいる。また「戦域核兵器」と「戦術核兵器」を総称して、「非戦略核兵器」と呼ぶこともある。米露間においては、戦略兵器削減条約（START）等において戦略核兵器が「戦略攻撃兵器」として規定されており、それ以外のものが非戦略核兵器と解釈されている。なお、STARTや新戦略兵器削減条約（新START）においては、核弾頭の威力（核出力）ではなく、運搬手段（ICBM、SLBM、重爆撃機等）によって規定されている。

ただし、米国及びロシアにとっては「非戦略核兵器」でも、他の国にとってはその地理的位置、国土の広さ等により「戦略核兵器」となる場合があり、厳密な定義は難しい。

第２節　米国とロシアの核軍備管理・核軍縮

１．経緯及び概要

戦略兵器削減条約（START：Strategic Arms Reduction Treaty）交渉は、冷戦期に増大していった米国、ロシア両国の戦略核戦力を初めて削減したプロセスであった。後述の第１次戦略兵器削減条約（STARTⅠ）の結果、両国の配備戦略核弾頭数は各々6,000個まで削減され、これは冷戦期の約60％までの削減を意味した。STARTプロセスは核軍縮の１つの重要な基礎を構成してきたということができる。

他方、2001年１月に発足した米国のブッシュ政権は、その成立当初から、両国が各々１万個以上の戦略核兵器を保有して対峙していた冷戦時代の敵対的な関係に決別し、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散といった脅威に対抗する新たな安全保障体制構築の必要性を主張していた。この動きは、2001年９月11日の米国同時多発テロ以降加速度的に進展し、検証規定がない形で実戦配備の戦略核兵器を各々約2,000個程度の水準まで削減する戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）が合意された。モスクワ条約は検証規定がなく、簡潔な条約であるが、これは、冷戦後の米露関係は信頼を基礎とすべきであって、冷戦期における敵対的な関係を基礎とした詳細な定義や検証の規定を伴うSTARTはもはや必要ないとの考えに基づくものであった。

その後、オバマ政権の誕生により、対露関係の「リセット」を進める成果として配備戦略核兵器を各々1,550個まで削減する新STARTが2010年に成立した。新STARTは、引き続き二国間の信頼を基礎としつつも、両国の核戦力の透明性を高めて両国間の戦略的安定性や予測可能性を向上するためには、冷戦期のSTARTレベルでの検証でなくとも、一定程度の検証規定が必要との考えに基づくものであった。

２．第１次戦略兵器削減条約（STARTⅠ）及びSTARTプロセス

1991年７月に両国により署名されたSTARTⅠは、戦略核の３本柱、すなわち、両国が配備するICBM、SLBM及び重爆撃機の運搬手段の総数を、条約の発効から７年後に各々1,600基（機）へ削減することを規定した。また、配備される戦略核弾頭数の総数は各々6,000個に制限され、このうちICBM及びSLBMに装着される戦略核弾頭の総数は各々4,900個を超えてはならないこと等が規定された。

その後、ソ連の崩壊により、旧ソ連の戦略核兵器が配備されていたウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ及びロシアと米国の５か国は、1992年５月のリスボン議定書によってSTARTⅠの当事国となること、並びにウクライナ、カザフスタン及びベラルーシは非核兵器国としてNPTに加入することが定められた。

STARTⅠは1994年12月に発効し、2001年12月に両国は、それぞれの配備戦略核弾頭数を6,000個以下まで削減し、STARTⅠに基づく義務の履行を完了したことを宣言した。

STARTⅠの発効を待たずして、両国政府は1992年６月には両国の配備戦略核弾頭数を3,000～3,500個以下に削減することなどSTARTⅡの基本的枠組みに合意し、1993年にSTARTⅡに署名した。米国は1996年にSTARTⅡを批准したが、ロシアは、議会がSTARTⅡを批准する際に、米国が対弾道ミサイル防衛（ABM：Anti- Ballistic Missile）制限条約からの脱退などを行った場合には、ロシアはSTARTⅡから脱退する権利を留保する旨の付帯決議を採択した。その後、2002年に米国がABM制限条約から一方的に脱退したことなどから、STARTⅡは発効には至らなかった。

＜ウクライナの非核化プロセスとブダペスト覚書＞

ソ連の崩壊後、1990年代のウクライナの非核化プロセス、すなわち、ソ連がウクライナに残した核兵器をウクライナが放棄し、非核兵器国としてNPTに加入するプロセスにおいて、ブダペスト覚書は大きな意義を持った。なぜならば、ウクライナにおいては、1992年５月のリスボン議定書調印後も、国内における異論など様々な紆余曲折があり、NPTへの加入がすぐに実現しなかったが、非核兵器国に対して核兵器を使用しないとの消極的安全保証（NSAs）などが供与された1994年のブダペスト覚書によってウクライナの非核兵器国としてのNPTへの加入が実現したからである。

ブダペスト覚書は、米英露によるNSAsの供与以外にも、ウクライナの独立・主権及び既存の国境を尊重するコミットメントを確認しており、2014年以来のロシアによるクリミア「併合」を始めとするウクライナ情勢においても重要な意義を有する。すなわち、様々な安全保障上の見返りの結果、ソ連が残置した核兵器を放棄し、非核兵器国としてNPTに加入したウクライナに起きたこうした出来事は、核軍縮・不拡散レジームの信頼性に影響を与え得るとの指摘もなされている。

３．戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）

ブッシュ米国大統領は、就任以前から、冷戦後の新たな核政策を策定する必要性を訴えていた。就任後、ブッシュ大統領は、新政権の安全保障政策の方向性を明らかにした米国国防大学での演説（2001年５月）の中で、冷戦後、ロシアはもはや敵ではなく、核兵器は引き続き米及びその同盟国の安全保障に極めて重要な役割を有しているが、冷戦が終わったという現実を反映するように、米国は、核兵力の規模、構成、性格を変えることができるし、そうするであろうと述べた。

2001年11月、米露首脳会談（於：ワシントン／クロフォード）が行われ、ブッシュ米国大統領はプーチン・ロシア大統領に対し、米国は今後10年間で実戦配備された戦略核弾頭を、米国の安全保障に合致する水準である1,700～2,200個まで削減することを伝えた。

そしてさらなる協議を重ねた結果、両国は、2002年５月、モスクワで開催された米露首脳会談において、START Ⅰ以降の更なる戦略核兵器の削減を定めた、モスクワ条約に署名した。その後、米国は2003年３月に、ロシアは同年５月に、それぞれ議会における批准手続を終え、同年６月１日、サンクトペテルブルクで行われた米露首脳会談において批准書が交換され、モスクワ条約が発効した。

【モスクワ条約の概要】

○2012年までの10年間で、両国の実戦配備の戦略核弾頭を各々1,700 ～2,200 個に削減する。

○実戦配備された戦略核弾頭数の削減を定めたもので、核弾頭及び運搬手段（ICBM、SLBM 等のミサイル本体、爆撃機等）の廃棄は義務付けられておらず、両国とも削減した弾頭の保管が可能。

○（削減せずに保持する）戦略攻撃（核）兵器の構成、構造については両国が独自に決定する（ICBM、SLBM、爆撃機等の種類と数、個別誘導複数目標弾頭（MIRV）の保有等については、規制されない。）。

○条約履行のため、両国間の履行委員会を年２回以上開催。

○削減状況の検証措置等は、START Ⅰの規定に基づくとともに、履行委員会に委ねる。

４．新戦略兵器削減条約（新 START）

1994年に発効したSTART Ⅰは、条約に基づく情報交換や検証措置により両国間の戦略核戦力削減において信頼性、透明性及び予見可能性を提供していた。条約自体に検証規定がないモスクワ条約についても、START Ⅰの検証規定を実質的に準用することで、両国の安定的な戦略関係に重要な役割を果たしていた。しかし、START Iは、新たに５年間の延長が合意されない場合、発効してから15年後に失効する規定となっていたことから、2009年に失効する前にSTART Ⅰに代わる枠組みの作成が必要と考えられていた。

2007年７月、米露首脳会談の際に、両国は、国家の安全保障上の要請及び同盟国に対するコミットメントと整合性のとれた最低限の水準まで戦略攻撃力の削減を実施する意思を再確認するとともに、START Iの後継の取極の取り進め方を議論し、早期に成果を得るように議論を継続することを示した「戦略攻撃力に関する米露共同外相宣言」を表明した。

2009年１月に誕生した米国のオバマ政権は、ロシアとの関係を「リセット」するとして、新たな戦略兵器

の削減条約の交渉を優先事項に掲げた。START Ⅰ失効前に新条約の交渉妥結を目指し、メドヴェージェフ大統領との間で精力的に作業を行った。同年７月には配備戦略核弾頭を1,500～1,675の範囲に収まる形で、また、配備戦略運搬手段を500～1,100の範囲内に収まる形で削減することをコミットする共同理解を発出した。

しかしながら、同年12月５日のSTART Ⅰ失効日までに交渉妥結に至らず、既に新STARTの交渉が佳境を迎えつつあったことから、米露はSTART Ⅰを延長することなく交渉を続けることとし、START Ⅰは失効した。その後、2010年３月下旬に両国間で削減内容等に合意し、同年４月、プラハ（チェコ）において両国首脳が新STARTに署名した。同年12月、米国上院は、新STARTは米国のミサイル防衛の開発及び配備に影響しないこと、並びに同条約発効後１年以内の戦術核に関するロシアとの交渉開始を大統領に求めることなどを規定した付帯決議を採択しつつ、同条約を無修正で批准した。

また、2011年１月にロシア議会は、戦略攻撃兵器と戦略防衛兵器の連関性に関する両国の認識の共有が条約の有効性及び効率性確保の基本的条件であるとする声明、並びにロシアの戦闘準備態勢の維持及び戦略核戦力の発展に対して特別な注意が払われるべきであるとする声明を発出しつつ、新STARTを批准した。

新STARTは、2011年２月５日、ミュンヘン（ドイツ）で行われた米国とロシアの外相間における批准書の交換を以て発効した。

【新 START の概要】

○条約発効から７年以内に、米国、ロシア各々
- 配備核弾頭の上限は1,550 個（ICBM、SLBMは搭載された再突入体の数、重爆撃機は１つの弾頭として計算）。
- 配備 ICBM ／ SLBM ／重爆撃機の上限は700 基／機。
- 配備・非配備 ICBM 発射基／ SLBM 発射基／重爆撃機の上限は800 基／機。

○検証・査察手段として、自国の検証技術手段（衛星など）、データ交換と通告、ナンバー付け、相互主義に基づく遠隔測定情報（テレメトリー）の交換、現地査察・展示、二国間協議委員会の設置を規定。

○次の合意に代替されない限り発効後10年有効。合意に基づき最長５年の延長が可能。

○新 START の発効とともにモスクワ条約は終了。

米国国務省は新START下における米露の配備戦略攻撃兵器数を公表している。

新 START下での米露の配備戦略核兵器数（米国務省ファクトシートによる公表数）

赤字：条約上限内数

	米国										条約上限数
	2011年2月	2011年9月	2012年3月	2012年9月	2013年3月	2013年9月	2014年3月	2014年9月	2015年3月	2015年9月	
配備 ICBM 配備 SLBM 配備重爆撃機	882	822	812	806	792	809	778	794	785	762	700
配備 ICBM搭載弾頭 配備 SLBM搭載弾頭 配備重爆撃機核弾頭	1800	1790	1737	1722	1654	1688	1585	1642	1597	1538	1550
配備・非配備 ICBM発射基 配備・非配備 SLBM発射基 配備・非配備重爆撃機	1124	1043	1040	1034	1028	1065	952	912	898	898	800

	ロシア										条約上限数
	2011年2月	2011年9月	2012年3月	2012年9月	2013年3月	2013年9月	2014年3月	2014年9月	2015年3月	2015年9月	
配備 ICBM 配備 SLBM 配備重爆撃機	521	516	494	491	492	473	498	528	515	526	700
配備 ICBM搭載弾頭 配備 SLBM搭載弾頭 配備重爆撃機核弾頭	1537	1566	1492	1499	1480	1400	1512	1643	1582	1648	1550
配備・非配備 ICBM発射基 配備・非配備 SLBM発射基 配備・非配備重爆撃機	865	871	881	884	900	894	905	911	890	877	800

5．中距離核戦力（INF）全廃条約（INF:Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty）

中距離核については1987年12月に米ソ間で中距離地上発射型弾道・巡航ミサイルをを全廃するINF全廃条約が署名され、1988年６月に発効した。両国は条約の規定に従って、条約発効後３年間で廃棄対象となるミサイルを全て廃棄した。

他方、2014年７月、米国務省は、軍備管理・不拡散・軍縮に係る合意及びコミットメントの遵守に関する報告書（Report on Adherence to and Compliance with Arms Control、Non-proliferation and Disarmament Agreements and Commitments）において、ロシアが、射程500～5,500キロメートルの能力を有する地上発射型巡航ミサイルの保有、製造、飛翔実験、及びそうしたミサイル向けの発射基の保有及び製造を行わないとするINF全廃条約の義務に違反していると結論付けた。こうした米国務省の主張に対してロシア外務省は、完全に事実に反すると反論した。米国務省は、引き続きロシアに対する同条約をめぐる米国の懸念の解決に向けて取り組んでいくとしている。

INF全廃条約は米国とロシアの二国間の条約ではあるものの、核軍縮の歴史において初めて特定のカテゴリーの核戦力を全廃するという画期的な条約であると共に、米露二国間のみならずグローバルな安全保障に資することから、同条約の遵守状況については日本を含む国際社会が注目している。

第３節　核兵器国等における動き

1．5核兵器国会合

NPT上の５核兵器国は、核軍縮の具体的な措置をとるために５核兵器国間で関与すべきことに合意された2010年NPT運用検討会議の行動計画に基づいて、次官・局長レベルの年次会合、「５核兵器国会合[1]」を毎年開催している。2010年行動計画は、核兵器国に対して、行動計画の履行状況を報告するための「標準報告フォーム」に合意すること、また、2015年NPT運用検討会議第３回準備委員会（2014年）において行動計画の履行状況を報告することを求めていた。５核兵器国は、「共通の枠組み」に基づく報告を行ったが、それは「標準報告フォーム」と呼べるものではなく、また、各核兵器国の報告についても内容の充実度や範囲においてかなりのばらつきが見られた。また、５核兵器国は、2015年NPT運用検討会議において、５核兵器国会合の枠組みを通じて合意した「主要な核用語のグロッサリー」を発表した。

1
５核兵器国は、同会合を「P5会合」と称している。

2．米国

（１）核態勢見直し（NPR：Nuclear Posture Review）の発表

2009年のオバマ大統領のプラハ演説の具体的措置の表れとして、米国は2010年４月に「核態勢の見直し（NPR）」を発表した。核兵器が存在する限り、米国は安全で防護された効果的な核戦力を維持するとしつつ、核兵器の根本的な役割を、米国や同盟国への核兵器による攻撃を抑止するものと位置づけた。核兵器の役割を米国や同盟国への核兵器による攻撃を抑止することに限定するいわゆる「唯一の目的」を採用する用意は現時点では出来ていないものの、そのような政策を安全に採用できる条件が整うよう取り組んでいく旨明記した。また、引き続き通常戦力の能力を強化し、核によらない攻撃を抑止する上での核兵器の役割を低減していく旨述べている。さらにNPRにおいては、新STARTを超える今後の核削減の可能性についての検討を指示しており、その際に考慮すべき要因として、①地域的抑止、ロシア及び中国との戦略的安定性及び同盟国への保証が強化されること、②備蓄弾頭管理計画の実施及び核関連インフラへの投資を通じて、ヘッジとして保持する非配備弾頭の大規模な削減が可能となること、③核兵器の更

なる削減を行うにあたっては、ロシアと共に削減されることが重要としている。上述のとおり、NPRで、米国は、中国との戦略的安定性を確保するために対話を追求することを目標としたが、米中間の戦略的関係のあり方について様々な見方があり、評価も多岐にわたる。米国と中国が戦略的安定性を求めることが、日本を含めた地域の安全保障にどのような影響があるのか注目される。

（2）オバマ大統領によるベルリン演説

2013年６月19日、オバマ大統領はベルリンで行った演説の中で、核軍縮・不拡散に関する今後の追加的措置を発表した。具体的には、ロシアとの交渉を通じた新STARTのレベルからの配備済戦略核の最大３分の１削減、及び、欧州にある米露の戦術核の大胆な削減の提案である。加えて、2016年の核セキュリティ・サミットを米国で開催することや、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准に向けて米国内の支持を構築していくことを表明し、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始についても呼びかけた。

最大３分の１の配備済み戦略核の削減については、ロシアとの交渉を前提としたものであるが、ベルリン演説後のシリア情勢やウクライナ危機、INF全廃条約問題などをめぐり、米露の緊張関係が高まる中、これまでのところ具体的な成果にはつながっていない。2015年NPT運用検討会議において、ケリー米国務長官は、オバマ大統領によるロシアとの核兵器削減交渉に関する提案は引き続き有効であることを表明し、交渉の提案に応じるようあらためてロシアに求めた。

（3）米国による核兵器の備蓄数の公表

2015年４月のNPT運用検討会議において、ケリー米国務長官は、2014年９月時点での核兵器の備蓄数が4,717発であること、また、この数値が冷戦期の最大値から84％減少したものであることを公表した。これは、2010年運用検討会議においてクリントン国務長官が初めて公表した米国の核兵器の備蓄数をアップデートしたものである。ケリー長官は、これに加えて、米国の核弾頭の解体数を初めて公表した。具体的には、米国が過去20年間において10万251個の核弾頭を解体したこと、及び約2,500個の核弾頭が解体待ちであることを明らかし、今後核弾頭の解体を20％加速させることを発表した（第５章第１節の３参照）。

（4）今後の核軍縮

米国とロシアの間の核軍縮交渉については、2013年６月のオバマ大統領によるベルリン演説における新たな核削減提案の進展が期待されたが、上述のとおり具体的な進展は見られていない。一方で、こうした状況下においても、新STARTは両国間で着実に履行されている。

引き続き、新STARTの削減対象に含まれていない非戦略核や非配備の核弾頭を含む米露のポスト新STARTにおける更なる核兵器削減交渉に向けた取組、CTBT批准へ向けた取組などの動向が注目される。

なお、米国は、2014年、核軍縮検証のための国際パートナーシップ（IPNDV）を立ち上げ、核兵器のライフサイクルにおける監視及び検証に関する複雑な課題の理解を促進し、かつ、これらの課題に取り組むため、核兵器国と非核兵器国が協力して取り込むイニシアティブを開始した（第５章第３節参照）。

３．ロシア

（1）軍事ドクトリン及び国家安全保障戦略の改訂

2010年２月に、2020年までの国防指針となる新たな「2010年軍事ドクトリン」が承認された際、核兵器の運用にかかる政策について詳述しているとされる「核抑止分野における2020年までの国家政策の原則」も同時に承認されたが、後者は非公開であるため、ロシアの詳細な核兵器の運用政策は不明である。軍事ドクトリンについては、2014年12月、プーチン大統領の指示に基づき「2010年軍事ドクトリン」を部分的に修正した「2014年軍事ドクトリン」が公表された。また、2015年12月には、プーチン大統領の承認を得て、ロシア連邦国家安全保障戦略が改訂された。

核兵器の使用の権利を留保する基準については、2000年に承認された「旧軍事ドクトリン」では、「ロシアの安全保障にとって危機的（critical）な状況」

とされたが、「2010年軍事ドクトリン」及び「2014年軍事ドクトリン」のいずれにおいても、「国家の存在そのものが脅かされた場合」とされている。また、「旧軍事ドクトリン」では記述されていた一定の条件の下で「NPT上の非核兵器国に対して核兵器を使用しない」という消極的安全保証（NSAs）（第５章第２節参照）にかかる文言は削除された。

核兵器の削減に関しては、国家安全保障戦略において、長期的な安定的発展の条件となる、戦略的安全性を確保するために、二国間合意や多国間のフォーマットで核能力の削減に関する議論に応じる用意があり、さらに国際的な安全保障及び戦略的安定性を損なうことなく核兵器を削減することを可能にするしかるべき条件の整備を促進するとしている。なお、2008年以降、「コンパクト化」、「近代化」、「プロフェッショナル化」を柱に積極的に進められている軍改革の中でも、戦略核兵器の近代化は最優先事項とされている。特に、ICBM、戦略原潜、重爆撃機が耐用年数の関係により自然減することから、ミサイル防衛突破能力を有するといわれるSLBM「ブラヴァ」の開発、同SLBMを搭載する「ボレイ級」新型戦略原潜の配備も進めており、現在３隻が就役している。

（２）ロシア政府関係者による核兵器をめぐる最近の発言

2015年３月、ロシアのドキュメンタリー番組において、プーチン大統領は、クリミア「併合」に際して、あらゆる事態に備えて、核戦力も即応体制に入らせる用意があったと述べた。また、同月には、駐デンマークのロシア大使は、デンマークが米国主導のミサイル防衛システムに参加すれば、デンマーク艦船はロシアの核ミサイルの標的となり得ると発言した。

４．中国

中国は、核兵器の弾頭数等について公表しておらず、中国の核戦力の実態や核軍縮措置は明らかになっていない。一般的には、中国の核戦力は、米国及びロシアには及ばないものの、約260発の核弾頭を保有しているとみられている（2015年SIPRI年鑑）。運搬手段としては、地上発射型ミサイル、潜水艦発射型ミサイル及び爆撃機を保有しており、少数ではあるが、米国東海岸を射程におさめるICBMも有しているとみられている。また、他の４核兵器国が核兵器用核分裂性物質の生産停止を一方的に宣言しているのに対し、中国はこのような宣言を行っていない。

核兵器に関する宣言政策としては、2015年５月に公表された「中国の国防」において、中国は一貫して核の第一（先制）使用はしないとの政策を厳守し（無条件の第一（先制）不使用：No First Use）、自衛防御の核戦略を堅持し、非核兵器国と非核兵器地帯に対しては、無条件に核兵器を使用しない又は核兵器の使用をもって威嚇することはせず（無条件の消極的安全保証）、いかなる国とも核軍備競争をせず、みずからの核戦略を国の安全維持に要する最低レベルに維持すると記している。なお、2013年に公表された「中国の国防」では、2010年公表の「中国の国防」には明記されていた核兵器の第一（先制）不使用への言及がなくなったが、上述のとおり、2015年の「中国の国防」には、同政策を厳守する旨再び明記された。

中国に対しては、これまで、日中安保対話、日中軍縮・不拡散協議等の各種二国間協議の場を通じ、日本から累次核軍縮に向けた働きかけを行っている。最近では、2015年３月に行われた日中安保対話において、中国の国防政策や軍事力近代化について更なる透明性の向上を求めた。

５．フランス

フランスは1997年９月、地対地核ミサイルの廃棄を発表して以来、その核戦力において、相手の攻撃から生き残る第２撃能力の確保を基本とし、残存能力の高い爆撃機搭載方式と潜水艦発射方式の２方式を基本としている。1996年に核兵器用の核分裂性物質の生産終了を宣言し、ピエールラットにある核兵器用核分裂性物質生産施設を閉鎖したほか、核兵器国として初めて南太平洋核実験施設（於：ムルロア）の閉鎖・解体を行った。

2015年２月、イストル空軍基地でフランスの核抑止に関する演説を行ったオランド大統領は、核抑止力は他国によるフランスの死活的利益に対する攻撃から同国を守るためにあり、「厳格な十分性」

を核抑止力の構成の基礎を成す原則であると述べ、これまでのフランスの核政策を踏襲した。また、同演説において、オランド大統領は、透明性向上措置の一環として、リュクスイユ空軍基地及びアルビオン旧核ミサイル関連施設を公開する旨表明し、リュクスイユ空軍基地については2015年４月、アルビオン旧核ミサイル関連施設については同年６月に各国外交官に公開した（日本政府も同視察に参加した）。

さらに、2015年４月、フランスはFMCTの条約草案をジュネーブ軍縮会議（CD）に提出した。

６．英国

英国は、1995年に核兵器用の核分裂性物質及びその他の核爆発装置の生産を終了し、2002年には潜水艦発射弾道ミサイル弾頭シェバラインの廃棄を完了したと公表している。

2010年５月に誕生したキャメロン政権においては、核抑止力を維持し続けるとの方針の下、ヴァンガード級弾道ミサイル搭載原潜の後継艦の開発と既存のトライデント搭載型原潜の延命を決定した。また、2010年NPT運用検討会議が終盤にさしかかる中、ヘーグ外相が透明性に関する措置として、英国が保有するすべての核弾頭数が225個を超えることはない旨公表した。

2010年10月に発表された「戦略防衛・安全保障見直し（SDSR：Strategic Defense and Security Review）」において、究極の保険政策である独立の核抑止、24時間体制の核抑止の保持及び更新、並びに現在のヴァンガード級の原子力潜水艦の活動期間を延長することなどが記載され、原潜に搭載される核弾頭数を48個から40個に削減し、これにより実戦に使用可能な弾頭を上限120に削減することが表明された。また、ヴァンガード級原子力潜水艦に搭載された運用可能なミサイル発射管の数を、現在の16基から数年のうちに８基に削減することも発表された。英政府は、2015年１月、配備済核弾頭については120個への削減が完了した旨を公表した。

2015年11月に発表された「国家安全保障戦略及び戦略防衛・安全保障見直し2015（NNS/SDSR2015：National Security Strategy and Strategic Defense and Security Review 2015）」では、2010年のSDSRをほぼ踏襲し、継続的海洋核抑止（Continuous At Sea Nuclear Deterrent）に基づいた最小限で信頼できる独自の核抑止を維持するとした。抑止力を維持する目的で、４隻の原潜を維持し、原潜に搭載される核弾頭数はこれまで通り40個とし、（１隻の原潜あたりの）運用可能なミサイルの数も８基までとすることを発表した。また、実戦に使用可能な核弾頭は120個を維持することとし、さらに、2010年SDSRで発表した2020年代半ばまでに全核弾頭数を180個までに削減する方針についても、踏襲することが確認された。

核兵器国の核兵器配備又は備蓄の状況

核兵器配備又は備蓄の状況（2015年１月現在）

	配備済核弾頭数*	その他の核弾頭**	2015年総計	2014年総計
米　　国	～2,080	5,180	～7,260	～7,300
ロ　シ　ア	～1,780	～5,720	～7,500	～8,000
英　　国	150	～65	～215	～225
フ ラ ン ス	290	～10	～300	～300
中　　国		～260	～260	～250
総　　計	～4,300	～11,545	～15,850	16,350

出典：2015年SIPRI年鑑（ストックホルム国際平和研究所）

＊配備済とは、運用可能なミサイル又は運用可能戦力を備える基地に配備されている核弾頭を指す。

＊＊その他の核弾頭とは、備蓄されているもの、解体を待っているもの、又は、完全な配備にあたり準備が必要（組み立てや装填など）核弾頭を指す。

※総数には、NPT上の核兵器国以外の国が保有する核弾頭を含む。

※全ての数値が概数。

7．北大西洋条約機構（NATO：North Atlantic Treaty Organization）における議論

欧州では、冷戦終結以降、欧州に前方配備された米国の核兵器は大幅に削減されてきたが、依然として少数の核兵器が残存している。正確な配備数及び配備国については非公表であるが、2010年３月、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、ドイツ及びノルウェーの外相が、こうした戦術核の問題を含むNATOの核政策についての議論を深めることなどを求める書簡をNATO事務総長宛てに送付するなど、国際的な核軍縮の機運の高まりにあって、NATO内でも核政策をいかに再構築していくかという問題が議論されることになった。

こうした中で、2010年11月にリスボンで開催されたNATO首脳会合において、11年ぶりに新たな戦略概念（「NATO加盟国の防衛及び安全保障のための戦略概念：積極的関与及び近代的防衛」（「新戦略概念」））が採択された。核兵器については、NATOとしては核兵器が存在する限りNATOは核の同盟であるとしつつ、同時に、核兵器のない世界に向けた条件を創出する決意であるとしている。また、欧州の核兵器の更なる削減には、ロシアによる核兵器の透明性の向上等が必要であるとしている。

また、2012年５月のNATOシカゴ首脳会合においては、「抑止と防衛態勢に関する見直し」（DDPR：Deterrence and Defence Posture Review）が発表された。同見直しでは、ロシアによる相互な行動を条件として、NATOは、NATO加盟国に割り当てられる非戦略核兵器に対するNATOにとっての必要な要件をさらに減らすことを検討する準備があると表明された。

【NATO「新戦略概念」ポイント】

○「集団防衛」、「危機管理」及び「協調的安全保障」がNATOの中核的任務。

○国民の安全に対する脅威を抑止し、その脅威から国民を防護するための必要なあらゆる能力の保持。

・核・通常兵力の適切な調和を維持。核兵器が存在する限りNATOは核の同盟。

・弾道ミサイル攻撃から国民及び領土を防護するミサイル防衛能力を集団防衛の中核として開発。ミサイル防衛に関し、ロシア及び欧州、他の大西洋地域のパートナーと積極的に協力。

・大量破壊兵器（化学兵器、生物兵器、核兵器等）の脅威、サイバー攻撃、国際テロに対する防衛能力の更なる向上。

○NATO 加盟国の領土及び国民の安全保障上の直接の脅威となり得る域外の危機及び紛争に対し、可能かつ必要な場合には、危機の防止及び管理、紛争後の安定化及び復興支援に関与。

○NPT の目標に従って、核兵器のない世界に向けた条件を創出する決意。

○冷戦後、欧州の核兵器は大幅に削減されたが、さらなる削減には、ロシアによる核兵器の透明性の向上等が必要。

○NATO・ロシア間の協力は戦略的重要性を有する。ミサイル防衛、テロ対策、海賊対策を含む共通の関心分野における政治対話及び実務協力を促進。

【「抑止と防衛態勢に関する見直し（DDPR）」ポイント】

○核兵器が存在する限り、NATO は核の同盟。

○ NATO 加盟国は、米国、英国、フランスにより一方的に提示された消極的安全保証の重要性を認識。

○北大西洋理事会は、適当な委員会に対し、NATOが欧州配備の非戦略核への依存を低減することを決定する場合を含め、核共有のアレンジメントに可能な限り幅広い加盟国の参加を確保する概念の構築を指示する。

○ミサイル防衛は NATO の防衛態勢の不可分の一部。NATO は、相互運用可能な NATO ミサイル防衛能力の構築の必要性へのコミットメントの実現を継続。ミサイル防衛は核を補完。

○ NATO のミサイル防衛は、ロシアに向けられたものではない。NATO は、ロシアとのミサイル防衛協力を追求。

○欧州における NATO とロシアの非戦略核戦力態勢に関する提案を策定し相互理解を高める目標を掲げつつ、NATO・ロシア理事会においてロシアとの間で、透明性と信頼醸成に関する考えを発展・交換することを期待。

○ NATO はロシアの方が欧州大西洋地域に配備している非戦略核兵器をより多く保有していることを考慮しつつ、ロシアによる相互的な行動を条件として、NATO加盟国に割り当てられる非戦略核兵器への要件を更に減らすことを検討する準備がある。

○ NATO 加盟国は、北大西洋理事会が適切な委員会に対し、NATOに割り当てられた前方基地配備の非戦略核兵器を相当数削減できるようにするために、ロシア側からいかなる相互的な行動を期待するかについて、より広い安全保障環境の文脈で、さらなる検討を行うよう指示することに合意した。

第2章

包括的核実験禁止条約（CTBT）

第1節　概　要

核兵器の開発を行うためには、核実験の実施が必要であり、核実験を禁止することは核軍縮・不拡散を推進する上で極めて重要である。米国、英国及びソ連の三か国による交渉を経て、1963年10月、部分的核実験禁止条約が発効したが、この条約は地下核実験を禁止の対象としていなかったため、地下核実験を含むすべての核実験の禁止が、国際社会の大きな課題の一つとされてきた。包括的核実験禁止条約（CTBT: Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty）は、いかなる場所においても核実験を行うことを禁止する条約であり、核軍縮・不拡散上極めて重要な意義を有する。

CTBTの交渉は、1994年１月からジュネーブ軍縮会議（CD）において開始され、２年半にわたる困難な交渉の後、最終的にはインド等の反対により、コンセンサス原則をとるCDでは同条約を採択することができなかった。これを受け、オーストラリアが中心となって、CDで作成された条約案を国連総会に提出し、1996年９月、国連総会は圧倒的多数をもって同条約を採択した（賛成：153か国、反対：インド、ブータン、リビア。棄権：キューバ、シリア、レバノン、タンザニア、モーリシャス。）。

条約の発効には、原子炉を有するなど、潜在的な核開発能力を有すると見られる特定の44か国（一般的に「発効要件国」と言われる）の批准が必要とされ、現在のところ、発効要件国８か国が未批准であるため、条約はいまだ発効していない。日本は発効要件国であり、1996年９月に署名、1997年７月に批准している。

包括的核実験禁止条約の概要

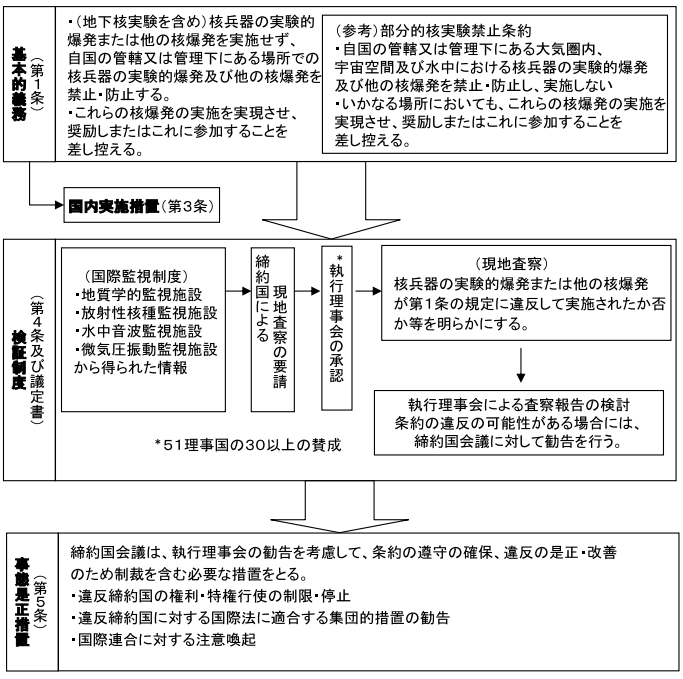

【参考】
CTBT第4条は、「検証制度は、この条約が効力を生ずる時に検証についてこの条約が定める要件をみたすことが出来るものとする」と定めており、その発効前から同条約に規定された検証制度が整備されることが前提とされている。このため、CTBTO準備委員会暫定技術事務局（PTS）は国際監視制度（IMS）施設の建設、また世界中のIMS施設から送付されるデータを処理する国際データセンター（IDC）の設置、並びに現地査察（OSI）実施のための準備等のCTBTの検証体制の整備を行っている。

1．CTBTの主な内容

CTBTは、すべての核実験（核兵器の実験的爆発及び他の核爆発）の禁止を規定するほか、その遵守を検証するためにオーストリアのウィーンにCTBT機関（CTBTO）を設置し、国際的な検証制度を設けることを定めている。仮に、いずれかの締約国が自国による条約の遵守に関して問題を引き起こしている事態の是正要請に応じない場合には、締約国会議は当該締約国が条約に基づく権利及び特権を行使することを制限・停止することを決定できる。また、核実験を実施する等、本条約の基本的義務の違反によって、条約の趣旨及び目的に対する障害が生じる可能性がある場合には、締約国会議は締約国に対して国際法に適合する集団的措置を勧告することができる旨規定されている。

2．検証制度

CTBTが定める検証制度は、①国際監視制度（IMS: International Monitoring System）、②協議及び説明、③現地査察（OSI: On-site Inspection）及び④信頼醸成措置から構成される。

（1）「国際監視制度（IMS）」とは、世界321か所に設置される監視施設と16か所の公認実験施設から送信されるデータを通して、条約により禁止される核実験が実施されたか否かを締約国が判断することを可能とする制度である。監視施設には、地震学的監視観測所[注1]、放射性核種監視観測所[注2]、水中音波監視観測所[注3]及び微気圧振動監視観測所[注4]の４種類の観測所がある。観測所における監視の結果得られたデータは、ウィーンに設置されている国際データセンター（IDC）に送付され、処理される。2013年２月の核実験を含め過去の北朝鮮による核実験の際に、IMSの有効性は確認されている。

なお、IMSは現在約９割の整備が完了しており、整備済のIMS観測所や実験網が暫定運用されている。また、IDCへのデータ送信及びIDCから署名国へのデータ配布も定常的に行われている。

注１　地震波を観測する。
注２　大気中の放射性核種を観測する。
注３　水中（海中）を伝搬する音波を観測する。
注４　気圧の微妙な振動を観測する。

ＣＴＢＴの国際監視制度

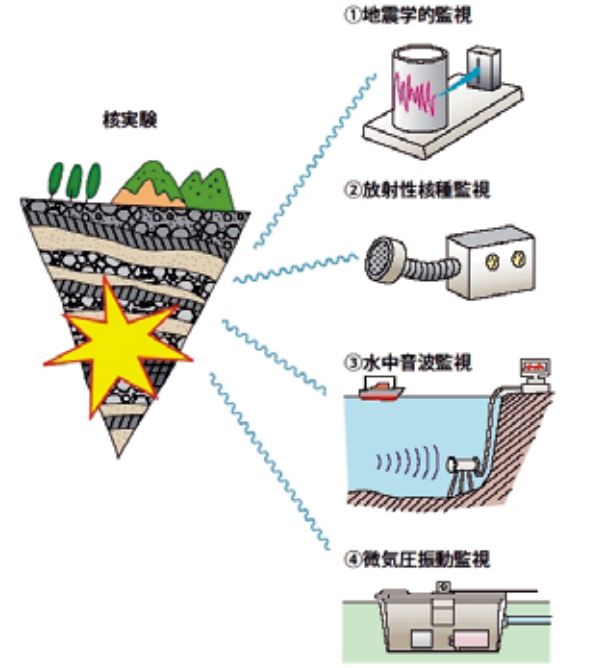

（2）「協議及び説明」とは、条約により禁止される核実験の実施について懸念を引き起こす問題が発生した場合、締約国が、他の締約国との間で、CTBTOとの間で又はCTBTOを通じて、問題を明らかにし、解決するための制度である。この制度は、疑いをもたれた締約国による説明を含む。

（3）「現地査察（OSI）」は、条約により禁止される核実験が行われたか否かを明らかにすること、及び違反した可能性のある者を特定するために役立つ情報を可能な限り収集することを目的として、査察団を派遣する制度である。「現地査察」の実施は、51か国の執行理事会の理事国のうち、30か国以上の賛成により承認される。

（4）「信頼醸成措置」とは、鉱山などで実施されている爆発（化学的爆発）を条約により禁止される核実験と誤認しないために、締約国が、そのような爆発の実施についてCTBTOの内部機関である技術事務局に事前に通報しておくなどの協力を行う措置をいう。

第２節　CTBT の早期発効に向けて

１．署名・批准の状況

署名国は183か国、そのうち批准国は164か国である（2016年１月現在）。2012年２月に発効要件国であるインドネシアが批准し、発効要件国44か国中批准国は36か国となった。署名済みであるが批准していない発効要件国は、中国、エジプト、イラン、イスラエル及び米国の５か国。署名も行っていない発効要件国はインド、パキスタン及び北朝鮮である。

２．未署名又は未批准の発効要件国の動向

（１）米国においては、CTBTを支持するクリントン政権下の1999年に、上院においてCTBT批准法案が一度否決された。オバマ大統領が2009年４月のプラハ（チェコ）における核兵器のない世界に関する演説の中で、「即時に、また積極的にCTBTの批准を追求する」旨明言し、ブッシュ政権時代のCTBTに対する消極的・否定的な立場を転換した。しかし、オバマ政権の第一期中にはCTBTの批准はされず、2012年11月のオバマ大統領の再選後も、批准の見通しは引き続き不透明である。

（２）中国は批准法案が全国人民代表大会で審議されていると説明しているものの、承認が得られる時期については定かではない。

（３）エジプト、イスラエル及びイランはCTBTに署名しているが、中東情勢等を背景として、未だ批准していない。

（４）未署名のインドは、一方的かつ自主的な核実験モラトリアム（一時停止）に対するコミットメントを表明している。

（５）未署名のパキスタンはCTBTを支持しているが、インドの署名・批准を自国の署名・批准の条件としている。

（６）未署名の北朝鮮は、2006年10月、2009年５月及び2013年２月に続き、2016年１月に４回目の核実験を実施した。これは、2005年９月の六者会合共同声明や関連国連安保理決議に違反するのみならず、核実験禁止を求める国際社会全体の意思及びCTBTに対する重大な挑戦であり、CTBTの早期発効及び検証体制の整備の必要性を一層認識させるものとなった。

３．CTBT発効促進努力の意義

以上に述べたとおり、CTBTは、今のところ発効のめどが立っていないが、署名国は183か国、批准国は164か国に上っており（2016年１月現在）、核実験禁止は国際社会の普遍的な価値観として根付いてきているとも言えよう。また、５核兵器国のすべてが、また、1998年に核爆発実験を行ったインド及びパキスタンの両国もその後、核実験モラトリアム（一時停止）を宣言し、今日まで遵守されてきていることは、戦後から1996年まで核爆発実験がほぼ毎年、多い年には178回も行われていたことを考えれば、北朝鮮による核実験はあったものの、CTBTが核実験を抑止する上で相当の効果をもたらしているとも考えられる。さらに、その北朝鮮の核実験実施にしても、国際社会の反応として国連安保理決議をはじめとした厳しい反応や、国連総会決議（核兵器廃絶決議及びCTBT決議）等に見られるCTBTの早期発効に向けた取組を要請する声があること等を踏まえれば、核実験を行う政治的コストが高まっており、また、核実験禁止について事実上の規範が成立しつつあるとも言える。日本が国際社会の先頭に立ってCTBT発効を促進しているのも、核実験の禁止を法的拘束力のあるものとし、また不可逆的なものとすることで、より確実な国際規範とするためである。

第３節　発効促進に向けた日本の取組

日本は、NPT体制を基礎とする核軍縮・不拡散体制を支える重要な柱として、CTBTの早期発効を核軍縮・不拡散分野の最優先課題の一つとして重視し、以下のような外交努力を継続してきた。

１．発効促進会議等への貢献

（１）発効促進会議

発効促進会議は、CTBTの規定に基づいた公式な会議である。CTBTは、署名開放後３年を経過しても発効しない場合、批准国の過半数の要請によって、発効促進のための会議を開催することを定めている。この規定に従い、1999年10月以降、隔年で計９回発効促進会議が開催されている。

1999年の第１回発効促進会議では、高村正彦外務大臣が政府代表として出席し、同会議の議長を務めた。その後、日本は、2001年の第２回発効促進会議に向けて、「調整国」として非公式会合を開催するなど、各国の意見調整に努めてきた。

2015年９月にニューヨークで開催された第９回発効促進会議では、発効要件国を中心とする未署名国・未批准国に対する早期署名・批准の呼びかけや核実験モラトリアム維持の重要性、CTBT早期発効を支援する賢人グループの役割の認識、検証体制構築に関する支援の確認、CTBT検証体制の本来機能に加えた民生・科学分野における有用性等を盛り込んだ最終宣言が全会一致で採択された。日本からは岸田文雄外務大臣が参加し、イドリソフ・カザフスタン外相とともに同会議の共同議長を務め、①発効要件国を中心に未署名・未批准国への政治的働きかけの促進、②核実験検知のための国際監視制度の構築の促進、③核兵器使用の惨禍を市民社会に一層広めていくことの促進という「３つの促進」を呼びかける演説を行った。

（２）CTBTフレンズ外相会合

CTBTフレンズ外相会合は、発効促進会議が開催されない年にCTBTの発効促進に高い関心を有する日本、オーストラリア、オランダなどを中心とする同志国の呼びかけによって隔年で開催されている非公式会合である。

最初のフレンズ外相会合は、2002年９月、川口順子外務大臣のほか、オーストラリア及びオランダの外相を中心とするCTBT批准国外相の呼びかけによって、ニューヨークの国連本部において開催された。同会合では、CTBTの可及的速やかな署名及び批准並びに核実験モラトリアム継続を要請する外相共同声明を発表した。この声明には、当初、英国、フランス、ロシアの３核兵器国を含む18か国の外相が署名し、その後、50か国以上の外相の賛同を得た。

最近では、2014年９月に岸田外務大臣による議長の下で第７回CTBTフレンズ外相会合が開催された。同会合ではCTBT発効促進に向けた閣僚共同声明を採択し、104か国（５核兵器国を含む）の賛同を得た。岸田外務大臣は、CTBTの早期発効のためには、残りの発効要件国が、核実験禁止という国際社会の強い決意とビジョンを再確認する政治的な意思を行動で示すことが重要である旨訴えた。

（３）賢人グループ（GEM:Group of Eminent Persons）

賢人グループは、ゼルボ包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会暫定技術事務局長のイニシアティブにより、2013年８月に発足した有識者グループである。メンバーは、全世界地域から選出され、各人の人脈や知見に基づき、発効要件国の批准に向けた働きかけの実施等を含むCTBTの早期発効に向けた取組を行うことが想定されている（メンバーについてはCTBTOホームページ（https://www.ctbto.org/specials/group-of-eminent-persons-gem/）を参照）。モゲリーニＥＵ外交問題上級代表といった現閣僚の他、ペリー元国防長官（米国）やイワノフ元外相（ロシア）等の元閣僚を含む約20名がメンバーとなっており、日本からは阿部信泰元国連事務次長（軍縮担当）（現原子力委員会委員）が参加している。第１回会合（2013年９月、於:ニューヨーク）、第２回会合（2014年４月、於：ストックホルム）、第３回会合（2015年６月、於：ソウル）に続き、第４回会合が広島において開催された（2015年８月24日～25日）（第２章コラム参照）。

２.二国間会談等における働きかけ

日本は、従来から二国間会談や国際的・地域的フォーラム等様々な機会を捉えてCTBTの早期発効の重要性を呼び掛け、また、未署名・未批准国（特に発効要件国）に対して署名・批准を働きかけてきている。2013年から2015年にかけては、総理大臣、外務大臣、政府高官レベルにおいて、発効要件国の中ではインドや米国、イラン等に対し、二国間の会談や協議において働きかけを実施した。

３． IMSの整備への取組

日本は、CTBTの遵守状況を検証するためのIMSの立ち上げを支援するために、特に地震観測に関する日本の高い技術を活用して、開発途上国に対する技術援助を行っている。具体的には、1995年度以降毎年、グローバル地震観測研修への研修生を受け入れてきた（2015年度実施分までに207名を受入れ）。このような日本の努力は、IMSの整備に貢献するとともに、各国におけるCTBT批准に伴う国内実施を容易にすることにより、未批准国によるCTBTの批准を促進することにつながる。このような日本の協力は、CTBTO準備委員会暫定技術事務局（PTS : Provisional Technical Secretariat）や関係各国からも高く評価されている。

また、2014年11月から12月にかけてヨルダンで実施された大規模統合野外演習（IFE14）及びその事前演習にも機器の貸与を実施した。2013年には、CTBTの早期発効及びCTBTの検証体制の下での核実験検知システムの向上に資するべく、財政貢献を行った。2012年には、放射性核種観測所において放射性物質や化学物質の大気中での移動・拡散の様子を気象データを用いてシミュレーションするための計算プログラムである大気輸送モデル（ATM）強化にも財政貢献を行った。

４．日本における監視観測施設の整備・運営

日本は、CTBT規定上、10か所の監視観測施設を国内に設置することとされており、2002年11月、これらの監視施設を建設・運用するためのCTBT国内運用体制を設立した。2014年末までに全施設がPTSの認証を得て、暫定運用を開始している。

○地震学的監視観測所主要観測所：松代
○地震学的監視観測所補助観測所：大分、国頭、八丈島、上川朝日、父島
○微気圧振動監視観測所：夷隅
○放射性核種監視観測所：沖縄、高崎（希ガス検知装置を追加的に設置）
○放射性核種のための実験施設：東海

わが国におけるIMS整備

全国の10か所の観測所が
CTBT機関準備委員会暫定技術事務局の認証を受けて運用段階に

▲：主要地震観測所
松代（PS22）　2004年12月 認証

▲：補助地震観測所
大分（AS51）　2008年12月 認証
国頭（AS52）　2008年 3月 認証
八丈島（AS53）　2008年 3月 認証
上川朝日（AS54）2008年12月 認証
父島（AS55）　2008年12月 認証

●：放射性核種観測所
沖縄（RN37）　2007年 2月 認証
高崎（RN38）　2004年 2月 認証

★：放射性核種実験施設
東海（RL11）　2006年11月 認証

◆：微気圧振動観測所
真岡（IS30）　2005年 3月 認証

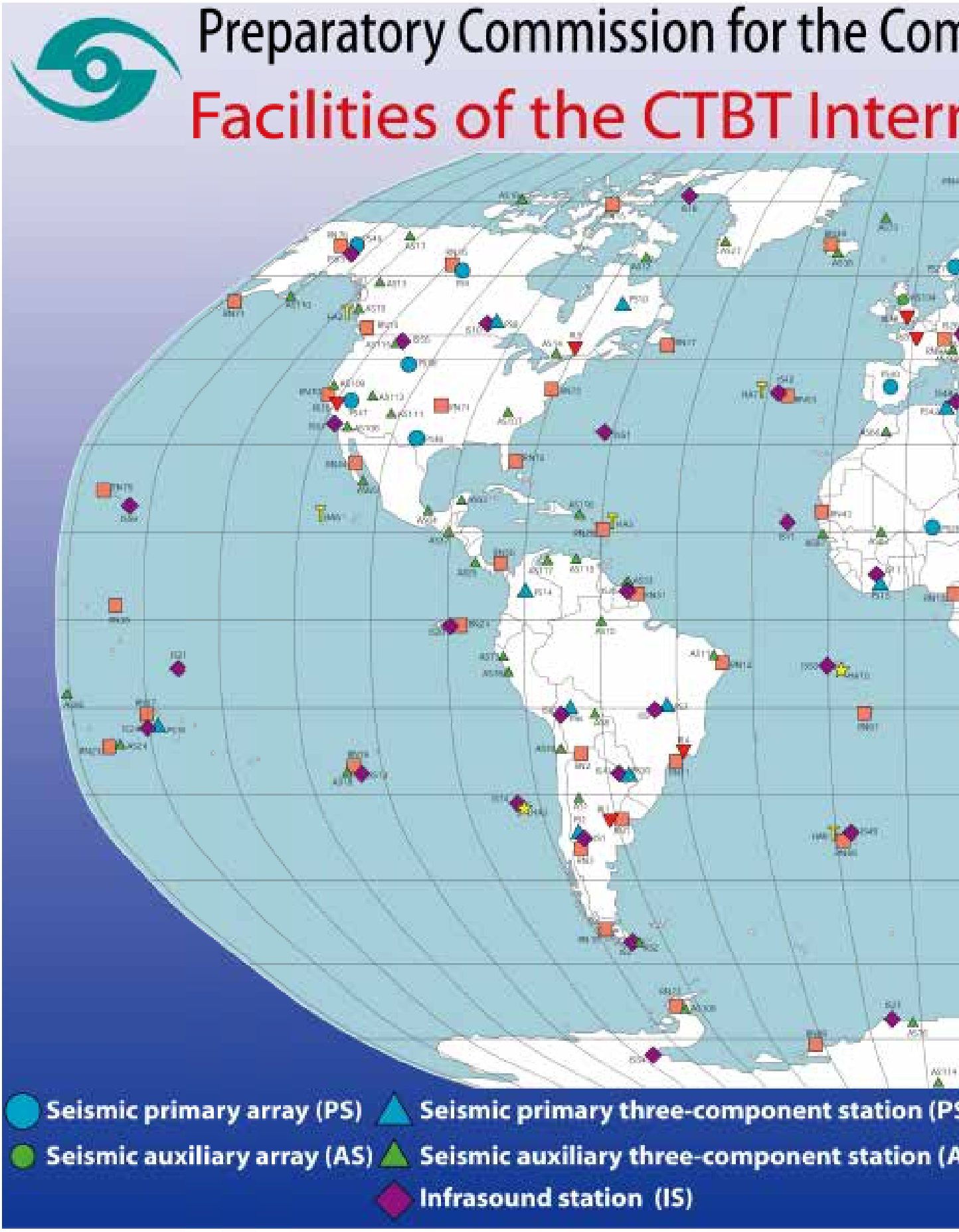
Preparatory Commission for the Com
Facilities of the CTBT Interr
Seismic primary array (PS)
Seismic primary three-component station (PS
Seismic auxiliary array (AS)
Seismic auxiliary three-component station (A
Infrasound station (IS)

CTBT国際監視制度

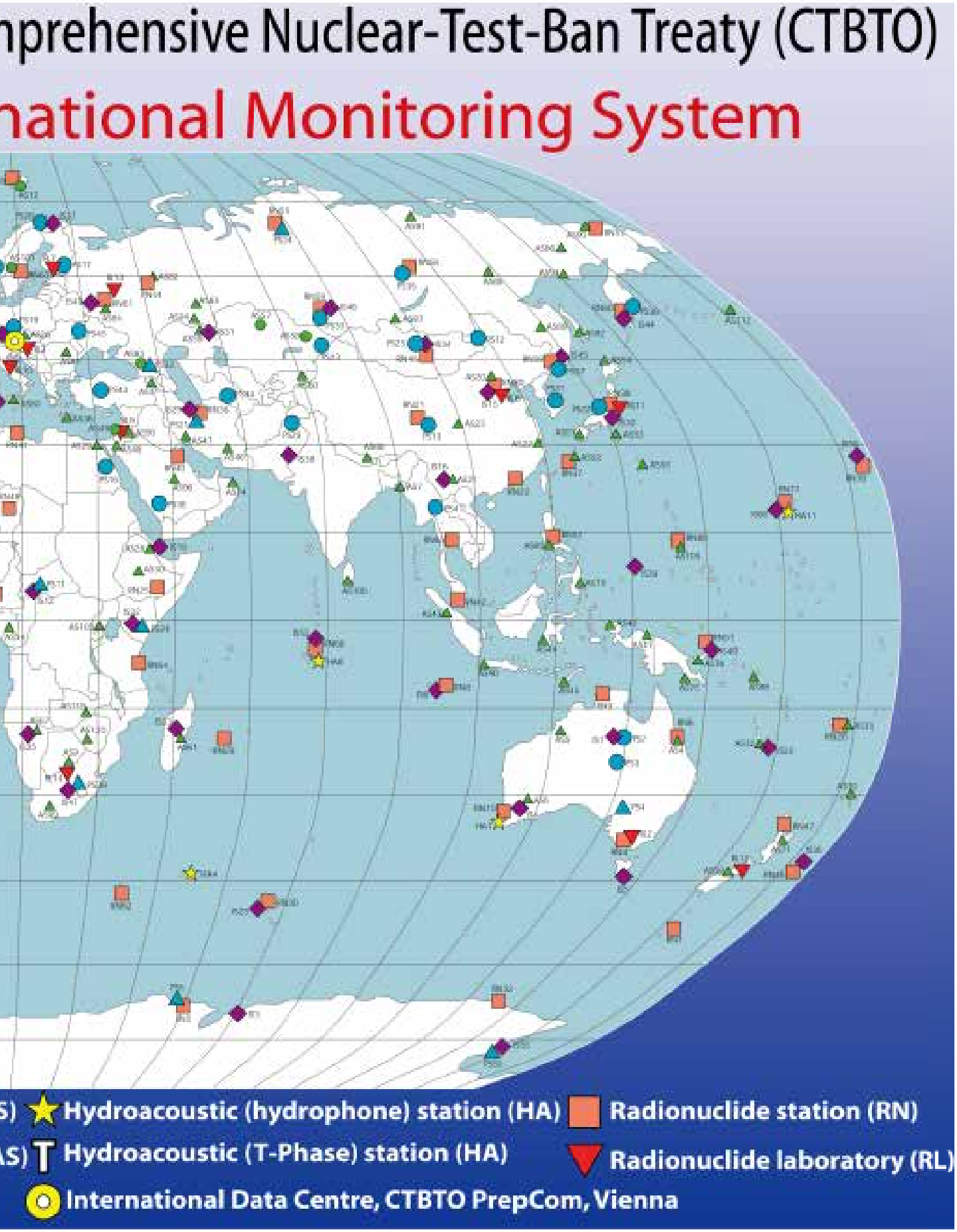
nprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty (CTBTO)
national Monitoring System
S) Hydroacoustic (hydrophone) station (HA)
Radionuclide station (RN)
AS) T Hydroacoustic (T-Phase) station (HA)
Radionuclide laboratory (RL)
International Data Centre, CTBTO PrepCom, Vienna

コラム

CTBT賢人グループ（GEM）会合の広島開催

2015年８月24～25日、広島において第４回賢人グループ会合が開催された。これは、日本とカザフスタンが2015年９月から2017年９月までの２年間、CTBT発効促進共同調整国となることから、CTBTの発効促進に資する取組の一環として日本政府のイニシアティブによって開催されたものである。

同会合には、阿部信泰元国連事務次長（日本）、ブラウン元国防大臣（英国）、ダナパーラ元国連事務次長（スリランカ）、ドゥアルテ元国連上級代表（ブラジル）、デュクロ外務省参与（フランス）、ホフマン元CTBTO事務局長（ドイツ）、リー大使（韓国）、ペリー元国防長官（米国）の他、職権メンバーとして、ミコラ副大臣（ハンガリー）、マヘンドラ在京大使（インドネシア）、アシクバエフ外務次官（カザフスタン）が参加した。

また、開会式に中根一幸外務大臣政務官が出席し、岸田文雄外務大臣の開会挨拶を代読したほか、ゼルボ事務局長、ペリー元国防長官がそれぞれ挨拶を述べた。また、会議の終盤において広島宣言が採択された。同会合の翌日の26日には同じく広島で開催された国連軍縮会議（国連軍縮部主催）のハイレベル・セッションに数名のGEMメンバーがパネリストとして参加した。

集合写真:下段右4中根一幸外務大臣政務官

議論の様子

平和記念資料館視察

第３章
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）

第１節　概要と意義

核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT：Fissile Material Cut Off Treaty）は、通称カットオフ条約又はFMCTと呼ばれる。FMCTは核兵器用の核分裂性物質（高濃縮ウラン及びプルトニウム等）の生産そのものを禁止することで、新たな核兵器国の出現を防ぐとともに、核兵器国による核兵器の生産を制限するものである。1996年に包括的核実験禁止条約（CTBT）が採択された後、国際社会が次に取り組むべき現実的かつ実践的な多数国間の核軍縮・不拡散措置と位置付けられており、核軍縮・不拡散の双方の観点から大きな意義を有する。

FMCTが成立すれば、米国及びロシア等による核兵器削減の方向性を支え、新たな核兵器保有国の出現を防ぎ、また、核軍備競争をなくすことにつながり得る。これは、核軍縮・不拡散の歴史上大きな意味を持つとともに、国際的な安全保障環境の安定にも大きく貢献することになる。想定されている条約上の義務としては、①核兵器及びその他の核爆発装置の研究・製造・使用のための核分裂性物質の生産禁止、②他国の核兵器用核分裂性物質の生産に対する援助の禁止といった中核的義務のほか、③核兵器用の核分裂性物質生産施設の閉鎖・解体又は民生用への転換、④閉鎖・解体された施設又は民生用に転換された施設を核兵器用の核分裂性物質生産用に戻すことの禁止、⑤核兵器用又は軍事用に余剰とされた核分裂性物質ストックを核兵器用に戻すことの禁止、⑥非核兵器用の核分裂性物質ストック又は今後生産される非核兵器用の核分裂性物質の核兵器用への転用禁止、⑦他国からの核兵器用核分裂性物質の受領及び他国への移転の禁止などが挙げられる。

核兵器不拡散条約（NPT）上の核兵器国のうち米国、ロシア、英国、フランスは核兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言しているが、中国はこの宣言を行っていない。

第２節　経　緯

FMCTは、1993年９月、クリントン米国大統領が国連総会演説で提案したものであり、同年11月には、その交渉を適当な国際的フォーラムで行うことを勧告する国連総会決議がコンセンサスで採択された。その後、交渉の場をジュネーブ軍縮会議（CD）とすることが合意された。

そのCDにおいては、その後長年にわたって交渉開始のための特別委員会や作業部会といった補助機関の設置について議論がなされてきたが、現在に至るまで実質的な交渉は開始されていない。1995年、1998年及び2009年にはFMCT交渉のための補助機関の設置が合意されたが、下記のとおり実際の交渉にまでは至らなかった。

1995年においては、特別調整官として指名されたシャノン・カナダ軍縮代表部大使がCDに提出した各国との協議の結果に関する報告書（「シャノン報告書」）に基づき、FMCT交渉のための特別委員会設置が決定された。しかし、特別委員会の議長が指名される段階になって、FMCT交渉と具体的な期限を区切った核廃絶の進展を結びつける主張

がなされ、この主張をめぐって各国の意見が対立したため、特別委員会の議長が指名されず実際の交渉は行われなかった。

1998年においては、インド及びパキスタンによる核実験の実施といった新たな状況の出現を受けて、同年８月、特別委員会が設置された。特別委員会は同年８月から９月の間に２度にわたり会合を開催したが、会期終了間際であったこともあり、各国間の意見交換が行われたのみで、実質的な条約交渉を開始するまでには至らなかった。

その後も特別委員会設置に向けた議論が行われたものの、各国のCDにおける主要事項の優先度が異なったことから、FMCTの交渉開始に合意することができなかった。また、国際社会ではシャノン報告書以来、国際的に検証可能なFMCTを作成することが合意されていたが、米国がブッシュ政権によるFMCTに関する政策見直しの結果、検証制度のないFMCTを主張したことも交渉開始に合意することができなかった要因となった。こうした状況の中、議題ごとに調整役を任命し、交渉には至らずとも、非公式の集中討議を行う努力が続けられた。

2009年に誕生した米国オバマ政権が検証可能なFMCTの作成を支持する政策に戻り、条約交渉開始に向けた動きが高まったこともあり、2009年５月にはFMCT交渉を行う作業部会の設置を含む作業計画案が採択された。この採択直後から、作業計画の実施に必要な決定案（作業日程や作業部会議長等）の協議が行われたが、パキスタンの反対により合意に至らず、2009年中の条約交渉開始を含む作業計画を実施することはできなかった。

2010年、2011年もCDは作業計画を採択できずに終了し、2011年10月の国連総会第一委員会において、カナダが提出したFMCT決議案で、CDが2012年会期で作業計画を採択・実施できない場合は2012年９月からの第67回国連総会での交渉という選択肢を検討することが決まった。CDは2012年会期においても、作業計画を採択できずに終了し、2012年10月の国連総会第一委員会において、政府専門家会合（GGE）の設置を要請するFMCT決議案が採択された。その後も2015年に至るまでCDにおけるFMCT交渉開始は合意できていないが、同決議を受け、2014年及び2015年にかけてジュネーブにおいて計４回のGGEが開催された。同GGEは、将来の交渉における各国の立場に影響しないとの前提で、将来の交渉の有益な参考となることを目的として、定義、検証、スコープ、法的・組織的事項といったFMCTに関する様々な論点に関する見解について、潜在的な一致点や相違点を特定するとともに、将来の交渉者はGGEの成果を考慮に入れることなどの勧告を含むGGEの報告書をまとめ、2015年６月に公表した。

第３節　交渉促進に向けた日本の取組

日本は、FMCTの核軍縮・不拡散における重要性に鑑み、交渉の即時開始を重視し、そのための努力を行ってきた。近年では2015年３月に宇都隆史外務大臣政務官がCDに出席し、CDの前進とFMCTの早期交渉開始を訴えた。

また、条約交渉開始へのモメンタムを維持し、また、将来の交渉の議論の参考にすることを念頭に、2011年２月、３月及び５月に日本とオーストラリアはFMCTに関する専門家会合を共催した。これは、CDの公式な会合ではなく、あくまでも有志国による非公式な会合であるが、CDにおけるFMCT交渉開始への機運を高めるために、CD開催期間中にCDの本会議場近くで開催したものである。同専門家会合では、「核分裂性物質」や「生産」の定義、検証制度などについて深い技術的な議論を行い、CD公式本会議に議論の内容を報告した。

2013年、日本は、FMCTに関する加盟国の見解を提出するよう求めた国連総会決議（A/RES/67/53）に基づき、FMCTに関する詳細かつ具体的な日本の見解を国連事務総長に提出した。同決議で設置された上述のGGEにも、日本からは須田明夫元軍縮会議日本政府代表部大使が政府専門家として参加し、議論の収斂や報告書のとりまとめに積極的に貢献した。さらに、2014年４月末に行われた2015年NPT運用検討会議第１回準備委員会において、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）としてのFMCTに関する基本的な考え方をまとめた共同作業文書も提出した。

第４章

核兵器の非人道的影響

第１節　概　要

近年、核兵器が世代と国境を越えて社会、経済、環境にもたらす様々な非人道的な影響についての認識を、市民社会とも連携しつつ深め、広げることを通じ、核兵器の完全廃絶に向けた機運を盛り上げる国際社会の動きが活発化している。

もとより、核兵器がもたらす壊滅的で非人道的な影響については、原子爆弾が広島・長崎に投下された当時から認識されており、それ自体は必ずしも新しいことではない。実際、1946年１月、国連総会で最初に採択された国連原子力委員会の設置に関する決議では、「核兵器及びその他の大量破壊兵器の廃絶」に関する提案を行うことがその目的の一つとして盛り込まれ、1978年６月、第１回国連軍縮特別総会（SSOD-1）で採択された最終文書においては「核兵器は人類及び文明の生存に対して最大の危険を引き起こす」との文言が盛り込まれたほか、核兵器不拡散条約（NPT）、トラテロルコ条約を含む多くの多国間交渉文書にその精神が反映されている。日本も以前から、被爆の実相を国境と世代を越えて伝える様々な取組を行ってきている（第11部第４章及び第５章参照）。

そうした核兵器の非人道的影響に焦点を当てる議論が、近年、オーストリア、スイス、メキシコを中心とする「人道グループ」や市民社会を中心として、国際的な核軍縮の文脈で活発化している。従来、核軍縮は、抑止理論をその中心に据えた国家安全保障の観点から議論されてきており、そうしたグループや市民社会による核兵器の非人道的影響を巡る議論は、国家の安全保障観を前提とした核軍縮アプローチが成果を生んでいないとの不満を背景に、軍事的必要性から非倫理性・非道徳性に、国家安全保障から人道主義へと議論の焦点を移すことにより、核軍縮の取組を進めようとする取組と考えられる。

第２節　経　緯

2010年NPT運用検討会議で採択された行動計画において、核兵器廃絶に国際人道法を活用するアプローチを模索していたスイスやオーストリアの働きかけの結果、「会議は、核兵器のいかなる使用についても壊滅的で非人道的な結末に深い懸念を表明し、いかなる場合であっても、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する」との文言が盛り込まれた。その後、2015年運用検討会議までの３回の準備委員会を含む４年間の運用検討プロセスにおいて、核兵器の非人道性を前面に押し出して核廃絶をめざす16か国からなる「人道グループ」（オーストリア、チリ、コスタリカ、デンマーク、バチカン、エジプト、インドネシア、アイルランド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、南ア及びスイス）は、一連の外交活動を開始した。その特筆すべき大きな動きとして、核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメントと核兵器の人道上の影響に関する国際会議がある。

まず、2012年５月にウィーンで開催された2015年NPT運用検討会議第１回準備委員会において、スイスが人道グループを代表して核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメントを実施した。その後、核兵器の使用がもたらす非人道的な結末についての深い懸念を表明する共同ステートメントがこれまで計６回実施されてきている（下記一覧参照）。

また、2013年10月以降は、オーストラリアも核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメントを実施してきている。人道グループ主導の共同ステートメントは、いかなる状況においても核兵器が二度と使用されないことの重要性を訴え、非人道的側面に焦点を当てた政治的意志を示すものであるとともに、全てのアプローチを支えるものとして核兵器の非人道的影響についての意義が位置付けられているのに対し、オーストラリア主導の共同ステートメントは、核兵器の非人道的側面のみならず国家安全保障上の側面も重視し、漸進的かつ実践的なアプローチを志向していることをその特徴としている。双方のステートメントは、回を重ねる毎にその参加国を増やしてきており、2015年４月のNPT運用検討会議時点で国連加盟国のほとんど（181か国）がいずれかのステートメントに参加するに至っている。

核兵器の人道上の影響に関する国際会議は、核兵器の使用がもたらす様々な影響について科学的・技術的見地から議論を行う専門家レベルの会議であり、これまで３回の会議が行われている（下記参考参照）。第１回会議では、核兵器が健康・人体、環境、気候変動、食糧安全保障にもたらす短・中・長期の影響について議論が行われた。第２回会議では、これらのテーマに加えて、経済成長及び持続的な発展に対する影響についての議論が行われたほか、被爆の実相を各国に伝達する被爆者証言が行われた。第３回会議では、これらのテーマに加え、核実験の影響や既存の国際法規範との関係についても議論されたほか、５核兵器国から米国と英国が初めて参加した。第３回会議の議長国であるオーストリアは、議長サマリーとは別に、核兵器の禁止・廃絶のための法的ギャップを埋める効果的措置の特定・追求を求めるとの自国の独自の立場を示す「オーストリアの誓約」を発表し各国に支持を求めた（2015年NPT運用会議の際に「人道の誓約」に改称した。）。

こうした動きは、2015年の第70回国連総会第一委員会において、３つの人道関連決議として現れた。オーストリアは、人道グループが主導してきた「核兵器の人道上の結末」に関する共同ステートメント及び「核兵器の禁止及び廃絶のための人道の誓約」をそれぞれ国連総会決議案として提出し採択された。また、南アフリカは、核兵器の非人道的影響を踏まえ、核兵器のない世界に向けた倫理上の責務が安全保障に寄与する「最も高位に位置付けられる国際公共善」であると位置づけ、核兵器は集団安全保障を阻害すること等を宣言する内容の「核兵器のない世界のための倫理上の責務」決議案を提出し採択された。

【参考　人道グループ主導による核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメント】

日　時	会　議	主　導　国	参加国数
2012年4月	NPT運用検討会議第１回準備委員会（於:ウィーン）	スイス	16か国
2012年10月	第67回国連総会第一委員会（於：ニューヨーク）	スイス	34か国
2013年4月	NPT運用検討会議第２回準備委員会（於:ジュネーブ）	南アフリカ	80か国
2013年10月	第68回国連総会第一委員会（於：ニューヨーク）	ニュージーランド	125か国
2014年10月	第69回国連総会第一委員会（於：ニューヨーク）	ニュージーランド	155か国
2015年4月	NPT運用検討会議（於：ニューヨーク）	オーストリア	159か国

【参考　オーストラリア主導による核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメント】

日　付	会　議	主　導　国	参加国数
2013年10月	第68回国連総会第一委員会（於：ニューヨーク）	オーストラリア	18か国
2014年10月	第69回国連総会第一委員会（於：ニューヨーク）	オーストラリア	20か国
2015年4月	NPT運用検討会議（於：ニューヨーク）	オーストラリア	26か国

【参考　核兵器の人道上の影響に関する国際会議】

日　付	会　議	主　催　国	参加国数
2013年3月	第１回核兵器の人道上の影響に関する会議（於：オスロ）	ノルウェー	127か国
2014年2月	第２回核兵器の人道上の影響に関する会議（於：ナジャリット）	メキシコ	146か国
2014年12月	第３回核兵器の人道上の影響に関する会議（於：ウィーン）	オーストリア	158か国

【参考　第70回国連総会第一委員会に提出された人道関連の３決議案】

決　議　名	投　票　結　果
核兵器の人道上の結末	賛成　136、反対　18、棄権21（日本は賛成）
核兵器の禁止及び廃絶のための人道の誓約	賛成　128、反対　29、棄権18（日本は棄権）
核兵器のない世界のための倫理上の責務	賛成　124、反対　35、棄権15（日本は棄権）

第３節　日本の取組

日本は、国家安全保障の側面と核兵器の非人道的側面の二つの認識を基礎として、核軍縮・不拡散に向けた国際社会の取組を主導してきている（第１部第２章参照）。特に、核兵器の非人道性については、唯一の戦争被爆国という日本国民全てが共有すべき歴史的体験を有する日本として、国際社会で大いに議論される以前から重視してきている。核兵器の非人道性の問題については、2014年１月に長崎大学において岸田外務大臣から核軍縮・不拡散スピーチの中で述べたとおり、日本は次の３つの考え方に基づいて取り組んできている。

第１に、核兵器の非人道性を、核兵器のない世界に向けて国際社会を「結束」させる触媒と位置づけるべきであるという考え方である。核兵器の非人道性は、いかなる核軍縮アプローチをとる際にも考慮され、あらゆる核軍縮・不拡散の取組を根本的に支える原動力であるべきである。人道グループ主導による核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメントについても、核兵器の非人道的影響が全ての核軍縮アプローチを支えるものとして位置付けられる修正がなされた結果、2013年10月以降、日本はこれに参加してきている。また、日本は、フィンランド、ジョージア、アイスランドと並び、人道グループ主導、オーストラリア主導の双方のステートメントに参加しているが、これはいずれのステートメントも核兵器のない世界に向けた各国の強い政治的意志を示すものには変わりはなく、核軍縮・不拡散の取組を進めるために国際社会の一致した行動を促していくべきであるとの考え方によるものである。こうした考え方は、2015年運用検討会議の議長の最終文書案における、核兵器の非人道的影響が「核軍縮分野にお

ける努力を下支えし続けるべき鍵となる要因」であり、「核兵器のない世界に向けたすべての国々による努力に緊急性を与えるべきである」（パラ154のサブパラ1）との文言にも表れている。

第70回国連総会第一委員会に提出された３つの人道関連決議案については、日本の原則的立場やこれまでの政策との整合性を踏まえて投票態度を決定し、採択後に概要次のとおり投票理由説明を行った。「唯一の戦争被爆国として、核兵器の非人道性についてはどの国よりも直接に理解している。こうした背景も踏まえ、日本は、核兵器の非人道性への認識を広め、深めるために、様々な努力を以前から行っている。日本としては、引き続き拡大抑止を含む安全保障政策をとり、また、安全保障と両立する形で核軍縮を進めつつも、核兵器の非人道性に関する認識が、日本の核軍縮政策の基本方針である現実的かつ実践的なアプローチの根幹をなすものであることには変わりない。他方で、核軍縮の進展には、核兵器国と非核兵器国の協力が必要である。その意味で、核兵器の非人道性への認識は国際社会を結束させる「触媒」であるべきで、分断させてはならない。特に、核兵器の人道上の結末決議については、「核兵器の非人道性の認識が全てのアプローチ・取組を下支えする」という主文の文言には、日本が進める現実的かつ実践的なアプローチも含まれ、安全保障政策と両立する形で核軍縮を進めるという日本の政策と整合がとれると解されることから賛成した。」

第２に、核兵器の非人道性についての正しい認識を世代と国境を越えて「広げていく」べきであるという考え方である。日本は、従来から非核特使の派遣、被爆証言の多言語化、海外原爆展の開催、各国指導者・外交官・実務家の広島・長崎への招へい、軍縮・不拡散教育の促進等を行い、核兵器使用の惨禍の実相に触れるため様々な努力を積み重ねてきている。特に、2013年６月には、核兵器使用の惨禍を若い世代に継承していくため、新たに「ユース非核特使」制度を立ち上げ、これまで107名の若者（2016年１月時点）が国連本部・国連欧州本部・ジュネーブ軍縮会議等で核兵器使用の惨禍を発信する取組を後押ししてきている（第11部第５章参照）。また、認識を「広げる」ための努力の重要性については、2015年運用検討会議の議長の最終文書案においても、「核兵器の非人道的影響を知るべく、被爆した人々及び地域とやりとりし、その経験を直接共有すること等を通じて指導者や軍縮専門家、外交官に加え、一般の人々、特に若い将来の世代の、核軍縮・不拡散に関するあらゆるトピックに関する意識を向上させるため、国連やその他の国際機関、赤十字・赤新月社、地方政府、非政府組織、学術機関、民間と協力しつつ、軍縮・不拡散教育の分野における努力を継続し、強化することを推奨する。」（パラ154のサブパラ18）という表現で盛り込まれている。

第３に、核兵器の非人道的影響に関する科学的知見を一層「深めていく」べきであるという考え方である。本章第２節で紹介した３回にわたる国際会議を通じ、核兵器が人体に対する瞬時の影響のみならず、将来世代にわたって社会、経済、環境に対して長期にわたる深刻な影響をもたらすことが改めて明らかになったが、日本としても、政府関係者のみならず放射線の専門家や被爆者等を派遣し、広島・長崎での被爆や核実験による被曝が人体に及ぼす影響についての専門的知見を紹介した。また、核兵器が使用された際に発生する医学面、社会インフラ面、経済面における被害の検証について５名の研究者に委託し、調査研究を実施した（外務省HPに掲載。http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page23_000872.html）。

コラム

核兵器の非人道性に関する国際会議に出席して

日本赤十字社長崎原爆病院名誉院長　朝長万左男

2013年3月、世界で初めてノルウェー政府によりオスロで開催された核兵器の非人道性に関する会議では、物理学・医学・環境学・気象学・経済学・食糧供給などの各分野の専門家により、核爆発の結末が網羅的に発表された。127か国が出席し、日本政府も代表団を送り、私が原爆被爆者における短期・長期の医学的影響を報告、被爆者代表の田中熙巳氏が被爆体験を証言した。

2014年2月のメキシコでの第2回会議には146か国が出席、核爆発による都市インフラ・マクロ経済の破綻が議論されるとともに、核爆発の偶発的・意図的・非国家組織による使用などの可能性が論じられた。この会議では核兵器の法的拘束を目指す多国間協議の枠組作りに進む時期が到来したと総括された。

2014年12月には第3回会議がウイーンで開催され、参加国は158か国となり、はじめて核保有国のうち米国と英国の代表が参加した。保有国側も非人道性の潮流に抗しきれなかった面とその急激な流れにくさびを打つ目的があったとも思われる。この会議では、初めて核実験の影響が取り上げられ、核兵器の使用に至るシナリオ、現存の国際的規範における核兵器の非人道性への言及の検証、さらに倫理・哲学的吟味も加えられた。米英の代表からは、核兵器の非人道性を両国とも認識することが表明され、印象的であった。日本からは今回も被爆者の証言と科学者からはビキニ水爆実験による日本の漁船員の大規模被曝と有意の被曝線量を証明したことが報告された。

この会議の総括では、核兵器禁止に向けた法的枠組みを話し合うプロセスの開始を求める意見が多くの国々から出されたとする一方、米英の核保有国およびその同盟国（NATO加盟国、日本、韓国など）からは国際安全保障の不安定な現状に鑑み、ステップ・バイ・ステップに現状を改善する以外に安全な核軍縮を追求する道はない主張があったとする、両論併記となった。

オーストリア政府はその後「オーストリアの誓約」を発表し、全人類の安全を脅かす核兵器の合法性についての認識が現在の各種国際法には欠けており、ギャップが存在していると指摘し、核兵器の禁止と廃絶に向けた法的ギャップを埋めるための具体策を追求することを要請している。この誓約は2015年4月末から始まったNPT運用検討会議に対して提出された。

核時代に入ってから70年目の現在、国際社会の核の非人道性の認識の高まりは、これまで国家間の安全保障という主に政治面から議論されてきた核軍縮と廃絶への取り組みが進展しない現状に対して、非保有国と市民社会の根強い不満が背景にあり、非人道性を中心に据えて核兵器の非合法化を目指す新たな方向性を見出そうとする潮流を生みつつある。

第5章

さらなる核軍縮のための課題

第1節 透明性の向上

1．意義

透明性の向上は、敵対国の誤解や誤算によって生じ得る危機を未然に防ぐための信頼醸成措置（CBM）の一環として発展してきた。特に、大規模な軍事力が秘密のベールに包まれた状態で集中的に配備されていた冷戦期の欧州大陸では、透明性の欠如が互いの軍事行動に関する誤解や誤算を招き、軍事衝突が発生する危険性があった。これを回避するため、欧州では1950年代から、情報交換、相互通知、検証などを通じて互いの軍事行動に予測可能性を持たせる提案がなされ、1975年の欧州安全保障協力会議（CSCE）ヘルシンキ最終文書に結実した。互いの秘密を減らし、より開かれた状態をつくるという透明性の向上はCBMの基本的な性質の一つである。

核兵器の軍備管理・軍縮においても、透明性の向上は、互いの誤解を防ぎ偶発的な核戦争を防止するという伝統的なCBMの一つとしての意義がある。また、冷戦時代に米ソ間で起きたような透明性の欠如によって生じる核軍備競争を避けるため、さらには、今後の核軍縮の進展を促すためにも、透明性の向上が必要と考えられている。また、核兵器国による核軍縮の進展の速度に対する非核兵器国の不満が強まる中で、核兵器不拡散条約（NPT）への信頼性を維持するためにも、核兵器国による透明性の向上は、核兵器国と非核兵器国との間の信頼醸成の観点からも重要な意義を有する。

近年では、核軍備管理・軍縮上の義務を実施するに当たっての３原則（透明性の原則の他、削減された核兵器が再び増加しないような措置を施すという不可逆性の原則、条約の締約国が条約義務を履行しているかを確認できる検証可能性の原則）の一つとして位置づけられている。透明性なくしては、不可逆的に核兵器が削減されていることを検証することは困難であるので、これら３つの原則の中でも、透明性の原則は、他の２つの原則の基礎であり、すなわち最も重要な原則であると言える。

なお、核兵器の透明性としては、①過去に関する透明性として、過去の核実験、核関連事故、核分裂性物質生産量、核兵器の生産量、②現在に関する透明性として、核軍縮努力、ドクトリン、相互査察・データ交換、既存・閉鎖核関連施設、核分裂性物質保有量、核兵器保有数、核兵器能力等、様々な側面がある。

2．これまでのNPT運用検討会議での合意

NPT運用検討プロセスにおいても、近年、透明性の重要性が認識されてきている。

2000年のNPT運用検討会議の最終文書で合意された核軍縮に関する13の措置において、各国の核兵器能力に関する透明性の向上が、全ての核兵器国がとるべき措置の一つとして初めて合意された。

2010年５月、ニューヨークの国連本部で開催されたNPT運用検討会議で合意された「行動計画」においては、透明性は、不可逆性及び検証可能性と並んで、核軍縮・不拡散上の義務を実施するに当たっての３つの原則の一つとして初めて合意された（行動２）。また、核兵器国は、核兵器国としてとるべき具体的な核軍縮措置の進捗状況について、2014年の準備委員会において報告することが求められた（行動５）。全てのNPT締約国は、行動計画及びNPT第６条の実施について定期報告をす

べきことが合意された（行動20）。さらに、CBMの一つとして、核兵器国は、可能な限り早急に行動計画の進捗状況に関する標準的な報告様式（フォーム）に合意し、国家安全保障を損なわないよう自発的に標準的な情報を提供するための適切な報告間隔を決定するよう奨励された（行動21）。

３．核兵器国の透明性

米国とロシアは、以前から二国間の戦略核削減条約（START）の枠組みで、条約上の計算ルールに基づいた戦略運搬手段及び核弾頭の配備数を公表していた。

核兵器国による核兵器の数の公表については、近年、次のとおり大きな動きが見られた。米国は、「備蓄された核兵器の数」について、2010年NPT運用検討会議におけるクリントン国務長官の演説で、初めて5,113個と公表した。米国はその後も更新された情報を公表し、2015年NPT運用検討会議においてケリー国務長官の演説においては、4,717個であることを公表した。また、同会議では、現有の備蓄核兵器数のみならず、過去20年間で米国が解体した核弾頭の数を10,251個、また、現在、更に約2,500個の核弾頭が解体待ちであることを初めて公表した（第３部第１章第３節の２参照）。英国は、2010年10月の「戦略防衛・安全保障見直し（SDSR）」において、2020年代半ばまでに、核弾頭の全体の備蓄の上限を225個から180個まで削減するとともに、実戦用に利用可能な核弾頭数を160個から120個に削減すると発表した。2015年１月、英国は120個への削減が完了したと発表した。フランスは、2008年3月、サルコジ大統領が核兵器国として初めて同国が保有する核弾頭の総数を300個以下であると公表した（2015年２月のオランド大統領の演説で同じ数字が再確認された。）。

４．日本の取組

日本は、通常兵器の透明性向上のために軍備登録制度を提唱したように（第７部第７章第１節参照）、上記１．の意義を踏まえ、従来から軍備の透明性向上を重要なCBMの一つとして重視してきた。核兵器に関する透明性の向上についても、従来からその重要性を指摘してきたところであるが、近年は、より行動指向的な核軍縮を目指すべきとの考えに基づいて、具体的かつ実際的な透明性の向上を訴えてきている。

例えば、2010年のNPT運用検討会議で採択された行動計画において盛り込まれた上述の核兵器国による核軍縮の進捗状況に関する2014年の準備委員会での報告（行動５）や標準報告フォームの作成（行動21）は、日本の提案に基づくものである。

2010年運用検討会議の合意を受けて、日本は、標準報告フォームの一案を作成し、オーストラリアと共に2010年９月に結成した10カ国による軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の提案として、５核兵器国に提示した。同標準報告フォーム案については、2012年に開催された2015年NPT運用検討会議第１回準備委員会においてNPDIの共同作業文書として提出した。その後もNPDIは、2014年に開催された第３回準備委員会において、「透明性の向上」に関する共同作業文書を提出した。同作業文書は、透明性の原則は検証可能性及び不可逆性という核軍縮の他の２つの原則を支えるものであることを提唱し、また、核兵器国に対して標準報告フォームに合意した上で同フォームを用いて定期報告を行うことなどを求めた。

2015年運用検討会議では、日本は「透明性、報告及び運用検討プロセス強化」と題する作業文書を独自に提出した。透明性、報告及び運用検討プロセス強化を結びつけたのは次のような考えに基づいている。すなわち、透明性の向上は、単に核兵器国の核戦力に関する情報開示を求めることだけではなく、NPT体制を引き続き維持・強化するためには、核軍縮が達成されるまでは核兵器の保有が認められる核兵器国による説明責任が果たされることが重要である。運用検討プロセスは核兵器国による説明責任を果たすためにNPTの第８条で規定されたものであり、透明性の向上はその一環と位置づけることができる。報告は、透明性の向上のための具体的な手段である。このようなメカニズムを通じて、核兵器国と非核兵器国の信頼が醸成され、NPT体制が維持・強化されることになる。

こうした考えに基づいて2015年運用検討会議に提出した日本の作業文書は、2012年にNPDI共同作業文書として提出した核兵器国が透明性を発揮すべき対象としての核弾頭数などを列挙した標準報

告フォーム案に留まらず、報告メカニズムを運用検討プロセス強化という文脈の中で再構築されている。具体的には概要次のとおり提案した。核兵器国は2017年に開催される2020年運用検討会議第１回準備委員会までに改めて標準報告フォームに合意し、同フォームは運用検討プロセスを通じて継続して改善される。核兵器国は、同フォームを用いて、2018年に開催される第２回準備委員会以降、毎年、戦略・非戦略核や配備・非配備核弾頭の種類・数など、具体的な数値情報を伴う形で各核兵器国がとった核軍縮措置を具体的に報告する。2019年に開催される第３回準備委員会において、核兵器国が前年に提出した報告をレビューするための特別セッションを設ける。第３回準備委員会議長は自らの責任の下で2020年運用検討会議に対して評価報告書を提出する。2020年運用検討会議は、報告メカニズムの実施における進展をレビューするとともに、その後のステップについて決定する。

2015年運用検討会議において、日本は、核軍縮を扱う主要委員会Ⅰ及び運用検討プロセス強化を扱う主要委員会Ⅲの補助機関において、こうした提案を基礎としてNPDI各国とも連携して様々な作業文書を提出した。同運用検討会議は最終的に新たな行動計画を採択することはできなかったものの、フェルーキ運用検討会議議長が会議最終日に提示した最終文書案には上記の日本の提案を基礎とした、運用検討プロセスの文脈における具体的な報告メカニズムの提案がかなりの程度で盛り込まれていた。

このように、日本は、核兵器に関するグローバルな透明性向上措置の構築に積極的に取り組んでいる。

第２節　消極的安全保証（NSAs）

１．定義

消極的安全保証（NSAs：negative security assurances）とは、一般的に、核兵器国が非核兵器国に対し核兵器を使用しないと保証することをいう。一方、NSAsの他に積極的安全保証（PSAs: positive security assurances）という概念がある。PSAsは一般的に、非核兵器国が核兵器による攻撃または威嚇を受けた場合には支援を与えることを約束することをいう。

２．経緯

核兵器不拡散条約（NPT）交渉過程で、非同盟運動（NAM）諸国を中心とする非核兵器国側が、NSAs及びPSAsをNPT条文に挿入するよう要求したが、核兵器国側はこれらをNPT条文に盛り込むことには応えず、1968年の国連安保理決議第255号でPSAsを表明した。その後、核兵器の使用及び威嚇に対し非核兵器国の安全が保証されるべきであるとの主張の高まりを受け、1978年の第１回国連軍縮特別総会において、５核兵器国がそれぞれNSAsに関する一方的な宣言を行った。1995年NPT運用検討・延長会議に先立つ1995年４月には、核兵器国は、従来行ってきた一方的宣言をほぼそのままの形で改めて宣言するとに、国連安保理は、それら宣言への留意を含む非核兵器国の安全の保証（PSAs及びNSAs）に関する国連安保理決議第984号を採択した。これは同運用検討・延長会議に向けて、NAM諸国が、NPT延長の条件として核兵器国による非核兵器国への安全の保証に関する法的拘束力のある措置を要求したことが背景にある。

５核兵器国が行った上記宣言で、米国、英国、フランス及びロシアは、NPTを締結している非核兵器国が自国（核兵器国）又は同盟国に対してその他の核兵器国との協力又は同盟関係の下で侵略・攻撃する場合を除いて、非核兵器国に対して核兵器を使用しないことを再確認する旨の宣言を行った。他方、中国は、いかなる時も非核兵器国又は非核兵器地帯に対して、核兵器を使用し又は使用するとの威嚇を行わないことを約束する旨の宣言を行った。

同年に開催されたNPT運用検討・延長会議では、「消極的及び積極的安全保証に関する全会一致で採択された国連安保理決議第984号及び核兵器国の宣言に留意し、核兵器の使用又は使用の威嚇に対して非核兵器国への安全を保証するため更なる措置を検討するべき。これらの措置は国際的に法的拘

束力のある文書の形をとることが可能」との文言を含む「原則と目標」（第８項）が採択された。その後、2000年運用検討会議で採択された最終文書においては、「会議は、５核兵器国による NPT上の非核兵器国に対する法的拘束力のある安全の保証は核不拡散体制を強化することに合意する。」との文言が盛り込まれた。

2010年４月には、米国が「核態勢見直し（NPR）」において、NPT 締約国であり NPT 上の義務を遵守している非核兵器国に対して、核兵器を使用せず、また、その使用の威嚇をしないとする強化された NSAsを宣言した。ただし、バイオ技術の急速な進展を踏まえ、生物兵器の今後の進展によっては、かかる NSAsを調整する権利を留保した（英国も同年10月に発表した「戦略防衛・安全保障見直し（SDSR）」において、米国とほぼ同様の NSAsを宣言した。）。同年５月の2010年運用検討会議で採択された最終文書においては、「会議は、（中略）核不拡散体制を強化する核兵器国による明確かつ法的拘束力のある安全の保証を受領するとの非核兵器国の正統な利益を再確認し、認識する。」との文言が盛り込まれた。

３．NSAsをめぐる議論

1994年までジュネーブ軍縮会議（CD）において毎年 NSAsに関する特別委員会が設けられてきたが、特段の成果には至らなかった。1995年以降は特別委員会の設置はなく、通常の CD会期内において議題の１つとして取り上げられている。

NSAsをめぐる議論には、法的拘束力を有する NSAsとすべきか否かという論点、法的拘束力を有する NSAsとする場合、多国間条約等を通じたグローバルな NSAsによって直ちに全ての非核兵器国に NSAsを供与するか、あるいは非核兵器地帯条約を通じた地域的な NSAsの積み重ねによって法的拘束力のある NSAsが供与される国を増やしていくのかといったアプローチの論点、NSAsは無条件とすべきか条件付きとすべきかという論点、NPT上の義務に違反している国に対して NSAsを供与すべきか否かという論点、NPTに加入せずに核兵器を保有している国が NSAsを供与する側になると事実上の核兵器国として認めてしまうことにならないかという論点、どのフォーラムで NSAsは議論されるべきかという論点（NPTに加入せずに核兵器を保有している国も参加する CDが良いのか、核兵器保有を禁止された非核兵器国への代償として NPTで議論すべきか）等、幅広い論点がある。

４．日本の立場

1970年に NPT署名の際に行った演説において、日本は、核兵器国は非核兵器国に対して核兵器の使用又は使用の威嚇を行ってはならないことを強調した。日本として、この立場は現在も変わっておらず、NSAsの概念を基本的に支持しており、また、核兵器のない世界を実現するための第一歩となる具体的な手段として注目している。その際、当然のことながら、長期的課題である核兵器のない世界の実現を目指すに当たり、日本の安全保障及び国際的な安全保障を損なうことはあってはならない。

NSAsは核兵器を保有しない非核兵器国としての正当な関心事項であり、日本は、核兵器国は NPT上の義務を遵守している非核兵器国に対して核兵器を使用しないとの強化された NSAsを供与するよう求めている。この観点で、日本は、米国及び英国によるかかる強化された NSAsの供与を評価している。

さらに、核兵器国を含む全ての関係国の同意等適切な条件の下で創設された非核兵器地帯は、法的拘束力を有する NSAsを供与するための実質的な措置と考えている。

なお、日本としては、2010年 NPT運用検討会議最終文書の行動５にあるとおり、核兵器を保有する全ての国は、国際社会の安定と平和を促進し、各国の安全保障を損なわない形で、それぞれの安全保障戦略における核兵器の役割を低減させることが重要であると考える。その観点で、NSAsは核兵器の役割低減に貢献するものと位置づけられる。

このような NSAsに対する日本の立場は、最近では、2015年 NPT運用検討プロセスや CDにおけるステートメントや作業文書（2013年の第１回準備委員会に提出した「核兵器の役割低減」に関する NPDI共同作業文書や2015年運用検討会議に提出した NPDI包括的共同作業文書）、日本が国連総会に提出している核兵器廃絶決議など、様々な機会において表明してきている。

第３節　核軍縮の検証

１．概要

核軍縮を進めるに当たっては、条約やコミットメントの下での義務が確実に遵守されていることが不可欠である。条約の他の当事国も義務を遵守しているとの確信が得られなければ、自国のみが不当に核軍縮上の義務を履行することとなり、安全保障上甚大な不利益を受けることになるからである。したがって、義務の遵守状況を検証することは、核軍縮のプロセスを確実なものとするために極めて重要な意義を有している。また、近年では、核軍縮のための国際約束に規定されている義務を締約国が履行し遵守していることを確認できる検証可能性は、不可逆性の担保（いったんとられた核軍縮措置が後戻りしないように確保すること）および透明性の向上とともに、核軍縮プロセスを進める上での３原則として位置付けられている。

検証の定義については、国連総会決議といったすべての国連加盟国が関与する形で国際的に合意されたものは存在しないが、1989年に国連事務総長の下に設置された「検証分野における国連の役割に関する政府専門家会合」（注：同政府専門家会合には約15か国の政府専門家が参加）の報告書（A/45/372）によれば、検証は、「条約締約国が合意の下での義務を遵守していることを立証するためのプロセスであり、このプロセスには、軍備制限及び軍縮の約束の合意の下での義務に関連する情報の収集、当該情報の分析、及び合意の具体的な条項を満たしているかについての判断が含まれる。」と定義している。（なお、1994年に国連事務総長の下に新たに設置された「検証分野における国連の役割に関する政府専門家会合」が提出した報告書（A/50/377）では、1989年の政府専門家会合による検証の意味について、国際社会における監視や検証活動の進展及び状況を踏まえ再度検討した。その結果、検証の定義そのものではないが、検証の対象となる義務の根拠を、「軍備制限及び軍縮の約束の合意の下での義務」に加え、「国連総会及び安全保障理事会を含む管轄を有する国際機関による決定」等、国連の関連活動にまで拡大した。）

遵守については、1989年の上記報告書において、「法的拘束力のある規定に関する締約国の実際の行動が、合意の形式・要請に合致していることを意味する。」としている。加えて、検証のプロセスについては、「一方的、共同的な、または、これら２つの組み合わせによる複数のステップにより構成され、最初のステップとしては、監視（モニタリング）並びに遵守に関する情報の検査及び分析である。」と、検証に関する概念を一定程度定義している。なお、2006年に国連事務総長の下に設置された検証に関する政府専門家会合の報告書は、検証の目的、検証概念の進展、検証方法・手続等について記述している。

２．核軍縮検証の課題と取組

近年の核軍縮への機運の高まりの中で、核軍備管理・核軍縮関連の条約が核兵器国によっていかに遵守・実施されているかについて、高い関心が示されるようになってきている。核兵器は一般的に国家安全保障における最高機密に属することから、そうした極めて機微な情報に配慮しながら核軍縮措置を検証することは核兵器国間であっても本来技術的に非常に難しい。そのような核軍縮の検証を非核兵器国の関与を得ながら進めていく場合、核兵器国は非核兵器国に対して核兵器の製造や取得につき何ら援助や奨励を行ってはならないとのNPT第１条の義務、また、非核兵器国は核兵器の製造・取得について何ら援助を受け取ってはならないとの同第２条の義務に違反しない形で進めなければならないとのより困難な問題に直面する。

同時に、核兵器国による核軍縮措置の検証に対しては、機微性や機密性の高い情報を保護しながらも、非核兵器国が信頼できるレベルのものでなければならない。現時点では非核兵器国が核兵器国による核軍縮の検証に実際に参加することは具体的に想定されていないものの、将来的には、核軍縮が進み、核弾頭数が低いレベルとなる段階、あるいは、実際に核兵器のない世界が達成される段階においては、核軍縮措置の検証は現在のような米露による二国間ではなく、非核兵器国も交えたより国際的な検証体制が必要となろう。また、将来的に核軍縮が進展すれ

ばするほど、１個当たりの核兵器の戦略的価値がますます高まることとなり、核軍縮関連条約に要求される検証のレベルも高まることとなろう。したがって、核軍縮における検証や透明性の重要性は今後高まっていくものと考えられる。

このような中、米国は、2014年、核物質の製造及び管理、核弾頭製造、配備、核保管、解体、廃棄を含む核兵器のライフサイクルにおけるモニタリング及び検証に関する複雑な課題の理解を促進し、かつ、これらの課題に取り組むための「核軍縮検証のための国際パートナーシップ（IPNDV：International Partnership for Nuclear Disarmament Verification）」を立ち上げた。同パートナーシップは、核軍縮のための検証のあり方について、核兵器国のみならず非核兵器国と協力して検討し取り組むこととしており、核軍縮の検証に非核兵器国が参加する国際的な枠組み自体が新たな点として注目に値する。

過去の取組における類似のものとしては、1990年代後半の米国、ロシア、国際原子力機関（IAEA）のトライラテラル・イニシアティブがある。これは、戦略核兵器削減条約（START）の履行などの核兵器削減の結果、余剰となった核分裂性物質（高濃縮ウランとプルトニウム）がその後核兵器用に再び用いられないことを確認するための検証技術を探求することを目的として実施された。

英国も、2000年以来、核弾頭解体の検証について英国防省を中心に独自研究及び米国と共同研究を行い、2005年NPT運用検討プロセスで研究成果を随時発表してきた。また、英国は、2007年には、核兵器国と非核兵器国が協力して、核軍縮においてより効果的かつ相互に信頼できる検証措置の実現を目指すという趣旨の下、ノルウェーとの共同研究プロジェクトを開始した。英国及びノルウェーは、同プロジェクトについて、2010年NPT運用検討会議において紹介した。また、2011年には、日本を含む諸外国の政策実務者及び専門家に、2012年にはNPT上の核兵器国の専門家を対象として、同共同研究プロジェクトから得た経験を共有し議論した。

３．日本の立場

現実的かつ実践的なアプローチをとる日本としては、核兵器のない世界の実現に向けた中長期的な取組の一環として、核軍縮プロセスにおける検証のあり方の検討や検証技術の開発に取り組むことは重要であると考えている。こうした考えに基づき、米国が立ち上げたIPNDVにも積極的に参加してきている。非核兵器国である日本は、核軍縮そのものの主体的なアクターではないものの、大規模な原子力活動に対して高度なIAEA保障措置を受けており、また、高い技術力を持つ日本のような非核兵器国は、核軍縮の検証においても十分に貢献し得る。なによりも、核兵器国のみならず非核兵器国も参加した国際的な核軍縮の検証体制の構築に向けた進展は望ましいものと考えている。

第４節　非核兵器地帯

１．概要

「非核兵器地帯」とは、一般的には、条約などの国際約束により、特定の地域において、域内国が核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理を行うことを禁止することによって作り出される「核兵器のない地帯」を意味する。通常、かかる地帯を設置する条約本体に付属する議定書という形で、域外国である核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス及び中国）が域内国に核攻撃しないことを誓約している（消極的安全保証（NSAs）の供与）。

非核兵器地帯は、当初、世界的な核不拡散体制の設立に向けた国際社会の努力の補完的措置として検討された概念で、冷戦時に、東西両陣営間の対立が核戦争に発展することを恐れた非核兵器国側の地域的アプローチとして捉えられてきた。

冷戦終結後も非核兵器地帯設置の動きは継続しており、国際的な核不拡散体制の強化に貢献している。例えば、1999年の国連軍縮委員会（UNDC）において非核兵器地帯の設置に関するガイドラインを含む報告書が採択された。2009年のアフリカ

非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）の発効により南半球のほぼ全ての陸地部分が非核兵器地帯に含まれることとなった。また、2010年NPT運用検討会議において米国がラロトンガ条約及びペリンダバ条約の議定書批准に向けた手続開始等を表明し、2014年に開催された2015年NPT運用検討会議第３回準備委員会の期間中には５核兵器国が中央アジア非核兵器地帯条約の議定書に署名した。

なお、2015年４月には「第３回非核兵器地帯条約締約国・署名国会合」がニューヨークで開催され、日本もオブザーバーとして参加した。

２．日本の立場

非核兵器地帯に関する日本の基本的立場は、一般的に適切な条件が揃っている地域において、その地域内の国々の提唱により非核兵器地帯が設置されることは、核不拡散等の目的に資するというものである。非核兵器地帯構想が現実的なものとなるための条件としては、①核兵器国を含む全ての関係国の同意があること、②当該地域のみならず、世界全体の平和と安全に資すること、③適切な査察・検証を伴っていること、④公海における航行の自由を含む国際法の諸原則に合致していることなどが挙げられる。

また、2015年の第70回国連総会に日本が提出した核兵器廃絶決議においても、UNDCが採択したガイドラインに基づく更なる非核兵器地帯の創設を促す旨が盛り込まれた。

３．発効済みの非核兵器地帯条約

これまで中南米、南太平洋、東南アジア、アフリカ及び中央アジアを対象地域とする非核兵器地帯条約がそれぞれ策定され、全て発効している。

（１）ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約（トラテロルコ条約、1967年採択、1968年発効）

世界で最初に作成された非核兵器地帯条約。1962年10月のキューバ危機を契機に中南米地域の非核化構想が進展、メキシコのイニシアティブにより条約策定作業が開始され、1967年２月に署名開放、1968年４月に発効した。中南米33か国が対象であり、現在までに全ての国が批准を完了している（最後に加入したキューバは2002年10月批准）。

条約は、締約国領域内における核兵器の実験・使用・製造・生産・取得・貯蔵・配備等を禁止している。また、議定書は、核兵器国が条約の適用地域において非核化の義務に違反する行為を助長しないこと及び条約本体の締約国に対し核兵器の使用又は使用の威嚇を行わないことを規定しており、全ての核兵器国が批准している。

国連総会においては、定期的にトラテロルコ条約を強化する動きを歓迎する決議がコンセンサス採択されている。

（２）南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約、1985年採択、1986年発効）

1966年からフランスが南太平洋地域において核実験を開始したことを背景に、この地域において核実験反対の気運が高まり、1985年の南太平洋フォーラム（SPF）総会において条約が採択・署名開放され、1986年12月に発効した。太平洋諸島フォーラム（PIF（旧SPF））加盟の16の国と地域（自治領）が対象であり、2015年11月現在の締約国・地域の数は13（ミクロネシア、マーシャル、パラオは未署名）である。

条約は、南太平洋非核地帯の内部または外部における核爆発装置の製造・取得・所有・管理、自国領域内における核爆発装置の配置・実験等を禁止し、また、非核地帯内の海洋（公海を含む）への放射性物質の投棄を禁止している。

議定書は、核兵器国が条約本体の締約国に対して核兵器の使用又は使用の威嚇を行わないことを禁止、及び、非核地帯内（公海の一部を含む）における核実験を行わないことを規定している。核兵器国のうち、ロシア、中国、英国及びフランスは批准済みである。米国は署名のみで批准していないが、2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の一般討論演説においてクリントン国務長官が、米国はアフリカ非核兵器地帯条約と南太平洋非核地帯条約の議定書への批准を上院に求める旨発表し、2011年５月にオバマ大統領が批准を求めるために議定書を上院に提出した。

（3）東南アジア非核兵器地帯条約（バンコク条約、1995年採択、1997年発効）

東南アジア諸国連合（ASEAN、1967年創設）は、1971年のASEAN臨時外相会議における「クアラルンプール宣言」において、東南アジアに対する域外国のいかなる干渉からも自由、平和かつ中立的な地帯を設立することを目的とした「東南アジア平和・自由・中立地帯（ZOPFAN）構想」を掲げ、本構想を実現させるための一要素として、1984年に非核兵器地帯構想を検討することに合意した。その後、冷戦の終結により条約実現に向けた動きが進展し、1995年12月のASEAN首脳会議において東南アジア10か国の首脳が署名し、1997年３月に発効した。ASEAN諸国10か国が非核兵器地帯の域内国であり、現在までにそれら全ての国が批准を完了している。

条約は、締約国による核兵器の開発・製造・取得・所有・管理・配置・輸送・実験・使用、地帯内（締約国の領域に加えて、大陸棚及び排他的経済水域を含むと規定されている。）における放射性物質等の投棄及び大気中への放出を行わないことを規定するとともに、自国領域内において他国がこれらの行動（核兵器の運搬を除く）をとることを許してはならないと規定している。

議定書は、核兵器国が条約本体の締約国に対して、また、非核兵器地帯内において核兵器の使用及び使用の威嚇を行わないことを規定するとともに、核兵器国が条約を尊重し、条約及び議定書の違反行為に寄与しないことなどを規定している。

東南アジア非核兵器地帯条約については、核兵器国が大陸棚や排他的経済水域も非核兵器地帯の対象地域となっていること等を問題点として指摘していたこともあり、核兵器国が署名することが期待される議定書は当初より署名のために開放されなかった。しかし、2009年の東南アジア非核兵器地帯条約に関する国連総会決議以来、ASEANと５核兵器国との協議が模索された。2010年NPT運用検討会議の一般討論演説において、クリントン米国国務長官が、東南アジア非核兵器地帯条約（及び中央アジア非核兵器地帯条約）の締約国と協議し、米国としてこれら議定書への署名に向け合意に達するよう努力する用意がある旨表明した。この結果、2011年11月にインドネシアのバリで行われたASEAN関連首脳会合に際して、５核兵器国とASEANの間で５核兵器国が議定書に加入することを可能にするための協議がいったんは妥結した。日本も、同条約が東南アジア地域における平和と安定及び国際的な核軍縮の進展に資するものとして、５核兵器国とASEANの間の協議の妥結を歓迎する外務報道官談話を発表した。しかしながら、その後も協議は断続的に継続しており、2015年９月現在、いずれの核兵器国も議定書に署名していない。

（4）アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約、1996年採択、2009年発効）

1961年に国連でアフリカ非核兵器地帯化宣言が採択され、1964年にアフリカ統一機構（OAU）首脳会合でアフリカを非核兵器地帯とするカイロ宣言が採択された。1991年に南アフリカが核兵器を放棄し、非核兵器国としてNPTを締結したことから条約化実現に弾みがつき、1995年６月のOAU首脳会議においてアフリカ非核兵器地帯条約の最終案文が採択され、翌年４月にアフリカ諸国42か国が条約に署名した。

アフリカ諸国54か国（日本未承認の西サハラを含む）を対象とし、2009年にブルンジが28か国目として批准・寄託したことにより同年７月に発効した（28か国の批准及びOAUの後継組織であるアフリカ連合（AU）への寄託によって条約が発効することとなっていた。）。

2015年11月現在の締約国は39か国。条約は、締約国による核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理・実験を行わないことを規定し、及び自国領域内における核爆発装置の配置、実験等を禁止している。

議定書では、核兵器国が条約本体の締約国に対して核爆発装置の使用又は使用の威嚇を行わないことを規定し、また、非核兵器地帯における核爆発装置の実験をしないことを規定している。核兵器国のうち、ロシア、フランス、中国及び英国は批准済みである。米国は署名のみであり、まだ批准していないが、2010年NPT運用検討会議の一般討論演説においてクリントン国務長官が、米国はアフリカ非核兵器地帯条約と南太平洋非核地帯条約の議定書への批准を上院に求める旨発表し、

2011年５月にオバマ大統領が批准を求めるために議定書を上院に提出した。

（５）中央アジア非核兵器地帯条約（2006年採択、2009年発効）

この条約は、1997年２月の中央アジア５か国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタン）の首脳会談の際に採択された「アルマティ宣言」に端を発する。その後、当時の国連軍縮局（国連アジア太平洋平和軍縮センター）が設置した専門家グループによる条約案の起草や札幌等での会合を経て、2005年２月にタシケント（ウズベキスタン）で開催された域内会議において条約及び議定書案について合意された。2006年９月にカザフスタンのセミパラチンスクで５か国の外相レベルの代表者が条約に署名、各国の批准を経て2009年３月に発効した。

条約は、締約国による核兵器又は核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理をしないこと、他国の放射性廃棄物の自国領域内での処分を認めないことを規定している。

議定書は、核兵器国が条約本体の締約国に対して核兵器の使用又は使用の威嚇を行わないことを規定するとともに、条約又は議定書の違反行為に寄与しないことを規定している。2014年に開催された2015年NPT運用検討会議第３回準備委員会の期間中に５核兵器国が中央アジア非核地帯条約の議定書に署名し、2015年のNPT運用検討会議までに米国以外の４核兵器国が批准した。米国は、オバマ大統領が批准を求めるために議定書を上院に提出した。

なお、日本は、国連に対して中央アジア非核兵器地帯条約起草支援のための資金を拠出する等により中央アジア非核兵器地帯条約の成立を支援してきた。

４．モンゴル一国非核の地位

1992年の国連総会において、モンゴルのオチルバト大統領は、自国領域を非核兵器地帯とすることを宣言し、核兵器国に対して、こうした地位を尊重し安全の保証を供与するよう求めた。1998年以降、国連総会において、モンゴルによる一国非核の地位に関する決議が隔年でコンセンサス採択され、2010年には初めて全ての核兵器国が共同提案国となった。2012年９月に、５核兵器国は、モンゴル一国非核の地位を尊重し、これを侵害するいかなる行為にも寄与しない旨の共同宣言に署名した。同時に、モンゴルは、核兵器を含む他国の軍隊や兵器を自国領域内に配備させないこと、自国領域内において核兵器の開発・製造・実験等を行わないこと等を宣言した。

なお、2001年９月には、札幌において、国連軍縮局（国連アジア太平洋平和軍縮センター）の主催によって、モンゴルの一国非核の地位を国際法的観点から考察することを目的とした専門家会合が開催されている。

５．南極、海底の非軍事化

上述した非核兵器地帯のほか、日本も参加して特定の場所・空間において核兵器を始めとする大量破壊兵器等の配備を行うことを禁止している条約には以下のものがある。

（１）南極条約（1959年採択、1961年発効、日本は1960年批准）

第１条において、南極地域は平和目的のみに利用され、軍事基地の設置、あらゆる型の兵器の実験等軍事的性質の措置を特に禁止することを規定している。また、第５条１において南極地域におけるすべての核爆発及び放射性廃棄物の処分を禁止している。

（２）海底核兵器禁止条約（1971年採択、1972年発効、日本は1971年批准）

第１条において、領海の外側（12海里以遠）に核兵器及び他の種類の大量破壊兵器並びにこれらの兵器を貯蔵し、実験し又は使用することを特に目的とした構築物、発射設備その他の施設を置かないことを規定している。

６．構想段階の非核兵器地帯

（１）中東非核兵器地帯・中東非大量破壊兵器地帯

1974年の国連総会においてエジプトが提案した中東非核兵器地帯構想を歓迎する決議が採択されて以来、毎年、この構想を実施するために必要な

措置をとるよう求める決議がコンセンサス採択されてきている（ただし、2009年の第64回国連総会では一部分割投票）。しかし、事実上の核兵器保有国と国際的にみなされているイスラエルのNPT未締結やイランの核問題などを背景として、今のところ本構想が実現される見通しは立っていない。

1995年のNPT運用検討・延長会議において、NPT寄託国である米国、ロシア及び英国の共同提案による中東地域における核兵器などの大量破壊兵器のない地帯（非大量破壊兵器地帯）の創設を目指す中東決議が採択された。しかし、アラブ諸国とイスラエルの立場の違いもあり、これまで目立った実質的進展はなく、この問題はNPT運用検討プロセスにおける議論の焦点の一つとなっている。（NPTにおける本件に関する経緯については、第２部第１章第３節２参照）

（2）北東アジア非核兵器地帯

日本が位置する北東アジア地域をめぐっては、その厳しい安全保障環境を緩和するアプローチとして、内外の研究者や専門家等によって、北東アジア非核兵器地帯構想の設立が提唱されてきた。提唱者によってその対象とする国や範囲に若干の幅はあるが、日本を含む幾つかの国や一定の範囲を対象とし、その域内において核兵器の使用や使用の威嚇を行わないことを約束するものである。近年、日本、韓国及び北朝鮮のみが域内国・地域として核兵器を生産・取得・保有等をせず、これに米国、中国、ロシアが消極的安全保証を供与する「３＋３」構想が一定の注目を集めている。この構想では、本来北東アジアの域内国であるはずの国が、あたかも域外国であるかのように扱われていることに対して、「北東アジア非核兵器地帯」と呼称するには適用範囲が不十分ではないかとの指摘もある。

非核兵器地帯については、一般論として、適切な条件が満たされるのであれば、核不拡散等に資するのは前述のとおりである。しかし、北東アジア地域においては、①依然として安全保障上の不安定要因や緊張関係が存在していること、②現実に核戦力を含む大規模な軍事力が存在すること等により、非核兵器地帯構想の実現のための現実的な環境は未だ整っているとは言えない。北朝鮮による核開発は、核軍縮の機運に逆行するとともに、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、まずは北朝鮮の核放棄の実現に向け、努力する必要がある。また、北東アジアにおいては、深刻な北朝鮮の核問題に加えて、まさに域内に核兵器国が存在していることが、これまで実現してきた非核兵器地帯と根本的に異なる点であると同時に、難しい問題として立ちはだかっていると言えよう。

第５節　核兵器の禁止

１．「核兵器禁止条約」の概念

「核兵器禁止条約」（NWC: Nuclear Weapons Convention）の構想は、民間団体「核兵器に反対する法律家協会（IALANA）」、「核戦争防止国際医師の会（IPPNW）」、「拡散に反対する科学者国際ネットワーク（INESAP）」により発表され、1997年にコスタリカがモデル核兵器禁止条約として国連に提出した。2007年にはコスタリカ及びマレーシアが、2010年NPT運用検討会議第１回準備委員会に対し作業文書として同条約案の改訂版を提出し、また、国連にも提出した。同条約案は、核兵器の完全な禁止及び検証を伴う廃絶を規定したものであり、締約国の一般的義務として、①核兵器の開発、実験、生産、貯蔵、移譲、使用及び使用の威嚇の禁止、②核兵器国の核軍備（核兵器、核施設）廃棄、③核兵器に利用可能な核分裂性物質の生産禁止、④運搬手段の廃棄、を規定している（下記２．における簡易な「核兵器先行禁止条約」と区別するために、核兵器国に対して核兵器を物理的に廃棄することを義務付けるこのような「核兵器禁止条約」は「包括的核兵器禁止条約」とも呼ばれる。）。

核兵器を全面的に禁止する条約とは別に、その前段階として、核兵器の使用及び威嚇を禁止する

条約（いわゆる「核兵器使用禁止条約」）を交渉すべきとの考え方もある。現時点では、直ちに交渉の対象となり得る条約案はないが、1996年第51回国連総会以降、インドが国連総会に対し、核兵器の使用又は使用の威嚇を禁止する国際協定締結のための交渉を開始することを要請する決議案を提出し採択されている。

「核兵器禁止条約」及び「核兵器使用禁止条約」のいずれもNAM諸国、途上国、NGO等からの強い支持がある。

「核兵器禁止条約」については、2008年に潘基文国連事務総長が、核軍縮関連のサイドイベントにおける講演の中で発表した５項目の提案の１つとして、「強力な検証システムに裏付けられた核兵器禁止条約の交渉が検討できる」と述べている。

さらに、2010年NPT運用検討会議の最終文書行動計画においては、「核兵器禁止条約の交渉に関する検討を含む事務総長の５項目提案に留意する」と「核兵器禁止条約」に言及している。

２．「核兵器禁止条約」をめぐる近年の動き

近年国際社会で盛り上がっている核兵器の非人道性に関する議論の結果、核兵器国が参加しない形であっても（すなわち、核兵器国の参加が不可欠な核兵器を物理的に廃棄する包括的な「核兵器禁止条約（NWC）」にまで至らずとも）、核兵器の使用や開発・保有など核兵器に関するあらゆる側面を法的に先行して禁止する簡易な核兵器禁止条約（核兵器の物理的廃棄に先行して法規範のみを形成するという観点から、「核兵器先行禁止条約」とも呼ばれる。）を策定すべきとの主張が強まっている。

必ずしも核兵器禁止条約そのものではないが、その関連で、2015年NPT運用検討会議においては、法的条文を含めNPT第６条の「効果的措置」について議論するオープン・エンド作業部会（OEWG）の設置が最終文書案に盛り込まれたが、最終的には、中東問題が直接の原因となって同文書案は採択されなかった（なお、米国は、閉会に際してのステートメントにおいて、最終文書案について中東問題を除いて合意する用意があったと表明した。）。

このOEWGについては、その後、同年10月から11月にかけてニューヨークで開催された第70回国連総会第一委員会にメキシコが提出した、核兵器のない世界を達成・維持するために締結される必要のある具体的かつ効果的な法的措置、法的条文及び規範を実質的に検討するためのOEWGを設置する「多国間核軍縮交渉前進」決議案（改訂版）でフォローアップされることとなった（第10部第３章第２節３参照）。同決議案は、賛成多数で採択された（賛成：135か国、反対：12か国、棄権：33か国。我が国は、核兵器のない世界を実現・維持するための適切な形での作業部会の設置を含め、効果的措置を探求することを支持している。すなわち、効果的な核軍縮の進展のためには、核兵器国と非核兵器国双方を含む幅広い参加が必要であるとの考えの下、OEWGが可能な限り双方の協力の下に設置されることを重視していたが、そのような合意は困難と見込まれたため棄権した。）。これを受け、2016年にジュネーブにおいて、OEWGが開催される。また、イランも同様のOEWG設置決議案を提案していたが、核兵器国からの賛成票が得られないことを理由とし、採決直前に決議案を撤回した。

３．「核兵器の威嚇又は使用の合法性」に関する国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見

1993年、IALANA、IPPNW等が形成した「世界法廷プロジェクト」運動の結果、世界保健機関（WHO）総会において、健康及び環境の見地から、核兵器の使用の合法性につきICJ勧告的意見を要請する決議が採択された。

同年、国連総会第一委員会においてもICJ勧告的意見を要請する決議案が提出されたが、米国・フランス等の反対により撤回された。翌1994年、インドネシアが再度決議案を提出し、核兵器の使用の合法性につきICJ勧告的意見を要請する決議が採択された（日本は、多くの西側諸国が反対する中、唯一の戦争被爆国として、核兵器は二度と使われてはならないものの、本件が各国間の対立を助長することになりがちであるとして棄権した（賛成78-反対43-棄権38）。）。

ICJはWHOの請求は却下したが、1996年7月、国連総会からの要請に対しては、次のとおり勧告的意見を出した。「（中略）核兵器の威嚇又は使用

は、武力紛争に適用される国際法の要件及び特に人道法の原則及び規則に一般的に違反することとなる。しかしながら、国際法の現状及び入手可能な事実関係に鑑み、裁判所は、国の生存そのものが問題となるような極限状況における核兵器の威嚇又は使用が合法か違法かを確定的に結論することはできない（賛成７-反対７、裁判長の決定票）」としつつ、「厳格かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる側面での核軍縮を目指す交渉を誠実に行い、かつ妥結させる義務が存在する（全会一致）」とした。

また、最近の動向として、2014年４月、マーシャル政府が核兵器を保有すると考えられる９か国・地域（米国、ロシア、英国、フランス、中国、インド、パキスタン、イスラエル及び北朝鮮）について、核軍縮に向けた交渉を誠実に追求せず核戦力を増強しているのは、核兵器不拡散条約（NPT）第６条に明記されている核軍縮の（誠実交渉）義務及びそれに基づく国際慣習法に違反しているとして、国別にICJに提訴した。米国については、併せてサンフランシスコの連邦地方裁判所に提訴した。

４．国連総会決議と日本の立場

上述のICJの勧告的意見を受けて、1996年の第51回総会以来毎年、マレーシアが国連に対し、ICJ判事全会一致の意見である核軍縮交渉を妥結する義務についてフォローアップを要請する「核兵器の威嚇又は使用の合法性に関するICJ勧告的意見フォローアップ」決議案を提出している。同決議は、上記のICJの全会一致による勧告的意見で明記された「核軍縮交渉の妥結義務」を「核兵器禁止条約」の早期締結につながる多国間交渉の開始によってフォローアップするよう求めている。

日本は、厳格かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる側面での核軍縮を目指す交渉を誠実に行い、かつ妥協させる義務が存在するとしたICJ判事の全員一致の意見を支持している。その一方で、核不拡散・核軍縮の着実な進展を達成するためには、具体的な手段をとるべきであるとの考えである。核兵器国を含む多くの国が「核兵器禁止条約」に賛成していない現状では、「核兵器禁止条約」の交渉を直ちに開始する状況になく、核廃絶に向けて現実的かつ実効的な措置を着実に積み重ねていくことが重要である。よって、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始・妥結等が優先されるべきと考え、「核兵器禁止条約」締結のための交渉を開始することによって、核軍縮交渉の妥結義務を即時に履行すべきとする同決議案については、投票理由説明を付して棄権してきている。

また、インドが毎年国連総会に提出している「核兵器使用禁止条約」に関する決議案についても、同様の理由により、日本は棄権している。

なお、現時点での「核兵器禁止条約」のための交渉開始に対する我が国の立場については上述のとおりであるも、核軍縮の最終段階において、「核兵器禁止条約」のような多国間核軍縮の枠組みのあり方につき議論に参加する用意がある旨、2011年１月と2012年５月にCDにおいて軍縮代表部大使がステートメントの中で述べている。また、2013年にジュネーブで開催された多国間核軍縮交渉を前進させるためのオープン・エンド作業部会（OEWG）において（第10部第３章第２節３参照）、日本がオーストラリアやカナダなどと共に提出した共同作業文書においても、「核兵器のない世界に向けたプロセスの中で、最後に積み上げるブロックとしての多国間核軍縮の枠組み又は核兵器禁止条約がいかなる形態となり得るかにつき、長期的な視点で更に検討することが必要となろう。」と述べている（同共同作業文書は、2014年にニューヨークで開催された2015年NPT運用検討会議第３回準備委員会にも共同作業文書として提出された。）。

第6章

旧ソ連諸国に対する非核化協力

第1節 概　要

米ソ両国は、1991年７月に第１次戦略兵器削減条約（STARTI）に署名し、戦略核兵器の削減に取り組むこととなった。同年12月にソ連が崩壊した時点で、15共和国のうちロシア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシに戦略核兵器が配備されていたが、1992年５月には、核不拡散のための措置として、ロシア以外の３か国の核兵器はロシアに移送されることが決定された。

これらの核兵器の処理は、第一義的にはこれを引き継いだロシア等の責任で実施されるものであるが、ソ連解体後の政治･経済･社会的混乱により、核兵器廃棄や核不拡散上の措置が着実に実施されないのではないかとの危惧がもたれた。このような事態を放置することは、核兵器の拡散、放射能汚染事故等の危険を招きかねず、国際安全保障にとっても深刻な懸念材料であったため、ロシア等による核兵器の処理を支援するための国際的な取組が必要とされていた。

こうした状況を踏まえて、日本は、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア等の諸国と共に、旧ソ連諸国の核兵器の安全な廃棄や関係する環境問題の解決等の協力を行うこととした。具体的な協力として、ソ連時代に核兵器が配備されていたロシア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシとの間で非核化協力のための協定を結び、1993年４月、総額１億ドルの協力を実施することを決定した。また、同協定に基づき1993年10月から1994年３月にかけて、日露非核化協力委員会、日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会、日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会及び日・ベラルーシ核不拡散協力委員会を設置し、各国に対し支援を開始した。

1999年のケルン・サミット（ドイツ）において、日本は、旧ソ連４か国へのさらなる協力促進のため、総額約２億ドル相当（一部は既に拠出済みの資金から手当。）のプロジェクトに対する協力を表明した（第３節及び第４節参照）。

その後、2001年９月の米国における同時多発テロ事件等を受け、大量破壊兵器の拡散、特にテロリストによる大量破壊兵器の入手の防止が国際社会全体における一層重要な課題となった。G8諸国は、ロシアを始めとする旧ソ連諸国に大量に残された大量破壊兵器及び関連物質・技術の拡散防止に対して一致して取り組むこととし、2002年６月にカナダで開催されたカナナスキス・サミットにおいて「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」に合意した。

第2節 ロシアに対する日本の非核化協力

1．低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設

1993年、ロシアによる日本海での放射性廃棄物の海洋投棄が大きな問題となった。日本はロシアに対し、海洋投棄の中止を強く求めるとともに、具体的な防止のための措置として、日露非核化協

力委員会を通じて、低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設に協力することとした。

「すずらん」は、浮体構造型の洋上処理施設で、年間約7,000立方メートルの低レベル液体放射性廃棄物を処理する能力を備え、極東に貯蔵されていた液体放射性廃棄物（約5,000立方メートル）に加えて、極東において解体される全ての原子力潜水艦から生じる液体放射性廃棄物（原潜１隻当たり約300立方メートル）を処理するために十分な能力を有している。「すずらん」は、1996年１月に建設が開始され、1998年４月に完成、施設の稼働に必要な試運転やロシア国内の調整を行い、2001年11月にロシア政府への引渡しが行われた後、ウラジオストク近郊ボリショイ・カーメニ市のズヴェズダ造船所内に係留されて、原潜の解体によって生じる低レベル液体放射性廃棄物の処理を行った。ロシア側の説明によれば、「すずらん」稼働後は、原潜解体に伴う液体放射性廃棄物は全く日本海に投棄されていない。

日露非核化協力事業で建設･供与された
低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」

２．ロシア極東地域における退役原子力潜水艦解体プロジェクト「希望の星」

日本に隣接するロシア極東地域には、ロシア太平洋艦隊から退役した40隻以上の原子力潜水艦が係留されていたが、その多くは核燃料を搭載したままで、長期間の係留により船体の腐食が進み、放置すれば深刻な放射能汚染を引き起こす危険性があるため、日本海の環境や漁業の安全にとっての潜在的な脅威となっていた（実際に、同地域では1980年代に原子力潜水艦の臨界事故が発生し、周辺地域で放射能汚染が生じているが、この事故原潜も未処理のまま係留されていた。）。また、艦内に残された核物質が不法に持ち出され、テロリストなどの手に渡る危険性も存在した。

これら退役原潜の迅速かつ安全な解体は、第一義的にはロシアの責任で行うべきものであり、ロシアも自国で解体を進めていたが、核軍縮・核不拡散及び日本海の環境保護の観点から、日本を始め周辺諸国にとっても重要かつ緊急の課題となっていた。

日本は、ロシア政府との間で「軍縮と環境保護のための日露共同作業」（1999年５月）、「軍縮・不拡散・核兵器廃棄支援分野における日本国政府とロシア連邦政府との間の協力に関する覚書」（2000年９月）を策定、日露非核化協力委員会を通じて、極東における退役原潜解体関連プロジェクトの実施に向けた調査を実施し、2002年11月には新藤義孝外務大臣政務官がウラジオストクを訪問して、直接ロシア側関係者と協議を行った。

2003年１月、小泉純一郎総理大臣のロシア訪問時に日露首脳により採択された「日露行動計画」において、非核化協力プロジェクトの実現を加速するための活動調整メカニズムの強化と、極東における退役原潜解体事業の着実な実施が明記された。この訪問の際、小泉総理大臣の演説の中で、本事業は、原潜解体の現場となる造船所の名称「ズヴェズダ」（ロシア語で「星」）にちなんで「希望の星」と命名された。

2003年２月、日露非核化協力委員会は、「希望の星」の最初の事業として、ヴィクターⅢ級退役原潜１隻の解体に協力することを決定し、同年６月、同委員会とロシア原子力省（現 国営公社「ロスアトム」）との間で同事業に関する基本文書に署名がなされた。同年12

ズヴェズダ造船所において解体中のロシア退役原潜

月、解体を行うための契約署名とともに、解体事業に対する協力が開始され、2004年12月、解体が完了した。

2005年１月、日露非核化協力委員会は、新たに５隻の退役原潜の解体に関する協力の実施を検討することを決定し、同年11月、プーチン・ロシア大統領の訪日時に、本件協力に関する実施取決めが署名された。これら５隻（ヴィクターⅠ級１隻、ヴィクターⅢ級３隻及びチャーリーⅠ級１隻）の解体作業は順調に進み、2009年12月、日本の協力による退役原潜の解体を完了した（合計６隻）。なお、2010年３月には、西村知奈美外務大臣政務官がウラジオストク等を訪問し、「希望の星」完了行事に出席した。

３．原子炉区画陸上保管施設建設協力

原子炉区画陸上保管施設建設協力は、「希望の星」事業で協力してきたロシア極東における退役原潜解体事業の一環として、核兵器の廃棄に関する環境問題の観点から、ロシア極東の海上に一時保管されている解体済み原潜の原子炉区画を、より安全かつ安定的に長期保管し、極東地域における放射性廃棄物による環境汚染の低減を図ることを目的として日露非核化協力の下で実施した事業である。

冷戦終結後、ロシア極東には70隻以上の退役原潜が存在したが、1990年代以降、日本の「希望の星」事業を始めとする西側諸国の協力及びロシア自身により解体が進められ、現在ではほぼすべての退役原潜の解体が完了している。解体の際には、船体を艦首、艦尾及び原子炉区画とその両脇の区画を含めた３原子炉区画（３CRU）に分離した上で、艦首部及び艦尾部はスクラップとして処理し、３CRUは密閉処理を施した上で、ロシア沿海州地方のチャジマ湾に海上保管されていたが、2000年以降、海上保管における問題点（長期保管の困難性及び環境への影響）が認識されるようになったことから、米国・フランス等で採用されている原子炉区画の陸上保管への移行が決定され、2003年に露側により陸上保管施設建設が開始された。

2007年１月、日露非核化協力委員会として、原子炉区画のより安全で安定的な陸上での保管は重要であり、喫緊に必要との観点から、同施設の運用上不可欠な機材として、タグボート（海上にある３CRUの点検、整備及び浮きドックへの搭載）、浮きドック（海上にある３CRUの陸揚げ）及び32トンと10トンのジブクレーン（３CRUを単区画化する際に生じるスクラップ及び固体放射性廃棄物の搬出等）の３機材を供与することを決定した。

2011年から2012年にかけて、ウラジオストクの南東約45kmに位置する、ラズボイニク湾とチャジマ湾に接するウストリチヌイ岬のほぼ全域に建設されている原子炉区画陸上保管施設に、上記３機材を供与し、2012年５月、原子炉区画陸上保管施設建設事業機材供与完了式典を行った。

タグボート（日本名：すみれ）

海上保管されている3CRU

ジブクレーン（32トン・10トン）

2012年９月、供与した機材を使用して、重量約2000トンの３CRUが極東において初めて陸揚げされた。

浮きドック（日本名:さくら）3原子炉区画を陸揚げする様子

４．塗装関連施設の建設協力

2008年４月、高村正彦外務大臣のロシア訪問の際、極東における退役原潜の解体に目処が立ったことを受け、非核化協力に係る追加的な協力を検討する事を決定した。以降、核軍縮・不拡散及び日本海の環境保護の観点から、日露間での協議を重ねた結果、陸揚げした３CRUを解体して抽出した単原子炉区画を、約70年間屋外で保管するため、防食塗装の施工に必要な施設、設備の建設協力を行うことを2012年６月に決定した。

2014年６月、上記施設、設備の稼働式典を行った。

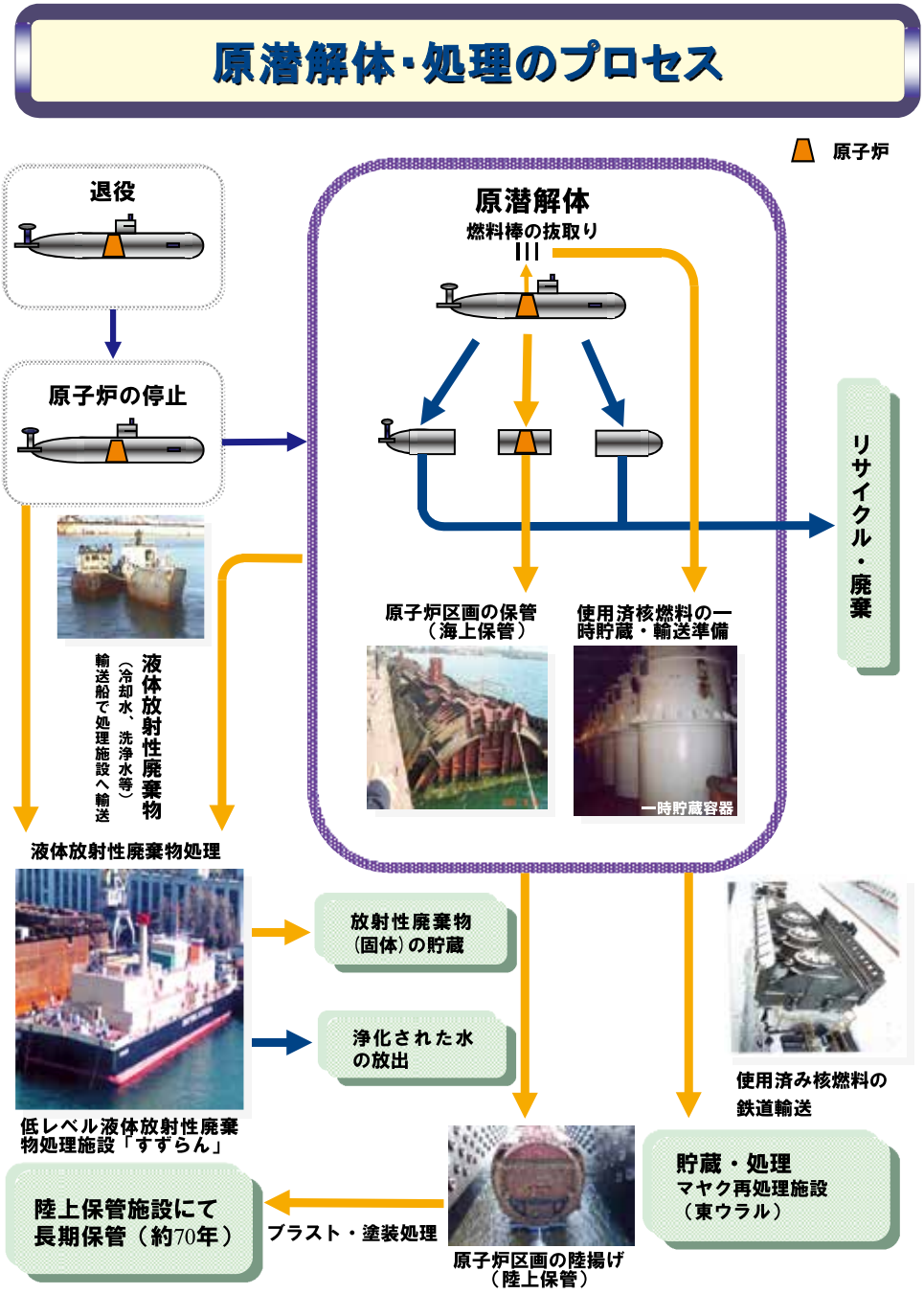

第３節　ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに対する日本の非核化協力

１．ウクライナ

（１）国内計量管理制度（SSAC）・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

SSACとは、国内に存在する核物質の種類や量、また、一定期間に搬入・搬出された核物質の種類や量を正確に計量管理するとともに、これら核物質の流出を防ぐために、封じ込め・監視を行うための制度であり、核兵器不拡散条約（NPT）に基づく非核兵器国としての義務である国際原子力機関（IAEA）保障措置の受諾の前提となるものである。

日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会は、ソ連から分離独立後、非核兵器国としてNPTに加入したウクライナのSSAC確立を支援するため、IAEA等とも調整しつつ、1995年から2000年にかけて、ハリコフ物理技術研究所、国家原子力規制委員会及びキエフ原子力研究所に対し、計量管理及び核物質防護システム等を供与した。

また、2010年３月には、ウクライナ国内のSSAC強化及び核物質防護システムの近代化に関する協力の実施を決定、2015年５月、事業完了式典を行った。

（２）核兵器廃棄要員等のための医療機器供与

核兵器廃棄の過程で発生する放射能汚染や有毒なミサイル燃料の漏出等による被害を受けた軍人及びチェルノブイリ原子力発電所の解体に従事した要員に対する検診・治療を行うため、日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会は、国防省付属軍病院21か所に対し、1994年から2001年の間に４次にわたり医療機器等を供与した。

２．カザフスタン

（１）SSAC・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会は、カザフスタンが非核兵器国としての義務であるIAEA保障措置を受諾するのに必要なSSACを確立するため、1994年から1998年にかけて、アクタウの高速増殖炉（BN-350）、カザフスタン原子力庁及び原子力物理研究所に対し、核物質計量管理及び核物質防護システム等を供与した。

（２）セミパラチンスク核実験場周辺地域の放射能汚染対策

ソ連時代に核実験場が置かれていたセミパラチンスクでは、核実験により約82万人（カザフスタン保健省の統計による）が被曝した。日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会は、被曝者の治療及び汚染地域の調査等を目的として、1995年から1999年にかけて、大祖国戦争障害者病院、国立核センター、セミパラチンスク医科大学付属病院及びセミパラチンスク放射線医学環境研究所に対し、医療機材、医薬品及び被曝測定機材等を供与した。このうち、セミパラチンスク医科大学付属病院に対する遠隔医療診断システム支援については、長崎大学医学部からの協力を得て実施した。

（３）核セキュリティ防護資機材の整備核物質を取り扱う核物理研究所及びウルバ冶金工場両施設の核セキュリティ向上のため、2006年８月、小泉総理大臣のカザフスタン訪問時に署名された「原子力の平和利用の分野における協力の促進に関する覚え書」を受け、2007年４月、両施設に対する核セキュリティ防護資機材等を供与することを決定、2015年４月、事業完了式典を行った。また、2011年４月、IAEAとの協力により、同両施設のセキュリティに係るトレーニングを実施した。

３．ベラルーシ

（１）SSAC・核物質防護等の核セキュリティ関連支援

日・ベラルーシ核不拡散協力委員会は、ベラルーシが非核兵器国としての義務であるIAEA保障措置を受諾するのに必要なSSACを確立するため、1994年から2000年にかけて、非常事態省産業原子力安全監督局及びソスヌイ科学技術研究所に対し、核物質計量管理及び核物質防護システム、放射線測定機材等を供与した。

（２）退役軍人の職業訓練センターに対する機材供与

旧ソ連国防省直轄部隊であった戦略ロケット軍の解体に伴い職を失った軍人や核兵器解体に従事

した軍人等の再就職促進と、退役軍人が持つ核関連技術の流出防止を目的としてリーダ市（ソ連時代に戦略ミサイル基地が所在）に開設された「退役軍人職業再訓練センター」に対し、日・ベラルーシ非核化協力委員会は、1998年から1999年にかけて、車両整備機材、コンピュータ等を供与した。

（3）国境における核・放射性物質の不法移転防止システムの強化

2010年３月、ベラルーシ国境における核・放射性物質不法移転防止システム強化事業として、国境における戦略対応・管理対応用移動ラボ（核・放射性物質の分析機器を搭載した特殊車両）、被爆医療検査移動ラボ、国境検問所用放射線管理機材、放射線モニタリング情報システム及び放射線管理要員の教育訓練機材等を供与し、2011年８月、事業を完了した。

（4）日・ベラルーシ核不拡散協力委員会の解散

2004年、2005年及び2012年に上記事業の事後評価をそれぞれ実施した結果、我が国による支援はベラルーシにおける核物質防護・管理等において大きく貢献し、所期の目的を達成したとの認識に至り、2015年１月に日・ベラルーシ核不拡散協力委員会を解散した。

第４節　国際科学技術センター（ISTC）を通じた日本の非核化協力

ISTCは、ソ連時代に大量破壊兵器及びその運搬手段の研究に従事していた科学者・研究者の国外流出を防止するために、これらの科学者・研究者が平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を提供し、軍民転換及び大量破壊兵器等にかかる頭脳の不拡散を促進することを目的とする国際機関である。日本は1992年、米国、EU及びロシアとともに「国際科学技術センターを設立する協定」に署名し、1994年３月、ISTCがモスクワに本部を置き活動を始めて以来、運営理事国として継続して支援を行ってきた。2015年7月には、ロシアが脱退したのに伴い、事務局がカザフスタンのアスタナに移転したが、こうした設立以後の国際環境の変化を踏まえより効果的な活動を行うため、2015年12月、新たに「国際科学技術センターを継続する協定」が作成され、日本もこれに署名した。

ISTCは、科学技術面での協力を通じ、旧ソ連諸国に対し多国間で非核化・不拡散に取り組んでおり、旧ソ連諸国の研究機関等が実施するプロジェクトの発掘、選考及びそれらに対する資金提供を行うとともに、プロジェクトが適正に実施されるよう監視している。ISTCのプロジェクトは、基礎研究、エネルギー、環境、医療、電子工学、コンピュータ、材料、航空･宇宙等の広範に亘っており、現在、日本を始め、米国、EU、韓国、ノルウェー、カザフスタン、アルメニア、ジョージア、キルギス及びタジキスタンが参加している。

これまで約2,800件を越えるプロジェクトに対し、約８億8000万ドルの支援が決定され、延べ７万5,500人以上の旧ソ連諸国の科学者・研究者がプロジェクトに参加している（2014年12月現在）。日本はこれまでに260件を越えるプロジェクトに対し、約6,500万ドルの支援を行っており、ISTCを通じて、旧ソ連諸国からの大量破壊兵器関連技術の拡散防止に貢献しているだけでなく、日本と旧ソ連諸国の科学者・研究者の交流及び科学技術協力を推進している。

第4部

核不拡散

第４部 核不拡散

第１章 地域の不拡散問題と日本の取組

第１節 北朝鮮

１．北朝鮮をめぐる最近の情勢

北朝鮮の核・ミサイル問題は、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、特に核問題は国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。2002年10月に北朝鮮がウラン濃縮計画を有していることを認めたことを契機として核問題は深刻化し、2006年７月にテポドン２を含む７発の弾道ミサイルの発射、10月には核実験実施発表に至った。2007年から2008年にかけて寧辺の３つの核施設（５MWe黒鉛炉、再処理工場及び核燃料棒製造施設）の無能力化作業への着手及び核計画についての申告がなされたが、北朝鮮は、2009年４月に弾道ミサイルを発射、５月に核実験実施を発表した。６月には新たに抽出されるプルトニウム全量の兵器化及びウラン濃縮作業着手を発表し、７月には複数発の弾道ミサイルを発射、９月には試験的ウラン濃縮が最終段階に達した旨宣明する書簡を国連安保理議長宛てに送付し、11月には使用済核燃料棒の再処理を成功裏に終了した旨を発表した。2010年11月には、米国のプリチャード元朝鮮半島和平担当特使、ヘッカー・スタンフォード大学教授（元ロスアラモス研究所長）が寧辺を訪問した際、実験用軽水炉建設現場とウラン濃縮施設を視察させた旨が報告されている。その際、北朝鮮側は、ウラン濃縮施設は軽水炉用核燃料の製造のためであり、2000台の遠心分離機が既に稼働しており、濃縮度は平均3.5％である旨説明したとされている。2012年２月29日には、米朝間の対話の結果として、北朝鮮は長距離ミサイル発射、核実験、ウラン濃縮活動を含む寧辺での核関連活動のモラトリアム及びIAEA要員の復帰等を実施し、米側は栄養支援等を実施するとの内容が発表された。しかし、北朝鮮は、同年４月及び12月、国際社会が強く自制を求めたにもかかわらず、弾道ミサイルの発射を強行し、2013年２月12日には３度目の核実験実施を発表した。また、2012年４月に改正した憲法において、自らを「核保有国」である旨明記したほか、2013年３月には、朝鮮労働党中央委員会全体会議（総会）において、経済建設と核武力建設を並進させるという「並進路線」が決定された。2016年１月６日には、４度目となる核実験を行い、「水爆実験を成功させた」旨発表したほか、同年２月７日には「地球観測衛星」と称して弾道ミサイル発射を強行した。

このように強硬姿勢を強めている北朝鮮に対し、国連安保理は、北朝鮮による核実験やミサイル発射を非難し、制裁措置を課す内容の決議第1718号（2006年10月）、同第1874号（2009年６月）、同第2087号（2013年１月）及び同第2094号（2013年３月）をそれぞれ採択し、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全で検証可能かつ不可逆的な方法で放棄すること等を義務付けた。しかし、北朝鮮はこうした安保理決議上の義務を果たしてきていない。

２．六者会合を通じた北朝鮮の核放棄に向けた取組

2003年８月に開始された六者会合（日本、米国、中国、韓国、ロシア及び北朝鮮が参加）は、2005年９月の第４回会合において共同声明を採択し、北朝鮮がすべての核兵器及び既存の核計画の放棄、並びに、核兵器不拡散条約（NPT）及び国際原子力機関（IAEA）保障措置に早期に復帰することが約束された。この共同声明は、六者会合のプロセスにおいて初めての合意文書であり、かつ、その中で、北朝鮮が「すべての核兵器及び既存の核計画」の検証可能な放棄を約束している意味は大きく、北朝鮮の核問題の平和的解決に向けた重要な基礎となるものである。

この共同声明に基づき、2007年２月８日から13日にかけて開催された第５回六者会合第３次会合で「共同声明実施のための初期段階の措置」が採択され、北朝鮮による寧辺の核施設の活動停止及び封印、必要な監視・検証のためのIAEA要員の復帰、さらに、「初期段階」の次の段階における措置として、すべての核計画の完全な申告の提出及びすべての既存の核施設の無能力化等の実施等に合意し、同年７月には、IAEAにより寧辺の５つの核施設の活動停止が確認され、封印及び監視に必要な措置がとられるに至った。

2007年10月３日には、第６回六者会合第２次会合において「共同声明実施のための第２段階の措置」が採択され、非核化については以下の諸点が合意された。

この合意に基づき、2007年11月、寧辺の５MWe黒鉛炉、再処理工場、核燃料棒製造施設の無能力化作業が開始され、同月28日には、日本を含む六者会合メンバー一行が寧辺を訪問し、作業の進捗状況を確認した。また、申告については、期限から大幅に遅れたものの、2008年６月26日に六者会合議長国である中国に提出された。その後、非核化を検証するため、六者会合の枠組みの中に検証メカニズムを設置することで合意されたが、その具体的枠組みに関して合意に至らず、2008年12月の六者会合首席代表者会合を最後に、六者会合は膠着状態に陥っている。

日本は、引き続き北朝鮮に対し、2005年９月の六者会合共同声明に明記された、「すべての核兵器及び既存の核計画の放棄」に向けた措置を着実に実施するよう求めつつ、北朝鮮の非核化に向けて引き続き関係国と緊密に連携していく考えである。

３．核兵器不拡散条約（NPT）・国際原子力機関（IAEA）等

北朝鮮は、1993年３月12日、NPT脱退を国連安保理に通知したが、通知後３か月目に当たる同年６月12日（NPT第10条１では、脱退の通知期間を３か月前と定めている。）の直前の６月11日、「NPT脱退発効の中断」を表明する米朝共同声明が発表され、北朝鮮はNPTにとどまることとなった。その後、1994年10月に米朝間で合意された「合意された枠組み」に基づき、北朝鮮はNPTの締約国の地位にとどまることを改めて受け入れ、同条約に基づく保障措置協定の履行を認めた。しかし北朝鮮は、2002年10月にウラン濃縮計画の存在を認めたことを契機とした核問題の高まりの中で、2003年１月10日、国連安保理議長宛てに書簡を発出し、「1993年の脱退発効の中断の解除」、すなわちNPT脱退の意図を表明した。2010年４月には、北朝鮮外務省が備忘録を発表し、北朝鮮として、他の核保有国と平等な立場に立っているとの考えを強調した。2010年に開催されたNPT運用検討会議は、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画の放棄を含む約束を果たし、早期にNPTに復帰し、IAEA保障措置協定を遵守するよう求めるとの内容を含む最終文書を採択した。2015年に開催されたNPT運用検討会議では、最終文書は採択されなかったものの、北朝鮮については、最終文書案にて、進行中の核活動に深刻な懸念を表明し、全ての活動の即時停止を要求した。同最終文書案では、北朝鮮に対し更なる核実験を行なわず、国際的な不拡散体制を損なう核戦力建設政策を放棄することや国連安保理決議の義務を完全に履行し、六者会合共同声明関連のコミットメントの順守に向けて具体的な措置をとることを要求すること、六者会合への強固な支持を再確認し、北朝鮮に対し、会合再開に向けた好ましい条件醸成のための外交努力に応えるよう要求することなどの内容について北朝鮮を除く六者会合メンバー間で合意した。

IAEAも、総会において北朝鮮の核問題の解決を促す内容の決議を採択してきており、2015年９月の総会でも、北朝鮮に対し、NPTを完全に履行し、包括的保障措置の完全かつ効果的な実施に向けてIAEAと適切に協力するよう要請し、北朝鮮がNPT上の核兵器国の地位を有し得ないことを再確認する内容を含む決議を採択した。

IAEAは、六者会合との関連では、2007年２月８日から13日にかけて開催された第５回六者会合第３次会合で採択された「共同声明実施のための初期段階の措置」において寧辺の核施設の活動停止及び封印のために必要な監視・検証のためのIAEA要員の復帰が求められ、同年７月14日、IAEA代表団が北朝鮮入りし、同17日には５つの施設（寧辺の４施設すなわち①核燃料棒製造施設、②５MWe黒鉛炉、③再処理工場及び④50MWe黒鉛炉（建設中）、並びに泰川の⑤200MWe黒鉛炉（建設中））の活動停止を確認し、同年８月17日、封印及び監視に必要なすべての措置がとられた旨報告がなされた。日本は同年９月、こうしたIAEAの北朝鮮における監視・検証のための活動に対して、50万ドルの貢献を行った。日本は、各種の国際会議、首脳会談等の外交上の機会をとらえて北朝鮮問題を提起し、諸外国からの理解と協力を得ている。例えば、2015年６月のＧ７エルマウ・サミット首脳宣言において、各国首脳は北朝鮮による核及び弾道ミサイル開発の継続を強く非難した。また、2016年１月の核実験や同年２月の弾道ミサイル発射を受けて、首脳、外相等が各国と意見交換を行い、緊密に連携して対応することを確認した。

４．ミサイル問題

北朝鮮のミサイル計画は、その開発・実験に加え、従来からの拡散活動を通じ、核問題ともあいまって、アジア太平洋地域だけではなく、国際社会全体に不安定性をもたらす要因となっている。

1999年に北朝鮮がミサイル発射モラトリアムを発表した後、米朝間でミサイル協議が行われ、2000年10月のオルブライト米国国務長官訪朝の際にも、金正日国防委員長他と、ミサイル問題全般について議論が行われた。日朝間では、2002年９月の日朝平壌宣言において、北朝鮮は、ミサイル発射モラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明し、ミサイル問題を含む安全保障上の問題の解決を図ることの必要性を確認した。2003年８月、北京で開催された六者会合において、日本は、日朝平壌宣言に基づき、北朝鮮の弾道ミサイル問題を含む諸懸案を解決すべき旨を主張した。同会合の議長総括においては、「六者会合の参加者は平和的解決のプロセスの中で、状況を悪化させる行動をとらないことに同意した」との言及がなされた。しかし、2005年３月、北朝鮮は、外務省の発表した「備忘録」の中で、「我が国はミサイル発射の保留においても、現在如何なる拘束力も受けていない」と主張した。2006年７月５日、日本を含む国際社会の事前の警告にもかかわらず、北朝鮮はテポドン２を含む７発の弾道ミサイルの発射を強行した。また、2009年４月にもテポドン２または派生型と見られる弾道ミサイルの発射を行った。その後も2012年４月及び同年12月にもテポドン２または派生型と見られる弾道ミサイルの発射を行った。近年も、2014年３月、６月、７月及び2015年３月にも弾道ミサイルの発射を行った。また、2015年５月には「戦略潜水艦弾道弾」の発射実験の実施を発表した。さらに、2016年２月７日にも弾道ミサイルの発射を行った。

北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射は、日本の安全保障や国際社会の平和と安全、さらには大量破壊兵器の不拡散という観点から重大な問題であるとともに、日朝平壌宣言にあるミサイル発射モラトリアムにも違反し、六者会合の共同声明とも相容れないものである。2006年７月の発射に対し、日本は、北朝鮮に対する制裁措置を実施し、国連安保理も、日本の提案した決議案を基に、安保理決議第1695号を全会一致で採択し、北朝鮮による弾道ミサイルの発射を非難するとともに、北朝鮮が弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止し、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認することを要求した。

その後、国連安保理は、決議第1718号においても、北朝鮮が弾道ミサイル計画を完全で検証可能かつ不可逆的な方法で放棄すべき旨決定し、決議第1874号においても、北朝鮮が弾道ミサイル計

画に関連するすべての活動を停止し、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認すべきことを決定し、北朝鮮に対する厳しい制裁措置を導入・強化した。2009年４月、同年７月、2012年４月及び同年12月のミサイル発射は、こうした累次の安保理決議に違反するものであった。2012年４月の発射に際しては、国連安保理は、これを国連安保理決議の深刻な違反であるとして強く非難する議長声明を発出するとともに、同年５月２日、国連安保理によって設置された北朝鮮制裁委員会は、制裁対象団体・品目リストの追加・改訂を行った。また、同年12月の発射に対して、国連安保理は、2013年１月22日（NY時間）、これを安保理決議違反として非難し、制裁を強化する決議第2087号を採択した。

日本は、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）や弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）を通じ、ミサイル及び関連技術の不拡散を目指す政策協調を図っている。こうした取組に加え、北朝鮮とミサイル分野で協力関係にあると見られる国に対し、協力を一切断つように働きかけ、さらにはグローバルな規範を強化していくことも重要である。

５．北朝鮮の調達・拡散活動

北朝鮮は、大量破壊兵器及びその運搬手段（ミサイル等）の開発のための調達活動や、自らの軍需品・軍事技術の拡散活動を行っていると見られている。

国連安保理によって設置された北朝鮮制裁委員会専門家パネルは、2015年３月に公表された最終報告書において、北朝鮮が引き続き関連安保理決議に違反して核・弾道ミサイル計画に固執しており、安保理決議に基づく措置の迂回を通じて、措置に抵抗・順応していることを強調した。また、北朝鮮の制裁回避テクニックとして、ペーパーカンパニー、海外の仲介業者、間接的な支払方法の活用について言及しつつ、商業取引における最終需要者等に関する情報を隠匿し、正当な商業ネットワークからの物品調達を継続していることを指摘した。

６．北朝鮮に対する制裁措置

北朝鮮による2006年７月５日の弾道ミサイル発射を受け、日本は、万景峰92号の入港禁止等の一連の措置を発表した。また、国連安保理も、日本の提案した決議案を基に、安保理決議第1695号を全会一致で採択した。日本は、同決議の着実な実施の一環として、既存の厳格な輸出管理措置に加え、同年９月、北朝鮮のミサイル・大量破壊兵器開発計画に関連する15団体・１個人を指定し、資金移転防止措置を実施した。

さらに、北朝鮮が同年10月９日、核実験を実施したことを受け、日本はすべての北朝鮮籍船の入港禁止や北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止を含む一連の厳格な措置の実施を決定した。国連安保理は、安保理決議第1718号を全会一致で採択した。日本は、厳格な輸出管理等、安保理決議第1718号の求める措置の多くを従来実施してきていたが、この決議の採択を受け、同年11月より、北朝鮮への奢侈品の輸出禁止措置を新たに実施した。

2009年５月25日、北朝鮮は２度目の核実験を実施した。これを受けて国連安保理は、北朝鮮に対する制裁措置を強化する決議第1874号を全会一致で採択した。日本は、「国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法」の制定等、同決議の内容を着実に実施してきている。

2013年２月12日、北朝鮮は３度目の核実験を実施した。これを受けて日本は、直ちに、在日の北朝鮮当局の職員が行う当局職員としての活動を実質的に補佐する立場にある者による北朝鮮を渡航先とした再入国は原則として認めない措置を発表した。

2014年５月のストックホルム合意に基づき、同年７月、日本は独自の対北朝鮮措置の一部を解除した。

その後、北朝鮮が2016年１月に４度目の核実験を実施し、２月には弾道ミサイルの発射を強行したこと等を受け、在日外国人の核・ミサイル技術者の北朝鮮を渡航先とした再入国禁止を含む、従来より対象者を拡大した人的往来の規制措置、北朝鮮向けの送金の原則禁止、北朝鮮に寄港した第三国籍船舶の入港禁止、資産凍結対象となる団体・

個人の拡大等の措置を実施することとした。

なお、日本は、拡散活動に対する輸出管理の面において、2002年４月に導入した、大量破壊兵器及びその運搬手段の開発に用いられる懸念がある物資の輸出を規制するための「キャッチオール規制」の運用強化に取り組んでおり、北朝鮮向けの不正輸出を防止、摘発した事例もある。

７．生物・化学兵器問題

北朝鮮は1987年３月に生物兵器禁止条約を批准したが、生物兵器使用を目的として研究・開発の能力を高めているとの見方がある（2015年米国務省報告書等）。北朝鮮は化学兵器禁止条約（CWC）に加入しておらず、化学兵器を保有しているとの見方もある（2011年CIA議会報告書等）。

第２節　イラン及びその他中東諸国

イラン

１．核問題の概要

2002年の反体制派の告発を契機として、イランが長期間にわたり、拡散上機微な核活動を繰り返し、IAEA保障措置協定に違反してきたことが明らかとなった。これに対して、国際社会は強い懸念を表明し、イランに対して、ウラン濃縮関連・再処理活動の停止等を求めるIAEA理事会決議を2005年９月までに８本採択し、その履行を求めてきた。英国・フランス・ドイツ（EU3）は、イランと交渉し、2004年11月にウラン濃縮関連活動の停止等についての合意（パリ合意）に至ったが、その後のEU3とイランの交渉は不調に終わり、イランが核活動を再開したことで合意は継続しなかった。イランは、核兵器開発の意図はなく、すべての核活動は平和的目的であると主張し、ウラン濃縮関連活動等を継続・拡大した。

2005年９月、IAEA理事会は、イランによる保障措置協定の違反を認定し、翌2006年２月のIAEA特別理事会において、イランの核問題を国連安保理に報告する決議が採択され、これ以降、イランの核問題は国連安保理でも協議されることとなった。同年７月末、国連安保理は、決議第1696号を採択し、イランにウラン濃縮関連活動の停止の要求等を行った。2006年12月には、国連憲章第７章第41条の下での制裁措置を含む安保理決議第1737号が採択され、翌2007年３月には制裁内容を強化する決議第1747号が採択され、国際社会の圧力は更に高まった。しかし、その後もイランは安保理決議が求めているウラン濃縮関連活動等の停止を行なわず、2008年には安保理決議第1803号及び第1835号が採択された。さらに、イランが新たなウラン濃縮施設を建設していることが2009年に明らかとなり、また2010年には約20％のウラン濃縮を開始したこと等を背景に、国際社会の圧力が一層高まり、2010年６月に安保理決議第1929号が採択された。2011年11月、IAEAがイランの核計画に関する軍事的側面の可能性につき詳細に説明した事務局長報告を発出し、IAEA理事会が決議を採択したことを踏まえ、欧米諸国はイランに対する制裁を強化した。

2013年８月に発足したローハニ政権は国際社会との対話路線をとり、イランの核問題を巡る交渉に積極的に関与し、2015年７月14日にEU3+3（英仏独米中露及びEU）とイランとの間で「包括的共同作業計画（Joint Comprehensive Plan of Action:JCPOA）」（以下「JCPOA」）に合意し、交渉が終結した。また、同日、IAEAとイランとの間で、「イランの核計画に関する過去及び現在の未解決の問題の解明のためのロードマップ」（以下「ロードマップ」）に署名した。その後、イランがJCPOAにおいて求められた措置の一部を履行したことをIAEAが検認したことにより、JCPOAで定められた「履行の日（Implementation Day）」が到来したことが発表された。今後は、イランが着実にJCPOAを履行し、IAEAがこれを監視・検証することが重要である。

２．IAEA等における核問題の動きとEU3による外交努力（2002年～2006年３月）

2002年、イランの反体制派組織は、イランがナ

タンズとアラクに大規模原子力施設を秘密裡に建設していることを暴露した。IAEA事務局による検証活動の結果、イランが長期間にわたり、国内各地で、ウラン濃縮やプルトニウム分離を含む様々な核活動をIAEAに申告することなく繰り返していたことが明らかとなり、2003年９月のIAEA理事会は、ウラン濃縮関連活動の停止などをイランに求める日本・オーストラリア・カナダ提案の決議を採択した。IAEA理事会は、上記決議以降、2006年２月までの間に、９本の決議を採択し、拡散上機微な核活動の停止や過去の核活動の解明に向けたIAEAへの協力を始めとするイランへの要求を続けた。

イランは、核兵器開発の意図はなく、すべての核活動は平和的目的であると主張し、2003年末にはIAEA追加議定書に署名するなど、前向きな対応もみせたが、追加議定書の暫定実施を行ったものの批准はしなかった(注)。

(注) イランは、1970年に核兵器不拡散条約（NPT）に加入し、1974年にはIAEAとの間で包括的保障措置協定を締結した。

イランの核問題発覚以降、EU3各政府は、IAEAの枠内での外交的解決を目指してイラン政府と交渉し、2004年11月、イランによる濃縮関連活動の停止を含む合意（パリ合意）が成立し、イランは濃縮関連活動を停止した。2005年８月、EU3は、パリ合意に基づくイランとの交渉の結果として、対イラン協力に関する包括的な提案を提示したが、強硬保守派のアフマディネジャード・イラン大統領の新政権はこれを拒否。イランは、パリ合意に基づき停止していたウラン濃縮関連活動のうち、ウラン転換活動の一部を再開し、同月のIAEA特別理事会決議によるウラン濃縮関連活動の完全な再停止の要求にも従わなかった。

このため、2005年９月、IAEA理事会は、IAEA憲章の規定に基づいて国連安保理に報告しなければならない「違反（non-compliance）」を認定する一方、国連安保理への報告の時期及び内容については、IAEA理事会が検討するとした上で、イランに対してIAEAへの更なる協力とウラン濃縮関連・再処理活動の再停止を求める理事会決議を賛成多数（全理事国35か国中、賛成22（日本を含む）、反対１、棄権12）で採択した。

2006年１月、イランはIAEA査察官の立ち会いの下、ナタンズにおけるウラン濃縮関連の研究開発活動を再開した。これを受け、EU3及びEU、米国、中国、ロシアは本件を国連安保理に報告する方向で原則一致した。２月、IAEA特別理事会において国連安保理への報告等を内容とする決議が賛成多数で採択された。この直後、イランは、追加議定書の暫定実施を取りやめること等をIAEAに通報したのに続き、２月中旬、ナタンズのウラン濃縮施設で小規模のウラン濃縮活動を再開したことを発表し、IAEA査察官もこれを確認した。

その後、ウラン濃縮をイラン国内ではなく、ロシア国内に設立する合弁企業で行うとのロシア提案をめぐって、ロシアとイランの協議が行われ、関係国からイランに対する働きかけも行われたが、イランは自国内での研究開発目的のウラン濃縮活動の継続に固執したため、事態に進展は見られなかった。2006年３月のIAEA理事会では、理事会決議の採択は行われず、２月27日発出のIAEA事務局長報告が国連安保理に伝達された。これに伴い、イランの核問題は国連安保理においても議論がされることになった。

３．国連安保理における動きと外交努力の継続（2006年３月～2006年12月）

2006年３月末、国連安保理は、イランの核問題に関する議長声明を発出し、イランに対して、IAEA理事会の要求事項を履行するよう求めると共に、すべての濃縮関連活動及び再処理活動の完全かつ継続的な停止を再度行うことの重要性を強調した。しかし、４月、イランは3.5％の濃縮ウランの製造に成功したことを発表するなど、その後も濃縮関連活動を継続・拡大した。

2006年５月末、米国は、イランがウラン濃縮関連活動及び再処理活動を完全かつ検証可能な形で停止し次第、EU3とともに交渉のテーブルにつく用意がある旨の提案を行い、６月初旬、ソラナEU共通外交・安全保障政策担当上級代表、EU3、ロシアの代表がテヘランを訪問し、EU3及び米国、中国、ロシアの６か国（EU3＋3）が合意したもの

として、イランが国際社会の懸念を十分に払拭した場合に行い得る協力を含む包括的な提案をイランに提示した。しかし、イラン側からは真摯な対応がなされず、同提案をめぐる正式交渉には至らなかった。EU3＋3は、ウラン濃縮関連活動の停止等を義務化する国連安保理決議の採択を目指すこと、及び、イランが同決議に従うことを拒否する場合には、国連憲章第７章第41条下での制裁措置を含む安保理決議の採択に向けて作業を行うことに合意した。2006年７月、ロシアのサンクトペテルブルクで開催されたG8首脳会議において、これを支持する「不拡散に関する声明」が発出された。

2006年７月31日、イランの核問題に関する最初の安保理決議となる決議第1696号が採択された。同決議は、イランに対しすべてのウラン濃縮関連・再処理活動の停止要求等を含んでおり、８月末までに同決議を遵守しない場合には国連憲章第７章第41条下の適当な措置を採択するとした。イランは、期限前にEU3＋3の包括的な提案に対して回答したが、安保理決議第1696号の要求に応える内容ではなかった。

2006年９月に入り、ラリジャニ・イラン国家安全保障最高評議会（SNSC）書記とソラナEU上級代表が数次にわたって会談するなど、イランとの交渉再開に向けた関係国の外交努力が行われたが、ウラン濃縮関連活動等の停止をめぐる立場の相違を埋めるには至らず、交渉再開には結びつかなかった。

４．国連安保理による制裁決議の採択とイランの対応（2006年12月～2008年12月）

2006年12月23日、国連安保理は、国連憲章第７章第41条の下で、イランに対してすべてのウラン濃縮関連活動、再処理活動及び重水関連計画の停止等を義務付けるとともに、すべての国に対イラン制裁措置を義務付け、かつ要請する決議第1737号を全会一致で採択した。これに対しイランは、決議第1737号を直ちに拒否し、ウラン濃縮関連活動等を継続・拡大したことから、EU3＋3を中心に、更なる制裁措置を含む次の安保理決議について協議が開始された。

2007年３月24日、国連安保理は、制裁内容を追加した決議第1747号を全会一致で採択した。イランは、決議第1747号にも反発する姿勢を示し、４月９日、アフマディネジャード大統領は、ナタンズでの「原子力の日」の祭典において、「イランが核燃料製造の分野で、産業規模の製造技術を有する国の仲間入りを果たした」と述べ、濃縮活動を拡大・継続する意向を改めて明確にした。

2007年６月下旬、エルバラダイIAEA事務局長とラリジャニSNSC書記がウィーンにおいて２回会談し、プルトニウム分離実験、濃縮ウランによる汚染の起源に関する問題やP1及びP2型遠心分離機の技術獲得の問題を含む「未解決の問題」の解決に向けた「行動計画（plan of action）」（後に「作業計画（work plan）」と呼ばれる。）を２か月以内に作成することで合意した。

2007年７月から８月下旬にかけての協議の結果、イランとIAEAとの間で「作業計画」がまとまり、IAEAが未解決としている過去のイランの核活動や、ナタンズの燃料濃縮プラントへの保障措置の適用などのいくつかの問題の解決に向けた手順や目標期限が盛り込まれた。また、その直後に発出されたIAEA事務局長報告は、「未解決の問題」のうちプルトニウム分離実験問題は解決したと結論付け、イランがIAEA査察官の新規指名や重水炉へのアクセスにつきIAEAの要求の一部に応じる一方で、ウラン濃縮関連活動を継続・拡大していることを確認した。

2007年11月に発出されたIAEA事務局長報告は、「未解決の問題」の解決に向けた一定の進展に言及しつつも、イランが安保理決議の要求事項を遵守していないと明記した。このような動きを受け、次の安保理決議採択に向けた協議が継続された。また、12月、米国は、イラン政府の指示で軍部が核兵器開発を行い、2003年秋以降開発を停止したが、イランが少なくとも核兵器を開発する選択肢を維持し続けているとの評価を記した国家情報評価書を公表した。2007年８月にIAEAとの間で「作業計画」が策定されてから、イランの核活動の軍事的側面の可能性に関する「疑わしい研究」の解明に向け、イランとIAEAとの間で協議が2008年を通じて断続的に行われた。

2008年３月３日、国連安保理は、イランが国連安保理決議及びIAEA理事会決議を遵守していな

いことを受け、制裁措置を更に追加する決議第1803号を採択した。その後、同年９月にイランに累次の安保理決議の義務の完全な遵守を要請する安保理決議第1835号が全会一致で採択された。

５．国連安保理による新たな制裁決議の採択と国際社会による「圧力」の高まり（2009年１月～2013年７月）

2009年１月にイランとの直接対話を通じた問題の解決を標榜するオバマ新政権が発足した米国は、４月、イランの核問題に関するイランとEU3+3との協議に完全な参加国として出席する旨表明した。しかし、こうした米国の姿勢の変化に対し、イランは具体的な行動で判断するとの立場を崩さなかった。また、イランは、2008年５月に提示した提案の改訂版を同年９月にEU3+3に提示したが、その提案ではイランの核問題については解決済みでありEU3+3との協議では議論しないとの立場をとった。

2009年９月には、イラン中部のフォルド（コム近郊）に新たなウラン濃縮施設を建設中であることが明らかとなり、国際社会の批判が高まった。こうした中、10月、イランとEU3+3は１年以上行われていなかった協議を実施し、次回会合の開催、フォルドの新たな濃縮施設へのIAEA査察官の受入れ、約１年以内に燃料切れとなるとされているテヘラン研究用原子炉（TRR）の燃料を製造するために、ナタンズにおけるウラン濃縮施設で製造してきた低濃縮ウランをその原料として国外に輸送することについて原則として合意したとされた。しかし、新たな濃縮施設への査察は実施されたものの、イラン製低濃縮ウランの国外移送については、その方法に係る具体的な合意が形成されなかった。

2010年２月、イランが上記TRRへの燃料が必要であることを理由に、約20％のウラン濃縮を開始した結果、再びイランに政策変更を迫る圧力を高めるべきとの気運が高まり、６月９日、国連安保理は、武器禁輸の拡大、核兵器運搬可能な弾道ミサイル関連活動の禁止、資産凍結・渡航制限対象の拡大、金融・商業分野、銀行に対する規制の強化、貨物検査、イラン制裁委員会の強化（専門家パネルの設置）等の包括的な制裁措置等を含む安保理決議第1929号を採択した。

2011年11月、イランの核計画に関する軍事的側面の可能性について詳細に説明したIAEA事務局長報告が発出され、これを受けて、イランの核計画に関する未解決の問題について、深くかつ増大する懸念を表明するIAEA理事会決議が採択された。これを踏まえ、各国がイランに対する更なる措置を実施し、12月、米国において、イラン中央銀行等と相当の取引を行う外国金融機関への制裁規定を含む「国防授権法」が成立した。これに対し、イラン側はホルムズ海峡の封鎖に言及するなど、反発を強めた。

2012年１月及び２月、IAEA代表団が核計画に関する未解決の問題の解決に向けイランを訪問したが、成果に至らなかった。また、５月に、ウィーンにおいてIAEAとイランとの協議が実施され、同月には天野IAEA事務局長がイランを訪問し、６月及び８月にウィーンにおいて、12月にテヘランにおいて、IAEAとイランとの更なる協議が行われた。しかし、イランの核計画の軍事的側面の可能性を解明するための新たな検証枠組み（いわゆる「体系的アプローチ（structured approach）」）についての合意は得られず、実質的な進展は得られなかった。こうしたことから、９月、IAEA理事会は新たな決議を採択し、関連理事会決議及び安保理決議に反してイランが濃縮及び重水関連活動を継続していることに深刻な懸念を表明し、IAEAが求める関連施設へのアクセスをイランが提供することが不可欠であることを強調した。

６．ローハニ政権の発足と最終合意に至るまでの交渉（2013年８月～2015年７月）

2013年８月に発足したローハニ政権は、国際社会との対話路線をとり、イランの核問題を巡る交渉に積極的に関与し、同年11月には、EU3（英仏独）+３（米中露）側による制裁の一部解除に対し、イラン側が、20％濃縮ウランの5％への希釈又は転換、アラク重水炉の活動の停止を行うこと等からなる「共同作業計画の第１段階の措置」に合意した。また、イランは2014年１月、20％のウラン濃縮を停止し、「第一段階の措置」の履行を開始した。その後、2014年２月から、EU3+3とイランとの間で包括的

解決に向け交渉が開始された。同年７月には、「第一段階の措置」と最終合意に向けた交渉を同年11月まで延長することに合意し、その後、同年11月には、2015年６月末まで再延長された。最終的に2015年７月14日にEU3+3とイランとの間で「包括的共同作業計画（Joint Comprehensive Plan of Action:JCPOA）」（以下「JCPOA」）に合意し、交渉が終結した。また、同日、IAEAとイランとの間で、「イランの核計画に関する過去及び現在の未解決の問題の解明のためのロードマップ」（以下「ロードマップ」）に署名した。

７．「包括的共同作業計画」の履行とイランの核計画の軍事的側面の可能性に関するIAEA事務局長最終評価報告（2015年７月～2016年１月）

JCPOA及びロードマップの成立を受け、2015年７月20日、国連安保理は決議第2231号を採択し、JCPOAを承認するとともに、IAEA事務局長に対し、JCPOAの下での約束期間の間、イランの核関連の約束について、必要な検証及び監視を行うことを要請した。これに基づき、イランとIAEAとの間で同年９月及び10月に、技術専門家会合が行われたほか、IAEAによる保障措置関連活動が行われた。また、同年９月に、天野IAEA事務局長がイランを訪問してローハニ・イラン大統領やサーレヒ同副大統領兼原子力庁長官との協議が行われたほか、天野事務局長とIAEA保障措置担当事務次長が過去に兵器開発が行われていた疑いのあるパルチンの特定の場所を訪問した。これに先立ち、パルチンで環境サンプルの採取も行われた。一方、米国及びイランにおけるJCPOAに関する国内手続が終了したことを受け、2015年10月18日にJCPOAで定められた「採択の日（Adoption Day）」が到来し、JCPOA参加者がJCPOA履行のために必要な準備を開始することとなった。これを受けて、イランは同日、「履行の日」より、追加議定書の暫定的な適用を行うことをIAEAに通知した。

2015年12月、IAEA事務局長は、「イランの核計画の軍事的側面の可能性」に関する最終評価報告を発出し、結論として以下の３点に言及した。

- ロードマップにおいて行うことになっていた活動は全てスケジュールどおりに終了した。
- IAEAは、2003年以前にイランにおいて、核爆発装置の開発に関連する活動が組織的に行われ、一部の活動については2003年以降も行われたと評価する。同時に、これらの活動は実現可能性・科学的研究ないし一定の関連する技術的知見と能力の獲得以上に進展しなかったと評価する。IAEAは、2009年以降にイランにおいて核爆発装置の開発に関連する活動が行われたとする信頼性のある根拠を有していない。
- IAEAは、イランの核計画の軍事的側面の可能性に関し、核物質の転用についての信頼性のある根拠を何ら発見していない。

同月、IAEA理事会は、IAEA事務局長の最終評価報告を受けて、これに留意するとの決議を全会一致で採択した。これをもって、2011年11月のIAEA事務局長報告で指摘されたイランの核計画の軍事的側面の可能性に関し、ロードマップに基づく行程が終了することとなった。

2016年1月16日、ウィーンにおいて、ザリーフ・イラン外相とモゲリーニEU上級代表は、JCPOAが「履行の日（Implementation Day）」に至ったことを発表した。今後は、イランがJCPOAの履行を着実に行い、IAEAがこれを監視・検証することが重要である。日本としては、JCPOAの履行に貢献するとともにIAEAの活動を支援していく考えであり、この点は2015年９月に安倍総理からローハニ大統領に対し、また、2015年10月に岸田外相からザリーフ外相に対して伝達し、「履行の日」に際しては、監視・検証を担うIAEAの活動を含め、その履行を積極的に支援していく旨の大臣談話を発出した。

８．ミサイル問題

イランは、近年も、「シャハーブ３」等のミサイル発射実験を行うなど、ミサイル関連活動を継続してきているが、イランによるこのような活動は、イランの核問題とも相まって、地域の安定及び国際社会の安全に対し重大な影響を及ぼしかねないものとして懸念される。そのような中、日本は、ミサイル発射を含むイランのミサイル関連活動に

対しては、これまでも、あらゆる機会をとらえて、累次にわたり遺憾の意を表明してきた。

2010年６月に採択された安保理決議第1929号においては、イランが核兵器を運搬可能な弾道ミサイル関連活動（弾道ミサイル技術を使用した発射を含む。）を実施してはならないことが決定された。2015年７月に採択されたJCPOAを承認する安保理決議第2231号の附属書Bでは、イランは、JCPOAの採択の日から８年後の日またはIAEAが拡大結論を確認する報告書を提出する日のいずれか早い方の日まで、核兵器の運搬が可能となるよう設計された弾道ミサイルに関するいかなる活動（弾道ミサイル技術を使用した発射を含む。）も実施しないことを要請されており、日本としては、イランに対し安保理決議を誠実に履行するよう求めていく。

イスラエル

イスラエルは中東においてNPTに加入していない唯一の国である。イスラエルは既に核兵器を保有しているとの指摘もあるが、イスラエル政府は、核兵器の保有を肯定も否定もしないとの立場をとっている。アラブ諸国は、イスラエルに対しNPT加入、核兵器保有の断念等を求めた中東における核拡散の危険に関する国連総会決議案を提出し、また、IAEA総会に対しては例年アラブ・グループがイスラエルに対しNPTへの加入を求めるとともに、全ての核施設をIAEA包括的保障措置の下に置くこと等を呼びかける内容の決議案を提出するなど（ただし、近年では第55回（2011年）～第56回（2012年）IAEA総会には、同決議案は提出されなかった。）、一貫してイスラエルの姿勢を批判している。これに対しイスラエルは、同国の存在自体を否定している国々も周囲にあること等を理由に挙げ、核政策に関する曖昧政策の下、NPTに加入することはできないとの立場を堅持している。

他方、中東諸国の中には、イスラエルが批准していない包括的核実験禁止条約（CTBT）、生物兵器禁止条約（BWC）、化学兵器禁止条約（CWC）等につき、同国がNPTに加入するまでは締結しないとの立場をとる国もある。

日本は、あらゆる機会を捉え、イスラエルに対し、NPTへの加入も含め、大量破壊兵器等の軍縮・不拡散体制への参加を強く求め、また、中東における大量破壊兵器の問題を解決するためにイニシアティブを発揮するよう繰り返し要請している。

また、日本は、中東非大量破壊兵器地帯の創設を支持してきており、中東地域のシリア、エジプト、イラン等の各国に対しても、大量破壊兵器の関連条約への加入等を求めるなど、積極的な働きかけを行ってきている。

【参考１　国連総会決議「中東における核拡散の危険」】

１．経緯

第34回総会（1979年）において、イスラエルが対南アフリカ核協力を含む核武装政策を推進しているとして、各国にイスラエルとの核協力中止を要請する旨の決議が採択され、以後同旨の決議が毎年採択されている。本件は従来「イスラエルの核武装」と題する決議で扱われてきたが、第49回総会（1994年）から決議名が「中東における核拡散の危険」に変更されている。また、第51回総会（1996年）から第54回総会（1999年）までの決議では、「NPT未加入である中東地域唯一の国」という形でイスラエルを黙示的に示していたが、第55回総会（2000年）以降、同国の国名を再び明示する形となっている。

２．決議（2014年）の概要

本件決議は、2000年NPT運用検討会議における中東に関する結論を想起し、イスラエルが遅滞なくNPTに加入し、核兵器を開発、製造、実験又は取得しないこと及び核兵器の保有を断念すること、並びに当該地域の全ての国の間での重要な信頼醸成措置及び平和と安全を促進する措置として、保障措置下にない原子力施設を全てIAEAのフルスコープ保障措置（包括的保障措置協定）下におくよう要請するもの。

３．決議（2014年）の採択

本件決議案は、アラブ諸国から成る共同提案国を代表してエジプトによって提出され、次の票決結果にて総会において採択された。

賛成161（含：日本）－反対５（含：イスラエル）－棄権18

【参考２　国連総会決議「中東地域における非核兵器地帯の創設」】

１．経緯

第29回国連総会（1974年）以降、エジプトが毎年本件決議案を提出。本件決議案に関しては、イスラエルが核兵器を放棄すべきであるとする中東諸国と、中東和平プロセスの推進が先であるとするイスラエルとの間で主張が大きく異なっているものの、第35回国連総会（1980年）以降直近の第69回国連総会（2014年）に至るまではイスラエルも反対せず、コンセンサスによる採択が続いている。

２．決議（2014年）の概要

本件決議は、全ての直接的関係国に対し、中東非核兵器地帯設置提案の実施のための必要な措置をとることを検討するよう要請し、同目的の促進のため、関係国に対し、NPT を遵守するよう求め、全ての加盟国に対し、全面的で完全な軍縮の目標及び中東非大量破壊兵器地帯設置に貢献する適切な手段を検討するよう奨励するもの。

３．決議（2014年）の採択

本件決議案はエジプトによって提出され、無投票（コンセンサス）にて採択された。

【参考３　1995年 NPT 運用検討・延長会議「中東に関する決議」】

１．経緯

NPT の無期限延長を決定した1995年 NPT運用検討・延長会議では、「中東に関する決議」も同時に採択された。これは、イスラエルの核兵器保有の可能性に懸念を抱くアラブ諸国の要求に基づき、NPT 無期限延長のためのパッケージの一つとして、米国、英国、ロシアにより提案されたものである。2000年及び2010年の NPT 運用検討会議では、中東に関する決議が NPT 無期限延長の基礎であることが確認された。

２．決議の概要

本件決議は、NPT 遵守の普遍化の早期実現の重要性を再確認し、中東地域の NPT 未締約国に対し、NPT に加入し、その原子力施設を IAEA のフルスコープ保障措置（包括的保障措置）下に置くよう要請し、中東地域の全ての国に対し、効果的に検証可能な中東非大量破壊兵器地帯の設置に向けた前進を目的とする適当なフォーラムにおいて、実際的な措置をとるよう要請し、また、全ての NPT 締約国、特に核兵器国に対し、中東非大量破壊兵器地帯の早期設置のために協力と最大限の努力を求めるもの。

３．決議の採択後の動き

2010年 NPT 運用検討会議で採択された行動計画では、中東に関する決議を実施するための実際的措置として、国連事務総長及び中東決議共同提案国（米国、英国、ロシア）の召集による、全ての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の2012年開催が合意された。これを受け、同会議開催に向けて調整役（ファシリテーター）（フィンランド）を中心に調整が進められてきたが、「アラブの春」等の影響により中東情勢が不安定化し、全ての中東諸国が参加する会議の開催が困難になったとの判断から、2012年11月、国連事務総長、米国、ロシア、英国、フィンランドにより開催延期が発表された。2015年 NPT運用検討会議では、中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の開催を巡って調整がつかず、最終文書案が採択されないまま会議が終了したため、本件会議開催の目途は立っていない。

【参考４　IAEA 総会「イスラエルの核能力」に関する決議案】

１．経緯

IAEA 総会では、一部期間を除いて1986年以降、イスラエルを含む中東の全ての域内国に NPT 加入等を求める「中東における IAEA 保障措置の適用」決議がある一方で、アラブ諸国からの要請に基づき、イスラエルを対象として NPTに加入し同国が有する全ての原子力施設を IAEA包括的保障措置の下に置くよう呼びかける内容の「イスラエルの核能力」決議案が提出されている。

２．決議案の概要

本件決議案は、イスラエルの核能力について懸念を表明し、イスラエルに対し NPT に加入すること及びその全ての核施設を IAEA 包括的保障措置下に置くことを要請し、その目標の達成に向けて関係国と協働することを事務局長に要請し、本件に引き続き関与していくことを決定し、事務局長に対し、この決議の実施について理事会及び次回総会に「イスラエルの核能力」の議題の下で報告することを要請するもの。直近では、2014年にアラブ諸国より本決議案が提出され否決されている。

シリア

報道によれば、2007年９月６日、イスラエル空軍機がシリア東部砂漠地域にある施設を空爆した。2008年４月、米国は、2007年９月６日までシリアが自国の東部砂漠地域にプルトニウムを生産可能な秘密の原子炉を建設していたこと、北朝鮮が秘密裡の核活動を支援したこと、建設されていた原子炉が平和的目的を意図したものではなかったと信じる相当の理由を米国が有していること、シリアが国際的義務を無視してIAEAに対して原子炉建設を報告しなかったことなどを発表した。これを受け、エルバラダイIAEA事務局長は、2007年９月にイスラエルによって破壊されたシリアの施設は原子炉であったとの情報が米国より提供され、その信憑性について調査を行う旨発表した。

その後、2008年６月22日から24日までの日程でIAEAの査察官がシリアを訪問し、破壊された施設でのサンプル採取を行った。採取したサンプルの分析の結果、化学処理の結果として加工された相当数の天然ウラン粒子が発見された。

シリアは、破壊された施設は何ら核活動に関係していなかったと主張しているものの、当該施設に関する未解決の問題について2008年６月からIAEAに協力しておらず、IAEAは、これら問題の解決に向けた進展を得られていない状況が続いた。

2011年５月24日、シリアの保障措置適用問題に関するIAEA事務局長報告が発出され、同報告においてIAEAは、2007年に破壊された施設は建設中の原子炉であった可能性が非常に高いと評価した。これを受け、６月９日、IAEA理事会は、シリアの保障措置協定違反を認定し、IAEA全加盟国、国連安保理及び国連総会にシリアの保障措置協定違反を報告することを決定する旨の決議を採択した。しかしながら、これ以降もシリアは2007年に破壊された施設を含む未解決の問題についてIAEAに対して十分な協力を行っておらず、また、現地の治安情勢の悪化もあり、進展のない状況が続いている。

日本は、2007年に破壊された施設は原子炉であった可能性が高いとIAEAが結論付けたことを引き続き懸念しており、北朝鮮との核関連協力に係る疑念を含め国際社会の懸念を払拭するためにも、シリアがIAEAに対して完全に協力するとともに、追加議定書を締結し、これを実施することが極めて重要であると考えている。

第３節　南西アジア

１．インド、パキスタンの核実験（1998年）

インドは、従来、NPTは不平等な内容の条約であって受け入れられないとの立場にあり、国際社会からの呼びかけにもかかわらず、NPT加入を拒んできている。また、パキスタンも、インドがNPTに加入しない限り、自国の安全保障上の観点からNPTに加入しないとの立場をとってきている。このような中、1998年５月、インド及びパキスタン両国は相次いで核実験を実施した。

日本は直ちに強く抗議するとともに、両国に対し、新規の円借款の停止等を内容とする経済措置を実施した。その後、G8等の様々な機会を捉えNPT加入、CTBT署名・批准を中心とする核軍縮・不拡散上の具体的な進展を粘り強く働きかけてきた。

このような日本を始めとする国際社会からの働きかけを受け、インド及びパキスタンは1998年６月以降核実験を実施せず、核実験モラトリアム（一時停止）を継続する旨表明するとともに、核不拡散上の輸出管理の厳格化を表明した。このように、日本の措置が相応の成果をあげたと考えられたこと、また、テロとの闘いにおいてパキスタンの安定と協力が極めて重要であること、南西アジア地域の安定化のために大きな役割を果たし得るインドに対し、積極的な関与を深めていく必要性等の要素を総合的に考慮し、2001年10月、官房長官談話を発出し、日本は両国に対する経済措置を停止した。同時に、日本は、今後とも両国に対しNPT加入、CTBT署名・批准を含む核軍縮・不拡散上の具体的な進展を引き続き粘り強く求めていくとともに、核不拡散分野において両国の状況が悪化す

るような場合には、経済措置の復活を含めてしかるべき対応を検討することを同談話において明確にした。

２．日本の取組

今やNPT非締約国は、国連加盟国の中でインド、イスラエル、パキスタン、及び南スーダンの４か国のみとなっている。日本を始めとするNPT締約国は、NPT普遍化の観点から、NPT非締約国に対し、非核兵器国としてNPTに加入するよう繰り返し呼びかけている。

また、インド及びパキスタンはCTBTに署名していないことから、日本はこれら両国に対し、CTBT早期署名・批准を求めるとともに、CTBT批准までの間は、核実験モラトリアムを継続するよう求めている。

パキスタンについては、2004年に同国のカーン博士が核関連技術を流出させたことが明らかになったが、これは国際社会の平和と安定、核不拡散体制を損なうものである。流出先の一つは北朝鮮とされており、このことは日本の安全保障にとっても重大な懸念である。日本政府はパキスタン政府に対し、遺憾の意を伝えるとともに、本件に関する全ての情報を日本に提供し、再発防止策等を講ずるよう強く求めてきた。このような働きかけもあり、2004年、パキスタンにおいて、核関連資機材・技術等に関する輸出管理法が発効した。2005年には、同法を効果的に運用するため、日本とパキスタンの輸出管理専門家が意見交換を行うとともに、日本側から、日本の輸出管理制度につき技術的ブリーフィングを行った。また、2004年以降毎年東京において開催しているアジア輸出管理セミナーにパキスタンの輸出管理専門家を継続的に招待するなど、同国の核不拡散のための体制強化に協力している。なお、インドについても2006年からアジア輸出管理セミナーに招待している。

また、日本は、インド及びパキスタンの核兵器等の開発計画に資する物資や関連技術の輸出を防止するよう奨励する安保理決議等に鑑み、両国の原子力関係の技術者に対する査証発給の可否の厳格な審査、両国に対する核関連資機材・技術の輸出管理を通じ、日本の原子力関連資機材や技術が両国の核兵器開発に転用されないよう防止する措置をとっている。

さらに、日本は、インド・パキスタン間の対話を通じた信頼醸成の進展を評価しつつも、両国がミサイル実験を繰り返していることについては懸念を表明するとともに、両国に対し、ミサイルの開発・実験・配備を最大限自制するよう求めている。

このほか、日本は、インド、パキスタン両国に対し、様々な機会を捉えて軍縮・不拡散上の働きかけを行ってきている。インドとの間では、2009年12月及び2010年10月の首脳会談後に発出した共同声明においては、核廃絶に向けた両国のコミットメントを確認するとともに、インドは核実験モラトリアムの継続を約束した。2011年12月の首脳会談後に発出した共同声明においては、二国間の軍縮・不拡散協議並びに軍縮会議を含む対話を通じた核軍縮・不拡散における協力の強化が決定された。2013年７月には、第５回日印軍縮・不拡散協議を実施した。2015年12月の日印首脳会談においても、NPTの普遍化やCTBTの早期発効、FMCTの早期交渉開始を重視する日本の立場をインドに伝達しており、会談後の共同声明においては、広島・長崎への原爆投下70年に際し、核兵器の完全な廃絶のための共通のコミットメントを再確認した。パキスタンとの間では、2011年２月の首脳会談後に発出した共同声明において、軍縮・不拡散のグローバルな目標を共有する旨表明し、緊密な協議を通じて協力を深化させていくことで一致した。2014年６月には、第３回日パキスタン軍縮・不拡散協議を実施した。日本は、このように、両国に対し、軍縮・不拡散上の具体的な進展を強く求めてきており、こうした働きかけに対する両国の対応を引き続き注視していく。

３．インドに対する民生用原子力協力

2005年７月、米国・インド両国首脳は、インドが軍縮・不拡散に関する様々な措置をとる代わりに、米国がインドに対する民生用の原子力協力に向けた努力を行う旨合意した。さらに、2006年３月、両国首脳は、インドが2006年から2014年までの間に14基の原子炉を段階的にIAEA保障措置の下に置く等の措置をとる一方、米国はインドへの完全な民生用の

原子力協力を行うために、関連する米国内法の改正及び原子力供給国グループ（NSG）ガイドラインの調整を追求していくとする合意に達した（いわゆる「民生用原子力協力に関する米印合意」）。

NSGガイドライン上、IAEA との間で包括的保障措置協定を締結していない国に対する原子力関連品目の移転は禁止されているが、上記米印合意を受け、2008年９月の NSG 臨時総会において、インドについてはこれを例外化する決定がなされ、インドに対する民生用原子力協力に関する声明が採択された。これは国際不拡散体制の外側にいるインドに更なる不拡散への取組を促す契機となるものと考えられ、日本も、この例外化決定は、最大の民主主義国家であり新興市場経済国でもあるインドの戦略的重要性、同国の原子力の平和的利用が、地球温暖化対策に貢献するという意義、インドによる核実験モラトリアムの継続を始めとするインドの核不拡散の一連の「約束と行動」が前提となっていること等を踏まえ、大局的観点からコンセンサスに参加した。その際、日本は、仮にインドによる核実験モラトリアムが維持されない場合には、NSGとしては例外化措置を失効ないし停止すべきであること、また、NSG参加各国は各国が行っている原子力協力を停止すべきであること、さらにインドに対し、非核兵器国としての NPTへの早期加入、CTBTの早期署名・批准等を求めるとの日本の立場に変わりはないことを表明した。

NSGによるインド例外化決定以降、米国のほかフランス、ロシア、カナダ、韓国、豪州等の原子力先進国がインドとの間で原子力協定を締結、又は交渉を開始し、インドとの協力を積極的に進めている。日本は、インドが今後も「約束と行動」を着実に実施していくことを前提に、日本がインドとの原子力の平和的利用分野での協力を行うことは、気候変動・地球温暖化対策、戦略的重要性を増してきているインドとの二国間関係の強化、及び原子力の平和的利用分野での日本の貢献といった観点から有意義と考え、以上の諸点を総合的に勘案した結果、2010年６月に日・インド原子力協定交渉を開始することを決定した。2014年９月のモディ・インド首相訪日の際に発表された両首脳間の宣言においては、交渉を更に加速化させるとともに、不拡散及び原子力安全における両国のパートナーシップを強化することが関係当局に指示された。さらに、2015年12月、安倍総理が訪印し、モディ首相との間で、前述の「約束と合意」を前提に、日印間の平和的目的の原子力協力全般に基礎を与える協定について原則合意した。同協定は、原子力の平和的目的の利用についてインドが責任ある行動をとることを確保し、インドを国際的な不拡散体制に実質的に参加させることにつながるものである。日本としては、インドが共に核兵器のない世界を目指していくことを期待している。

【参考　2008年９月のNSG によるインドに対する民生用原子力協力に関する声明の概要】

（1）2008年９月６日、NSG 臨時総会において、NSG 参加各国政府は以下を決定した。

○グローバルな不拡散体制、NPT の規定及び目的の広範な履行に貢献することを希求する。
○核兵器の更なる拡散を防止することを追求する。
○不拡散に肯定的な影響を与えるためのメカニズムを追求する。
○原子力に関する保障措置及び輸出管理の原則を促進することを追求する。
○インドのエネルギー需要に留意する。

（2）NSG 参加各国政府は、インドが自発的にとってきた以下の約束及び行動に係る措置に留意した。

○軍民分離計画に従い民生用原子力施設を段階的に分離し、民生用原子力施設を IAEA に申告する。
○民生用原子力施設に関するインド・IAEA 保障措置協定の締結。
○民生用原子力施設に関するインド・IAEA 追加議定書の署名・遵守。
○濃縮・再処理技術の拡散防止及び国際的努力への支持。
○効果的な国内の輸出管理制度の制定。
○インド国内法の NSG ガイドライン及び規制リストへの調和化及び NSG ガイドラインの遵守。
○核実験の一方的なモラトリアムの継続及び FMCT の締結に向け他国と協働する用意。

（3）上記の約束及び行動に基づき、NSG参加各国政府は、インドに対する民生用原子力協力に関し、以下の方針を採択及び実施する。

○ NSG 参加各国政府は、平和的目的及び IAEAの保障措置が適用される民生用原子力施設における使用のために、インドに対し NSG ガイドライン・パート１及びパート２において規制されている品目及び関連技術を移転することができる。
○ NSG 参加各国政府は、インドへの規制品目の移転につき相互に通報する。また、インド政府との二国間合意を含め、情報交換を行う。
○インドとの対話及び協力を強化するため、NSG議長とインドとの間の協議を行い、その結果を NSG 総会に常時通知する。
○本声明の全ての側面の実施に関係する事項について検討することを目的として、NSG 参加国政府は協議し、NSG ガイドラインの規定に従って会合及び行動する。

第2章

国際原子力機関（IAEA）保障措置

第1節 概　要

保障措置（safeguards）とは、原子力の利用にあたりウランやプルトニウムのような核物質等が兵器目的に資するような方法で利用されないことを確保するための措置をいう。国際原子力機関（IAEA）憲章第３条A5には、このような保障措置の実施がIAEAの任務である旨明記されており、IAEAは、これに基づいて各国との間で保障措置協定を締結し、当該国の原子力活動を検証する役割を担う。IAEA保障措置は、核兵器不拡散条約（NPT）を中心とする核不拡散体制の実効性を検証するために不可欠の制度である。

IAEAは、当初、二国間の原子力協定等に基づいて核物質等を受領する国との間で保障措置協定を締結し、当該二国間で移転される核物質及び原子力資機材のみを対象に保障措置を実施してきた。その後、1970年に発効したNPT第３条１が、同条約の締約国である非核兵器国に対して、国内のすべての核物質を対象とするIAEA保障措置を受諾することを義務付けた。このため、IAEAはNPT締約国が締結すべき保障措置協定（包括的保障措置協定）のモデルを作成し、以後このモデルに従って各国と保障措置協定を締結し、当該国内における保障措置を実施してきた。

しかし、1990年代初頭、包括的保障措置協定を結んでいるにもかかわらずイラクや北朝鮮が秘密裏に核開発を行っていたことで、従来の保障措置の限界が認識され、保障措置の強化が急務となった。1997年、IAEA理事会は従来の保障措置協定に追加して各国が締結すべき追加議定書のモデルを作成し、以後、同議定書の締結国に対してはより厳格な保障措置を実施してきている（第３節１参照）。また、保障措置の強化とともに、限られた保障措置資源を効率的に利用すべきとの観点から、2002年以降、従来の保障措置協定及び追加議定書の実施によって原子力活動の透明性が確認された国については、合理化された保障措置（統合保障措置）が適用されている（第３節２参照）。

日本は、国際的な核不拡散体制の強化のため、追加議定書の普遍化等に向けた外交努力を行うとともに、世界有数の原子力大国として、自らの原子力活動の透明性を維持するべく、IAEA保障措置の実施に最大限の協力を行ってきている。

第2節 保障措置協定の内容

1．包括的保障措置協定

NPT第３条１は、締約国である非核兵器国に対し、原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止するため、IAEA憲章及びIAEA保障措置制度に従いIAEAとの間で交渉し、締結する協定に定められる保障措置を受諾することを義務付けている。さらに、保障措置について、当該非核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につき適用されると定めている。

NPTに加入する多くの非核兵器国がIAEAと締結しているのは、上記に基づく包括的保障措置協定（Comprehensive Safeguards Agreement（IAEAの文書番号から153型保障措置協定又はフルスコープ保障措置協定と呼ばれる））であり、日本については、1977年12月２日に発効している。

包括的保障措置協定における保障措置の目的は、有意量の核物質が平和的な原子力活動から核兵器その他の核爆発装置の製造のため又は不明な目的のために転用されることを適時に探知すること及び早期探知の危惧を与えることによりこのような転用を防止することにある。有意量（significant quantity）とは、IAEA 保障措置用語集（IAEA Safeguards Glossary 2001 Edition）によれば、１個の核爆発装置が製造される可能性が排除し得ない核物質のおおよその量であり、例えばプルトニウムやウラン233では８kg、ウラン235（濃縮度20％超）では25kgに相当するとされている。

この保障措置は、包括的保障措置協定の各締約国に対して、その国の平和的な原子力活動に係るすべての核物質の在庫量や一定期間の搬入・搬出量の管理（計量管理）のための制度の維持や計量管理記録を含む当該核物質及びその関連施設のIAEAへの申告等を義務付け、IAEAはこれらが申告どおりか否かについて、現地における査察を通じて検認することにより実施される。査察においては、IAEAは、施設の観察、核物質に関する独自の測定や試料の採取のほか、封じ込めと監視を行うことができる。封じ込めとは、核物質貯蔵容器等に封印を行って核物質を物理的に封じ込め、仮に容器が勝手に開けられた場合にはIAEAがその行為を把握することができるようにする手法を、また監視とは、核物質の不正な移動が行われないようにビデオカメラ、放射線の測定装置、モニター等を用いて監視する手法をいう。

２．その他の保障措置協定

NPTに基づく包括的保障措置協定が実施される以前に制定されたIAEA文書に基づく保障措置協定は、66型保障措置協定又は個別の保障措置協定と呼ばれ、二国間協定等に基づき個別に取り決められた範囲のみの核物質や原子力資機材等を保障措置の対象としている。このような協定は現在、NPT未加入のインド、パキスタン及びイスラエルに適用されている。また、NPT上の５核兵器国（米国、英国、フランス、中国及びロシア）はIAEA保障措置を受け入れる義務はないが、核不拡散の重要性等を考慮し、軍事的目的以外の核物質に対する保障措置を自発的に受け入れている。これら核兵器国とIAEAが締結している保障措置協定は、自発的（ボランタリー・オファー）保障措置協定と呼ばれる。

第３節　保障措置の強化・効率化

１．保障措置の強化と追加議定書

1990年代初頭、イラクや北朝鮮の核開発疑惑に関し、従来の包括的保障措置ではIAEAが未申告の原子力活動を検知し、未申告の核物質の軍事転用を未然に防止することができないという問題が顕在化した。包括的保障措置協定は、締結国が自ら申告することを前提とした保障措置であるため、秘密裏に行われている活動を探知することは極めて困難であった。そのため、IAEAは、未申告の核物質・原子力活動の探知能力を向上させることを目的とする保障措置の強化策を検討することになった。

1993年、IAEAは保障措置の強化・効率化の方策を検討する「93＋２計画」を開始し、その結果、包括的保障措置協定の枠組みの中で実施可能な措置、及び新たな枠組みを設けて講じるべき措置に関する提言がなされた。前者については順次実施に移され、また、後者については、1997年５月、IAEA理事会において、包括的保障措置協定に追加するモデル議定書が採択された。既存の包括的保障措置協定に追加される議定書としての位置付けから、追加議定書（Additional Protocol）と呼ばれている。

追加議定書は、IAEAに提供される情報及び検認対象並びにIAEA査察官によるアクセス可能な場所を拡大することにより、従来型の包括的保障措置協定の下で行われる検認に加えて、未申告の原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限

をIAEAに与えるものである。具体的には、IAEAに提供される情報について、核物質の使用を伴わない核燃料サイクル関連研究開発活動に関する情報、濃縮・再処理等特定の原子力関連資機材の製造・組立情報、特定の設備・資材の輸出入情報等が新たに申告対象となり、さらに、未申告の核物質や原子力活動がないことを確認するために、これら申告対象等に対する短時間の通告（２時間又は24時間前）での立入り（補完的アクセス）やその際の環境サンプリング（試料の採取）も可能となった。

近年の核不拡散体制に対する挑戦にかんがみ、核不拡散体制の維持に不可欠なIAEA保障措置の重要性が広く認識されるようになってきた。より多くの国が包括的保障措置協定や追加議定書を締結することは、核不拡散体制の強化、ひいては世界の平和と安全の維持のために重要な意義を有する。包括的保障措置協定の締結国は、NPT上その締結が義務付けられている191か国の中182か国（2016年２月末時点）である一方、また、追加議定書の締結国は126か国（署名国は146か国）（2016年２月時点）という状況にある。包括的保障措置協定に加えて追加議定書を普遍的なものとするための更なる努力が求められている（第４節１参照）。

２．保障措置の効率化

一方、保障措置の強化に伴い、保障措置業務の増大やそのための財源確保の課題も認識されるようになった。そのため、保障措置の合理化・効率化を目的とする統合保障措置（integrated safeguards）の在り方について活発な議論が行われ、その結果、2002年３月、IAEA理事会において統合保障措置の適用方法に関する基本概念が採択された。

統合保障措置とは、包括的保障措置と追加議定書に基づく保障措置との有機的な結合を図る概念である。当該国について包括的保障措置協定及び追加議定書の実施を通じ、IAEAにより、保障措置下に置かれた核物質の転用を示す兆候も未申告の原子力活動及び核物質を示す兆候もないとの結論（「拡大結論」）が得られた国を対象として、包括的保障措置に基づく通常査察が合理化される（2014年を通じて日本を含む53か国に適用）。統合保障措置の適用は、適用国における保障措置の実施に伴うIAEA及び受入国双方の事務負担や経費の軽減に資するものとして重要である。日本については、2004年６月のIAEA理事会において必要な結論が出され、2004年９月15日より統合保障措置の適用が始まった。大規模な原子力活動を行う国で統合保障措置が適用されたのは日本が初めてであり、これにより日本の原子力活動の透明性の高さが証明されると同時に、保障措置受入にかかる負担が軽減することが期待されている。

以上に加え、IAEAは保障措置の効果を損なうことなく、その効率化を図るための技術（遠隔操作等）の開発や将来の制度設計の在り方について検討を行っている。

第４節　日本の取組

2009年12月に就任した天野之弥IAEA事務局長は、国際的な核不拡散体制の強化のための要となる保障措置制度の強化・効率化に重点的に取り組んでいる。

日本は、IAEAの指定理事国[注]として、また、事務局長の出身国として以下のような取組を通じ、IAEAの活動に対して適切なサポートを行っている。

（注）
毎年６月のIAEA 理事会で指定される13か国で、日本を始めとするG7等の原子力先進国を指す。

１．追加議定書の普遍化に向けた取組

日本は、包括的保障措置協定及び追加議定書に基づくIAEA保障措置を受け入れ、プルトニウム利用を含む原子力活動の透明性の確保に努めている。特に、日本は、世界有数の原子力産業国であり、保障措置を受け入れている国としても大きな知見を有している。このことから、日本は、IAEAにおけるモデル追加議定書の策定過程で積極的な役割を果たすとともに、1999年12月に原子力発電を行っている国として初めて追加議定書を締結し、翌2000年から追加議定書に基づく補完的アクセスを

数多く受け入れてきている。また、日本は、国際的な核不拡散体制を強化するために、出来る限り多くの国が追加議定書を締結することが最も現実的かつ効果的な方途であるとの認識の下、追加議定書の普遍化を積極的に推進している。その取組の一環として、日本は、2010年５月のNPT運用検討会議において、「IAEA保障措置の強化」に関する作業文書を提出し、追加議定書の普遍化の重要性を訴え、多くの諸国から支持を得た。また、2012年９月のIAEA総会では、可及的速やかな追加議定書の締結が奨励されるとともに、日本の提案に基づき、IAEAが要請に応じてその締結を一層支援する勧告が総会決議（GC（56）/RES/13）に盛り込まれた。日本はこれまでIAEAと協力し、追加議定書の締結に向けた各国の実施体制等を支援するため、アジア・太平洋地域など特定地域の関係国を対象としたIAEA主催地域セミナー（2012年７月ベトナム、2013年１月マレーシア、2014年８月マレーシア）への人的・財政的支援を実施すると共に、自国の経験や知見を活用してIAEA等と連携しつつ保障措置関連の研修、ワークショップ等を実施してきている。日本は、さらに、二国間協議やアジア不拡散協議（ASTOP）等の多国間協議の機会を捉えて、追加議定書の未締結国に対して締結を促すと共に、G7としての共同の働きかけにも率先して参画してきている。

２．IAEAの保障措置関連分析能力の強化への貢献

IAEAが各国の保障措置実施状況に関する適確な結論を導出できることが保障措置強化に不可欠であることから、日本は、各国における査察を通じて得た核物質等の分析能力の向上を支援するため、諸外国とも連携しつつ、ウィーン郊外にある保障措置分析所の近代化（例えば、分析関連機器の導入）のための貢献を行っている。

３．保障措置の効率化のための協力

IAEAは、保障措置業務量が拡大し、通常予算の約４割を占める保障措置予算を中心に通常予算全体が年々増加している。天野IAEA事務局長は、2012年９月の総会において、今後のIAEA通常予算が賢明かつ効果的に配分されるよう取り組むとの方針を打ち出している。このような状況の中で、日本は限られたIAEAの資源を有効活用する重要性にかんがみ、IAEA事務局に対して、保障措置活動の一層の効率化と経費削減を求めてきているだけでなく、効率的な保障措置の手法（統合保障措置）の活用や技術（遠隔操作等）の開発に協力をしてきている。

コラム

天野之弥ＩＡＥＡ事務局長の活動

1　選出から就任まで

天野之弥 IAEA事務局長（当時、在ウィーン日本代表部大使）は、2009年12月に日本人として、またアジアから初めて、第５代 IAEA事務局長に就任しました。その後、2013年12月に再任され、現在2期目を務めています。

IAEAは核不拡散と原子力の平和的利用の両立を目指す国際機関であり、特に核兵器のない世界の実現に向け、近年、特にその役割は重要性を増しています。IAEAの事務局長を日本人が務めていることは、日本が軍縮不拡散外交を効果的にする上で大きな意味を持っています。

2　就任後の取組

天野事務局長は、就任直後から途上国におけるがん治療プログラムの普及に力を入れるなど、保健・医療、食糧・農業、水資源管理、電力へのアクセスなどの地球規模の様々な課題への対処のための技術協力の強化を打ち出し、原子力の平和的利用の促進のため先頭に立って取り組んでいます。2011年３月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に際しては、直後よりIAEAの知見を活かした各種ミッションを派遣し、その後も事故の教訓等を踏まえた世界の原子力安全の向上に向けた国際的取組をリードしてきました。2012年12月には日本政府と IAEAの共催により、福島県郡山市で「原子力安全に関する福島閣僚会議」を開催しました。2012年９月に開催された第56回 IAEA総会においては、事故に関する報告書を作成することを表明、2015年８月に IAEA福島報告書を公表しました。

同時に、北朝鮮やイランの核問題の解決に向けた取組、追加議定書の普遍化を含む保障措置の強化とその効率化などを通じて核不拡散体制の一層の強化に取り組んでいます。特に、2015年７月、ＥＵ３＋３とイランは包括的共同作業計画に関する合意に達しましたが、天野事務局長は、合意の履行を検証する IAEAの立場から、この歴史的な合意に先立って、自身もイランを訪問する等、精力的な調整を行いました。今後、同合意の履行において IAEAは非常に重要な役割を果たすこととなります。
日本としても、天野事務局長がその責務を十分に果たせるよう、以上に述べた IAEAの重点的な取組を引き続きサポートし、協力を更に強化していく考えです。

第３章

核セキュリティ

第１節　概　観

2001年９月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会は新たな緊急性をもってテロ対策を見直し、その取組を強化してきているが、テロ組織は、科学技術の発展と国際化された現代社会の特性を最大限利用し、テロ行為、資金・武器の調達、宣伝行為等の活動を、国境を越えて一層高度化させつつある。原子力技術は、発電、医療、農業、工業等の広範な分野で平和的に利用されているが、核物質や放射線源がテロリスト等の手に渡り悪用された場合、人の生命、身体、財産に対し甚大な損害がもたらされることが予想される。国際原子力機関（IAEA）は、テロリスト等による核物質や放射線源の悪用が想定される脅威につき、①核兵器の盗取、②盗取された核物質を用いて製造される核爆発装置、③放射性物質の発散装置（いわゆる「汚い爆弾」（用語解説集参照））、④原子力施設や放射性物質の輸送等に対する妨害破壊行為の４つの範疇に分類している。

IAEAは、このような脅威が現実のものとなることのないようにするために講じられる様々な措置を、一般的に核セキュリティという概念として捉えており、核物質その他の放射性物質、又はこれらに関連した施設に関する盗取、妨害破壊行為、不法移転その他の悪意のある行為の防止、検知及び対応策の全体を核セキュリティに貢献する措置としている。核セキュリティの国際的なレベルでの強化に向けて、IAEA、国連を中心として様々な取組が行われており、日本もこうした取組を積極的に支援している。

第２節　国際社会の取組

１．IAEAによる取組

（１）核セキュリティ国際会議

2013年７月、ウィーンにおいて、IAEAの主催により、「核セキュリティに関する国際会議:グローバルな努力の強化」が開催され、我が国から政府代表として、鈴木俊一外務副大臣が出席した。同会議は、IAEAが主催する核セキュリティに関する初めての閣僚級の会議であり、核セキュリティ強化のための国際社会における近年の成果を総括するとともに、2014年以降の中長期の目標及び優先事項について検討することを目的として開催された。125か国及び21国際機関・団体から1300人以上の参加登録があり、我が国を含む34か国から閣僚レベルの出席があった。閣僚級セッションでは、世界の核セキュリティ強化という共通のゴールを追求するとの強いコミットメントを示した閣僚宣言がコンセンサスで採択された。次回は2016年12月に開催が予定されている。

（２）核テロリズム防止対策支援のための活動計画

2001年９月11日の米国同時多発テロ直後に開催されたIAEA総会において、核物質やその他の放射性物質と結びついた形でのテロ行為の防止に向けたIAEAの活動と事業を再検討し、可及的速やかに理事会に報告するようIAEA事務局長に対し要請する内容の決議が採択された。これを受け、2002年３月のIAEA理事会において、核テロ対策を支援するためにIAEAにおいて実施すべき事業として、核物質及び原子力施設の防護等８つの活動分野(注)から構成される第１次活動計画（2002年～2005年）が承認されるとともに、この計画の実施のために「核物質等テロ行為防止特別基金」（Nuclear Security Fund、単に「核セキュリティ基金」とも呼ぶ）が設立された。以降、４年ごとに計画の見直しが行われ、現在、IAEAでは2013年９月に承認された第４次核セキュリティ計画（Nuclear Security Plan 2014-2017）に基づいた活動が行われている。この計画には、①ニーズ評価、情報セキュリティ及びサイバー・セキュリティ、②外部との調整、③核セキュリティ枠組みのグローバルな支援、④共同研究プロジェクト、⑤自己評価及び／又はピア・レビュー・ミッションを通じた評価、⑥人的資源の開発、⑦リスクの低減及び核セキュリティの改善の７つの要素について、概要、目標、達成すべき成果、成果を判断する際の指標が示されている。

（注）８つの活動分野
①核物質及び原子力施設の防護、②悪意をもった核物質の使用の探知、③核物質の計量管理制度の整備、④放射性同位元素の管理、⑤原子力施設の安全・保安の脆弱性評価、⑥不法行為が発生した際の対応、⑦関連条約・ガイドライン等の実施、⑧核セキュリティの調整及び情報交換

（３）放射線源の安全と管理

いわゆる「汚い爆弾」への転用の懸念が新たな課題として浮上してきた結果、核物質に比べてアクセスがより容易な放射線源の管理は、核物質防護と並ぶ喫緊の課題となったと言える。IAEAは、2000年初頭から詳細な内容を盛り込んだ「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」（以下、「行動規範」）の策定に取り組んできたが、放射線源が「汚い爆弾」に使用され得るとの国際的な懸念が特に2001年９月の米国同時多発テロ以降高まったことを踏まえ、セキュリティ関連部分を強化した「行動規範」の改訂が2003年９月のIAEA理事会で承認された。「行動規範」は、放射線源の悪意をもった使用を防止することを目的として、各国に対し、放射線源の効果的な規制を実施する法制度の整備を要請している。2004年９月のIAEA理事会では、「行動規範」の輸出入管理関連部分をより具体化し、放射線源の輸出入に際し通報と承諾の制度化を要求する「放射線源の輸出入に関するガイダンス」が承認された。また、同理事会の直後に行われたIAEA総会において、各国がこのガイダンスに従って必要な国内措置をとる旨をIAEA事務局長に対し表明するよう働きかける決議が採択された。我が国は、「行動規範」については2004年２月、「ガイダンス」については、2005年12月に支持を表明している。

（4）核物質防護のための国際基準

IAEAは、核物質防護のための国際基準を整備するため、1975年以来、核物質防護に関する勧告文書（INFCIRC/225）を策定し、改訂してきており、2011年２月に第５版（Rev.５）が発行された。同文書は、2005年に採択された核物質防護条約改正と調和した内容となっており、同条約が掲げた12の基本原則[注]を踏まえて構成されている。

（注）12の基本原則
国の責任、国際輸送中の責任、立法上及び規制上の枠組み、所管当局、許可事業者の責任、セキュリティ文化、脅威、等級別取組、深層防護、品質保証、危機管理計画、秘密保持の12項目

IAEAは、更に、加盟国の核セキュリティ体制の整備及び強化を支援するため、①基本文書、②勧告文書（上記INFCIRC/225/Rev. 5を含む）、③実施指針、④技術手引きの４層構造からなる核セキュリティ・シリーズ文書の作成を進めてきている。全ての加盟国を核セキュリティ・シリーズ文書の作成に関与させるため、2012年３月、IAEAは加盟各国の代表者による核セキュリティ・ガイダンス委員会（NSGC）を発足させた。

（5）核物質の防護に関する条約

「核物質の防護に関する条約」（核物質防護条約、以下「現行条約」）は、核物質を不法な取得及び使用から守ることを主たる目的としている。「現行条約」は、締約国に対し、国際輸送中の核物質について警備員による監視等、一定水準の防護措置の確保を義務付けるとともに、そのような防護措置がとられる旨の保証が得られない限り核物質の輸出入を許可してはならない旨を規定している。また、核物質の窃盗、強取など核物質に関連する一定の行為を犯罪とし、その容疑者が刑事手続を免れることのないよう、締約国に対して裁判権を設定すること及び本条約上の犯罪を引渡犯罪とすることを義務付けて、容疑者の引渡し又は自国の当局への付託を義務付けている。「現行条約」は1987年２月に発効し、2015年８月現在、締約者は152か国及び１国際機関（欧州原子力共同体）となっている。日本は1988年10月に同条約に加入した。

核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組の更なる強化を目的として、2001年以降、核物質防護条約の改正案の検討が行われた結果、2005年７月、同条約の改正がコンセンサスにより採択された。その際採択された改正により、条約に基づく防護の義務の対象が、国内で平和的目的のために使用、貯蔵及び輸送されている核物質並びに原子力施設に拡大され、また、処罰すべき犯罪も、原子力施設に対する妨害行為等にまで拡大されることとなった。なお、改正核物質防護条約の発効には、現行条約の締約国の３分の２（2016年１月現在では102か国）による締結が必要であるが、2016年１月現在、改正核物質防護条約の締約国は90か国であるため、未発効である。日本は、国内法の整備に時間がかかったものの、2014年６月、IAEA事務局長に受諾書を寄託し、締約国となった。

２．国連による取組

1996年に国連総会において「国際テロリズム廃絶措置」決議が採択されたことを契機として、1997年２月、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」（核テロ防止条約）の交渉が開始された。交渉は一時停滞したものの2001年９月の米国同時多発テロの発生を受けて再開され、2005年４月の国連総会においてコンセンサスにより採択された。

この条約は、2007年７月、22か国が同条約を締結することにより発効し、2016年２月現在、115か国が署名し、101か国が締結している。日本は、2005年９月、国連首脳会議の開催に併せて同条約が署名開放された際に、小泉純一郎総理大臣が署名し、2007年８月、国際連合事務総長宛に受諾書を寄託し、締約国となった。

この条約は、核によるテロ行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロ行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置をとるための国際協力を強化することを目的としている。具体的には、人の死又は身体の重大な傷害、財産の実質的な損害等を引き起こす意図をもって放射性物質又は核爆発装置を所持、使用等する行為、放射性物質の放出

を引き起こすような方法で原子力施設を使用し又は損壊する行為等を国内法上の犯罪とすることとしている。

３．核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ

2006年７月、先進８か国（G8）サミットの際に、米国及びロシア両大統領は、国際安全保障上の最も危険な挑戦の一つである核テロの脅威に国際的に対抗していくことを目的として、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT: Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism）」を提唱した。その後、2006年10月に開催された第１回会合には、G8、オーストラリア、中国、カザフスタン、トルコが当初参加国として参加したが、2015年８月現在では、GICNT参加国は86か国及び５機関（オブザーバー：EU、IAEA、国際刑事警察機構（INTERPOL）、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI））にまで増加した。

2006年10月の第１回会合において「原則に関する声明」が採択され、その後の会合において、「原則に関する声明」に基づき、具体的な活動計画（セミナー、ワークショップ等）を参加国がそれぞれ提案し、順次実施していくこととなった。また、参加国の一層の拡大、訓練の重要性、地方自治体等を巻き込んだ各国の核テロ対策強化の必要性等について意見交換が行われてきた。さらに、2010年６月に開催された会合において、GICNTの体制強化のための組織化について合意され、①全体会合の隔年開催及び多数決による決定の導入、②GICNT活動計画の管理や個別の活動の調整・優先順位付のための実施・評価グループの活動の活性化等が決定された。また、同会合において、核検知と核鑑識が優先分野とされ、2011年の全体会合で（テロ発生時の）対応と緩和も加えられ、現在、①核検知、②核鑑識、及び③対応と緩和の３つの作業グループの活動が行われている。

４．核セキュリティ・サミット

2009年４月、オバマ米国大統領がプラハ（チェコ）における演説において、核テロは地球規模の安全保障に対する最も緊急かつ最大の脅威であるとした上で、翌年中の核セキュリティ・サミットを主催することを提唱し、2010年４月、核セキュリティをテーマとする初めての首脳会議がワシントン（米国）において開催された。同サミットには、日本を含む47か国及び３国際機関から首脳等が参加した。サミットの結果、参加国の間で「すべての脆弱な核物質の管理を４年以内に徹底する」との目標が共有されるとともに、今後取り組むべき措置を示した「コミュニケ」及びコミュニケを具体化した「作業計画」が採択された。

第２回のサミットは2012年３月にはソウル（韓国）で、第３回は2014年３月にはハーグ（オランダ）で開催され、ワシントン・サミットで合意したコミュニケ及び作業計画の実施状況を検証し、更なる核セキュリティ強化のための国際協力と国内措置について議論された。次回（第４回）は2016年３月31日から４月１日まで、ワシントン（米国）で行われる。

ハーグ核セキュリティ・サミット

第３節　日本の取組

１．国際協力

日本は、IAEAに設置された核物質等テロ行為防止特別基金（核セキュリティ基金）に対し2015年３月までに累計で94万ドル及び299万ユーロを拠出し、IAEAを支援している。この資金の一部を活用し、IAEAは、核物質管理システム改善プロジェクトをカザフスタンのウルバ核燃料施設で行い、同核燃料施設における問題点の一つであった工程内のウラン残留量の測定の精度が大幅に改善した。また、同基金への日本の拠出を利用し、特にアジアにおいて原子力発電の新規導入国が増加していることを踏まえ、2006年11月及び2011年２月、IAEAは日本との共催で、アジアにおける核セキュリティ強化のための国際会議を開催したほか、ベトナム、タイ等における核物質防護の強化や放射線検知能力向上のための事業を実施した。現在は、日本から２名のコスト・フリー・エキスパートをIAEA事務局の核セキュリティ部に派遣する費用として活用している。

さらに、日本は、核物質の適切な管理及び防護による非核化の推進及び脅威拡散防止の観点から、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに所在する原子力研究所や科学研究所等に対し、様々な放射線測定機器、コンピューター、計量管理ソフト等を含む計量管理システム用機材を供与し、国内計量管理制度の確立支援を行っている。また、各種センサー、監視カメラ、監視システム等の機材供与を行い、核物質防護システムを改善し、核セキュリティの向上に貢献している。

「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」についても、日本はこれまでに開催されたすべての全体会合に参加し、積極的に議論に参加するとともに、日本の取組について紹介し経験を共有している。

人材育成に関する国際協力に関しては、2010年12月に日本原子力研究開発機構（JAEA）の下に設立された「核不拡散・核セキュリティ総合支援センター」（ISCN）が、積極的に活動を展開している。設立以来、アジア諸国等の専門家を対象に、原子力平和利用に関するセミナーや核セキュリティに関するトレーニング等を数多く実施してきている。ISCNによるこうしたトレーニングなどの受講者は、2010年の設立以来、合計1600名以上に上る。

２．核セキュリティ強化のための国内の取組

2011年３月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の重大事故の教訓を踏まえ、従前は関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティに加え、原子力基本法及び原子力災害対策特別措置法の規定に基づく原子力災害対策指針の策定等、原子力防災に関する技術的・専門的立場からの事務を一元的に担う組織として、2012年９月、原子力規制委員会が設置された。

また、2013年１月、同委員会の下に、核セキュリティに関する横断的な課題について幅広い視点から検討し、その強化を着実に推し進めるとともに、これらに関する国際貢献に取り組むため、有識者等からなる「核セキュリティに関する検討会」が設置された。同検討会では、原子力委員会が2011年９月に決定した「核セキュリティの確保に対する基本的考え方」及び同委員会が2012年３月に決定した「我が国の核セキュリティ対策の強化について」において示された主な検討課題（①信頼性確認制度の導入、②関係組織間の責任（役割分担）、③設計段階からの核セキュリティの考慮、④核セキュリティ文化の醸成、⑤輸送時の核セキュリティ対策、⑥放射性物質及び関連施設の核セキュリティ、⑦核セキュリティ事案の検知と対応計画、⑧規制上管理を外れた核物質及びその他の放射性物質に関する核セキュリティ）の中から、①信頼性確認制度の導入、⑤輸送時の核セキュリティ対策及び⑥放射性物質及び関連施設の核セキュリティ、の３つの課題を当面優先して検討している。

また、2015年２月、日本はIAEAの国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションを初めて受け入れた。これは、国の核セキュリティ体制の強化のために当該国を支援するサービスであり、核物質及びその他の放射性物質と関連施設の防護に関する国際条約、IAEAのガイダンスの実施に関して助言、勧告を行うものである。

第４節　2014年ハーグ核セキュリティ・サミット

１．概　要

2014年３月、安倍総理はハーグ核セキュリティ・サミットに出席した。このサミットは、米国、英国、フランス、ドイツ、中国、韓国を含む31か国の首脳を含む53か国４機関が出席して開催された。各国が自らの政策的立場をステートメントで述べる従来型のセッションに加え、議長国オランダが示した架空のシナリオに基づいて各国首脳が核テロ対策について議論を行う「政策シミュレーション」（１日目）、首脳同士が少人数で核セキュリティ・サミットの将来について討議する「首脳リトリート」（２日目）が行われ、双方向の議論を重視する議長国オランダによるイニシアティブが際立ったサミットとなった。

２．成　果

第２回ソウル・サミット後の各国の取組を評価しつつ、核セキュリティを一層強化していくことの重要性があらためて首脳レベルで確認され、2016年３月に米国で開催される次回サミットにつながる意義深いサミットとなった。閉会式において、これまでの政策的成果を評価し、課題を明らかにした上で、今後の取組強化を謳う「ハーグ・コミュニケ」が採択された。

全体会合において、特に、各国によって強調、提起された論点を挙げると以下のとおりである。

（１）核物質の最小化

核テロのリスクを減じていく取組としての高濃縮ウラン及び分離プルトニウムの最小化につき、多くの国がその重要性を指摘した。我が国を含む複数の国が具体的な取組を発表、紹介した。

（２）核物質防護条約改正

核テロの対象となる核物質を物理的に防護するための国際的な法的枠組みである改正核物質防護条約を各国が締結し発効させることの重要性が強調された。複数の国が、署名、批准等の自国のコミットメントを明らかにした。

（３）IAEAの役割

各国がより効果的な核テロ対策を行っていく上で、各国に対して指針を示し、知見を共有するIAEAの役割の重要性が多くの国から提起された。

３．我が国としての発信

（１）安倍総理によるステートメント

安倍総理は、初日の全体会合において、以下の三つの柱からなるステートメントを発表し、我が国の核セキュリティ向上への姿勢を世界各国の首脳に対して表明した。

①核物質の最小化と適正管理

日本原子力研究開発機構（JAEA）にある高速炉臨界実験装置（FCA）にある高濃縮ウランとプルトニウムの全量撤去・処分を含む日米首脳共同声明を発表。また、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則の堅持を表明。

②日本国内の取組強化

原子力規制委員会の設置などによる体制強化を紹介し、核物質や関連施設の防護体制につき国際的な知見を得るためにIAEAのミッションを受け入れることなどを表明。

③国際貢献の強化

輸送セキュリティに関する有志国の取組の主導や、東海村にある核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCN）による各国の人材育成・能力構築への一層の貢献を表明。

（２）日米首脳による共同声明の発出

サミットの開幕に先立ち、日米両首脳は、世界的な核物質最小化への貢献に関する共同声明を発表した。これについて、オバマ大統領は、サミットの全体会合において、日米の共同声明は、このサミット全体における最大の成果といって良いと述べたほか、閉会式でも、核物質の除去に関する我が国との今般の合意に個別に言及し、核セキュリティ・サミットプロセスの成功につながる大きな成果として紹介した。

第5部

原子力の平和的利用

第５部 原子力の平和的利用

第１章 原子力の平和的利用

第１節 原子力の平和的利用の国際的な位置付け及び日本の政策

第二次世界大戦後、冷戦下で米国、ソ連による核開発競争が進む中、1953年、アイゼンハワー米国大統領は原子力の平和的利用に関する国連総会において、「平和のための原子力（Atoms for Peace）」演説を行った。その演説において、アイゼンハワー大統領は原子力の平和的利用の推進と軍事転用の防止を担保するための保障措置の実施を行う国際機関の設立を提案し、これを受けて1957年にIAEAが設立された。IAEA憲章第２条は、全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進・増大することをその目的の一つと定めている。1968年には核兵器不拡散条約（NPT）が署名・開放されたが、同条約においても核軍縮・核不拡散と並んで原子力の平和的利用は３本柱の１つとされ、核軍縮・不拡散を進める国が平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を発展させることは「奪い得ない権利」であると定められた。

このように、1950年代後半以降、原子力の平和的利用は確実な進展を見せており、原子力発電分野のみならず、非発電分野でも、放射線技術など、原子力科学技術は各国の経済・社会の発展にとって不可欠な技術となっている。

一方、1979年のスリーマイル島の原発事故、1986年のチェルノブイリ原発事故は、国際社会に原子力安全の重要性を認識させ、国際社会が原子力安全関連条約の策定等に取り組む契機となった。また、原子炉の建設が進むにつれて核物質の防護が問題となり、9.11米国同時多発テロにより、核テロリズムに対する懸念が高まった。原子力の平和的利用の前提として、国際社会は原子力安全の向上や核セキュリティにも積極的に取り組むようになっている。

日本も、核不拡散を確保しつつ、原子力の平和的利用を進めてきた。最近では、2008年のG8北海道洞爺湖サミットの機会などを通じて「３つのS（Safeguards（保障措置）、Security（核セキュリティ）、Safety（原子力安全））」の重要性を打ち出し、国際社会の共通認識とするための外交努力を続けてきている。また、原子力先進国として、より多くの国に原子力科学技術の恩恵を届けるべく、IAEA等を通じた積極的な技術協力を行ってきている。

加えて、2011年３月の福島第一原発事故への対応は世界的にも例のない取組であり、国内はもとより、国際社会の知見を結集し、事故収束にあたるとともに、事故の経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献することは日本の責務であるとの観点から、IAEAとの協力など積極的な国際協力に取り組んでいる。

第２節　原子力安全

原子力の平和的利用に際しては、Safety（原子力安全）を確保することが重要である。このため、IAEAの下で国際的な原子力安全を確保するための枠組みが整備されてきた。

（１）原子力安全におけるIAEAの役割

IAEAは、健康を守るため及び生命や財産に対する危険を最小限に抑えるために安全基準を策定又は採択する権限が与えられており、各種の国際的な安全基準・指針の作成及び普及に貢献している。IAEA安全基準は、原子力の平和的利用に際する防護と安全の目的、概念原則を提示する「安全原則（Fundamental Safety Principles）」、安全原則の目的、概念及び原則に定められ、現在と将来において人と環境の防護を確保するために満たさなければならない要件を制定する「安全要件（Safety Requirements）」、及び安全要件を遵守する方法についての推奨及び手引を提供する「安全指針（Safety Guides）」に分類されている。IAEA安全基準は加盟各国に遵守を義務づけるものではないが、各国の活動や判断によって、それぞれの国内法に反映されており、原子力安全を確保する上での重要な基準となっている。また、IAEAは、加盟国の要請により運転安全評価チーム（OSART）ミッション、総合規制評価サービス（IRRS）ミッションによる各種レビューを実施している。さらに、毎年９月にウィーンで開催されるIAEA総会において原子力安全決議を採択する等、恒常的に原子力安全に関する取組を行っている。

（２）国際的な枠組み

1986年のチェルノブイリ原発事故を契機として原子力安全に対する国際社会の関心は急速に高まり、原子力安全関連４条約（原子力事故通報条約、原子力事故援助条約、原子力安全条約、放射性廃棄物等安全条約）が策定されるなど、その強化に向けて様々な取組が実施された。

原子力事故通報条約及び原子力事故援助条約（原子力事故関連２条約）は、チェルノブイリ原発事故後直ちに作成に向けた交渉が開始された。原子力事故通報条約は、国境を越える影響を伴う原子力事故が発生した場合において、その影響を受け、又は受ける可能性のある国が事故に関する情報を早期に入手できる制度を設けることにより、事故の拡大を防止し、またその影響を最小限にとどめることを目的としている。同条約は、1986年（日本については1987年）に発効し、2014年９月22日現在、115か国、４国際機関が締結している。原子力事故援助条約は、原子力事故又は放射線緊急事態が発生した場合における援助の提供を容易にするための国際的枠組みを定めることにより、原子力事故等の影響の拡大を防止し、その影響を最小限にとどめることを目的としている。1987年に発効し、2014年８月7日現在、108か国、４国際機関が締結している。原子力事故関連２条約の運用については、IAEAが原子力事故等の通報のあり方等を示したマニュアル（Incident and Emergency Communication Manual）を作成するとともに、国際的な支援の枠組みとして、加盟国の援助実施可能な能力（分野、専門性等）を事前に登録する制度である緊急時対応援助ネットワーク（Response and Assistance Network：RANET）を構築した。

原子力安全条約、放射性廃棄物等安全条約は、それぞれ原子力発電所及びバックエンド関連施設に関し、原子力安全に関する法令上の枠組みの設定、法令実施のための規制機関の設立、及び安全確保のための適切な措置の実施を締約国に求めるものである。また、これらの条約については、３年に１回検討会合を開催し、条約の実施に関するピア・レビューを行うこととなっている。原子力安全条約は1996年に発効、2015年４月23日現在、77か国、１国際機関が締結しており、放射性廃棄物等安全条約は2001年（日本については2003年）に発効、2015年８月14日現在、69か国、１国際機関が締結済みである。

なお、これら原子力安全関連４条約の遵守については、日本が近年締結した二国間原子力協定にも規定されている。

原子力安全に関するＧ７の枠組みとしては、1986年のチェルノブイリ原発事故後の1992年にシェルパ

の下部組織として「G7原子力安全作業部会（NSWG: Nuclear Safety Working Group）」が発足していたが、G8GPでの合意を受け、2003年のエビアン・サミットにおいて、原子力安全及び核セキュリティに関して政策的及び専門的観点から議論を行うことを目的とした「G8原子力安全セキュリティ・グループ（NSSG: Nuclear Safety and Security Group）」が設置された。議長国のホストにより、基本的に年３回NSSG会合が開催され、原子力安全に関する改善策等の勧告を含むNSSG報告書がシェルパを通じてG7／G8首脳に提出されている。

我が国は、福島第一原発事故の経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献すべく積極的な取組を行ってきており、NSSGの枠組においても、「原子力安全に関するIAEA行動計画」（2011年９月策定）のフォローアップや原子力安全関連条約の運用強化、国際的な原子力損害賠償制度の構築等につきG7／G8と共に取り組んできている。また、1986年のチェルノブイリ原発事故を受け、G7／G8が主導して行っているチェルノブイリ原発支援事業（事故を起こした４号炉を覆う新シェルターの建設や原発関連施設の安全性確保のための支援事業）にも積極的な貢献を行ってきている。

（３）福島第一原発事故への対応

福島第一原発事故後、日本はIAEAを始めとする各国、各国際機関から協力を得ながら事故対応、福島第一原発廃炉に向けた取組を進めてきた。例えば、日本の要請によりIAEA除染ミッションが2011年10月及び2013年10月に訪日し、除染活動の進捗に関する評価と助言を行っている。廃炉プロセスについても、2013年４月及び11月に続き、2015年２月にIAEAミッションが訪日し、廃止措置の実施状況のレビュー及び助言を公表した。また、日本が行う海洋モニタリングの透明性・信頼性を高めるために、2013年11月、2014年９月及び11月、2015年５月及び11月にIAEAの海洋モニタリングの専門家が訪日し、原子力規制庁、IAEA及び第３国分析機関の専門家が共同で海水サンプル等分析の相互比較を行った。このほか、2015年６月には東京電力柏崎刈羽原発にOSARTミッションを受け入れ、2016年１月には、IRRSミッションが訪日した。こうしたIAEAとの協力は、IAEAの知見を活用するだけでなく、透明性をもって国際社会に開かれた形で福島第一原発事故後の対応を進め、事故の教訓を国際社会と共有するためにも重要である。

2015年９月、IAEAは、福島第一原発事故に関し、事故の詳細と背景、安全性評価、緊急時への備えと対応、放射線による影響及び事故後の復旧について、概要及び教訓を記載した報告書を公表した。報告書では、事故の要因の一つとして、日本の原発は非常に安全であり、これほどの規模の事故は全く考えられないとの想定が広く受け入れられていた点や、事故発生時の規則が十分に国際的慣行に沿うものではなく、緊急時の備えと対応の制度などの点で弱点があったこと等について指摘されている。同時に、事故後の新規制基準の施行、緊急事態への準備・対応の制度の強化等の取組についても記載されている。

（４）福島第一原発事故後の国際的な原子力安全の強化と日本の貢献

福島第一原発事故を契機として、国際社会における原子力安全の強化に向けた取組も進んでいる。事故から３か月後の2011年６月に原子力安全に関するIAEA閣僚会合が行われ、原子力安全に関する行動計画案の策定を要請する閣僚宣言が採択された。これを受け、日本が提案したIAEA安全評価ミッションの拡充等を含む自然災害に対する原発の設計の国内評価の実施、緊急事態への準備・対応等の12項目で構成されたIAEA行動計画案が同年９月にIAEA理事会により承認され、総会で採択された。

翌2012年12月には、日本とIAEAが原子力安全に関する福島閣僚会議を共催した。日本から事故への対応の進捗を説明し、教訓を国際社会に発信するとともに、IAEA行動計画の進展について議論が行われた。また、この会議の際に、福島県とIAEAの協力に関する覚書が署名され、①放射線モニタリング及び除染、②人の健康、③緊急事態への準備・対応の各分野における協力を行うことが取り決められた。また、協力の一環として、IAEA

緊急時対応能力研修センター（CBC）を福島県に指定し、放射線モニタリング機材及び環境サンプリング・分析機材を保管し、これらの機材を用いた国内外の関係者への研修を実施している。

2013年９月には、日本のRANETの能力強化に係る提案（オンサイト支援の追加、詳細な仕様を記載した資機材リストの作成、民間資機材の登録）を反映させた形でRANETのマニュアルが改訂された。

2015年２月には原子力安全に関する国際的な枠組みの強化として、原子力安全条約の外交会議において、原子力安全に関するウィーン宣言が採択された。同宣言は新たな知見や経験に基づく基準を既存の原子力発電所にも適用するバックフィット措置を定める等、実質的な原子力安全の向上に資するものであり、日本を含む条約締約国が、原子力安全に対する一致したメッセージを国際社会に示した。

また、日本は2015年１月に原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC）を締結した。CSCは越境損害を含む原子力損害の賠償に関する国際ルールを定める３系統の条約（パリ条約、ウィーン条約、CSC）の一つである。CSC締結の意義としては、国際的な原子力損害賠償制度の構築への寄与、原子力事故時の賠償の充実、賠償制度に関する各国共通のルールを策定することによる原子力関連事業における法的予見性の向上が挙げられる。日本の締結により、CSCは発効要件を満たし、2015年４月15日に発効に至り、国際的な原子力損害賠償制度を強化する重要な一歩となった。

第３節　原子力科学技術の応用

（１）幅広い分野で活用される原子力科学技術

原子力技術は、発電に加え、医療、農業、水資源管理など幅広い分野で応用が可能な技術である。その利用形態を大きく分ければ、①核エネルギー、②放射線照射、③同位体分析となる。①核エネルギーの利用で代表的なものは原子力発電であり、国際的なエネルギー需要の増大等への対処の観点から、多くの国にとって重要なエネルギー源となっている。②放射線照射については、レントゲンや放射線治療などがよく知られているが、マラリアやデング熱を媒介する蚊や、家畜や農作物に病気をもたらすハエなどの病害虫に放射線を照射して不妊化を行うなど、伝染病対策や農業にも活用されている。③同位体分析は、物質の元素の中で質量の異なる同位体がトレーサーとして活用されている。これにより、水の循環、土壌の組成、人の栄養素の接種状況などを調べることが可能であり、水資源管理、農業、保健・医療などに活用されている。

（２）IAEAの取組と日本の貢献

以上のように、原子力科学技術は開発・環境等の様々な分野で重要な役割を果たしている。アイゼンハワー大統領は「Atoms for Peace」として原子力の平和的利用の推進を唱えたが、天野IAEA事務局長はこれに開発「Development」を加えた「Atoms for Peace and Development」を提唱し、原子力科学技術を活用して開発課題に積極的に取り組んでいる。これは、途上国の経済・社会の発展に資するだけでなく、原子力の平和的利用のメリットを届けることにより、途上国の不拡散や原子力安全の維持・強化へのコミットを促すという意味で、核軍縮・不拡散に関する国際社会の努力を推進するという意義も持つといえる。

日本も、より多くの人に、医療、農業、水資源管理を含むより幅広い分野で、より安全に原子力技術の恩恵を届けることが重要であると考えており、技術的な強みを活かしてIAEA等と協力しながら様々なプロジェクトに取り組んでいる。2015年４月から５月のNPT運用検討会議においては、日本はIAEA平和利用イニシアティブ（PUI）に対し、５年間で総額2500万ドルの拠出を行うことを表明した（コラム参照）。

第2章

各国との原子力協力

（1）米国との原子力協力

2012年４月30日の日米首脳会談の際に発表された日米協力イニシアティブの中で、日米両国が2011年３月の日本の原子力事故の後の日米間の緊密な協力を基盤として、民生用原子力協力に関するハイレベルの二国間委員会を設置し、この分野での協力を更に強化することを決定した。これを受け、2012年７月に日本側外務省及び米側エネルギー省を共同議長とする「民生用原子力協力に関する日米二国間委員会」の第１回会合が東京にて開催された。その後、第２回会合が、2013年11月にワシントンにて、第３回会合が2014年６月に東京にて、第４回会合が2015年11月にワシントンにて開催された。

第１回会合において、①民生用原子力エネルギーに係る研究開発、②廃炉及び除染、③緊急事態管理、④核セキュリティ、及び⑤安全及び規制、に関するワーキング・グループの設置が決定され、各ワーキング・グループにおいて協議及び具体的な協力が進められている。

2015年４月の日米首脳会談の際に発表された「より繁栄し安定した世界のための日米協力に関するファクトシート」において、民生用原子力に係る研究開発、核セキュリティ、廃炉及び環境管理、緊急事態管理、原子力安全及び規制等の分野を含む民生用原子力協力を、日米二国間委員会を通じて強化することや核セキュリティに関しては、2016年の核セキュリティ・サミットを成功させるために、共に取り組むことが確認された。同年11月に開催された日米二国間委員会では、各ワーキング・グループのこれまでの成果が確認され、各分野について引き続き、連携して協力することで一致した。

（2）フランスとの原子力協力

原子力エネルギー分野での日仏の協力は、過去数十年にわたって進められてきている。その協力関係は、研究開発に始まり、ウランの調達及び濃縮役務、再処理及び再利用の役務及び技術、事業者間及び原子力安全当局間の協力、原子炉の共同開発へと発展してきている。

2011年10月に発出された、「原子力及びエネルギー政策に関する日仏首脳共同宣言」において、両首脳は、原子力エネルギーに関する全ての分野における二国間協力を強化するために、両国の関係する当事者によって構成される委員会を設立することを決定した。これを受け、2012年２月、日本側外務省及び仏側原子力・代替エネルギー庁を共同議長とする、原子力エネルギーに関する日仏委員会第１回会合が東京にて開催された。2013年６月のオランド仏大統領訪日の際に発出された日仏共同声明では、民生原子力エネルギーに関するパートナーシップを強化することが確認されるとともに、同声明附属のロードマップ及び「原子力エネルギー分野における日仏二国間協力に関するファクトシート」において、原子力政策、原子力安全、東京電力福島第一原子力発電所事故関連、核燃料サイクル（使用済燃料管理及び廃棄物の最終処分）、研究開発（高速炉を含む。）及び産業協力の６つを主な分野として協力を深化させていくことが確認された。2014年９月には、原子力エネルギーに関する日仏委員会第４回会合がパリにて開催され、これら６つの分野を中心とする協力について意見交換が行われた。

また、2015年10月には、安倍総理とヴァルス仏首相の出席を得て、日仏双方の原子力分野の政府関係者及び民間の代表者が一堂に会し、原子力分

野における日仏協力に関するハイレベル対話を行い、原子力分野における日仏間の協力関係を確認した。さらに、同年11月には、原子力エネルギーに関する日仏委員会第５回会合が東京にて開催され、両国の首相からの要請を踏まえて、原子力開発等のために日仏協力を強化することで一致した。

（３）英国との原子力協力

2012年４月の日英首脳会談の際の共同声明の附属文書として発出された「日英民生用原子力協力の枠組み」において、日英両国が、あらゆる民生用原子力活動における二国間協力を強化するため、両国政府高官による年次対話を開始することが決定された。これを受け、2012年10月に、日本側外務省及び英側外務省を共同議長とする「日英原子力年次対話」第１回会合が東京にて開催された。第２回年次対話は2013年10月にロンドンにて、第３回年次対話は、2014年10月に東京にて、第４回年次対話は、2015年11月にロンドンにて開催された。これまでの年次対話においては、①廃炉・除染、②原子力研究開発、③原子力政策、④原子力安全・規制、⑤広報の各分野における日英協力について協議を行ってきている。2015年11月の第４回年次対話においては、原子力研究開発のための日英共同研究ファンドの活用、原子力安全・規制分野での情報交換、廃炉・除染分野におけるワークショップの開催等、各分野につきこれまでに行われた具体的な協力の成果が確認されるとともに、今後も連携を強化していくことで一致した。

第3章

日本の二国間原子力協定

二国間原子力協定は、特に原子力の平和的利用の推進と核不拡散の確保の観点から、原子炉のような原子力関連資機材等を移転するにあたり、移転先の国からこれらの平和的利用などに関する法的な保証を取り付けるために締結する協定（国会承認条約）である。最近の原子力協定においては、原子力の安全面に関する規定も設けており、協定の締結により原子力安全の強化などに関する協力の促進も可能となる。

福島第一原発事故後も、日本の原子力技術に対する期待が引き続き複数の国から表明されている。二国間の原子力協力については、同事故に関する経験と教訓を国際社会と共有することにより、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことが日本の責務である。この認識の下、日本は相手国の事情や意向を踏まえつつ、世界最高水準の安全性を有する原子力関連資機材・技術を提供していく考えである。原子力協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係などを総合的に踏まえ、個別具体的に検討していくこととしている。

なお、日本は2016年１月現在、カナダ、オーストラリア、中国、米国、フランス、英国、ユーラトム、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシア、トルコ、アラブ首長国連邦の13か国と１国際機関との間で二国間原子力協定を締結している。

コラム

IAEA平和利用イニシアティブ　（PUI：Peaceful Uses Initiative）

NPT第４条２が示している原子力の平和的利用促進のための具体的な取組として、2010年のNPT運用検討会議において、クリントン米国務長官は、原子力の平和的利用分野におけるIAEAの活動を促進させるための追加的な拠出を提案し、各国に賛同・協力を呼びかけた。これを受け、主に途上国に対する技術協力活動を実施するための基金としてIAEAの下に設置されたのが平和利用イニシアティブ（PUI）である。PUIを活用し、医療、農業、水資源管理等、非発電分野を中心とした様々な分野で、主に途上国に対する技術協力が行われている。

日本はこれまで、米国に次いで大きな額をPUIに拠出してきた。2015年のNPT運用検討会議においては、米国は向こう５年間で5000万ドル、日本は向こう５年間で2500万ドルの拠出を行うことを表明した。PUIを通じたIAEAの活動に対しては、途上国を中心に、引き続き高い期待が示されている。

2014年に西アフリカでエボラ出血熱が流行し、国連安保理は、エボラ出血熱を国際社会の平和と安全に対する脅威として各国に支援を呼びかける決議を全会一致で採択した。これを受け、長年にわたり、原子力技術を用いた感染症対策に取り組み、特に診断技術に豊富な知見と経験を有するIAEAは、エボラ出血熱を含む、人や動物に共通する感染症の流行に対する対応能力向上のための事業を実施することを発表した。日本も、PUIを通じ、エボラ出血熱の診断機器等の供与や、危険な病原体を扱う際の安全性確保のためのトレーニングの実施に協力した。このプロジェクトは、通常数日を要するエボラ出血熱の診断にかかる時間を大幅に短縮するなど、エボラ出血熱の拡大の阻止と収束に向けた取組に貢献している。

また、日本は、IAEAが同分野における途上国の発展に更に貢献することが可能となるよう、ウィーン近郊にあり、1962年から半世紀以上にわたり研究開発や人材育成の拠点となってきたIAEAサイバースドルフ原子力応用研究所の改修・近代化（ReNuAL）プロジェクトにもPUIを通じて積極的に協力している。

第6部

生物・化学兵器

第6部 生物・化学兵器

第1章 総論

生物・化学兵器の歴史は古く、学問や産業の進歩とともに、人体に有害な生物剤・化学物質に関する研究も発展し、戦争におけるこれらの使用が研究・開発されてきた。

第一次世界大戦では、化学兵器が初めて本格的に使用され、その被害は死傷者130万人以上、そのうち死者は10万人に達したとされる。各国は第一次大戦の終了後も化学兵器を生産・保有等し続けたが、同時に生物・化学兵器の悲惨さは国際社会によって強く認識され、1925年、生物兵器及び化学兵器を規制する初めての国際条約として「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」（以下「毒ガス等使用禁止に関するジュネーブ議定書」という。）が作成された。ただし、毒ガス等使用禁止に関するジュネーブ議定書は、これら生物・化学兵器の戦争における使用は禁止したが、平時における生産・保有等については何ら規定していなかった。

その後、1966年の第21回国連総会において化学兵器及び細菌兵器の使用を非難する決議が採択され、さらに、1969年、ウ・タント国連事務総長が「化学・細菌（生物）兵器とその使用の影響」と題する報告書を提出すると、これらの兵器の規制の重要性について軍縮委員会や国際連合の場で活発に議論されるようになり、それぞれの兵器を平時における生産・保有等を含めて規制する条約の作成が目指されるようになった。当初は、生物・化学兵器を一括して禁止する条約の作成が目指されたが、最終的には、比較的作成が容易と見られた生物兵器を禁止する条約をまず作成し、その後化学兵器を禁止する条約を作成することとなった。こうして、1975年に生物兵器禁止条約（BWC）、1997年に化学兵器禁止条約（CWC）が発効した。

第2章

生物兵器禁止条約（BWC）

第1節 概　要

1．生物兵器禁止条約（BWC）の成り立ちと概要

国連事務総長の報告書等を受け、軍縮委員会における議論を経て、1971年に軍縮委員会において生物兵器禁止条約（「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約（BWC：Biological Weapons Convention）」）が作成された。この条約は同年の第26回国連総会決議の採択を経て、1972年４月に署名のために開放され、1975年３月に発効した。

BWCは生物兵器を包括的に規制する唯一の国際法上の枠組みであり、2016年１月現在の締約国数は173に上る。

2．日本によるBWCの批准

日本は、1982年６月にBWCを批准し、日本国内におけるBWCの実施を確保するため、「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律」（BWC実施法）を制定し、生物・毒素兵器の製造、所持、譲渡、譲受けを罰則をもって全面的に禁止した。また、2001年12月には、爆弾テロ防止条約締結に際してBWC実施法を改正し、生物・毒素兵器の使用罪及び生物剤・毒素の発散罪を設け、この罪については国外犯も処罰の対象とした。

第2節 BWCの課題と強化に向けた取組

1．BWCの課題

BWCは生物兵器の開発、生産、貯蔵、保有について戦時・平時を問わず包括的に禁止しているが、その一方で、化学兵器禁止条約（CWC：Chemical Weapons Convention）と異なり、締約国の条約の遵守を検証する手段に関する規定がない。

1994年に開催された締約国特別会議において、検証議定書を検討するための政府専門家アドホック・グループ（AHG）が設置されたが、そもそも生物兵器の場合、使用される生物剤は殺菌による証拠隠滅も容易であるという特性がある等の理由から、検証そのものが極めて難しいという問題があって、交渉は難航した。結局、2001年４月には同グループ議長案が提示されたが、2001年11月の第５回運用検討会議（運用検討会議は５年に一度開催）以降、検証議定書交渉は中断されている。

一方、イラクに対する国連特別委員会（UNSCOM）／国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）による一連の査察報告でも、同国が湾岸戦争以前から高度な生物兵器戦計画を有し、ボツリヌス毒素、炭疽菌等の生物剤を保有していたことが明らかになるなど、依然として国家による生物兵器の研究は国際平和への脅威となっている。また、近年では、1995年のオウム真理教によるボツリヌス毒素・炭疽菌の開発、2001年の米国における炭疽菌事件を受けて、非国家主体による危険な生物剤を用いたテロ行為発生の可能性が現実的なものとして国際社会において受け止められるようになっている。

現在は、こうした脅威に対抗することも含めた条約の強化が課題となっている。

２．BWC強化に向けた取組

検証議定書交渉の中断後、BWCの強化に向けた取組として、次の運用検討会議開催までの間に専門家会合と締約国会合を毎年開催し、BWCの強化に関する共通の理解と実効的な措置を促進するための議論を継続することが第５回運用検討会議で決定された。

第６回運用検討会議（2006年11月～12月）でも、専門家会合と締約国会合を第７回運用検討会議まで毎年開催し、各国の国内法制の強化や病原体の保安管理、締約国間の相互支援、国際機関との連携等について議論することとなった。また、第６回運用検討会議では、事務局機能を有する履行支援ユニット（ISU）の設置等、新たな措置につき決定されたことで、締約国間の情報共有が合理化された。

第７回運用検討会議（2011年12月）では、毎年自国内にある研究施設、生物防護計画、疾病発生状況等につき情報提供を行う信頼醸成措置（CBM）の申告内容改善、ISUの任期延長、締約国間の国際協力・支援を促進するためのデータベースの立ち上げ等新たな措置が合意された。また、第８回運用検討会議（2016年）まで専門家会合と締約国会合を毎年開催することも合意された。

３．最近の動き

第７回運用検討会議では、バイオテロ、急速に進展するバイオ技術の悪用・誤用、初期には生物兵器使用か自然発生かの区別が困難で影響が広範囲に及ぶ恐れのある感染症など、国家による生物兵器計画に止まらないバイオ脅威への懸念とBWC強化の必要性が提起され、2012 ～ 2015年の年次会合では、政府、産業界、学術界等、様々な関係者を交えて、テロ対策や公衆衛生の観点も踏まえながら、BWC強化の具体的な方策についての議論が継続されている。

【2012 ～ 2015年の年次会合トピック】
○国際協力・支援（常設議題）
○科学技術の進展のレビュー（常設議題）
○国内実施強化（常設議題）
○信頼醸成措置（CBM）提出促進（2012年、2013年）
○条約第７条（生物兵器使用疑惑の際の防護支援）実施強化（2014年、2015年）

第３節　日本の取組

日本は、2012年から2015年の間に開催された会合において作業文書を提出し、専門家によるプレゼンテーションを実施した他、JACKSNNZ（日本、オーストラリア、カナダ、韓国、スイス、ノルウェー、ニュージーランドからなる非EU西側諸国による非公式グループ）を通じて他の国を取り込みながら共同作業文書を提出し、議論の活性化に貢献した。

専門家会合においては、我が国の専門家が、先端生物学とそのセキュリティ問題、科学者の行動規範、日本のバイオセキュリティにかかる現状と展望、日本のエボラ出血熱対応とその経験から得られた国際協力・支援にかかるBWCへの教訓といった発表を行い、BWC強化に資する様々な視点を提供し、議論に貢献した。また、検証制度を有さないBWCにおいて条約実施の信頼性を向上させるために重要な役割を果たしているCBMによる情報提供を促進するための方策について提案する等、条約実施強化の議論に積極的に貢献した。

（参考）
生物兵器とは、天然痘ウィルス、コレラ菌、炭疽菌、ボツリヌス毒素等の生物剤や、これらを保有・媒介する生物を使用して、人、動物、又は植物に害を加える兵器をいう。生物兵器は、使用された場合でも自然発生の疾病との区別が困難であり、また感染性のあるものについては、一旦使用されるとその効果が広範かつ長期的に持続するという特性を有する。また、消毒することにより証拠隠滅が可能なため、開発・生産の現場を検知することが困難であるとされる。

第3章

化学兵器禁止条約（CWC）

第1節 総　論

1．化学兵器禁止条約（CWC）の成り立ちと概要

化学兵器については、1970年代には軍縮委員会（ジュネーブ軍縮会議（CD）の前身）で議論されていたが、1980年代に入ると、軍縮委員会に化学兵器禁止特別委員会が設立され、1984年に同特別委員会において化学兵器を禁止するための交渉が本格的に開始された。その後イラン・イラク戦争での化学兵器の使用や湾岸戦争を経て、化学兵器を禁止するための交渉の早期妥結の気運が高まり、1992年、化学兵器禁止条約（「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」（CWC：Chemical Weapons Convention））の条約案が軍縮会議において採択された。CWCは翌1993年に署名のため開放され、1997年４月発効した。

CWCは、サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有等を包括的に禁止し、同時に、締約国が保有している化学兵器を一定期間内（原則としてCWC発効から10年以内、したがって2007年４月以前。）に全廃することを規定している。CWCは、一つの範疇の大量破壊兵器を完全に禁止し、廃棄させるのみならず、これらの義務の遵守を確保する手段として、詳細な検証制度をもつ初めての条約であり、軍縮条約史上、大きな意味を持っている。また、CWCは、化学兵器や化学兵器生産施設といった化学兵器に直接関連したものだけでなく、民生用の化学製品を生産するための化学物質を製造などしている一般の化学工場や研究所などについても化学兵器禁止機関（OPCW、第２節参照）に申告し、査察を受け入れる義務を定めている。

2．日本によるCWCの批准

日本は1995年９月にCWCを批准し、日本国内におけるCWCの実施を確保するため、化学兵器禁止法（「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」）を制定し、化学兵器の使用、製造、移譲等を罰則をもって禁止した。また、化学兵器の製造のために用いられ得る化学物質については、経済産業大臣からの許可の取得等の義務が課された。2001年12月の爆弾テロ防止条約締結に際しては、同法を改正し、毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質の発散罪を設け、この罪については国外犯も処罰の対象とした。なお、1995年３月に東京都心で発生した地下鉄サリン事件が化学兵器の脅威を高めたことも日本がCWCを早期に批准する一つの契機となった。

世界有数の化学産業国である日本は、1997年４月のCWC発効に際し、化学産業関連事業所などに関する冒頭申告をOPCWに対して行った後、毎年約450～500の事業所などをOPCWに申告している。これらの申告された事業所などに対し、OPCWから査察団が派遣されるが、日本が2014年末までに受け入れた産業査察数は累計230回以上に達し、すべて問題なく終了している。なお、1995年３月の地下鉄サリン事件で使用されたサリンを製造するための工場であった「第７サティアン」（注：オウム真理教の施設）は、日本政府から化学兵器生産施設としてOPCWに申告され、OPCWより派遣された査察官の検証の下、1998年12月に廃棄されている。

３．CWCの課題と国際社会の取組

CWCは条約発効後18年を超え、いくつかの課題を抱えつつも、様々な面で進展を見せている。

2016年１月現在の締約国数は、192に上る（2013年６月にソマリア、10月にシリアが加入、2015年８月にミャンマー、９月にアンゴラが加入）。北朝鮮や一部中東諸国等が依然未締結であり、これら諸国の締結を促進し、さらに普遍性を強化していく必要がある。

また、CWCの締約国のなかでも、化学兵器の使用、開発などを罰則をもって禁じるなどの包括的国内法を整備している国は全締約国の５割強である。CWCを締結していない、または、締結はしていても化学物質を管理する国内法制度が整備されていない国があれば、テロ組織などがこれら諸国において化学兵器の開発、獲得を試みるおそれがある。このため、テロ組織などの非国家主体による化学兵器の使用が現実の脅威となっている現在、CWCの普遍性、国内法制定等の実施措置の強化は国際社会における安全保障上の大きな課題である。

CWCの柱の１つである化学兵器の廃棄については、申告された備蓄型化学兵器の約90％が既に廃棄されている（2015年12月）。米国、ロシア及びリビアが保有する化学兵器の廃棄期限は2012年４月まで延期されていたが、2011年の第16回 OPCW締約国会議において、これら保有国による化学兵器の廃棄の進展と、今後も保有国が化学兵器の廃棄を継続するとのコミットメントを確認し、可能な限り早い時期に化学兵器の廃棄を完了するよう慫慂し、OPCWが中心となりその廃棄の進展を確認するための措置をとることを骨子とする決定が採択された。また、2013年８月の化学兵器使用疑惑を契機として、シリアの化学兵器廃棄に向けた国際的取組が行われている（コラム参照）。

さらに、CWCに基づく義務の履行等の促進のための地域協力についても着実な進展が見られる。アジア地域ではアジア地域国内当局会合が毎年開催されており（最近では、キプロス（2013年5月）、インド（2014年7月）、中国（2015年5月）で開催）、日本を含む参加国間でCWCの国内実施、産業査察に係る経験などにつき活発な意見交換が行われている。

４．日本の取組

日本は、CWCの実効性を高めるため、国際社会の取組に積極的に参加しているほか、日本独自の取組として、非締約国への個別の働きかけを行うとともに、特にアジア地域を対象とした国内実施法制定等の支援を行っている。具体的には、2014年8月、化学兵器禁止条約（CWC）未加盟国であったミャンマーの批准に向けた支援の一環として、OPCW技術事務局、マレーシア政府との共催により、CWCに関する国内啓発ワークショップ及び現地化学工場への模擬査察実施への支援を行った。我が国からは、ヤンゴンでの模擬査察に我が国専門家を派遣し、ミャンマー政府関係者に対し、日本でのCWC実施や産業査察受入れの経験及び国内での実施体制の整備等の観点から様々なアドバイスを行った。

そのほか、2004年以降毎年、OPCWの「アソシエート・プログラム」の下で、日本の化学産業の事業所にこれまで24名のアジア地域の途上国政府関係者を受け入れ、化学工場における安全管理等に関する研修を実施している。

（参考）化学兵器の種類

化学兵器は実験室や化学工場等で比較的容易に生産することが可能である。これまでに化学兵器として開発された毒性化学物質には、大きく分けて「血液剤」（血液中の酸素摂取を阻害し身体機能を喪失させる。塩化シアン等。）、「窒息剤」（気管支や肺に影響を与え窒息させる。ホスゲン等。）、「びらん剤」（皮膚や呼吸器系統に深刻な炎症を引き起こす。マスタード等。）、「神経剤」（神経伝達を阻害し筋肉痙攣や呼吸障害を引き起こす。サリン等。）などの種類があり、このうち神経剤が最も致死性が高い。

第２節　化学兵器禁止機関（OPCW）

化学兵器禁止機関（OPCW）は、CWCの実施状況を検証することを主な任務とする機関として、1997年４月に発効したCWCによりオランダのハーグに設立された。設立以来約5,000回の現地査察を実施してきている。その内訳は、米国及びロシアなどがOPCWに申告した化学兵器貯蔵施設や廃棄施設への現地査察と、化学産業を有する締約国がOPCWに申告した特定の化学物質を扱っている施設・事業所への現地査察に大別される。後者の査察は、通称「産業査察」と呼ばれており、化学兵器の開発・製造が化学産業という隠れ蓑の下で秘密裡に行われていないことを確認するため行われるものである。また、CWCの下では、条約違反の可能性について明らかにするため、締約国は他の締約国の施設又は区域に対する申立てによる現地査察（チャレンジ査察）の実施を要請する権利を有する。このチャレンジ査察は、被査察国が申告していない施設又は区域に対しても査察が行われる点で画期的であるが、CWC発効後まだ一度も実施されていない。

OPCWは、通常年１回開催される締約国の総会である締約国会議、通常年３回開催される各地域代表41か国（日本を含む。）から成る執行理事会及び技術事務局により構成されている。技術事務局長はトルコ出身のアフメット・ウズムジュ氏が2010年７月から務めている（現在２期目。任期は2018年７月まで）。技術事務局の職員数は約450名で、うち約210名が検証・査察活動に従事している（2015年２月現在）。

またOPCWは、普遍化、国内実施支援、化学兵器に対する防護、産業検証等に関するセミナーや研修を開催し、CWCの実施を促進するとともに、締約国間の協力を積極的に推進している。

日本は、米国に次ぐOPCW第二の拠出国であり、OPCWと緊密な協力関係を築いている。技術事務局には、専門的知識を持つ自衛官、外務省及び経済産業省職員を派遣してきている。

2014年３月、核セキュリティサミット参加のためオランダ・ハーグを訪問した安倍晋三総理大臣は、ウズムジュ技術事務局長の表敬を受け、シリアの化学兵器廃棄に向けた支援を含む日本の支援に対して謝意が表明された。

また、2015年２月には、外務省賓客としてウズムジュ技術事務局長が訪日し、岸田文雄外務大臣をはじめとする日本政府関係者等との会談を行った。岸田外務大臣との会談では、CWCの実効性の向上などの課題について意見交換が行われ、我が国とOPCWが連携してそれらの課題に取り組んでいくことが確認された。

なお、OPCWは2013年12月、世界的な化学兵器の全面禁止及び不拡散のための多大な貢献が評価され、ノーベル平和賞を受賞した。

第３節　遺棄・老朽化化学兵器問題

１．中国遺棄化学兵器

中国遺棄化学兵器問題とは、第二次大戦終了前までに中国に持ち込まれ、残された旧日本軍の化学兵器の処理問題であるが、日本と中国は、ともにCWC締約国であり、CWCの発効に伴い、日本はこれらの遺棄化学兵器（ACW）を廃棄する義務を負うことになった。CWCはACWについて、遺棄締約国がACWの廃棄のため、すべての必要な資金、技術、専門家、施設その他の資源を提供すること、また、領域締約国は適切な協力を行うことを定めている。1997年５月、累次の現地調査の結果を踏まえ、日本もACWに関する申告をOPCWに対し提出し、その後も随時修正を行っている。この申告内容を確認することなどを目的としたOPCWによる査察は既に62回実施されている。ACWは、北は黒龍江省から南は広東省まで広い範囲で存在が確認されているが、吉林省ハルバ嶺地区には30～40万発が埋設されていると推定されて

いる。なお、中国国内の各地でこれまでに約5.3万発のACWが発掘・回収され、OPCWに申告されている。（以上、2016年１月時点）。

1999年３月、閣議決定により、政府全体としてACWの廃棄に取り組むために、廃棄処理事業の実施を総理府（2001年１月の省庁再編後は内閣府）が担当することを決定し、同年４月に総理府の中に「遺棄化学兵器処理担当室」を設置した。また、1999年７月には遺棄化学兵器の廃棄に関する基本的枠組みとして日中覚書（「日本国政府及び中華人民共和国政府による中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書」）が作成された。なお、2015年１月の「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」の閣議決定を受け、同年３月にあらためて内閣府の「遺棄化学兵器処理担当室」が政府全体としての総合調整等を行うとともに、廃棄処理事業の実施を担当することが閣議決定され、1999年３月の閣議決定は廃止された。

ACW廃棄処理事業は、長期間にわたって地中等に埋設された大量の古い化学兵器を、安全や環境に留意し、中国の法律等を遵守しつつ廃棄するという、極めて難易度の高い困難な作業であることから、2006年には日中共同で廃棄期限を2012年４月まで延期することを要請し、OPCW執行理事会で承認された。また、2012年２月には、OPCW執行理事会において、2012年４月以降も日中両国が合意した廃棄計画に基づきACWの廃棄を継続していく旨の決定が採択された。

廃棄の実施に関しては、2007年４月の日中首脳会談において日本側から移動式処理設備の導入を表明し、2010年10月から南京においてACWの廃棄を開始し、2012年６月、同地におけるACWの廃棄が完了した。武漢では、2014年12月に廃棄が開始され、2015年７月に廃棄処理事業が完了した。また、最大の埋設地とされるハルバ嶺では、2012年12月に発掘・回収作業が開始され、2014年12月に試験廃棄が開始された。石家荘では、移動式処理設備による廃棄が2012年12月から実施されている。これまで、中国全土で約3.9万発のACWの廃棄が完了している（2016年１月時点）。このように、日本は一日も早い廃棄の完了を目指して最善の努力を行っている。

２．国内における老朽化化学兵器（OCW）

国内で発見された旧日本軍の残した老朽化化学兵器についても、日本はCWCに基づき誠実に廃棄義務を履行し、OPCWの検証・査察活動に協力している。

これまでの老朽化化学兵器事案（OPCWに申告し、廃棄を実施）は以下のとおり。

○北海道屈斜路湖（1996年10月、湖底から26発の化学弾を発見）
○広島県大久野島（1999年３月、防空壕跡で不審物９発を発見。鑑定により旧日本軍の「大あか筒」と判定）
○福岡県苅田港（2000年11月以来、数次にわたり旧日本軍の爆弾らしき物体を発見）
○神奈川県寒川町（さがみ縦貫道工事現場）（2002年及び2004年、同工事現場にて不審物入りの瓶等を発見。分析の結果、内容物はマスタード等と判明）
○神奈川県平塚市（2003年４月、工事現場にて球状ガラス瓶等を発見。うち一部からシアン化水素を検出）
○静岡県浜松市（2007年８月、掘削調査を実施し、旧日本軍のきい剤運搬貯蔵容器と推定されるドラム缶１個を発見）
○千葉県千葉市（2007年及び2010年、計176 発の砲弾を発見。鑑定の結果化学弾と判定）
○神奈川県寒川町（さがみ縦貫道工事現場）（2013年12月、同工事現場にて不審物入りの容器を発見。分析の結果、内容物は完全に固形化したごく微量のマスタードと判明）

コラム

シリアの化学兵器廃棄に向けた国際社会の取組

2013年８月21日に発生した首都ダマスカス郊外での化学兵器使用をめぐる問題を契機として、９月14日、米露間でシリアの化学兵器を国際管理下に置くこと等について合意がなされた。これを受け、同月28日には、右合意を実施するため、ハーグにおいて化学兵器禁止機関（OPCW）執行理事会決定が採択され、シリアにおける化学兵器の査察及び廃棄の具体的なスケジュール、必要な査察を確保するためのメカニズムが定められた。同日、ニューヨークにおいて、同決定を是認する国連安保理決議第2118号が全会一致で採択された。

さらに同年11月15日には、OPCW執行理事会により「シリアの化学兵器及び生産施設廃棄のための詳細条件」が決定され、優先順位の高い廃棄対象物をシリア国外に搬出して国際的な協力により廃棄することが定められた。

これらの決定を実施するため設置された国連とOPCWの共同ミッションにより、廃棄のための具体的な細部計画が立案され、シリア国内での査察活動等が実施されたほか、国外への化学剤の輸送作業が実施された。

各国からは、国外廃棄及びそのための輸送に対する支援、査察・輸送・廃棄に対する財政的支援が行われた。国外における廃棄処理の実施においては、米が主要な化学剤の廃棄のため、米軍艦艇（ケープ・レイ）に廃棄用機材を積載して提供し、英が主要な化学剤の一部の廃棄を引き受けた。また、独、フィンランドが廃棄処理により生じる化合物の処理を行った。

我が国としても、OPCW及び国連に対し、約15億円の財政的支援を行った。また、OPCWに勤務する邦人査察官が、米軍艦艇（ケープ・レイ）上での廃棄の検証にチームリーダーとして参加した。

こうした国際社会の取組の結果、2014年６月23日にシリア国外への化学剤の搬出が完了し、同年８月18日に米軍艦艇（ケープ・レイ）での廃棄作業が完了した。2016年１月、申告されたシリアの化学剤及び化合物の廃棄が全て完了した。現在、シリア国内の化学兵器生産施設の廃棄作業が継続している他、2015年８月には、シリア国内で引き続き発生している塩素ガス使用者等の責任特定のため、国連・OPCWの共同調査メカニズム（Joint Investigative Mechanism）の設置を決定する国連安保理決議第2235号が全会一致で採択される等、化学兵器が二度と使用されないようにするための国際社会の努力が続けられている。

第7部

通常兵器

第７部 通常兵器

第１章 総　論

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武器を意味し、地雷、戦車、軍艦、戦闘機、大砲、ミサイルから、けん銃などの小型武器まで多岐にわたる。通常兵器の問題は、各国の安全保障に密接に関わるのみならず、人道・開発等様々な分野に影響を与えている。これらの問題について国際社会で行われている取組には、信頼醸成措置と国際的な基準・規範の作成、これら基準・規範に基づく協力・支援の活動が挙げられる。

信頼醸成措置は、過大な通常兵器の蓄積は地域の不安定につながることから、通常兵器の国際的な移譲、軍備の保有等の透明性を向上させ、それにより地域や国際社会における国家間の信頼を醸成し、各国による過度の軍備の蓄積を防止しようとするものである。国連軍備登録制度や国連軍事支出報告制度がこれに当たる。

国際的な基準・規範の作成としては、人道上の懸念のある特定の通常兵器の使用等を禁止する条約や各国による取組の方向性を示す政治文書の作成がある。対人地雷禁止条約やクラスター弾に関する条約は、特定の兵器がもたらす人道上の懸念に対処するため、これら兵器の使用等を禁止する条約である。国連小型武器行動計画は最近の紛争で実際に市民を殺傷し、「事実上の大量破壊兵器」と呼ばれる小型武器について、各国が実施すべき取組を網羅した政治文書である。これらの条約や政治文書の実施には、対人地雷やクラスター弾を含む不発弾の除去・廃棄や、非合法な小型武器の除去・廃棄も含まれる。

通常兵器に関する国際的な基準・規範に基づく協力・支援は重要であり、日本はこのような分野においても積極的な活動を行っている。小型武器、対人地雷やクラスター弾を含む不発弾により影響を受けた国々において、現地の人々と共に現場の状況に即したこれら武器の除去、回収、廃棄の活動を行っている。

最近では、通常兵器の「責任ある移譲」を確保するため、武器貿易条約（ATT）が発効したことが注目を集めている。これは、通常兵器全般について信頼醸成措置に止まらず各国による国際移譲そのものを法的拘束力のある形で各国が管理する枠組の構築を目指すものである。この条約により、国際社会における通常兵器の国際貿易の管理が強化され、国際社会の平和と安定に寄与することが期待される。

第2章

対人地雷

第1節 対人地雷問題と国際社会の取組

紛争地域を中心に埋設された地雷は、非戦闘員である一般市民に対し無差別に被害を与えるという、人道上極めて重大な問題を引き起こし、地域の紛争終結後の復興と開発にとって大きな障害となる。1999年から2014年までの間の死傷者数は、96,492人ともいわれている（2015年ランドマイン・モニター報告）。この対人地雷の問題に対処するため、1997年に対人地雷禁止条約が成立し、1999年に発効した。条約の発効以降、条約上の義務に基づき4,750万発以上の対人地雷が除去・廃棄され（第14回締約国会議プレスリリース）、年間死傷者数も、1999年には72か国・地域で9,220人であったが、2014年には58か国・地域で3,678人と減少している（同上報告）。2016年１月現在、対人地雷禁止条約の締約国数は162か国に上り、条約の関連会議には非締約国もオブザーバーとして出席している。対人地雷禁止条約は対人地雷についての世界的な取組の中核となっている。

第2節 対人地雷禁止条約（オタワ条約）

（１）1997年９月に作成された対人地雷禁止条約は、1999年３月１日に発効した（2016年１月末現在、162か国が締結。日本は、1997年12月３日に署名し、1998年９月30日に締結した。）。同条約は、対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止し、貯蔵地雷の４年以内の廃棄、埋設地雷の10年以内の除去等を義務付けるとともに、地雷除去、犠牲者支援についての国際協力・援助等を規定している。2004年には条約発効後初の検討会議がナイロビ（ケニア）で開催され、「行動計画」、「ハイレベル宣言」等の文書が採択された。

（２）2014年６月23日から27日にかけてマプト（モザンビーク）で第３回検討会議が開催され、締約国は条約発効から15年間の道のりを評価し、今後の課題につき議論し、コミットメントを新たにした。当時の全締約国161か国のうち80か国が出席したほか、12の国際機関及び、地雷禁止国際キャンペーン（ICBL）等のNGOも団体参加した。また、未締結国のうち米国、中国、インド等12か国がオブザーバー参加した。

第３回検討会議においては、2009年に開催された第２回検討会議（於：カルタヘナ（コロンビア））以降の条約の運用・締結状況を記録した「履行状況報告書」のほか、残された課題に対して対処するための今後５年間の行動指針となる「マプト行動計画」、締約国のコミットメントを謳う政治宣言である「マプト＋15宣言」という３つの成果文書が採択され、今後の具体的行動指針が明らかとなった。

第３節　日本の取組

（１）クラスター弾同様、地雷被害国の多くは発展途上国であり、対人地雷禁止条約に規定される10年の地雷除去期限内に除去を完了するためには、先進国からの支援を必要とするケースが多い。日本は1998年から2014年までの間、50か国・地域に対し、地雷除去、被害者支援、リスク低減教育を含む約6億2,200万ドルの支援を行ってきており、地雷対策分野でも日本は世界の主要ドナーであるといえる。2014年の第３回検討会議において、日本は、今後の我が国の地雷対策支援のアプローチとして、①深刻な地雷・不発弾被害を受けている国の除去活動への継続的な支援、②地域協力・南南協力の推進、③地雷・不発弾被害者に対する包括的な被害者支援、の三点を表明した。

（２）日本の地雷対策支援としては、特に、被害国や被害コミュニティとの協議を通じ、現地の人々が設定した目標に対し具体的成果を得るような支援を続けてきた。例えば、カンボジアの地雷対策センター（CMAC）に専門家を派遣し、連携しながらカンボジア政府の「国家地雷活動戦略プラン」に沿って迅速な除去活動や被害地域のインフラ整備を行ってきた。最近では、1990年代からのCMACに対する組織強化支援による知見の蓄積を他の地雷被害国と共有し、被害国のオーナーシップを高める観点から、南南協力が有効であるとの認識の下、ラオス、アンゴラ等との間の三角協力に力を注いでいる。2015年４月には、国際協力機構（JICA）と国連の地雷除去機関である国連地雷対策サービス部（UNMAS）との共催にて、南南協力や三角協力の有効性に対する理解を深めることを目的としたセミナーを実施した。

カンボジアーラオスの南南協力ワークショップ（写真提供：JICA）

NYでのJICA－UNMAS共催セミナー（写真提供：JICA）

（３）また、日本は、二国間支援の他に、NGO等を通じた草の根レベルでの地雷対策支援スキームを活用し、被害を受けたコミュニティによる自助努力を後押しする支援を推進している。更に、被害国政府が地雷対策を統括する機関を有していない場合や、緊急の支援が必要な場合には、国際機関を通じた支援を行っている。例えば、2015年３月には、国連の地雷対策機関UNMASを通じた総額1500万ドルの地雷対策支援を決定し、数多くの地雷が残存するアフガニスタン、南スーダン、ソマリア、コンゴ（民）、パレスチナにおいて、地雷・不発弾の脅威を削減するための事業を実施している。

（４）さらに、日本は、国連の地雷対策活動を支援するドナー国のグループである地雷対策支援グループ（MASG）のメンバーであり、2014年１月から2015年12月まで議長を務めた。２年に亘り関連会合を主催したほか、2015年３月にはコロンビアへの現地視察をアレンジし、４月の国連の地雷対策週間の機会には、①MASGコロンビア現地視察、及び②広報の重要性に関するパネルディスカッションを開催した。その他、ニューヨーク及びジュネーブにおいて、国連等と共催してレセプションを開催し、地雷対策に関する啓発活動に努めた。

コラム

地雷対策支援グループ（The Mine Action Support Group: MASG）

地雷対策支援グループ（MASG）は、「世界の主要ドナー国の地雷対策プログラムをコーディネートし、優先課題を調和させ、最も支援が必要なところへのドナー・サポートを向上させる」ことを目的として1998年に設立した国連の地雷対策活動を支援するドナー国の非公式な集まりである。2015年９月現在、EUを含めて36か国のドナー国で構成され、会合には地雷対策活動に従事する国際機関等がオブザーバーとして参加する。

日本は、2014年１月に議長に就任し、2015年12月までの２年間の任期を務めた。議長として、毎年春と秋にジュネーブとNYで開催される定例会合をそれぞれ主催した。

また、2014年７月にガザ情勢が悪化したことを受けて、日本は国連地雷対策サービス部（UNMAS）の要請に応じ、同年８月にNYにおいてガザ地区の不発弾除去支援を目的としたMASG緊急会合を主催した。この緊急会合には、MASGメンバー及び安保理理事国等20か国が参加し、ガザ地区の情勢に関する情報共有を行った。本件緊急会合を受けて、同年中には、日本政府もガザ地区への支援として、３百万ドルを拠出することを決定した。また、ガザの案件だけでなく、アフガニスタン、コンゴ民主共和国、南スーダン、ソマリアの地雷・不発弾の脅威を軽減するために、UNMASを通じた全５件、合計1500万米ドルの追加的支援を実施することを決定した。

2015年３月には、日本が団長を務め、MASGメンバー及び国連機関等と共にコロンビアの地雷原視察を実施した。コロンビアでは、人道的地雷除去活動の現場を視察し、コロンビア政府や地雷関係者、ドナー・コミュニティ等と意見交換を行った。

４月４日は「地雷に関する啓発及び地雷除去支援のための国際デー」であるが、2014年には日本の提案に基づき同国際デーに向けた１週間を「Mine Action Week」として、NY及びジュネーブでは様々なイベントが行われた。日本はMASG議長として、UNMAS及びUN Womenと「Empowering Women in Mine Action」と題して、「女性」に焦点をあてたパネル・ディスカッション等の各種イベントを実施し、積極的に参加した。同国際デー創設10周年にあたる2015年にも「Mine Action Week」の形態が引き継がれ、コロンビアの現地視察の結果をフィードバックすることを目的とした「Vision from the Field」と題するパネル・ディスカッションや国連との共催レセプションを実施した。

2015年12月末に日本は議長国の任期を終え、日本の後任としてイタリアが就任する。日本はMASGのメンバーとして引き続き地雷対策分野に積極的に係わっていくと共に、次期議長国をサポートしていく予定である。

第3章

クラスター弾

第1節 国際社会の動き

2007年に特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みにおけるクラスター弾（注）への取組（第４章第２節参照）を不十分とするノルウェーを始めとする有志国がCCWの枠外で国際会議を開催し、文民に許容し難い被害をもたらすクラスター弾を禁止する国際約束を2008年中に策定する旨のオスロ宣言を採択した。この宣言に端を発するオスロ・プロセスにより作成された条約案は、2008年５月、ダブリン会議（アイルランド）において採択され、同年12月、ノルウェーのオスロにおいて署名式が行われた。

その後、日本は日本国内における条約の実施を確保するため、「クラスター弾の製造の禁止及び所持の禁止に関する法律」を制定し、罰則をもってクラスター弾の製造を禁止、所持を規制し、2009年７月に本条約を受諾した。

（注）
クラスター弾とは、一般的に、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて、子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾等のことをいう。１個の弾薬の爆発力を分散し、通常の弾薬にはできないような広範囲に効果を及ぼすことができる反面、不発弾となる確率が高いとも言われている。
最近の例として、2006年、イスラエルがレバノンに対して行ったクラスター弾による攻撃の結果、その不発弾によって民間人に被害が生じており、クラスター弾の規制を求める声が高まった。

第2節 クラスター弾に関する条約（CCM）

（１）クラスター弾に関する条約（CCM: Convention on Cluster Munitions）は、クラスター弾による人道上の問題に効果的に対処するため、クラスター弾の使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有又は移譲等を禁止するとともに、貯蔵弾の廃棄を義務付け、さらにクラスター弾による被害者に対する援助及び国際的な協力の枠組の構築等について規定している。同条約は2010年２月16日に条約発効に必要な30番目の批准書等の寄託が行われたことを受け、同年８月１日、発効した。2016年１月現在、98か国が締結。

（２）2010年11月、クラスター弾の最も深刻な被害を受けた国・ラオスの首都ビエンチャンにおいて条約の第１回締約国会議が開催された。この会議では、クラスター弾による被害を絶つという締約国による力強い決意が確認されたことに加え、締約国が今後条約を履行する上での具体的な行動指針となる「ビエンチャン行動計画」が採択され、「ビジョンから行動へ」（2010年ビエンチャン宣言）移行する体制が整えられた。その後、2011年にベイルート（レバノン）、2012年にオスロ（ノルウェー）、2013年にルサカ（ザンビア）、2014年にサンホセ（コスタリカ）においてそれぞれ締約国会議が開催され、前年の会議からの１年間に、条約の普遍化（条約の締約国を増やすこと）、貯蔵弾

の廃棄、除去及びリスク低減、被害者支援、国際協力等の諸分野でみられた進展及び課題について参加国の間で検討が行われた。また、それぞれの会議において、第１回締約国会議において採択された「ビエンチャン行動計画」の進捗状況を確認・評価する「進捗報告書（Progress Report）」を含む成果文書が採択された。

（３）2015年９月には、ドゥブロヴニク（クロアチア）にて第１回検討会議が開催され、締約国は条約発効から５年間の道のりを評価し、今後の課題につき議論し、クラスター弾がもたらす被害を終了させるためのコミットメントを新たにした。検討会議における議論の結果、「ドゥブロヴニク政治宣言」、「ドゥブロヴニク行動計画」が採択され、「クロアチア履行状況報告書」、「ビエンチャン行動計画評価」等の文書が発出された。

第３節　日本の取組

（１）日本は条約を国内において適確に実施するための法律「クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律」の作成等、必要な準備を整え、2009年７月に本条約を受諾した。クラスター弾の汚染国ではない日本は、まずは、貯蔵クラスター弾の廃棄義務を履行する必要があった。クラスター弾に関する条約は、条約が自国について効力を生じた後できるだけ速やかに、遅くとも８年以内に貯蔵クラスター弾を廃棄し、又はその廃棄を確保することを義務づけている（第３条）ところ、日本は条約締結後、条約上の期限である2018年までに自衛隊が保有するクラスター弾の廃棄を完了するための準備に着手し、2015年２月９日にその廃棄を完了した。

（２）また、これまで日本は、クラスター弾等の不発弾に汚染された地域・国に対して、不発弾の除去及び被害者の支援を実施してきており、2010年度から2014年度までの地雷・不発弾（クラスター弾以外の不発弾も含む）対策に対する支援は、２億1,800万米ドルに達する。地雷同様、クラスター弾の被害を受けた国の多くは開発途上国であり、被害国のみの力で除去・被害者支援等の義務を十分に履行することが困難な場合がある。本条約は、締約国が条約上の義務を履行するための国際的な協力及び援助についても規定しており、援助を提供することの可能な締約国が、クラスター弾の被害国に対して義務の履行を支援することで、除去や被害者支援等の対策が迅速に実行されることが期待される。条約の実効性を高め、被害を最小化し、日本の豊富な開発協力の経験をこの分野においても生かす観点から、今後も不発弾処理・被害者支援等の分野において積極的に貢献していく。

（３）クラスター弾に関する条約の締約国は、2015年９月の検討会議までに95か国・地域となった。日本は、第１回締約国会議以来３年間に亘り、普遍化活動を促進する「議長フレンズ」又は「普遍化調整役」の役割を担い、非締約国に対する条約加入の働きかけを行ってきた。第３回締約国会議終了をもって普遍化調整役の任務を終了したが、今後もアジア大洋州諸国を中心に条約の締結を働きかけ、条約の普遍化促進に引き続き取り組んでいく。

コラム

クラスター弾に関する条約第1回検討会議

2015年９月７日から11日にかけて、クロアチアのドゥブロヴニクにて、クラスター弾に関する条約（CCM）の第１回検討会議が開催された。

検討会議とは、CCM第14条に基づき、CCMの運用及び締結状況、締約国会議開催の必要性及び会議の間隔、締約国に貯蔵されているクラスター弾の廃棄（第３条）、クラスター弾残存物の除去及び廃棄並びに危険の低減を目的とする教育（第４条）に関する締約国の要請について決定することを目的として、CCMが効力を生じた後５年で国連事務総長が招集する会議である。

第１回検討会議には、全締約国96か国・地域（会議開催期間中にコロンビアが批准）のうち60か国・地域と16の国際機関・NGO等が参加した。また未締約国のうち、中国、パキスタン、タイ、カンボジア等23か国がオブザーバーとして参加した。

検討会議における議論の結果、締約国のコミットメントを謳う政治宣言である「ドゥブロヴニク政治宣言（2015 Dubrovnik Declaration）」、及び、今後５年間の行動指針となる「ドゥブロヴニク行動計画（Dubrovnik Action Plan）」が採択され、また、第１回締約国会議（2010年）以降の条約の運用・締結状況を記録した「クロアチア履行状況報告書（Croatia Progress Report）」、第１回締約国会議で採択されたビエンチャン行動計画の進捗状況を評価した「ビエンチャン行動計画評価（Review of the Vientiane Action Plan）」等の文書が発出された。これらが成果文書として最終報告書に盛り込まれた。

日本からは、佐野利男軍縮会議日本政府代表部大使が首席代表として出席し、冒頭のハイレベル・セッションでステートメントを行い、その中で、これまでの日本の不発弾対策支援の実績を振り返るとともに、我が国の不発弾対策支援のアプローチとして、今後とも①不発弾除去、②被害者支援、③危険回避教育の３点に重点を置いて、今後とも支援を継続していく姿勢を表明した。また、貯蔵弾廃棄、条約の普遍化、国際協力の各セッションにおいて、それぞれステートメントを行い、貯蔵弾廃棄義務の履行完了や条約の運用促進のための日本の積極的な取組を報告した。

第４章
特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）

第１節　概　要

特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW: Convention on Certain Conventional Weapons）は、過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、手続事項等を定めた枠組条約及び個別の通常兵器等について規制する附属議定書から成る。現在、以下の５つの附属議定書が成立している。

日本は枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書Ⅰ～Ⅳを締結している。

○議定書Ⅰ：検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書（1983年発効）

○改正議定書Ⅱ：地雷、ブービートラップ（注：食物、玩具など外見上無害な物の中に爆発物等をしかけたものを言う）及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（1998年発効）

○議定書Ⅲ：焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書（1983年発効）

○議定書Ⅳ：失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（1998年発効）

○議定書Ⅴ：爆発性戦争残存物に関する議定書（2006年発効）

第２節　最近の動き

近年のロボットの軍事利用の増加を背景にしたNGO及び市民社会の懸念に対応するため、2013年11月の締約国会合にて、2014年５月に自律型致死兵器システム（LAWS）非公式専門家会合の開催が決定された。上記第１回非公式専門家会合においては、LAWSに関わる諸問題として、ロボット技術の自律性の程度、軍事的有用性、国際人道法の適用、LAWSの使用に伴う責任の所在、LAWSの使用に係る倫理問題等について議論された。また、同会合においては、2014年11月の締約国会合に提出される議長サマリーが採択された。

2014年の締約国会合では、引き続き議論を行うことに意見の一致を見たため、2015年４月に第２回非公式専門家会合を開催することが決定された。第２回非公式専門家会合においては、2014年の第１回会合で議論された内容を踏まえ、技術問題、LAWSの特徴、自律性の向上による国際人道法（IHL）に対するあり得べき課題、横断的な課題、透明性及び今後の取組について、研究機関等の専門家から発表があり、その後質疑応答という形式で実施された。本会合でまとめられた議長サマリー文書は、2015年11月に締約国会議にて報告され、右会議において2016年４月に非公式専門家会合を開催し、その結果を2016年12月の第５回検討会議に報告することが決定された。

第5章

小型武器

第1節 小型武器問題の背景と国際的取組

紛争や犯罪で主な武器として使用され、実際に人を殺傷しているのは小型武器であり、このため、小型武器は「事実上の大量破壊兵器」と呼ばれている。小型武器は、紛争を長期化、激化させるだけではなく、紛争終了後、国連などによる人道援助活動や復興開発を阻害し、紛争の再発、犯罪の増加等を助長する原因となっている。

(参考)
2002年の国連事務総長報告によれば、小型武器の使用により、毎年少なくとも50万の人が命を落としていると言われている。

(参考)
いわゆる「小型武器」とは、国連小型武器政府専門家パネルの報告書によれば、兵士一人で携帯、使用が可能な狭義の小型武器（small arms）、兵士数名で運搬、使用が可能な軽兵器（light weapons）、弾薬及び爆発物の３種類があり、一般的にはこれらを総称して広義の「小型武器」と呼んでいる。

（１）2001年７月に国連小型武器会議が開催され「小型武器行動計画」が採択された。この行動計画を指針としてその後の国際社会における取組が行われている。その後、行動計画に基づいて作成された文書として「トレーシング国際文書」と「ブローカリング政府専門家会合報告書」がある。

（２）トレーシング国際文書は「国家が時宜を得た信頼できる方法で非合法小型武器を特定し追跡することを可能にするための国際文書」との正式名称が示すとおり、各国が輸入、製造時に小型武器への刻印を行うとともに、刻印等の小型武器に関わる情報を保存し、国際捜査等で必要な際にお互いに情報交換することにより非合法小型武器の追跡を効率的に行おうとするものである。トレーシング国際文書は2005年に作成された。

（３）非合法小型武器ブローカリング政府専門家会合（GGE：Group of Governmental Experts）は2007年の会合における議論をとりまとめ報告書を作成した。法的規制が手薄な途上国等に仲介者（ブローカー）が移動し口利き等の方法で武器の売手と買手を結びつけることにより非合法な武器の輸出入を行う非合法ブローカリングが横行している。このような非合法ブローカリングを取り締まるため、非合法小型武器ブローカリングGGEは、2007年、ブローカリングの規制に関する国内法の要素（模範例）、国際協力の促進措置、勧告を含む行動志向の報告書を作成した。

（４）国連小型武器行動計画のプロセスは、2006年の国連小型武器行動計画履行検討会議では成果文書の作成に至らなかったが、その後の隔年会合において過去の実施状況を確認し、また今後の実施強化に向けた取組に関する報告書が順調に採択されている。2008年の会合では国際協力と支援、非合法ブローカリング、備蓄管理と余剰廃棄及びトレーシングに関する議論が行われ、2010年の会合では国際協力と支援、トレーシングの他、国境管理、フォローアップ・メカニズム等に関する議論が行われた。特に2010年の会合におけるフォローアップ・メカニズムの議論では隔年で行われる会合の他に６年サイクルで履行検討会議を開催することが有用とされ、また絞られた特定テーマにつ

いての政府専門家会合の開催についても今後検討されることとなった。これを受けて、2011年には、小型武器の刻印・記録保持・追跡に関して、専門的見地から情報・意見交換するための専門家会合が開催された。

（５）2012年には、８月27日から９月７日まで、オグウ議長（ナイジェリア国連常駐代表）の下第２回国連小型武器行動計画履行検討会議が開催された。同会議においては、国連小型武器行動計画及び同関連文書である国際トレーシング文書について、各国の履行状況について報告が行われるとともに、第３回履行検討会議までの作業スケジュールや国際協力や履行推進のための方策が盛り込まれた成果文書がコンセンサス（※巻末の用語解説集を参照）で採択された。また、同会議での決定を踏まえ、国連小型武器行動計画の完全且つ効率的な実施のためのフォローアップを目的として2014年に第５回隔年会合及び2015年に第２回政府専門家会合が開催された。

第２節　日本の取組

（１）日本は、小型武器問題が国際社会に提起されて以来、国連を中心とする枠組みを通じて、この問題について主導的な役割を果たしてきており、特に2001年国連小型武器会議の前後の小型武器に関わるプロセスが軌道に乗る過程で議論を牽引する役割を果たした。2012年の第２回国連小型武器行動計画履行検討会議においては、日本は副議長を務めるとともに、同会議の成果文書の一構成部分について調整役（ファシリテーター）として調整を行い、成果文書の採択に大きく貢献した。また、2015年の第2回政府専門家会合においては、議長からの要請に基づき、我が国から「3Dプリンタに関する日本の現状及び経験」に関するプレゼンテーションを行い、貢献を行った。

（２）南アフリカ及びコロンビアと共同して毎年小型武器決議案を提出しており、これら決議案はコンセンサス又は圧倒的多数の支持を得て採択されてきている。

（３）行動計画の地域レベルにおける着実な履行のため、行動計画実施に関わる地域会合の開催を支援している。また、日本は小型武器により被害を受けた国における小型武器対策プロジェクトも積極的に実施してきている。2011年には、日本の資金協力により、国連アジア太平洋平和軍縮センターがネパールにおいて法執行機関関係者への研修プロジェクトを実施した。同研修には、ネパールの警察、武装警察や税関の中堅幹部が参加し、国際刑事機構、世界税関機関、インド警察等の専門家から小型武器の非合法取引を防止するための具体策について講義を受けた。

コラム

国連における小型武器の取組と日本の貢献

（1）従来、軍縮といえば核兵器などの大量破壊兵器や大型の通常兵器の軍縮に関心が集まりがちであったが、実際に人々の命を奪っているのは小銃や機関銃などの小型武器である。冷戦終結後に激化した地域紛争は、その深刻な実態を浮き彫りにした。このような事態を受けて、1995年、ガリ国連事務総長は、「平和への課題（追補）」で小型武器などの「ミクロ軍縮」の必要性を訴えた。

（2）その要請にいち早く応じたのが、日本である。日本は、国連の枠組みの中で小型武器問題に取り組む重要性を認識し、同年、この問題の検討を国連でスタートさせるための国連総会決議を提出した。その後、日本のイニシアティブにより設置された政府専門家グループと政府専門家パネルにおける検討を経て、1999年、国連は、2001年の国連小型武器会議の開催を決定した。同会議は、国連主催の軍縮関連国際会議としては1987年の第３回軍縮特別総会以来の国連イニシアティブであり、日本は、小型武器問題を国連の主要な取組に主流化する上で主導的な役割を果たしたといえる。日本（堂之脇光朗外務省参与）は、政府専門家パネル等の議長に加えて、同会議の副議長を歴任して、会議の成功に貢献した。

（3）2001年の国連小型武器会議で採択された「国連小型武器行動計画（Programme of Action. 通称 PoA）は、国連加盟国が小型武器問題に取り組むうえでの行動指針となっている。国連加盟国は、PoA に基づいて独自に小型武器問題の解決に取り組むとともに定期的にその実施状況を見直している。2003年中間会合では、日本（猪口邦子軍縮会議日本政府代表部大使）が議長を務めた。

（4）2012年秋にニューヨークの国連本部で開催された第２回国連小型武器行動計画履行検討会議では、コンセンサスで成果文書が採択された。同文書には、①国内法制度の一層の整備や履行を担当する職員の研修、②小型武器の輸出入や国内における流通の管理の強化を通じた非合法市場への流出防止、③地域の特性を踏まえた地域協力や地域を超えた国家相互及び国際機関との協力及び支援、④国別報告書の一層の提出促進による情報の共有と交換、⑤小型武器問題の解決に向けた政策決定への女性の参加促進などの今後の具体的な優先課題が盛り込まれた。また、今後６年間にわたる国連の取組として「第２回履行検討会議後のフォローアップ」が主要議題となったが、日本がファシリテーター（４人のうち、１人）を務め、2018年の第３回履行検討会議までのフォローアップの合意のとりまとめに貢献した。

第６章

武器貿易条約（ATT）

第１節　国際社会の動き

（１）通常兵器の不正な取引は各国の安全保障、社会、経済及び人道状況に悪影響をもたらす。このため、1990年代後半から、通常兵器の移転を規制するための武器貿易条約の必要性が国際社会で認識されるようになった。

（２）2006年に、我が国、アルゼンチン、英国、ケニア、オーストラリア、コスタリカ及びフィンランドの７か国（以下共同提案国）により共同で提出された国連総会決議案が採択され、武器貿易条約に関する検討が開始された。四度の準備会合を経て、二度の国連会議で交渉が行われ、2013年４月２日に国連総会において条約が採択された。

（３）この条約は、通常兵器の国際貿易を規制するための国際的な基準を確立し、通常兵器の不正な取引等を防止することを目的としている。締約国が、この条約に基づき通常兵器の国内管理制度を確立することにより、国際社会における通常兵器の国際貿易の管理が強化され、国際社会の平和と安定に寄与するものである。

（４）2013年９月、国連本部において、条約の採択を受けて、早期発効に向けて各国の署名及び締結を促進させる政治的な気運を高めるために、原共同提案国が共催した武器貿易条約ハイレベル会合が開催された。日豪外相の他、コスタリカ、トリニダード・トバゴ、ニュージーランドからは首脳レベルの参加があった。日本からは、岸田外務大臣がATTを早期に締結する決意を表明し、又条約の実効性を高めるために、幅広い国、特に主要な武器取引国の締結が不可欠であることなどを訴えた。

（５）本条約は署名開放日である2013年６月３日から約１年半後の2014年12月24日に条約上に規定する要件を満たし発効した。署名国は130か国、締約国は80か国である（2016年１月現在）。

（６）2015年８月、カンクン（メキシコ）において、第１回締約国会議が開催され、我が国を含む67の締約国、40の署名国、11の未署名国、国際機関、市民社会及び産業界の代表が参加した。本件会合では、条約実施のための手続規則及び財政規則が採択されたほか、条約事務局の設置都市がジュネーブに決定し、事務局長としてドゥラドゥラ南アフリカ共和国通常兵器規制委員会事務局長が選出された。

第２節　日本の取組

（１）日本は、通常兵器の規制に関する取組において、これまでも国連軍備登録制度の設立及び小型武器に関する国連総会決議の提出等を通じて積極的に取り組んできている。武器貿易条約の作成に当たっても、日本は、この条約の検討を開始する国連総会決議の原共同提案国の一つとして、国連における議論及び交渉を主導してきた。二度の国連会議において副議長国を務めるとともに、他

の武器貿易条約推進国やNGOとも連携しつつ様々な提案を行い、様々な立場の国の調整役を果たすなど、条約案の作成及び採択に大きく貢献した。

（2）日本は、署名開放日である2013年６月３日にニューヨークの国連本部において天野万利軍縮会議日本政府代表部大使が署名を行った。また、2014年５月９日に受諾書を国連に寄託し、アジア太平洋で最初の締約国となった。

（3）日本は、武器貿易条約の普遍化を重視しており、アジア太平洋諸国及び主要武器貿易国を含めた本条約の未締結国に対して、あらゆる機会を捉えて早期の締結を働きかけるなど、積極的に取り組んでいる。

コラム

武器貿易条約（ATT）の成立

通常兵器の不正な取引が各国の安全保障、社会、経済及び人道状況に悪影響をもたらすことから、90年代後半から、特に欧米を中心とする非政府団体や有識者等が中心となって、通常兵器の国際的な移転の規制に関する高いレベルの国際的な基準を規定する武器貿易条約の必要性を主張してきた。

国連においては、2006年に、我が国、アルゼンチン、英国、ケニア、豪州、コスタリカ、フィンランドの７か国（以下「原共同提案国」という。）により共同で提出された決議案が総会で採択され、同決議に基づき武器貿易条約に関する検討が開始された。2012年７月に、ニューヨークの国連本部において、武器貿易条約の交渉のための国連会議が開催され条約交渉が行われたが、条約案の採択には至らなかった。

同年12月の国連総会決議により、2013年３月に武器貿易条約の交渉のための最終国連会議を開催することが決定され、同月に最終国連会議において交渉が行われたが、条約案は、一部の国の反対によって採択はされなかった。2013年国連総会において、我が国を含む多数の国が、同最終国連会議においてまとめられた条約案と同じ内容のものを採択するための国連総会決議を共同で提出し、条約案は、2013年４月２日に賛成154票、反対３票（北朝鮮、イラン及びシリア）、棄権23票（中、露、インド等）で採択された。その後、2014年12月24日に条約上の必要な要件を満たし、ATTが発効した。

我が国は、従来から実効的で幅広い国の参加が得られる武器貿易条約の作成の必要性を支持し、交渉において、原共同提案国及び副議長として積極的かつ建設的な役割を果たしてきた。条約の効果的な実施のためには、主要武器貿易国を含めた幅広い参加が重要であり、未締結の国に対して、早期の締結に向けた努力を働きかけるために、引き続き、条約の採択に向けて積極的に取り組んでいく。

第７章

信頼醸成措置

各国の軍備の公開性と透明性を向上させることで信頼醸成を図り、過度の軍備の蓄積を防止する取組として、国連の枠組みにおける国連軍備登録制度と国連軍事支出報告制度がある。

第１節　国連軍備登録制度

（１）この制度は、1991年の湾岸戦争においてイラクの過大な武器の蓄積が地域の不安定につながったという反省も踏まえ、日本が「湾岸危機後の中東の諸問題に対する当面の対策」を発表し、①主要武器輸出国に対する自粛と②通常兵器の国際取引の国連登録制度設立を呼びかけたことに端を発し、日本とEC諸国が共同で国連決議案を作成し、同年成立させたものである。通常兵器の国際的な移転を中心とする軍備の透明性を向上させ、それにより各国の信頼醸成、過度の軍備の蓄積の防止を図ることを目的とした画期的な取組である。

（２）この制度の下では、国連加盟国に対し、大型の攻撃兵器として位置付けられた７カテゴリー(注)の通常兵器につき、報告年前年の輸出入に関する情報、具体的には１年間の輸出入量、その輸出入相手国などを予め定められた書式に記入し国連事務局に提出することとなっている。また各国は軍備保有、国内生産を通じた調達に関する情報等のデータの提出を奨励されている。

(注)
報告対象となる７カテゴリーの兵器
Ⅰ．戦車　Ⅱ．装甲戦闘車両　Ⅲ．大口径火砲システム　Ⅳ．戦闘用航空機　Ⅴ．攻撃ヘリコプター
Ⅵ．軍用艦艇　Ⅶ．ミサイル及びミサイル発射装置

（３）本制度について３年毎に開催される政府専門家会合において、７カテゴリーの定義、スコープ、運営等の見直しが行われる。2003年の会合では「Ⅲ．大口径火砲システム」の口径を100ミリから75ミリへ引き下げ、「Ⅶ．ミサイル及びミサイル発射装置」にはサブカテゴリーとして携帯式地対空ミサイル（MANPADS）が追加された。さらに、小型武器の輸出入に関する追加情報を加盟国が自主的に提出することが勧告された。2006年の会合では「小型武器」登録のための書式（使用は任意）が作成されたほか、「Ⅵ．軍用艦艇」の敷居値が750トンから500トンに引き下げられた。2009年の会合では、小型武器を新たなカテゴリーとして報告対象とする提案が重点的に議論されたが合意に至らなかったことから、小型武器のカテゴリー化について各国の見解を求めることが勧告された。日本は小型武器のカテゴリー化に賛成する主旨の見解を2010年に提出した。2013年に開催された会合においても小型武器を新たなカテゴリーに含めることにつき議論されたが合意に至っていない。

（４）この制度には主要な武器輸出国がこの登録を行っていることから、ほとんどの国際武器移譲をカバーしている。但し、毎年の登録数は減少傾向にあり、近年は減少して70か国程度にとどまっており、今後本制度の一層の周知、参加促進を図ることが重要である。

（５）日本は、本制度発足（1993年）以降毎年登録を行うとともに、当初より本制度普及のため各国政府にデータを提出するよう働きかけを行うとともに、本制度強化のためのワークショップ開催への支援等の貢献を行ってきた。また、本制度の運用状況を検討するため原則３年ごとに開催されてきた政府専門家会合に毎回（次回は2016年に開催予定）参加し、中心的な役割を果たしてきている。

第２節　国連軍事支出報告制度

（１）国連軍事支出報告制度は、1980年の国連総会決議35/142Bにより設立され、1981年より実際の運用が開始された。同制度は特定の国について当該国政府が公表した報告情報の蓄積により軍事費増減の動向を推定することが可能であり、その意味で透明性向上、信頼醸成に貢献するものとなっている。

（２）国連軍事支出制度の報告対象は、①人件費やメンテナンス費用等の運営費用、②調達及び建設費用、③研究開発費用であり、各項目の内訳も報告される。

（３）日本は1982年に最初の報告を行い、1997年以降毎年報告している。主要国の2005年から2014年までの過去10年間の報告回数は米国９回、英国７回、フランス２回、ドイツ10回、ロシア10回、中国５回、韓国７回である。本件制度への参加国数については設立当初30か国代に止まっていたが、その後徐々に増加（ここ数年は60か国が提出）。

（４）発足から、30年を経た本制度の運用状況を見直すために、2010年及び2011年に政府専門家会合が開催された。その結果、本制度の信頼醸成措置としての有効性が確認されるとともに、報告様式の改訂等の改善策がとりまとめられた。

第8部

その他の不拡散に関する枠組

第8部 その他の不拡散に関する枠組

第1章 輸出管理レジーム

第1節 概　要

輸出管理レジームとは、兵器やその関連汎用品の供給能力を持ち、かつ不拡散に同意する国々（主に先進工業国）が集まり組織する、輸出管理についての協調のための、国際条約に拠らない枠組みである。現在、核兵器、生物・化学兵器、ミサイル、通常兵器のそれぞれに対応した以下①～⑤の５つの輸出管理レジームが存在する。

① 原子力供給国グループ（Nuclear Suppliers Group（NSG）：核兵器）
② ザンガー委員会（Zangger Committee：核兵器）
③ オーストラリア・グループ（Australia Group（AG）：生物・化学兵器）
④ ミサイル技術管理レジーム（Missile Technology Control Regime（MTCR）：ミサイル）
⑤ ワッセナー・アレンジメント（Wassenaar Arrangement（WA）：通常兵器）

日本はこれらすべての輸出管理レジームに参加している。輸出管理は拡散懸念国やテロ組織など、大量破壊兵器やその関連物資等を入手又は拡散しようとする者に対し、いわば供給サイドから規制を行う枠組みであり、日本はこれらの枠組みを積極的に活用しつつ、輸出管理レジーム自体の強化にも貢献している。

これらの輸出管理レジームにおいては、それぞれが対象とする兵器の開発に資するような汎用品・技術（例えば高性能コンピューター、工作機械、先端材料、ソフトウェア等）はどのようなものかにつき共通の理解を持ち、それを詳細にリスト化している。参加国はこのリストに掲載されている品目について国内法に基づき厳格な輸出管理を行っている。また、これらの輸出管理レジームでは、拡散懸念国等の動向に関する情報交換や、非参加国に対する輸出管理強化の働きかけなども行われている。

輸出管理レジームを通じた輸出管理についての協調は、不拡散体制の基礎となる極めて有効な手段であるが、不拡散の目的を達成するためには必ずしも十分とはいえない。特に、レジームに参加せず厳格な輸出管理も行っていない国からの物資調達など、抜け穴が存在する。途上国の中には、これらの輸出管理レジームは技術移転を妨げる差別的な先進国クラブである、といった反発も見られる。したがって、日本自身の輸出管理体制の堅持のほかに、そうした国々が不拡散の努力に参加するよう働きかけていくことも重要である。この観点から、日本はアジア地域における不拡散体制の強化を重視しており、アジア諸国の不拡散政策担当者を招いてのアジア不拡散協議（ASTOP）やアジア輸出管理セミナー等各種セミナーや研修などを積極的に行う等、輸出管理レジーム非参加国が、輸出管理の重要性への認識を深め、輸出管理体制の強化を徹底するよう呼びかけている（第４章参照）。

第２節　原子力供給国グループ（NSG）及びザンガー委員会

１．原子力供給国グループ（NSG）

（１）概要

1974年のインドの核実験（インドは、これを「平和的核爆発」と呼んでいる）を契機として、原子力関係の資機材を輸出する際には、核拡散の危険性をできる限り排除するために条件を付すことが必要との認識が高まるようになった。原子力供給国グループ（NSG）は、このような認識に基づき、原子力関係の資機材を供給する能力のある国の間で輸出の条件について調整することを目的として1975年に設立された。

設立以来、NSG参加国政府は、原子力活動に使用するために特別に設計又は製造された品目（いわゆる「専用品」）（及びその後専用品に関連する技術についても規制の対象が拡大）の輸出の条件を定めた指針であるNSGガイドライン・パート１（ロンドン・ガイドラインとも呼ばれる。）に従った輸出管理を行っている。輸出管理対象は、その後、通常の産業等にも用いられるが、原子力活動にも使用し得る資機材（いわゆる「汎用品」）及び関連する技術にも拡大されている（NSGガイドライン・パート２）。2016年１月末現在、日本を含む48か国がNSGに参加している。

こうした輸出管理は、参加国の国際法上の義務として行われているわけではなく、参加国政府が、指針という、いわば紳士協定を尊重し、国内法令等に基づいて実施している。

（２）輸出管理の方法

ア　NSGガイドライン・パート１

原子力活動に使用するために特別に設計又は製造された品目（専用品）及び関連技術は、「NSGガイドライン・パート１」と呼ばれる指針に従って各参加国で輸出管理が行われている。この指針では、輸出管理の対象としてリスト（通称「トリガーリスト」）に列挙されている品目（プルトニウム、ウラン等の核物質、原子炉及びその付属装置、重水・原子炉級黒鉛、再処理プラント・濃縮プラント等）の非核兵器国への輸出に際しては、①核実験等の核爆発目的に使用しない旨の受領国政府からの公式の保証を得ること、②受領国において 国際原子力機関（IAEA）の包括的保障措置（第４部第２章第２節１参照）が適用されていること、③受領国において外部からの侵入・接触から核物質を保護するための措置がとられていること、④受領国が輸入した品目を第三国へ再移転しようとする場合には、原供給国に与えた保証と同一の保証を当該第三国から取り付けることの４条件を受領国に義務付けることとされている。

イ　NSGガイドライン・パート２

湾岸戦争後、イラクが密かに核開発計画を進めていたことが発覚したことをきっかけとして、従来のガイドラインより広範な品目を規制の対象とする必要が認識された。このため米国のイニシアティブにより交渉が開始され、1992年に作成された指針（「NSGガイドライン・パート２」）は、原子力関連汎用品及び関連技術を輸出管理対象としている。これにより、産業用機械、材料、ウラン同位元素分離装置及び部品、重水製造プラント関連装置、核爆発装置開発のための試験及び計測装置等が新たに対象品目となった。このNSGガイドライン・パート２は、原子力関連汎用品及び関連技術の輸出が、①非核兵器国における核爆発活動、又はIAEAの保障措置の適用を受けていない核燃料サイクル活動に使用される場合、②上記①の活動への転用の容認しがたいリスクがある場合、又は対象品目の移転が核兵器の拡散を防止するという目的に反する場合、もしくは③核テロへの転用の容認しがたいリスクがある場合には、その輸出を許可すべきでないことを基本原則としている。

（３）インドの例外化決定

2008年８月及び９月に開催された臨時総会において「インドに対する民生用原子力協力に関する声明」がコンセンサスで採択され、インドに対する原子力専用品・関連資機材及びその技術の輸出についてはNSGガイドラインの例外とされた。この決定は、インドによる核実験モラトリアムの継続、民生用の原子力施設へのIAEA保障措置の適用、

NSGガイドライン遵守を含む厳格な輸出管理の実施等のコミットメント及び行動に基づくものであるとされている。これらのコミットメント及び行動を遵守することにより、インドに対する不拡散措置がより強化され、同国の原子力活動の透明性が高まるとともに、国際的な核不拡散体制の外にいるインドによる更なる不拡散への取組を促す契機となると考えられる。我が国としては、インドがこの決定の趣旨を重く受け止め、国際的な核不拡散体制の維持・強化のために責任ある行動をとるよう引き続き強く求めていく。また、インドに対し、非核兵器国としての核兵器不拡散条約（NPT）への早期加入、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期署名・批准、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）早期交渉開始への協力等を求めるとの我が国の立場に変わりはない。

（4）最近の動きと日本の取組

NSGは、1991年以降、毎年総会を開催し、原子力に関連する資機材及び技術の輸出を管理するための制度の整備・強化に努めている。また、協議グループ会合を中心とした会合を年複数回開催している。

NSGは原子力関連資機材・技術の国際的な輸出管理を通じて核不拡散に貢献することを目的としているが、最近では参加国間の輸出管理の協調にとどまらず、核不拡散に対する様々な挑戦に機動的に対応する組織体としても、その活動の幅を広げている。例えば、2002年には核テロ対策のためのガイドラインの改正が行われた。2005年６月の総会においては、保障措置協定に違反している国への原子力移転の停止に関するガイドライン改正について合意された。北朝鮮による2009年５月及び2013年２月の核実験を受け、NSG会合において拡散上の懸念につき言及するパブリック・ステートメントが発表されてきた。更に、北朝鮮及びイランに関し、NSGガイドラインを引用した国連安保理決議が採択されたことを受け、これら決議の国内実施につき意見交換を行うとともに、各参加国の国内輸出管理制度を通じた決議の実施状況につき情報を共有した。

2011年６月の総会では、濃縮及び再処理の施設、設備及び技術の移転規制の強化に関するガイドライン改正について合意された。

日本は高度な原子力技術を有し、その平和的利用を積極的に推進しているが、同時に日本から輸出される原子力関連資機材・技術が、他国の核兵器開発に利用されることがないよう厳格な輸出管理を行う責任を国際社会に対して負っている。このため、NSGを通じた核不拡散に積極的に取り組んでおり、在ウィーン国際機関日本政府代表部がNSGの連絡事務局を務めるなど、NSGの活動に対して積極的な貢献を行っている。

２．ザンガー委員会

（1）概要

1970年に発効したNPTの第３条第２項は、特定の原子力資機材について輸出管理を行うことを規定しているが、対象品目の記述などかなり一般的なものにとどまっている。このため、スイスのザンガー教授の提唱により、協議が行われ、1974年、輸出管理の対象となる品目がザンガーリストとして合意された。ザンガー委員会参加国では、現在、同リストに掲載される品目について輸出管理が行われている。2016年１月末現在、日本を含む39か国がザンガー委員会に参加し、通常年１回会合が開催されている。

なお、ザンガー委員会は、NPT上の規定により明示的に設置されたものではなく、各国が自発的に参加するものであり、NPT締約国に対して参加が義務付けられているわけではない。また、NSGと同様、ザンガーリストに基づく輸出管理は、参加国の国際法上の義務として実施されているわけではなく、参加国政府が申し合わせを尊重し、国内法令等に基づいて実施している。

なお、NSGとザンガー委員会は、国際的な輸出管理を通じて核不拡散に貢献することを目的とする点においては共通しているが、両レジームには主に次のような相違点も見られる。

ア　NSGは、NPTの枠組みにとらわれることなく、核不拡散に対する様々な挑戦に迅速かつ柔軟に対応するという機能を果たしてきている。一方、ザンガー委員会は、NPT第３条第２項の解釈を行う任意の会合であり、その活動内容もあくま

でNPTの枠組みの範囲内にとどまるものである。

イ　具体的な活動内容の面では、NSGは、原子力専用品及び関連技術、並びに原子力関連汎用品及び関連技術を輸出管理対象品目としているが、ザンガー委員会は、原子力専用品のみを輸出管理対象としている。また、NSGでは、輸出の際の４条件の１つとして受領国における包括的保障措置の適用を要求しているのに対し、ザンガー委員会では、移転される核物質等に対し保障措置が適用されていればよいとする。

なお、ザンガー委員会のザンガーリストとNSGガイドライン・パート１のトリガーリストとは内容面で整合性を確保することとされており、どちらかのリストが改正された場合には、他のリストにおいても検討の上、その改正を反映させることとなっている。

（２）輸出管理の方法

輸出管理の対象はプルトニウム、ウラン等の核物質、原子炉及びその付属装置、重水・原子炉級黒鉛等、再処理プラント・濃縮プラント等である。これらの品目について、① NPTに加入していない非核兵器国への輸出の場合、直接移転された核物質又は移転品目が使用される施設によって生産・加工・使用される核物質が核兵器又はその他の核爆発装置に転用されないこと、② NPTに加入していない非核兵器国への輸出の場合、上記①の核物質及び移転された品目にIAEA保障措置を適用すること、並びに③再輸出先の国が再輸出される品目に保障措置を適用する旨受け入れない限り、NPTに加入していない非核兵器国に核物質及びその他の原子力資機材を再輸出しないことの３つが基本的な条件とされている。

第３節　オーストラリア・グループ（AG）

１．概要

1984年、イラン・イラク戦争の際に、イラクにより化学兵器が用いられていたことが国連の調査団により明らかになった。イラクが化学兵器開発のために用いた原材料の多くは、民間の化学産業にも用いられるものであり（いわゆる汎用品）、通常の貿易を通じて入手されたものであった。この事実は、各国に、自国の化学産業が他国の化学兵器開発に悪用されることがないよう、化学兵器の開発に用い得る化学剤の輸出管理を強化する必要性を認識させるものであった。しかし、各国の輸出管理の対象範囲や運用方法に差がある限り、化学兵器の開発を行おうとする国が規制の緩い国を抜け穴として用いるおそれがある。そのため、化学剤の生産能力を持つ国が輸出管理政策の協調を行うようオーストラリアが提案し、1985年６月にベルギーのブリュッセルで第１回会合が開催された。

この枠組みは、オーストラリアが発案したことから「オーストラリア・グループ（AG）」と呼ばれるようになり、第１回会合以降、オーストラリアが議長及び事務局を務めている。AGは、その後、化学兵器関連汎用品・技術、生物兵器関連汎用品・技術へと規制対象を拡大し、それらの輸出管理における協調を通じて、化学・生物兵器の懸念国等への拡散を防止することを目的として活動してきている。2016年１月末現在、日本を含む42か国・機関が参加、年１回総会を開催している。

２．輸出管理の方法

AGの参加国は生物・化学兵器の不拡散という共通の目的を達成するため、AGの下で行われる情報交換、政策協調を国内の輸出管理に反映させることで、自国の輸出管理をより有効なものとすることを目指している。

AGにおいて合意されている規制品目は以下のとおり。

① 化学兵器の前駆物質
② 化学関連の汎用施設及び設備並びに関連技術及びソフトウェア
③ 生物関連の汎用設備並びに関連技術及びソフトウェア
④ ヒト病原体及び動物病原体並びにヒト及び動

物に対する毒素
⑤　植物病原体

参加国政府は規制品目の輸出審査にあたって、これらの輸出が生物・化学兵器の開発などに用いられることがないよう、慎重に輸出管理を行っている。

3．最近の動きと日本の取組

生物・化学兵器は、核兵器と比べて安価で開発、製造が可能であることから「貧者の核兵器」とも呼ばれており、その拡散は現在も国際社会が直面する課題である。生物・化学兵器の包括的禁止については、化学兵器禁止条約（CWC）及び生物兵器禁止条約（BWC）が存在しているが、両条約発効後も非締約国の存在や違反国もあり得ることなど、生物・化学兵器開発に関する懸念はなくなったわけではない。したがって、これらの条約を補完し、生物・化学兵器の不拡散体制を実効的なものとするため、AGの存在は重要である。日本も、AGを通じた生物・化学兵器関連汎用品・技術に関する輸出管理についての各国との政策調整や情報交換を、生物・化学兵器の不拡散努力の一つの柱として重視している。

AGは主に生物・化学兵器関連物資の供給能力を持つ先進国からなる非公式な集まりであることから、開発途上国を始めとする非参加国からは、途上国のバイオテクノロジー産業や化学産業の発展を阻害しており、閉鎖的、差別的であるなどの批判が根強い。このため、非参加国にもAGの目的や活動概要を明確にすべく、ウェブサイトの開設や非参加国に対する説明等の努力が行われている。

また、日本において1995年に発生した地下鉄サリン事件、2001年に米国において発生した炭疽菌事件などは、テロ組織などの非国家主体が生物・化学兵器を開発・取得し、これを実際に使用する危険性が現実のものであることを示した。このような状況を受け、AG参加国は、国家による開発・製造・保有などを防ぐことに加えて、テロ組織などの非国家主体への生物・化学兵器関連物資・技術の拡散防止策も強化していく必要があるとの認識で一致しており、規制対象の拡大等を通じた機能強化を進めている。

2015年６月に行われたAG設立30周年記念総会では、AG参加国における輸出管理の取組の強化並びにAG参加国間での査証審査及び仲介業務の管理に関する情報共有を継続していくことに合意するとともに、AG非参加国によるAGガイドラインの自主的な遵守の促進、キャッチオール規制（リスト規制対象以外の品目及び技術の輸出についても、最終用途、需要者等により、必要に応じ規制対象とするもの）の必要性、産業界及び学界に対するアウトリーチの重要性が強調された。

第４節　ミサイル技術管理レジーム（MTCR）

1．概要

ミサイル技術管理レジーム（MTCR）は、大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制することをその目的とする、国際的な輸出管理協調の枠組みである。核兵器の運搬手段となるミサイル及び関連汎用品・技術を対象に、G7が中心となって1987年４月に発足し、その後1992年７月に核兵器のみならず、生物・化学兵器を含む大量破壊兵器を運搬可能なミサイル及び関連汎用品・技術が規制対象とされることになった。2016年１月末現在、日本を含む34か国が参加している。

2．輸出管理の方法

MTCR参加国は、ミサイル（宇宙ロケットも含む）及び関連汎用品・技術（例えば、航法装置やソフトウェアなど）を輸出管理の規制対象とすべき品目としてリスト化し、国内法令に基づき、それらリスト上の品目につき輸出管理を実施している。MTCRの主な規制品目は以下のとおり。

①　カテゴリーＩ品目（目的に関わらず原則輸出禁止）：　射程300km 以上・搭載能力500kg 以上の完成したロケット・システムや完成した無人航空機システム、誘導装置や再突入機等のサブシステム。

② カテゴリーⅡ品目（ケース・バイ・ケースで慎重審査。大量破壊兵器の運搬用と判断される場合は、原則輸出禁止）：射程300km 以上・搭載能力500kg 未満の完成したロケット・システムや完成した無人航空機システム、推進薬、構造材料、ジェットエンジン、加速度計、ジャイロスコープ、（一定容量の）噴霧器付無人航空機（射程に関わらず規制）等。

3．最近の動きと日本の取組

日本は、日本の安全保障及び地域や世界の平和と安全の観点から、ミサイルの不拡散を重視してきており、設立当初よりMTCRに参加し、厳格な輸出管理に努めてきている。最近の主な活動は以下のとおりであり、日本は、今後もMTCRを通じた取組に貢献していく考えである。

（1）2003年、MTCRは、従来の規制品目リストに基づく輸出管理に加え、非リスト規制品目であっても、ミサイル開発に寄与する可能性がある場合は輸出許可申請の対象とする制度（キャッチオール制度）をMTCR参加国が導入することにつき合意した（日本は、これに先立つ2002年4月に同制度を導入。）。

（2）MTCRでは、MTCR参加国のみならず、MTCR非参加国によるミサイル関連物資・技術の輸出管理も重要であるとの認識から、MTCR非参加国がMTCRガイドライン及び規制品目リストを自国の輸出管理制度に取り入れるよう、MTCR議長国を中心にMTCR非参加国に働きかけを行ってきた。現在、MTCR非参加国の中にもMTCRガイドライン及び規制品目リスト（MTCR附属書）を遵守する国は増大しており、これらは輸出管理の国際基準となりつつある。日本は、アジア地域における数少ないMTCR参加国（日本・韓国）として、従来、あらゆる機会を捉えてアジア諸国に対しかかる働きかけを行ってきている。

（3）2015年年次総会においては、参加国は、移転の規制を通じて拡散リスクを抑制するとのコミットメントを改めて表明するとともに、ミサイル拡散に関する動向について詳細な情報交換を行った。

第５節　ワッセナー・アレンジメント（WA）

1．概要

冷戦の終結に伴い、1994年３月、西側諸国による共産圏諸国に対する戦略物資の輸出規制を目的としたココム（COCOM）は、その役割を終え解消された。他方、イラクによるクウェート侵攻に象徴されるように、新たな地域紛争の多発が問題となった。そのため、地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核、生物・化学兵器といった大量破壊兵器を除いた武器：軍用艦艇、戦車など）及びそうした武器を製造するのに必要とされる汎用品・技術の過度の蓄積の防止という新たな国際社会の課題に対応するため、輸出管理体制設立の必要性が強く認識されるようになった。旧ココム参加国を中心にロシアも含め２年半余り協議を行った結果、1995年にオランダのワッセナー市において、新輸出管理体制の設立に合意、1996年７月の設立総会をもって正式に「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント（WA）」が発足した。2016年1月末現在、日本を含む41か国が参加している。

WAは、通常兵器及び関連汎用品の製造・供給能力を有し、かつ、こうした武器・汎用品の不拡散のために努力する意思を有する参加国による、法的拘束力のない紳士的な申し合わせとして存在している。ココムがその対象地域を共産圏に限定していたのに対し、WAでは特定の対象国・地域に的を絞ることなくすべての国家、地域及びテロリスト等の非国家主体を対象としている。

WAの目的は、①通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の蓄積を防止することによって、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、②グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び関連汎用品・技術の取得を防止することにある。

２．輸出管理等の方法

WAでは、①参加国による協議を通じて、輸出管理対象とすべき武器・汎用品の品目及びその性能水準を確定する作業（具体的には、技術の進歩等に対応した輸出管理対象品目リストの作成・改訂）、及び②どの国にどのような武器・汎用品を移転したかといった各種情報交換を通じて兵器等の蓄積状況を把握する作業によって、上述の目的を達成しようとしており、参加国にはWA内で合意された管理品目リストに基づく輸出管理の実施と、各種情報提供が求められている。

３．最近の動きと日本の取組

日本は、日本自身の安全保障及び世界の平和と安全の維持の観点から、WAの目的に賛同し、設立前より積極的にWAの成立に関与してきており、WAの規制対象となる汎用品・技術に対して、厳格な輸出管理を実施してきている。また、日本は、WAや国連軍備登録制度において、各国に対し武器移転の透明性拡大を強く主張してきており、今後とも透明性拡大を通じた紛争の予防を目指し、積極的に取り組んでいく考えである。

また、2014年総会では、最終需要者証明に関するガイドライン、WAへの新規参加申請国のためのガイドラインの採択が行われたほか、武器貿易条約（ATT）に関する国際的な協力にWAが貢献する機会を追求していくこと等が合意された。

第６節　輸出管理における日本の取組

日本は、上記の全ての国際輸出管理レジーム（NSG、MTCR、AG、WA）の規制品目リスト、各種国連安保理決議等に基づき、外国為替及び外国貿易法（外為法）、輸出貿易管理令（輸出令）、外国為替令（外為令）その他の法令・告示・通達等を通じ、厳格な輸出管理を実施してきている。

具体的には、①大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれのある機微な貨物・技術をリスト化して規制するリスト規制、②リスト規制品目以外にも用途・需要者により規制を行うキャッチオール規制、③日本以外の国を仕向地とする貨物であって日本に仮陸揚げしたものについて規制を行う積替規制、④外国相互間の貨物の移動を伴う売買、貸借及び贈与について規制を行う仲介貿易・技術取引規制等を行ってきている。

また、貨物の輸出や技術の提供を継続的に行う企業、研究機関等（輸出者等）における自主管理の取組を強化することが重要との観点から、輸出者等の内部管理体制の整備を含む輸出者等遵守基準を定めるとともに、組織内部の規定として輸出管理内部規程（CP：Compliance Program）を制定すること求めている。

第2章

ミサイルの不拡散

第1節 問題の現状

核兵器等大量破壊兵器の有効な運搬手段であるミサイルについて何らかの制限を課すことは、核兵器等大量破壊兵器の製造や保有等を禁止・制限する国際約束を補完するものとして重要な意義を有するが、現在、ミサイルの製造や保有を制限するような国際約束は存在していない。とりわけ、弾道ミサイルは、一旦発射されると極めて短時間で目的地に到達し、また爆撃機などに比べれば弾道ミサイルの弾頭ははるかに小さいため、通常のレーダーで追尾することも困難である。弾道ミサイルは、核兵器や生物・化学兵器が積まれていれば、多少精度が悪くても大変な惨事をもたらす。

先進７か国（G7）は、こうしたミサイルの拡散を防ぐため、1987年に「ミサイル技術管理レジーム（MTCR）」を創設し、厳格な輸出管理を通じてミサイル技術の流出を防ぐことに取り組んできた（前述）。

しかし、ミサイル技術を自ら開発したり、またMTCR参加国以外のミサイル保有国からの協力を得たりする国もあり、先進諸国が技術流出を防ぐだけではミサイル技術の拡散を食い止めることはできなくなってきている。北朝鮮は、日本のほぼ全域を射程下におく弾道ミサイルであるノドンを実際に配備しているが、1998年には北朝鮮が発射したテポドン１を基礎とした弾道ミサイルが日本の上空を飛び越える形で太平洋側に着弾し、さらに2006年にはテポドン２を含む７発の弾道ミサイル発射を実施し、2009年及び2012年にもミサイル発射を強行している。また、2015年３月に公表された国連安保理北朝鮮制裁委員会（1718委員会）専門家パネル報告書は、2014年の弾道ミサイルの発射数は異例であると指摘しており、2015年も弾道ミサイルの発射は継続している。関係各国が自制を強く求めてきたにもかかわらず、北朝鮮が発射を強行していることは、国際社会の平和と安定を損なう安全保障上の重大な挑発行為であり、一連の国連安保理決議に明白に違反し、極めて遺憾である。さらに、インドやパキスタン、イランが発射実験を繰り返すなど、今や相当数の国が弾道ミサイルの技術を保有するようになっている。

第2節 ハーグ行動規範（HCOC）

1．採択の経緯

このように弾道ミサイル拡散が国際的な懸念となる状況の中で、MTCRにおいて、これまでの輸出管理の協調だけでは弾道ミサイルの拡散を防止することができず、これを補完する国際的な枠組みが必要であるとの気運が高まり、MTCRを中心にグローバルな枠組み作りについて検討を開始した。2001年９月のMTCRオタワ総会以降は、MTCR内での議論を終了し、すべての国に開かれた普遍化のプロセス（2002年２月のパリ会合（78か国参加）、2002年６月のマドリッド会合（96か国参加））を経て、2002年11月、オランダのハーグで「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）」が93か国の参加を得て採択された。

２．概要

（１）HCOCの法的性格

HCOCは、弾道ミサイルの規制を目指す初めての国際的枠組みであり、弾道ミサイルの拡散防止、弾道ミサイルの実験開発・配備の自制などの原則と信頼醸成のための措置などを主な内容とする。HCOCは、法的拘束力をもつ国際約束ではなく、参加国がHCOCの原則や措置に従うとの政治的意思を示す文書である。

（２）HCOCの内容

HCOCは、弾道ミサイル拡散防止の原則、弾道ミサイルの実験・開発・配備の抑制、宇宙ロケット計画を用いて弾道ミサイル計画を隠蔽してはならないとの原則、国際的軍縮・不拡散条約の義務や規範に反して大量破壊兵器の開発を行っている可能性のある国の弾道ミサイル開発計画を支援・支持しないとの原則、信頼醸成措置（弾道ミサイルや宇宙ロケットの事前発射通報、政策に関する年次報告など）を主たる内容とする。同時に、HCOCはこうした信頼醸成措置の実施が弾道ミサイル活動を正当化することにはならないことも定めている。

（３）HCOC参加国

2015年11月末現在、HCOC参加国は採択当初の93か国から137か国に増加した。HCOCのさらなる普遍化に向けて、HCOC議長国が中心となり、HCOCへの参加を促している。なお、HCOCへの参加はすべての国に開かれており、中央連絡国であるオーストリア政府にHCOCへの参加を表明する外交文書を提出すれば参加できる。

（４）HCOCに関する国連総会決議

2004年12月、第59回国連総会において、HCOCに関する国連総会決議が161か国の支持を得て採択された。その後も、2005年の第60回国連総会、2008年の第63回国連総会、2010年の第65回国連総会、2012年の第67回国連総会及び2014年の第69回国連総会において同様の決議が採択されている（これらの国連総会決議には、HCOCの立ち上げを歓迎し、HCOCへの参加を促す内容が盛り込まれている）。日本は、これらの決議案の共同提案国となり、採択に向けHCOC議長国などと共にHCOC非参加国に対して決議案への支持を働きかけた。

第３節　日本の取組

１．弾道ミサイル拡散問題への取組

弾道ミサイル拡散問題は、日本の安全保障上も重要な問題である。弾道ミサイル拡散問題への対処は、拡散懸念国への働きかけや輸出管理、さらに多国間の枠組み作りなど様々な方策がある。日本は、MTCRの枠組みにおける国際協調を重視し、HCOCをめぐる議論にも積極的に参加してきている。また、ミサイル活動を行っている国に対しては、様々な機会を通じて日本としての懸念を伝えてきている。特に、北朝鮮が、日本のほぼ全域を射程下におくノドンを配備し、弾道ミサイル発射を行うなどの懸念すべき活動を行っていることは、日本の安全保障のみならず国際社会の平和と安全に関わる重大な問題であることから、日本は北朝鮮に対し、弾道ミサイルの開発、実験、配備及び輸出の停止を強く求めてきた。

また、2001年から2008年にかけて３回にわたり設置されたミサイル問題を多角的に検討するための国連ミサイル政府専門家パネルには、日本からも専門家が参加し、ミサイル問題への取組の重要性につき積極的に発言するなどの貢献を行った。

２．HCOCにおける取組

日本は、HCOCの内容を策定する過程で、北朝鮮の弾道ミサイル活動を念頭に置き、様々な具体的な提案を行ってきた。宇宙ロケット計画を用いて弾道ミサイル計画を隠蔽してはならない、事前発射通報の実施は弾道ミサイルの発射を正当化することにはならないとの趣旨は、こうした日本の提案が反映されたものである。さらに、HCOCの採択に先立ち、オーストラリア及び韓国とともに、HCOCの意義について３回にわたりASEAN諸国に対し共同説明を行った。また、日本は2013年～2014年にHCOC議長国を務めた。

HCOCの今後の課題は、さらなる普遍化と円滑な実施であることから、日本は、各種セミナーや説明会、アジア不拡散協議（ASTOP）や二国間の協議など、様々な機会を通じて、特にASEAN諸国に対してHCOCへの理解と参加を促している。現在、HCOC参加国はASEAN諸国ではフィリピン、カンボジア及びシンガポールのみであるが、今後も引き続き、ASEAN諸国に対して働きかけを行っていく考えである。

さらに、日本は、HCOCの信頼醸成措置の円滑な実施に貢献するとの立場から、他の国に先駆けて、平和目的の宇宙ロケットの事前発射通報を行うとともに、早いタイミングで宇宙ロケットの政策に関する年次報告を提出した。また、2005年11月には、HCOCの信頼醸成措置の一環として、HCOC参加国による日本の宇宙センターの国際視察を実施した。このような積極的な実践姿勢は、他のHCOC参加国からも評価を得ている。日本は、自国の安全保障、地域や世界の平和と安全のために、HCOCが普遍的かつ実効的な規範として弾道ミサイルの不拡散に寄与するよう貢献を行っていく考えである。

第3章

拡散に対する安全保障構想（PSI）

第1節 成立の背景と概要

国際社会の平和と安全に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散防止のための国際的な取組としては、核兵器不拡散条約（NPT）等の国際条約に基づく不拡散体制のほか、種々の国際的な輸出管理レジームが重要な役割を演じている。

しかし、国際的取組の存在は極めて重要であるが、その一方で関連条約や輸出管理レジームのみでは十分に防止できていないのが実情である。

このような背景を踏まえ、米国のブッシュ政権は大量破壊兵器やミサイルの拡散問題を重視し、特に、2001年の米同時多発テロ以後は北朝鮮、イラク、イランを始めとする拡散懸念国やテロリスト等の非国家主体による大量破壊兵器及びミサイルの開発及び移転への懸念を強めた。2002年12月には、「大量破壊兵器と闘う国家戦略」を発表し、その中で拡散を食い止めるための包括的なアプローチ（①拡散対抗、②不拡散、③大量破壊兵器使用の結果への対処）の必要性を提唱した。

2003年５月31日、ブッシュ米国大統領は、訪問先であるポーランドのクラコフ市で演説を行い、拡散を阻止するための新たな取組として、「拡散に対する安全保障構想」（PSI: Proliferation Security Initiative）を発表し、日本を含む10か国に参加を呼びかけた。PSIは、「大量破壊兵器と闘う国家戦略」で打ち出されている概念である「拡散対抗（counter proliferation）」の中の「阻止（interdiction）」の項を精緻化したものと言える。

PSIは、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法・各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとりうる移転（transfer）及び輸送（transport）の阻止のための措置を検討・実践する取組であり、現在では、105か国が、PSIの活動の基本原則を定めた「阻止原則宣言」を支持し、実質的にPSIの活動に参加・協力している。

第2節 これまでの動き

１．参加国・協力国の拡大に向けた努力（アウトリーチ活動）

PSIの下で行われる大量破壊兵器等の拡散阻止活動においては、複数の国による連携が鍵となることから、参加国・協力国の範囲を拡大し、拡散阻止のための網の目を細かくすることが重要である。発足当初、PSIの参加国は11か国に過ぎなかったが、その後の精力的なアウトリーチ活動の結果、PSIに対する支持を表明する国の数は現在では105か国となっている。

２．各種会合を通じた活動内容の精査

発足後２年間、局長級の総会及び局次長級の専門家会合においてPSIの活動内容に関する議論を深めた結果、PSIは、①国際社会全体に対する脅威である大量破壊兵器等の拡散に対抗すべき枠組みであって、特定の懸念国に対するものではないこと、②参加国を現在の参加国に限るものではないこと、③既存の国際法及び各国の国内法等に基づく活動であって、法的権限を越えた活動により拡散を阻

止するものではないこと等が確認された。パリで開催された2003年９月の第３回総会（於：パリ）では、「阻止原則宣言」が採択され、PSIの目的やPSIが行う阻止活動の基本原則が定められた。2006年６月には、PSI３周年を記念して、ハイレベル政策会合がワルシャワで開催され、2008年９月には、PSI５周年を記念して、PSI５周年会合がワシントンで開催された。また、2013年にはPSI10周年を記念してハイレベル政治会合がワルシャワで開催され、「強固なイニシアティブの確保」、「拡散阻止のために不可欠な能力及び実践の向上」、「活動のための権限の強化」「戦略的コミュニケーションの拡大」の４つの共同声明が採択され、2016年にワシントンで開催された高級事務レベル会合において、各共同声明に関し各国の取組のフォローアップが行われた。

日本を含む21か国が参加するオペレーション専門家会合（OEG）がPSI発足以降定期的に開催されてきており、PSIの活動内容の精査、訓練実施計画の策定、法的問題の検討等を行い、PSIの活動の主たる内容を実質的に決定している。日本は2010年11月に初めて同専門家会合を東京において主催した。

３．阻止訓練の精力的な実施

実際に大量破壊兵器等の拡散を阻止する際のオペレーションを成功に導くため、PSI発足後、陸上・海上・航空等、様々な形態の阻止訓練が世界各地域において実施されている。これらの訓練の主な成果として、①各国の関係機関による大量破壊兵器等の拡散阻止に関する能力の向上、②各国の軍隊、法執行機関、税関当局等の相互の連携の強化、③ PSI非参加国に対するアウトリーチ効果等が挙げられる。

【これまでのPSI阻止訓練】（2016年１月現在）

[2003年]

9月12－14日	オーストラリア主催海上阻止訓練（Pacific Protector）（於：オーストラリア沖）
10月 8－ 9日	英国主催航空阻止指揮所訓練（於：ロンドン（英国））
10月14－17日	スペイン主催海上阻止訓練（Sanso 03）（於：地中海）
11月24－28日	フランス主催海上阻止訓練（Basilic 03）（於：地中海）

[2004年]

1月11－17日	米国主催海上阻止訓練（Sea Saber）（於：アラビア海）
2月19日	イタリア主催航空阻止訓練（Air Brake）（於：シチリア（イタリア））
3月31日－ 4月 1日	ドイツ主催航空阻止訓練（Hawkeye）（於：フランクフルト（ドイツ））
4月13－22日	イタリア主催海上阻止訓練（Clever Sentinel）（於：地中海）
4月19－21日	ポーランド主催陸上阻止訓練（Safe Borders）（於：ポーランド）
6月23－24日	フランス主催航空阻止指揮所訓練（ASPE 04）（於：パリ（フランス））
9月27日－10月 1日	米国主催海上阻止机上訓練（PSI Game）（於：米海軍大学（米国））
10月25－27日	日本主催海上阻止訓練（Team Samurai 04）（於：相模湾沖合及び横須賀港内）
11月 8－18日	米国主催海上阻止訓練（CHOKE POINT 04）（於：キーウエスト（米国））

[2005年]

4月 8－15日	ポルトガル主催海上阻止訓練（NINFA 2005）（於：リスボン（ポルトガル）及びポルトガル沖合）
5月31日－ 6月 2日	チェコ・ポーランド共催陸上阻止訓練（Bohemian Guard）（於：オストラバ（チェコ））
6月 7－ 8日	スペイン主催航空阻止訓練（Blue Action 2005）（於：西地中海地域及びサラゴサ空軍基地（スペイン））
8月15－19日	シンガポール主催海上阻止訓練（Deep Sabre 2005）（於：シンガポール及び同周辺海域）
10月 3－ 7日	ノルウェー主催机上訓練（PSI Game 2005）（於：ベルゲン（ノルウェー））
11月14－18日	英国主催海上阻止訓練（Exploring Themis 05）（於：各国首都（指揮所訓練：14～16日）インド洋（実働訓練：17～18日）

[2006年]

4月 4－ 6日	オーストラリア主催航空阻止訓練（Pacific Protector 06）（於：ダーウィン（オーストラリア））
4月 4－ 5日	オランダ主催海上阻止訓練（Top Port）（於：ロッテルダム（オランダ））
5月24－26日	トルコ主催阻止訓練（Anatolian Sun 2006）（於：各国首都（指揮所訓練：24 ～26 日）、アンタリア（トルコ）（実働訓練：25 ～26 日））
6月21－22日	フランス主催阻止訓練（Hades 06）（於：フランス国内）
9月13－15日	ポーランド・ロシア・デンマーク共催海上阻止訓練（Amber Sunrise）（於：バルト海沿岸）
10月25－31日	米国主催海上阻止訓練（Leading Edge）（於：各国首都（指揮所訓練：25 ～27 日）、ペルシャ湾（実働訓練：29 ～31 日））

[2007年]

4月26－27日	リトアニア主催（ポーランド、ラトビア及びエストニア共催）航空阻止訓練（Smart Raven）（於：ビリニュス及びシャウレイ（リトアニア））
5月27－29日	スロベニア主催海上阻止訓練（Adriatic Gate 2007）（於：コペル港（スロベニア））
6月18－22日	米国主催机上訓練（PSI Game）（於：米海軍大学（米国））
10月13－15日	日本主催海上阻止訓練（Pacific Shield 07）（於：伊豆大島東方海域、横須賀港及び横浜港）
10月29－31日	ウクライナ・ポーランド・ルーマニア共催　陸・海上阻止訓練（Eastern Shield 2007）（於：オデッサ（ウクライナ））

[2008年]

3月10－12日	フランス・ジブチ共催海上阻止訓練（GUISTIR）（於：ジブチ港（ジブチ））
5月12－14日	クロアチア主催海上阻止訓練（ADRIATIC SHIELD 08）（於：リエカ（クロアチア））
9月15－19日	ニュージーランド主催海上阻止訓練（MARU）（於：オークランド（ニュージーランド））

[2009年]

10月24－28日	シンガポール主催海上阻止訓練（Deep Sabre II）（於：シンガポール及び同周辺海域）

[2010年]

1月24－28日	米・アラブ首長国連邦共催海上阻止訓練（Leading Edge 2010）（於：アブダビ（アラブ首長国連邦））
9月15日	オーストラリア主催航空阻止訓練（Pacific Protector 10）（於：ケアンズ（オーストラリア））
10月14－15日	韓国主催海上阻止訓練（Eastern Endeavor 10）（於：釜山（韓国））

[2012年]

7月 3－ 5日	日本主催航空阻止訓練（Pacific Shield 12）（於：北海道札幌市、千歳市（新千歳空港、航空自衛隊千歳基地））
9月26－27日	韓国主催海上阻止訓練（Eastern Endeavor 12）（於：釜山及び釜山沖（対馬海峡の公海上））

[2013年]

2月 3－ 7日	米国・ＵＡＥ共催阻止訓練（Leading Edge 2013）（於：アブダビ（ＵＡＥ））

[2014年]

8月 4－ 7日	米国主催海上阻止訓練（Fortune Guard 14）（於：ホノルル（米国））

[2015年]

11月16－19日	ニュージーランド主催訓練（MARU 15）（於：ウェリントン（ニュージーランド））

第3節 日本の取組

日本は、輸出入管理、国内管理のみならず、輸送段階を含むすべての過程において不拡散の取組を強化する必要があるという考えをとっており、これまで日本が行ってきた大量破壊兵器等の不拡散に関する取組に沿ったものとして、また、日本の安全保障の向上に資するものとして、以下のように、PSIの活動に積極的に参加してきている。

1．アウトリーチ活動の積極的な展開

アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取組の一環として、また、アジア諸国が、日本とともに、大量破壊兵器等の拡散を阻止するための活動に協力・連携することは、日本の安全保障に資するという認識の下、アジア諸国によるPSIへの理解の促進と支持の拡大を目指す活動（アウトリーチ活動）を積極的に展開してきている。日本は、今後とも、多くの国々、とりわけ、近隣のアジア諸国が、PSIの原則に賛同し、その活動に参加、協力するよう、積極的な働きかけを行っていく考えである（第４章第１節参照）。

2．PSI阻止訓練に対する積極的な参加（日本による訓練主催、各国主催訓練への参加）

2004年10月25～27日、日本は、相模湾沖合及び横須賀港内において、日本主催として第１回目となる海上阻止訓練「Team Samurai 04」を実施した。日本からは、海上保安庁及び防衛庁・自衛隊の艦船・航空機が参加したほか、他国からも装備・人員派遣国及びオブザーバー派遣国を合わせて計21か国が参加した。

2007年10月13～15日には、２回目の日本主催海上阻止訓練「Pacific Shield 07」を実施した。日本からは、防衛省・自衛隊の他、警察、税関、海上保安庁から艦船、航空機や乗船・検査チーム等が参加した。また、装備・人員等を派遣した豪州、フランス、ニュージーランド、シンガポール、英国及び米国とオブザーバー派遣国とを合わせて、2004年の訓練の２倍近い40か国からの参加を得た。

2012年７月３～５日には、日本初の航空阻止訓練「Pacific Shield 12」を北海道札幌市、千歳市（新千歳空港・航空自衛隊千歳基地及び周辺施設）において実施した。

また、日本は、これまでに行われている各国主催訓練のほぼすべてにオブザーバーを派遣して参加しており、特に、以下①～⑧の訓練には、艦船等が参加し、積極的に貢献を行っている。

① オーストラリア主催海上阻止訓練「Pacific Protector」（2003年９月） 海上保安庁巡視船・特殊部隊が参加。

② シンガポール主催海上阻止訓練「Deep Sabre2005」（2005年８月） 海上保安庁巡視船並びに海上自衛隊護衛艦（搭載型ヘリコプター含む）及び哨戒機が参加。

③ オーストラリア州主催航空阻止訓練「Pacific Protector 06」（2006年４月） 警察庁・警視庁及び財務省・税関の検査チームが参加。

④ ニュージーランド主催海上阻止訓練「MARU」（2008年９月） 警察庁及び財務省・税関の検査チーム並びに海上自衛隊哨戒機が参加。

⑤ シンガポール主催海上阻止訓練「Deep Sabre Ⅱ」（2009年10月） 警察庁及び財務省・税関の検査チーム並びに海上自衛隊護衛艦（搭載型ヘリコプター含む）及び哨戒機が参加。

⑥ 韓国主催海上阻止訓練「Eastern Endeavor 10」（2010年10月） 海上自衛隊護衛艦（搭載型ヘリコプター含む）が参加。

⑦ 韓国主催海上阻止訓練「Eastern Endeavor 12」（2012年９月） 海上自衛隊護衛艦（搭載型ヘリコプター含む）及び哨戒機が参加。

⑧ 米国主催海上阻止訓練「Fortune Guard 14」（2014年８月） 海上自衛隊護衛艦（搭載型ヘリコプター含む）及び哨戒機が参加。

第4章

不拡散政策の普及（アウトリーチ）

アジアを舞台とした大量破壊兵器関連物資の不正な調達活動の事例が複数報告されているように、この地域における不拡散体制の整備・充実は喫緊の課題となっている。この背景には、域内各国における大量破壊兵器やその開発に転用可能な物資などの生産・供給能力の増大や、中継貿易地としての同地域の重要性の増大の一方で、不拡散の重要性に対する認識や輸出管理体制の整備が十分でないことが挙げられる。

このような状況において、アジア諸国が国際的不拡散体制に積極的に参画し、域内で協力して不拡散の問題に対処していくことは一層重要になっている。日本は、アジア不拡散協議（ASTOP）（第１節参照）やアジア輸出管理セミナー（第２節参照）など各種会合を主催し、拡散問題に対する地域的取組の強化を率先して進めているほか、アジア域内のPSIへの参加を呼びかけるミッションを2003年及び2010年に派遣している。

第1節　アジア不拡散協議（ASTOP）

日本は、2003年以来、ASEAN諸国、中国、韓国そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米国・オーストラリア・カナダ・ニュージーランドから局長級の不拡散政策担当者を招いてアジア不拡散協議（ASTOP、エーストップ）を開催してきている。同協議は、アジアにおける大量破壊兵器・ミサイル関連物資等の不拡散に対する取組強化・認識の向上、及び、2003年５月に発足した「拡散に対する安全保障構想」（PSI）（第３章参照）をアジア諸国に紹介し、PSIへの協力の態様等について議論することを主眼として開始された。

同会合は、その後もほぼ毎年開催されており、2016年１月20日には第12回協議が開催され、北朝鮮の核問題や関連国連安保理決議の各国による着実な履行の重要性について意見交換が行われた。また、国際的な核不拡散体制の維持・強化に関し、アジア各国の国際原子力機関（IAEA）保障措置の強化及び追加議定書の普遍化のための取組、国連安保理決議第1540号の履行や戦略的貿易管理体制の強化について議論が行われた。さらに、拡散対抗のための取組に関し、「拡散に対する安全保障構想（PSI）」についての各国の具体的な取組が紹介されたほか、核セキュリティの実施強化に関し、意見交換が行われた。

こうした努力の結果、各国の不拡散分野での取組、特にIAEA追加議定書の締結やPSIの分野での取組が着実に進展している点が確認されるとともに、関連安保理決議の履行を含め各国の国内体制整備等に関する経験を他の参加国と共有することによって、理解が増進され、今後の積極的な取組を促進する効果が生まれている。また、アジア各国が不拡散に関する措置を国内的に実施していくために必要な支援や協力の内容が明らかになり、今後の具体的協力の方向性が明確に示されるといった成果を挙げている。

第2節 アジア輸出管理セミナー

アジア輸出管理セミナーは、アジア諸国・地域の不拡散・輸出管理担当者を対象に、外務省及び経済産業省の協力の下で一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）の主催により、1993年から毎年開催されている。同セミナーは、アジア地域の輸出管理制度の強化及び不拡散体制の整備のためには、アジア諸国・地域間の協力が必要不可欠との認識の下、アジア地域の輸出管理の重要性に対する共通認識を高め、その輸出管理制度を強化することを目的としている。

第9部

宇宙空間における制度的枠組

第9部 宇宙空間における制度的枠組

第1章 総論

国際社会は、宇宙空間における軍事利用を禁止又は制限する幾つかの国際的な枠組みを既に作成してきている。例えば、1967年に発効した宇宙条約は、宇宙を宇宙空間と月その他の天体とに分け、宇宙空間については、「核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せ」ること、及び「他のいかなる方法によってもこれらの兵器を宇宙空間に配置」することを禁止している。天体については、「もっぱら平和的目的のために」利用されるものとし、「天体上においては、軍事基地、軍事施設及び防備施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施」を禁止している。

宇宙条約以外では、1963年に発効した部分的核実験禁止条約が、宇宙空間における核実験を禁止している。1978年に発効した環境改変技術禁止条約は、宇宙空間の構造に変更を加える技術の軍事的使用その他の敵対的使用を禁止している。1984年に発効した月協定は、「月」を天体と宇宙空間の双方を含む概念と定義した上で、月は「もっぱら平和的目的のために」利用されるものとし、月における武力の行使、武力による威嚇等を禁止した。しかし、月協定の締約国は、主要な宇宙活動国を含まない16か国に留まっている。

第2章
宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）

第1節 ジュネーブ軍縮会議（CD）におけるPAROSに関する議論

長年、宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS: Prevention of Arms Race in Outer Space）はCDの議題の1つとして議論されてきた。1985年から1994年までは、CDの下にPAROSに関する特別委員会が設置され、宇宙条約を補完する新たな条約の作成の必要性、衛星攻撃兵器、対弾道ミサイル・システムの評価などにつき議論が行われた。しかし、実質的な成果は得られず、その後、PAROSに関する特別委員会は設置されていない。

2008年、中国及びロシアが、宇宙空間への兵器の配置を禁止することを含む「宇宙空間における兵器配置防止条約（PPWT）」案をCDに提出した（2014年に改訂版を提出。）。CDは長年にわたって、軍縮条約の交渉を行うための作業計画を採択できずにいたが、2009年に12年ぶりに作業計画をコンセンサスで採択した。同作業計画では、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）交渉のための作業部会の設置が合意されるとともに、PAROSについては実質的議論を行うための作業部会の設置が合意された。しかし、採択された作業計画を実施するための作業日程等についての合意が得られず、結局作業部会の設置にまでは至らなかった。

上記のとおりCDでは作業計画が採択されない、又は、実施されない状態が長年続いていることから、PAROSに関する特別委員会又は作業部会は長年設置されていないが、非公式な形での実質的議論は継続されている。

第2節 日本の立場

日本は、宇宙空間における軍備競争は防止されるべきであるとの観点から、宇宙における軍備競争の問題に関する様々な論点につき総合的に検討し、CDにおける議論に積極的に参加している。

第３章

宇宙活動に関する国際行動規範

第1節　概　要

１．経緯

近年、宇宙利用国や宇宙ゴミ（スペースデブリ）の増加、2007年の中国による衛星破壊（ASAT: Anti-Satellite weapon）実験のような、国際社会として共同して対処すべき新たな課題が生じている。この状況に対して、CD及び国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）を含む宇宙関連の多国間協議の場で法的拘束力を有する新たな条約の策定が困難な中、いわゆるソフトローの策定により、各国の関連の条約等の適切な履行を確保し、宇宙ガバナンスを構築するとの時流が形成されつつある。

そうした中、2008年12月、EUが、法的拘束力を有しないソフトローとして、EU総務・対外関係理事会において、国際社会に対して提案するものとして、宇宙活動に関する国際行動規範案を採択した。その後、各国との協議を踏まえ、EUは、2010年９月、EU総務・対外関係理事会において国際行動規範案の改訂版を採択した。EUは、その後も各国との協議を続け、2012年６月、同行動規範の多国間外交プロセスを正式に開始するため、ウィーンにおいて、すべての国連加盟国に開かれた最初の多国間会合（multilateral meeting）を開催した。その後、EUは、同行動規範に関する多国間の協議を本格的に開始するため、キエフ（2013年５月）、バンコク（2013年11月）及びルクセンブルク（2014年５月）において、すべての国連加盟国に開かれたオープンエンド協議（open-ended consultations）を開催した（注：オープンエンド協議とは、結論を予断しない形で各国からの幅広い参加と議論を歓迎する意図での呼称）。

第３回オープンエンド協議において、多くの国から「協議」の段階から「交渉」の段階に迅速に移行すべきとの意向が表明されたことを受け、EUは、2015年７月、ニューヨークにおいて、多国間交渉会合（multilateral negotiations）を開催した。

２．EU提案の国際行動規範案の概要

宇宙活動の活発化に伴って、宇宙活動の軍事利用と民生利用の境目が曖昧になる中、EUが提案する国際行動規範案は、軍事利用と民生利用の両方の宇宙活動をカバーすることを意図している。また、各国の宇宙活動の透明性及び信頼を醸成する、透明性・信頼醸成措置（TCBM）の一環と位置づけられている。具体的には、署名国は、事故、衝突その他の有害な干渉可能性を最小化する措置をとること、宇宙ゴミ（スペースデブリ）発生低減のため宇宙物体の意図的な破壊等を差し控えること、宇宙物体への危険な接近をもたらす可能性のある運用予定、軌道変更、再突入、衝突等のリスクを通報すること、参加国は、他国が同規範のコミットメントに矛盾する活動を行っていると信ずるに足る理由を有する場合に協議を要請することができること等が盛り込まれている。

第２節　多国間交渉会合の概要

2015年７月、ニューヨークの国連本部内において、EUにより「宇宙活動に関する国際行動規範」多国間交渉会合が開催され、我が国を含む109か国、２国際機関、６NGOが参加した。

多国間交渉会合では、2012年以来4回にわたって開催されてきた多国間の協議を踏まえ、（１）行動規範の内容や（２）今後の協議の取り進め方について議論された。

（１）行動規範の内容に関する議論

主に、次の諸点について議論され、参加者間で一定の理解の深まりがあった。

（ア）行動規範の目的・対象とする宇宙活動の範囲（スコープ）・一般原則については、主に、対象を民生利用の活動のみとするのか、民生・軍事双方を含めた活動を対象とするのか、また、宇宙において自衛権がどのように適用されるのか等について議論された。

（イ）また、関係国間の信頼と相互理解を増進し、宇宙活動の透明性を強化するための協力の仕組みについても議論された。

（２）今後の取り進め方に関する議論

多くの参加者から、規範の交渉は開放的、包摂的（inclusive）、透明かつ非差別的な方法で行われるべきとの意見が表明された。今後の交渉を行う具体的な場として、ジュネーブ軍縮会議（CD）、国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）、国連総会、国連総会第一委員会、同第四委員会といった様々なフォーラムが提案された他、従来進められてきたアドホックな外交プロセスを支持する意見も表明された。今後、どの枠組みで交渉を進めていくか、関係国間で調整が行われる予定となっている。

第３節　日本の立場と取組

日本は、宇宙ガバナンスの構築を目的としたソフトローの整備が、宇宙活動国間の信頼醸成及び日本の安全保障に貢献し、国際社会の宇宙活動の利益ともなるとの立場を踏まえ、国際行動規範案の基本的な概念や原則を支持している。2012年１月には、玄葉光一郎外務大臣が、日本として「EUが主導してきたイニシアティブを歓迎し、本件に関する国際的な議論に積極的に参加する用意がある」旨表明した。日本は、宇宙空間の持続的かつ安全な利用を確保するための同国際行動を早期に策定すべく、これまでの会合において積極的、建設的に議論に参加している。また、同行動規範案が実効的かつ普遍的なものとし、多くの国が同行動規範案に参加できるよう、アジア諸国をはじめ、関係国と密接に協力・意見交換している。

第 10 部

軍縮機関

第10部 軍縮機関

第1章 総論

軍縮・不拡散問題を扱う国際的な機関としては、第一委員会や国連軍縮委員会を含む国際連合（国連。UN：the United Nations）の他、国連以外の機関として、５核兵器国及びその他の60か国により構成され「唯一の多国間軍縮交渉機関」と称されているジュネーブ軍縮会議（CD）、そして化学兵器禁止機関（OPCW）、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）、国際原子力機関（IAEA）がある。これらは一般的に軍縮機関（disarmament machinery）と呼称されることが多い。

国連は、創設以来積極的に軍備管理・軍縮問題に取り組んできている。全国連加盟国により構成される国連総会、及び同総会の下部組織として軍縮・国際安全保障に関する議題を議論する第一委員会、並びに特定の軍縮問題に焦点を当てて議論する国連軍縮委員会といった場の他、国際の平和と安全に第一義的な責任を負う機関である国連安全保障理事会においても、軍縮・不拡散問題が取り上げられてきている。

国連は、軍縮問題に関する議論や決議の採択を行う形で国際社会に影響を与えてきた。冷戦終結後には国連軍備登録制度の設置や、包括的核実験禁止条約（CTBT）の採択(注)、国連小型武器行動計画の採択など具体的な成果をあげている。国連総会では、これまで軍縮問題に特化した国連軍縮特別総会が1978年、1982年及び1988年の計３回開催された。また、国連の軍縮機関には、国連事務総長の諮問機関であって、軍縮問題一般につき事務総長に直接助言を行う国連軍縮諮問委員会や、国連内にあって自律的な立場で軍縮分野の研究を行う国連軍縮研究所（UNIDIR）もある。

CDは米国・英国・フランス・ソ連の４か国合意（1957年）により設立された「10か国軍縮委員会」を起源としている。「18か国軍縮委員会」、「軍縮委員会会議」といった変遷を経て、第１回国連軍縮特別総会（1978年）における決定により設立された「軍縮委員会」を母体として、1984年に「軍縮会議」と名称変更され現在に至っている。

CDでは核軍縮、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）、宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）、消極的安全保証（NSAs）を始めとする事項が扱われているが、国や地域グループにより各事項の優先度が異なること、採択はコンセンサスが原則であることから、1996年にCTBTを作成(注)して以降、実質的な交渉が行われない状況が続いている。国連総会における決定は過半数による多数決によっているが、CDにおいてはコンセンサス方式が採用されているため、CDで合意された条約は実効的なものとなる見込みが得られるという側面がある一方、CDにおける合意の達成は国連総会に比してより困難となる側面もある。

このような長年のCDの停滞状況を打開するためにCDの手続規則の改訂や、CDの外での交渉の可能性等、今後の軍縮機関の在り方が課題として議論が続けられている。

（注）
CTBTは1994 年からCDの核実験禁止特別委員会において交渉された。交渉は２年半にわたって行われたが、最終局面でインドの反対によってコンセンサスで条約案を採択することはできなかった。しかし、CTBT 成立に対する国際社会の圧倒的支持と期待を背景とし、オーストラリアが中心となって、CDで作成された同条約案を国連総会に提出し、1996 年９月、国連総会は圧倒的多数にて同条約を採択した。

第２章

国際連合

第１節　国際連合における議論

国際連合は、1945年の創立以来、国連憲章第11条（国連総会が、軍縮について審議し、加盟国もしくは安全保障理事会（以下、安保理）に勧告を行うことを規定。）等に基づき、軍縮問題についても積極的に取り組んできた。

冷戦時代は、非同盟運動（NAM：Non-Aligned Movement）諸国のイニシアティブによって、1978年、1982年、1988年と計３回の国連軍縮特別総会が開催されるなどの動きはあったものの、全体としては国連を通じた具体的な軍縮・不拡散上の成果は限定的であり、むしろ二国間又は地域的な枠組みを通じて主要な軍縮の合意が形成されてきた。

他方、国連は基本的に総会における議論及び決議の採択という形で軍縮に関与してきている。これらの議論や決議は、その時々の国際情勢、安全保障環境の中で国際社会の軍縮・不拡散問題についての関心や考えを反映したものであり、中長期的にみれば、これらの問題についての国際世論の形成に大きな役割を果たしてきた。

冷戦後は、国連軍備登録制度の設置（1991年）、包括的核実験禁止条約（CTBT）の国連総会における採択（1996年）、国連小型武器行動計画の採択（2001年）、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の採択（2005年）、武器貿易条約（2013年）等、国連総会の場を通じて軍縮・不拡散の具体的な成果を上げている。また、安保理は、2001年の米国同時多発テロ以降の、テロ組織等の非国家主体に対する大量破壊兵器拡散への懸念の高まりを受けて、2004年４月には不拡散に関する安保理決議第1540号を採択した。2006年以降には、北朝鮮やイランといった個別の地域問題等について制裁を含む決議を採択しており、国際的な不拡散体制の強化について安保理が果たす役割は近年急速に増大している。

こうした国連における活動は、国連軍縮局（Department of Disarmament Affairs）によって支えられてきた。国連軍縮局長のポスト（事務次長レベル）は、1987年から1992年まで明石康氏が、2003年５月から2006年１月まで阿部信泰氏（元外務省軍備管理・科学審議官、元国連事務次長）が、2006年４月から2007年２月まで田中信明氏（元駐トルコ大使）が務めた。同局は、潘基文国連事務総長の提案に基づいて、2007年２月に採択された国連総会決議により、同年４月廃止され、国連軍縮部（Office of Disarmament Affairs）に格下げされる形となったが、国連軍縮部を統括することとなった上級代表は、事務総長の直轄とされ、引き続き事務次長レベルとして扱われている。2007年７月から2012年２月までブラジルの元外交官のセルジオ・ドゥアルテ氏が、同年３月から2015年５月までドイツ出身の国連職員として経験豊富なアンゲラ・ケイン氏が同代表を務めた。2015年６月以降は韓国出身のキム・ウォンス氏が上級代表代行に就任している。国連軍縮部には、大量破壊兵器部門、通常兵器部門、地域軍縮部門、情報・アウトリーチ部門、ジュネーブ軍縮会議（CD）事務局及び会議支援部門の５部門が置かれている。また、国連軍縮部は、ウィーンにも2011年に事務所を設置した。

第２節　国連総会（第一委員会、UNDC）

国連において、軍縮・不拡散問題は、主に、総会の下に設置され軍縮・国際安全保障関係のテーマを議論する第一委員会において議論されている。そのほか、総会の補助機関として特定の軍縮問題を重点的に取り上げて議論する国連軍縮委員会（UNDC）も存在する。

１．第一委員会

従来、国連総会の第一委員会においては、軍縮問題が、政治、安全保障、技術の問題等と一緒に議論されていたが、1978年の第１回国連軍縮特別総会は、「総会の第一委員会は、軍縮問題及び関連する国際安全保障問題のみを取り扱う」旨の決定を行い、以降第一委員会では主として軍縮・国際安全保障問題が議論されてきている。この委員会は、毎年秋の国連総会一般討論後、約４週間の会期で開催される。

第一委員会では毎年数多くの軍縮関連の決議が採択され、国際的な気運を高め、方向性を示す役割を果たしている。また、その動向は軍縮・不拡散の流れを見極める上で極めて重要である。日本も毎年、この分野における重要事項の決議案を提出している。

具体的には、日本は、1994年から1999年まで「究極的核廃絶」決議案を提出し、2000年から2004年までは、同年５月のNPT運用検討会議の成果を踏まえて、全面的核廃絶に至るまでの具体的道筋を示した「核兵器の全面的廃絶への道程」決議案を提出した。2005年から2009年までは、同年５月のNPT運用検討会議の決裂、９月の国連首脳会合で採択された成果文書における軍縮・不拡散への言及の欠如を踏まえて、新たに「核兵器の全面的廃絶への新たな決意」決議案を提出した。2010年から2014年までは、同年５月のNPT運用検討会議において10年ぶりに全会一致で最終文書が採択されたことを受け、従来に比べ包括的で、核兵器のない世界に向けた国際社会の具体的行動を求める「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」決議案を提出した。2015年には、同年５月のNPT運用検討会議において合意が得られなかったことを受けて、「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」決議案を107か国の共同提案国を代表して提出した。いずれの決議案もこれまで圧倒的支持を得て採択されてきており、2015年においては、166か国の賛成を得て国連総会で採択された（第１部第２章第２節２参照）。

また、日本は、小型武器問題が国際社会で本格的に提起された1995年からほぼ毎年、小型武器に関する決議案を南アフリカ及びコロンビアと共同で提出している。2015年の決議案は、2012年８月末に開催された第２回国連小型武器行動計画履行検討会議及び2014年５月に開催された第５回国連小型武器行動計画隔年会合の成果文書の支持を想起し、同行動計画の実施をさらに強化するために各国に対し、有効な国際協力・支援等を呼びかけるとともに、同行動計画の更なる実施のために国際社会の機運を高めるものである。本決議案は、第一委員会及び国連総会本会議においてコンセンサスで採択された。

２．国連軍縮委員会（UNDC）

国連は、軍縮問題について研究・勧告を行う目的で、当初「原子力委員会」と「通常軍備委員会」の２つの委員会を設置した。その後、1952年の第６回国連総会において、両者の業務を統合し、軍縮条約に盛り込まれるべき提案を用意する新たな機関として「国連軍縮委員会（UNDC：United Nations Disarmament Commission）」を設置した。この委員会は、軍縮問題で見るべき成果を上げることができず、長い間休眠状態にあった。1978年の第１回国連軍縮特別総会において、この委員会を改編し、すべての国連加盟国が参加して軍縮分野における問題を検討し勧告する国連総会の補助機関として、現在のUNDCを設立することが決定された。

UNDCは、その翌年の1979年より毎年、４月の時期に約３週間の会期でニューヨークにて議論を行っており、慣行として、同一の議題を３年間継続して扱う。1997年から1999年までの３年間は、「非核兵器地帯」、「第４回軍縮特別総会」及び「実際的軍縮」の３つの議題について議論され、非核兵

器地帯の設立に際しての原則とガイドラインについて合意された。しかし、その後は、UNDCにおいて新たな議題が取り上げられ議論が継続されているものの合意文書を採択することができない状況が続いている。最近の具体的な議題や動きは次のとおりとなっている。

2012年、過去10年以上UNDCが機能不全に陥っている現状打開を目指し、「UNDCの作業方法」に焦点を当てた議題が西側を中心に提案されたが、非同盟運動（NAM）諸国は「軍縮の10年宣言」を議題に入れることを主張した。結局、2012年から2014年の３年サイクルでは、前回サイクルと同一の「核軍縮・核不拡散の目的を達成するための勧告」及び「通常兵器分野における現実的な信頼醸成措置」を議題とすることが決定されたが、いずれも実質的な合意が達成されなかった。2015年から始まった今次サイクルにおいても引き続き「核軍縮及び核兵器不拡散の目的を達成するための勧告」と「通常兵器分野における実効的な信頼醸成措置」が議論されている。

第３節　安全保障理事会

軍縮・不拡散の問題は、国際の平和と安全に第一義的な責任を負う機関である安保理においても取り上げられてきている。

NPTが成立した1968年には、いわゆる「積極的安全保証（PSAs）」（核兵器の使用の犠牲になったか、或いはその威嚇を受けている非核兵器国に対して積極的に援助を与えること。）に関する安保理決議第255号が採択され、また、1995年には、NPT交渉過程から非核兵器国により問題提起され続けてきたいわゆる「消極的安全保証（NSAs）」（核兵器国が非核兵器国に対して核兵器を使用しない、又は使用するとの威嚇を行わないこと。）に関する安保理決議第984号が採択された。さらに、1992年１月には、軍縮、軍備管理及び不拡散における進展が国際の平和と安全の維持に果たす決定的な役割を再確認し、大量破壊兵器の拡散は国際の平和と安全に対する脅威であるとする安保理議長声明が発出された。

2004年４月には、不拡散に関する安保理決議第1540号が全会一致で採択された。これは、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散が国際の平和と安全に対する脅威を構成することを明記した初の国連憲章第７章下の安保理決議である。決議の主な内容は、①大量破壊兵器及びその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を試みる非国家主体に対し、すべての国がいかなる形態の支援を提供することも差し控えることを決定、②非国家主体が、特にテロの目的で、大量破壊兵器及びその運搬手段を製造、取得、所持、開発、輸送、移転又は使用すること及びそうした活動に従事、共犯として参加、援助又は資金提供することを禁じる適切で効果的な法律をすべての国家が採択、執行することを決定、③関連物資等に対する管理を確立することを含め、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散を防止する国内管理を確立するための効果的な措置をすべての加盟国がとることを決定し、物理的防護措置、国境管理、法執行措置、厳格な輸出管理を策定、維持することを決定するものである。この決議に基づき、安保理の下に設置期間を２年間とする委員会（通称「1540委員会」）が置かれ、すべての加盟国が、本件決議の実施につき報告することが定められた。また、自国領域内においてこの決議の条項を実施するにあたり法令整備・法執行体制等が欠けている国からの要請に応え、適切な支援を提供するよう各国に呼びかけている。なお、同委員会の設置期間は、安保理決議第1673号（2006年４月採択）及び安保理決議第1810号（2008年４月採択）により累次延長され、安保理決議第1977号（2011年４月採択）により、2021年４月まで延長された。日本は、同決議に基づき、決議の実施に関して日本が取っている措置を1540委員会に報告するとともに、同決議を各国が完全に実施するよう呼びかけ、そのために必要な支援を行う用意がある旨表明してきている。

2009年９月には、オバマ米国大統領が議長を務めた核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合が

開催された。日本からは鳩山由紀夫総理大臣が出席し、全会一致にて安保理決議1887号を採択した。同決議は、核軍縮、不拡散、原子力の平和的利用、核セキュリティのそれぞれの分野について、国際社会として取り組むべき方向性を示すとともに、その実現にむけた協力を呼びかけた。

安保理は、上記のように、安全保障や軍縮・不拡散一般に関する決議・議長声明を発出してきているが、これらとは別に、個別の地域問題についても、決議や議長声明を発出してきている。特に、2006年以降、北朝鮮及びイランの核問題等に関して一連の決議が採択されたことは、不拡散分野における安保理の取組として大きな進展である。なお、日本は、いずれの決議も誠実に履行している。

北朝鮮については、現在まで制裁措置を含む複数の安保理決議が採択されている。2006年７月に実施された北朝鮮のミサイル発射に対して、安保理は、北朝鮮の弾道ミサイル発射を非難し、北朝鮮及び加盟国に具体的な措置の実施を求める安保理決議第1695号を全会一致で採択した。同決議は、北朝鮮に対し、弾道ミサイル計画活動の停止、モラトリアム再確認、六者会合復帰等を要求するとともに、すべての加盟国に、厳格な輸出管理、資金移転防止措置等を要求している。

同年10月の北朝鮮による核実験実施の発表を受けて、日本が議長国を務めていた安保理は、安保理決議第1718号を全会一致で採択した。同決議は、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画、大量破壊兵器・弾道ミサイル計画の放棄等を要求するとともに、すべての加盟国が、軍関連及び核・ミサイル・大量破壊兵器関連の特定品目等の供給防止、奢侈品の輸出禁止、関係者の入国禁止、資産凍結等を行うことを要請している。

また、2009年５月の北朝鮮による核実験を受け、同年６月に安保理は、安保理決議第1874号を全会一致で採択した。同決議には、北朝鮮に対する制裁措置として、武器禁輸の強化、輸出入禁止品目の疑いがある貨物の検査の強化、資産凍結やモニタリング等の強化による金融資産の移転の抑止や新規援助及び貿易関連の公的資金支援禁止の要請といった金融面の措置、北朝鮮制裁委員会の強化（同決議により新たに設置された専門家パネルについては、安保理決議第1928号、第1985号及び第2050号によりマンデートを約１年ずつ延長）などが盛り込まれている。

さらに、2013年２月の３度目となる核実験の強行を受け、安保理は同年３月に、北朝鮮による核実験を国連安保理決議違反と認定し、非難とするとともに、制裁の追加・強化を含む強い内容が含まれる決議第2094号を採択した。同決議には、北朝鮮に対する更なる制裁措置として、資産凍結対象の追加指定、金融サービス提供禁止措置の強化、入国禁止個人の追加指定、入国禁止対象の拡大・強化、輸出禁止対象となる奢侈品に含まれるべき品目の特定、自国領域内の貨物検査の義務化、緊急の場合を除き公海での貨物検査要請を拒否する船舶の自国への入港禁止などが盛り込まれている。

また、国際社会の度重なる要求を無視してウラン濃縮関連活動等を行ってきたイランに対して、安保理は、2006年３月、イランの核問題に関する国際原子力機関（IAEA）理事会の要求事項を履行するよう求めた議長声明を採択したのに続き、同年７月には、イランに対し、すべての濃縮関連・再処理活動の停止を要求する内容の安保理決議第1696号を採択した。同決議の採択にもかかわらず、イランは濃縮関連活動を続けたため、イランに対する制裁措置を含む以下の安保理決議を全会一致で採択した。

同年12月に採択された安保理決議第1737号では、イランに対し、すべてのウラン濃縮関連・再処理活動及び重水関連計画の停止等を義務づけるとともに、すべての加盟国に対し、イランに対する核・ミサイル関連物資・技術及び関連する資金の移転防止、核・ミサイル関連品目のイランからの調達禁止、イランの核活動等に関与する団体・個人の資産凍結、入国・通過の監視・通知を義務づけるとともに、関連する分野での専門教育・訓練の監視・防止等の措置を要請している。

2007年３月に採択された決議第1747号では、資産凍結措置等の対象となる団体・個人を追加し、イランからの武器調達禁止を義務づけるとともに、イランへの大型武器輸出等の監視及び抑制、イランへの新規無償援助・借款等の停止（人道・開発目的を除く）等の措置をとるよう加盟国に要請した。

2008年３月に採択された決議第1803号では、資産凍結措置等の対象となる団体・個人を追加するとともに、特定の個人についての入国・通過防止措置を決定し、イランに所在するすべての銀行との取引の監視、輸出信用等を含めた公的な金融支援の実施の監視、イランの特定企業が所有・運航する航空機及び船舶に対する輸出入禁止品目の疑いがある貨物の検査等の措置を加盟国に要請した。

さらに、イランによる累次の安保理決議違反等を受け、2010年６月、安保理は決議第1929号を採択した。同決議では、イランに対する追加的な措置として、武器禁輸の強化、資産凍結及び入国・通過防止措置等の対象となる団体・個人の追加、輸出入禁止品目の疑いがある貨物の検査の強化等を決定するとともに、一定の条件下での金融サービス等の提供の防止やイランの銀行による自国企業との合弁企業設立や取引関係（コルレス関係）確立の禁止等を要請する等の金融面の措置、イラン制裁委員会の強化（専門家パネルの設置）などを含んでいる。

2015年７月、EU3+3とイランとの間で核問題に係る最終合意である包括的共同作業計画（JCPOA）が発表されたことを受け、安保理は決議第2231号を採択し、同決議においてJCPOAを承認した。同決議は、加盟国にJCPOAの履行のために適切な行動をとるよう要請し、IAEAに必要な検証・監視活動を行うよう要請している。さらに、2016年１月16日、JCPOA上の「履行の日」が到来し、これまでの関連安保理決議が終了した。これを受けて日本は決議第2231号に基づく措置を履行した。

第４節　国連軍縮諮問委員会

国連軍縮諮問委員会は、国連事務総長の諮問機関であり、軍縮問題一般につき事務総長に直接助言を行う。また、ジュネーブの国連軍縮研究所（UNIDIR）の運営を監督する理事会としての機能も併せ持つ。

この委員会は、1978年の第１回国連軍縮特別総会でワルトハイム国連事務総長が行った提案に基づき、事務総長の下に30人の有識者より構成される軍縮諮問委員会が設置されたことに始まる。当時の委員会は、計７回の会合を開催して1981年にその任務を終了したが、1982年、第37回国連総会決議（37/99K）によって同委員会の復活が決定され、現在に至っている（1989年に現在の名称に改定。）。

この委員会は、毎年２回、ニューヨークとジュネーブで会合を開催している。また、同委員会は、個人の識見を基礎として、公平な地域代表の原則を考慮して事務総長から個人の資格で任命される約15名で構成される。日本からは、1992年から1998年まで堂之脇光朗氏（元軍縮代表部大使）が、1999年から2002年まで田中義具氏（元軍縮代表部大使）が、2003年から2006年まで猪口邦子氏（元軍縮代表部大使）が、2008年から2012年までは阿部信泰氏（元国連事務次長、元駐スイス大使）が委員を務めた。2015年に開催された会合では、「核兵器の使用における非人道的結末」や「軍縮の課題と増しつつある非政府主体」等の議題について議論された。

第3章

ジュネーブ軍縮会議（CD）

第1節 概　要

ジュネーブ軍縮会議（CD：Conference on Disarmament）は、唯一の多国間軍縮交渉機関である。国連を中心とした第二次世界大戦後の軍縮努力がなかなか進展しない中、1959年に米国、英国、フランス、ソ連を中心に国連の外での軍縮交渉の場として設置された「10か国軍縮委員会」が発展し、現在の形となった。

現在の加盟国は65か国であり、①米国を中心とする西側グループ（25か国）、②ロシアを中心とする東側グループ（６か国）、③非同盟運動（NAM）諸国を中心とするG21グループ（33か国）及び④中国、により構成される（日本は1969年に西側グループの一員として加盟）。これは東西ブロックが対峙していた冷戦期の対立構造を受け継いでいる。

CDはこれまで、前身の機関も含めて、核兵器不拡散条約（NPT、1968年）、生物兵器禁止条約（BWC、1972年）、化学兵器禁止条約（CWC、1993年）、包括的核実験禁止条約（CTBT、1996年）等、重要な軍縮関連条約を作成したものの、CTBT以降、実質的交渉を行うことができていない。

第2節 CDの停滞と打開への努力

1．CDにおける作業計画をめぐる交渉

CDでは、核軍縮、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）、宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）、消極的安全保証（NSAs）をはじめとする事項が取り扱われているが、地域グループや国により各事項の優先度が異なること、採択はコンセンサスが原則であることから、僅かな例外を除いて、実質的交渉を行うために必要な年間の作業計画（programme of work）を採択することができない状況が続いている。

最近では唯一2009年に作業計画が採択された。同作業計画は、FMCTについては交渉を、PAROS及びNSAsについては実質的議論を、核軍縮については意見及び情報交換を行うことを決定した。しかし、採択直後から、パキスタンが作業計画を実際に実施するための日程や議長を定める「作業計画の実施決定」案の採択に反対したことから、一旦合意済みの作業計画を実際に実施することはできなかった。その後も、パキスタンがFMCT交渉開始に反対し続けており、作業計画を採択できない状況が続いている。

このように作業計画を採択できず条約交渉を開始できない状況が続く中であっても、上記の４主要事項を含め少なくとも実質的議論は行うべきとの意見を踏まえ、最近では活動スケジュール（schedule of activities）の下で各事項について非公式な議論を行っている。同時に、作業計画に関する非公式作業部会も設置して、作業計画の合意の促進を図っている。なお、我が国は2014年会期において、３月17日～５月23日まで議長国を務めた。

2．CD再活性化に関するハイレベル会合

2010年９月、ニューヨークにおいて、このような状況を打開しCDの活動を再活性化させるため、

国連事務総長主催CDハイレベル会合が開催された。CDに政治的推進力を与えその状況を前進させるための議論が行われ、国連においても同会合のフォローアップを行っていく旨の議長総括が発出された。日本からは前原誠司外務大臣が出席し、①CDは一定の期限を設けて議論し、②それが困難な場合は代替案を検討すべき、③ FMCT交渉の目処が立たなければ、日本が他の賛同国と共に、交渉の場の提供等のイニシアティブを取る用意がある旨を表明した。2011年７月、上記ハイレベル会合のフォローアップ会合が国連総会で行われたが、実質的な成果はなく終了した。

３．国連総会決議

上記のCDハイレベル会合を受けて、同年の第65回国連総会第一委員会において、オランダ、豪州、マレーシア、ウルグアイ、オーストリア及びメキシコが中心となって「CDハイレベル会合フォローアップ：CD再活性化及び多国間軍縮交渉の前進」決議案を提出した。同案は賛成多数で採択された。第66回国連総会（2011年）においては、オランダ、スイス及び南アが「CD再活性化及び多国間軍縮交渉の前進」決議案を提出した。「加盟国に対し、適切な場において、CDを含む国連軍縮機関全体の再活性化のための選択肢（options）、提案及び要素を探求、検討及び整理するよう招請する」内容の同決議案は、無投票採択された。第67回国連総会（2012年）以降は、次回総会に本件議題を挿入することのみを決める決定案が採択されており、特段の進展はない。このように具体的な成果が得られている訳ではないが、国連総会決議を通してCDを再活性化させる試みはされている。

他方で、CDが作業計画を採択できていない状況を受け、国連総会決議を通した新たな試みも見られている。2012年の第67回国連総会第一委員会において、オーストリア、メキシコ及びノルウェーの３か国が多国間核軍縮交渉を前進させるための提言を策定するオープンエンド作業部会（OEWG）の設置を決める決議案を提出し、投票により採択された。これにより、2013年にジュネーブで最長３週間、国際機関や市民社会の参加も得て同作業部会が開催されたが（５核兵器国は参加せず。日本は参加。）、特段具体的な提案に合意できずに終了した。2013年の第68回国連総会第一委員会においては、国連事務総長が加盟国の意見聴取を行い、翌年の国連総会での作業部会の再度の設置を含め、今後のオプションを模索することとなった。2014年の第69回国連総会第一委員会でも同様の決議が採択された。この決議は2015年においては、核兵器のない世界を達成・維持するために締結される必要のある具体的かつ効果的な法的措置、法的条文及び規範について実質的に検討するためのOEWGを設置する決議に発展した（第３部第５章第５節２を参照）。

第 11 部

市民社会との対話・協力

第11部 市民社会との対話・協力

第1章 総論

近年、地球規模の課題に対処する上で、非政府組織（NGO）をはじめとする市民社会の果たす役割は益々大きくなっている。特に、紛争終了直後の緊急援助などの活動においては迅速な活動ができるNGOと各国・国際機関との連携が不可欠となっているほか、軍縮・不拡散の分野においても、国際的な取組を前進させるための機運を盛り上げたり、犠牲者支援などの現場プロジェクトを実施したりする上で、NGO等の市民社会の取組が重要な役割を担っている。

核軍縮の分野では、広島市及び長崎市が中心となり、2020年までの核兵器廃絶を目指す行政指針「2020ビジョン」を策定した「平和首長会議」(注)が世界中の多くの都市の首長の参加を得て開催されているほか、2015年５月の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議において開催されたNGOセッションには、広島市長や長崎市長の他、日本から渡航した被爆者団体が参加した（第２部第２章参照）。また、通常兵器の分野においても、NGO間での国際的な連携が強まっており、各国政府に対する影響力も増大している。

軍縮・不拡散に取り組む上で、NGOをはじめとする市民社会の意見に十分耳を傾け、これらとの連携を進めることは有意義であり、日本政府としても、近年、市民社会との対話・協力を強化している。

（注）平和首長会議

1982年6月、ニューヨークの国連本部で開催された第２回国連軍縮特別総会において、荒木武広島市長が、世界の都市が国境を越えて連携し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと「核兵器廃絶に向けての都市連携推進計画」を提唱。平和首長会議は、この趣旨に賛同する世界各国の都市で構成された団体。世界161か国・地域6,991都市の賛同を得ている。（2016年１月現在。平和首長会議ホームページより。）

第２章 シンポジウム・ワークショップの開催及びNGOとの対話・協力

第１節 核軍縮・不拡散

世界で唯一の戦争被爆国である日本では、核兵器廃絶への市民の願いは切実であり、被爆地である広島・長崎の地方自治体や、被爆者を含め核兵器廃絶を追求するNGOの活動が活発である。核兵器使用の惨禍が再び起こらないよう国際社会に訴えていくことは重要であり、政府は、これらのNGO等と対話を行っている。

例えば、総理大臣を始め日本政府関係者は毎年８月に広島市及び長崎市において各々開催される平和記念（祈念）式典に参列しており、また同式典に併せて開催される被爆者との会合にも出席している。

さらに、国連総会等の国際会議前後や会議開催中に、東京や現地で多くのNGOと頻繁に意見交換を行っている。例えば、2010年からは、外務省において、外務省とNGO諸団体との意見交換会を実施しており、2013年７月には若林健太外務大臣政務官、2014年３月には石原宏高外務大臣政務官、同年９月及び2015年３月には宇都隆史外務大臣政務官、2016年２月には黄川田仁志外務大臣政務官が出席して活発な意見交換を行った。

2012年８月に、日本外務省と国連大学が共催で「軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラム」を長崎市にて開催した。このフォーラムでは、19か国４国際機関から政府関係者、NGO、メディア関係者等約250名が参加し、核兵器のない世界の実現に向けた軍縮・不拡散教育（第４章参照）の役割と在り方、教育を実践していく上での課題等について議論を行った。（第４章第４節参照。）

2014年10月、第69回国連総会第一委員会（於：ニューヨーク）において、日本、オーストリア及びメキシコは、軍縮・不拡散教育に関するサイドイベントを共催し、NGOを中心に約70人が参加した。アンゲラ・ケイン国連軍縮担当上級代表やオーストリア、メキシコ、日本政府代表の他、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会暫定技術事務局、ジェームズ・マーティン不拡散研究センター（CNS）の関係者がパネリストとして参加し、軍縮・不拡散教育における市民社会の役割の重要性について議論した。

2015年４月には、各国の高校生や教師等を対象に軍縮・不拡散教育プログラムを実施しているCNSが、広島女学院中学高等学校、広島県及び広島市と共に「Critical Issues Forum」を広島市にて開催した。同フォーラムは、「核兵器のない世界：青少年教育の役割」をテーマに開催され、岸田外務大臣がスピーチを行った他、中村吉利軍縮不拡散・科学部審議官が基調講演を行った。

第2節 通常兵器

（1）対人地雷

2014年４月、国連広報センター及び立教大学主催の「国際地雷デー、記念イベント：映像から考える、地雷のない世界」が開催され、ドキュメンタリー映像の「ワンダーランド」の上映とパネルディスカッションが行われた。外務省からもパネルディスカッションに参加した。

2014年６月、モザンビークで開催された対人地雷禁止条約（オタワ条約）第３回検討会議中に、地雷対策の南南協力をテーマにサイドイベントを実施した。地雷対策分野の南南協力を促進するJICA、知見の提供者としてのカンボジアのカンボジア地雷対策センター（CMAC）、アンゴラ国家地雷対策機関（IAND）がそれぞれの視点からプロジェクトの状況と利点を豊富な写真を用いながらプレゼンテーション形式により紹介し、各国政府及びNGOから多数の参加があった。

（2）武器貿易条約（ATT）

2014年９月、カンボジアにおいて、PGA（Parliamentarian for Global Actions; 地球規模問題に取組む国際議員連盟）、コントロールアームズ（NGO）及びノンバイオレンス・インターナショナル（NGO）共催により「武器貿易条約（ATT）署名及び批准のためのアジア太平洋地域議員ワークショップ」が開催され、アジア太平洋の国会議員、日本外務省職員を含む政府関係者の他、国際機関、NGOの職員が参加し、二日間にわたり活発な議論が行われた。会合では様々な出席者から、条約の批准に向けて、各国による国内立法への支援の必要性、条約の各国語への翻訳の支援の必要性等が指摘された。また、国内においてもオックスファム・ジャパンを含むNGO関係者や有識者との意見交換を行っている。

第３章

国連との連携

第１節　国連軍縮会議

国連軍縮会議は、各国から政府高官、専門家、メディア、NGO関係者等が出席し、軍縮に関する各種論点につき自由な議論を行う会議である。国連総会やジュネーブ軍縮会議（CD）など政府代表により構成される通常の軍縮関連の国際会議と異なり、決議や合意文書等が採択される会議ではない。

経緯としては、1988年の第３回国連軍縮特別総会において、竹下総理が国連主催の軍縮会議を我が国において開催する用意がある旨表明したことを受け、翌1989年（平成元年）から我が国においてほぼ毎年開催されてきている。開催地については、国内の地方都市による開催受け入れの意向を踏まえて国連事務局が決定してきており、我が国政府は、本件会議に協力名義を付与するとともに、会議冒頭に政府代表演説を行ってきている。

本件会議を日本国内で開催することは、我が国の軍縮に対する積極的姿勢を国内外に示し、軍縮に関する国際的な議論を活性化するという意味で意義がある。また、国内の地方都市で開催することにより、軍縮に対する関心を国民（特に若者）の間で喚起させ、意識の高揚を図ることにも繋がる。

直近では、2015年８月に広島市で第25回会議が開催された。同年４～５月に開催された2015年NPT運用検討会議で最終文書が採択されなかったことを受け、同会議では今後の核軍縮・不拡散体制の再構築等が議論された。

第２節　国連軍縮フェローシップ・プログラム

1978年の第１回国連軍縮特別総会において、特に開発途上国における軍縮専門家を育成するために、国連軍縮フェローシップ・プログラムを実施することが決定された。これに従い、1979年以来毎年、軍縮に携わる各国の若手外交官や国防省関係者等がこのフェローシップ・プログラムに参加し、軍縮・不拡散に関係のある国際機関、研究施設や関係国を訪問し、見識を深めている。

日本との関係では、1982年の第２回国連軍縮特別総会において、鈴木善幸総理大臣が、このフェローシップ・プログラムの参加者を広島及び長崎に招待する提案を行い、翌1983年以来、毎年約30名の日本への招待を実現してきている。フェローシップ・プログラムでの日本への招待は2015年で33回目を迎え、この間、857名の各国の外交官等が日本を訪問した。2015年のプログラムにおいては、長崎市・広島市を訪問した。両市においては、地元自治体の協力を得て、被爆者の証言を聞いたり、原爆資料館や平和公園を訪問したりして、核兵器使用の惨禍の実相についての理解を深めた。また、国際問題研究所の軍縮・不拡散促進センターにおける軍縮専門家との議論や外務省員との意見交換など、様々な観点から日本の軍縮・不拡散分野における取組について学んだ。

現在、世界の軍縮外交の第一線で活躍する各国外交官の中には本プログラムの出身者も多く、その多くが日本でのプログラム、特に被爆地である広島・長崎の訪問に非常に感銘を受けたと述べている。このように、本件研修の実施は、核兵器使用の非人道性を広く世界に訴えるとともに、軍縮・不拡散分野における日本の取組を世界にアピールしていく上で非常に有意義である。

【参考】過去の開催実績

我が国で開催された国連軍縮会議

回	会議名	期間	参加者	テーマ	政府代表
1	第１回京都会議	平成元年 4月19日 ~22日	31ヶ国 91人	「世界の軍縮の現状と課題」	宇野外務大臣
2	仙台会議	平成2年 4月16日 ~19日	21ヶ国 42人	「科学技術の趨勢と国際平和・安全保障への影響」	石井外務政務次官
3	第２回京都会議	平成3年 5月27日 ~30日	37ヶ国 98人	「冷戦後の国際システムと多国間軍縮努力への挑戦」	海部総理大臣
4	第１回広島会議	平成4年 6月15日 ~18日	23ヶ国 69人	「大量破壊兵器及び通常兵器の不拡散」 「北東アジアにおける安全保障及び信頼醸成構築のための方策」	堂ノ脇軍備管理軍縮担当大使
5	第３回京都会議	平成5年 4月13日 ~16日	38ヶ国 88人	「相互依存世界における軍縮と国家の安全」	柿澤外務政務次官
6	第２回広島会議	平成6年 5月24日 ~27日	19ヶ国 66人	「軍備の透明性、地域対話及び軍縮」	平田外務政務次官
7	第１回長崎会議	平成7年 6月12日 ~16日	36ヶ国 91人	「過去の半世紀における軍縮努力と将来への展望」	園田官房副長官 （村山内閣総理大臣代理）
8	第３回広島会議	平成8年 7月17日 ~20日	22ヶ国 62人	「より安全な、また、核兵器のない世界に向けての共通の努力」	池田外務大臣
9	第１回札幌会議	平成9年 7月22日 ~25日	25ヶ国 71人	「軍縮及び地域安全保障のための新たな課題」	高村外務政務次官
10	第２回長崎会議	平成10年 11月24日 ~27日	22ヶ国 70人	「核兵器のない世界に向けて」	武見外務政務次官
11	第４回京都会議	平成11年 7月27日 ~30日	24ヶ国 60人	「今後10年間の安全保障上の懸念及び軍縮戦略」	武見外務政務次官
12	秋田会議	平成12年 8月22日 ~25日	22ヶ国 63人	「21世紀の軍縮と国連：その戦略と行動」	浅野外務政務次官
13	石川・金沢会議	平成13年 8月28日 ~31日	16ヶ国 65人	「アジア太平洋地域：21世紀における安全保障の範囲及び軍縮の変革」	小島外務大臣政務官
14	第５回京都会議	平成14年 8月7日 ~9日	12ヶ国 37人	「国際安全保障と軍縮に対するテロリズムの挑戦－世界及び地域への影響」	水野外務大臣政務官
15	大阪会議	平成15年 8月19日 ~22日	18ヶ国 55人	「軍縮とその将来」	天野軍備管理・科学審議官
16	第２回札幌会議	平成16年 7月26日 ~29日	16ヶ国 72名	「平和・安全保障に対するさまざまな挑戦及び今日の軍縮」	田中外務大臣政務官
17	第６回京都会議	平成17年 8月17日 ~19日	20ヶ国 55名	「国連の60年と軍縮促進のための新たな努力」	中根軍縮不拡散・科学部長
18	横浜会議	平成18年 8月21日 ~23日	15ヵ国 50名	「憂慮すべき核拡散危機と地域及び国際の平和と安全」	伊藤外務大臣政務官
19	第３回札幌会議	平成19年 8月27日 ~29日	16ヵ国 80名	「核兵器及びその他の大量破壊兵器のない世界に向けての新たなビジョンと求められる指導力」	中根軍縮不拡散・科学部長
20	第１回さいたま会議	平成20年 8月27日 ~29日	16ヵ国 87名	「核軍縮、核不拡散と原子力エネルギーの平和的利用：傾向と課題」	柴山外務大臣政務官
21	新潟会議	平成21年 8月26日 ~28日	21ヵ国 85名	「新潟から世界へ：核兵器のない世界に向けた新しい決意と行動」	浅野内閣官房副長官
22	第２回さいたま会議	平成22年 8月25日 ~27日	18ヵ国 80名	「核兵器のない世界：構想から行動へ着実な前進」	武正外務副大臣
23	松本会議	平成23年 7月27日 ~29日	24ヵ国 92名	「核兵器のない世界に向けた緊急の共同行動」	徳永外務大臣政務官
24	静岡会議	平成25年 1月30日 ~2月1日	16ヵ国 75名	「平和で安全な未来の創造：喫緊の課題と解決策」	若林外務大臣政務官
25	第４回広島会議	平成27年 8月26日 ~28日	23ヵ国 83名	「2015年 NPT運用検討会議後の核兵器のない世界の実現に向けて」	城内外務副大臣 （岸田外務大臣代理）

第4章

軍縮・不拡散教育

第1節 総　論

軍縮・不拡散教育とは、世界的な軍縮・不拡散の着実な進展に向けた政府や市民社会の取組を支える基礎となるものである。同教育は、核兵器を含む様々な兵器による破壊的な作用がもたらす帰結、及びそれら兵器の拡散の危険性並びに対処の必要性について個人・社会の意識を向上させ、そのような知識及び実践を基礎として、国際安全保障や軍縮・不拡散問題への国・社会・個人の各レベルにおける具体的な取組の在り方について、自ら考え行動する能力を高めることを目的としている。

国連における軍縮・不拡散教育の動きとしては、まず、2000年にニューヨークで開催された国連軍縮諮問委員会において、現在の核軍縮の停滞を打破するためには、若い世代の教育から精力的に取り組む必要があるとの問題提起がなされた。これを踏まえて、同年に開催された第55回国連総会で、軍縮・不拡散教育の研究を行うよう事務局長に要請する決議案がコンセンサスで採択された。

この決議に従い、2001年から軍縮・不拡散教育政府専門家グループ（日本の天野之弥在米大使館公使（現国際原子力機関（IAEA）事務局長）を含む10名の政府・NGO・研究所の専門家より構成）会合が計４回開催された。2002年８月、「軍縮・不拡散教育に関する報告書」が事務総長に提出され、事務総長から同年の国連総会に報告された。

以降同グループの作成した報告書にある軍縮・不拡散教育の活性化のための一連の勧告の実施を求める「軍縮・不拡散教育に関する研究」決議案が国連総会にて隔年でコンセンサス採択されている（日本は共同提案国）。軍縮・不拡散教育を活性化していくためには、政府、国際機関、NGO、メディアを含む市民社会といったそれぞれの主体が緊密にコミュニケーションを取っていくことが重要である。唯一の戦争被爆国として市民社会の活動が活発な日本にとってこの分野は、軍縮・不拡散外交において最も存在感を示すことができる取組の一つであり、政府としても重視している。近年核兵器の非人道的影響に関する国際的な議論が盛り上がっているところであるが、日本は従来から次のような被爆の実相を国境と世代を越えて伝える様々な取組をとってきている。例えば、日本政府の取組としては、非核特使やユース非核特使の派遣（第５章参照）、被爆証言の多言語化（様々な言語への翻訳（第５節参照））、各国若手外交官の被爆地研修（第３章第２節参照）等を通じた被爆の実相の伝達、NPT運用検討会議のプロセスにおける軍縮・不拡散教育に関する作業文書の提出やステートメントの実施、日本における国連軍縮会議開催への協力などが挙げられる。また、市民社会の取組としては、被爆者証言イベントの開催や国内にとどまらない市民運動の展開、報道や特集番組を通じて核兵器を含む様々な兵器のもたらす影響を紹介し世論を喚起する活動等が挙げられる。

以下では、軍縮・不拡散教育における政府の代表的な取組を紹介する。

第２節　軍縮・不拡散教育に関する作業文書の提出等

2010年NPT運用検討会議では、国連大学と共同で軍縮・不拡散教育に関する作業文書を提出した。更に、42か国を代表して日本の須田明夫軍縮会議日本政府代表部大使が軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントを行うなど、これらの日本による率先した取組により、NPT運用検討会議の成果文書として初めて軍縮・不拡散教育に関する文言が盛り込まれた。

2015年NPT運用検討プロセスにおいては、まず2012年の第１回準備委員会において、日本がリード国となり軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）として、軍縮・不拡散教育に関する共同作業文書を提出した。そこでは、次世代を担う若い世代に重点を置くことの重要性や、政府から市民社会への一方向ではなく、政府、国際機関、NGO、マスメディア等の相互作用を通じて互いに学び合うことの重要性を強調し、YouTube、TwitterやFacebook等のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）やアート等の文化を活用することを奨励した。

その後、2015年NPT運用検討会議第２回、第３回準備委員会において、それぞれ32か国、36か国を代表し、また、2015年NPT運用検討会議では、76か国を代表して軍縮・不拡散教育共同ステートメントを実施した。その中では、とりわけ若い世代の中で、核兵器使用の非人道的結末、核不拡散により引き起こされる様々なリスクや課題の脅威、これらの課題を克服するために求められる手段についての意識を向上することが重要であると訴えた。

2015年　5月 6日	2015年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議における軍縮不拡散教育に関する76か国共同ステートメント（主要委員会Ⅰ）	佐野軍縮代表部大使
2014年　10月29日	国連総会第一委員会における軍縮不拡散教育に関するステートメント	佐野軍縮代表部大使
2014年　4月30日	2015年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議第3回準備委員会における軍縮不拡散教育に関する36か国共同ステートメント（クラスターⅠ）	佐野軍縮代表部大使
2013年　10月30日	国連総会第一委員会における軍縮不拡散教育に関するステートメント	佐野軍縮代表部大使
2013年　4月25日	2015年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議第2回準備委員会における軍縮不拡散教育に関する32か国共同ステートメント（クラスターⅠ） 2015年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議第2回準備委員会における軍縮不拡散教育に関するNPDI共同作業文書	天野軍縮代表部大使
2012年　11月 2日	国連総会第一委員会における軍縮不拡散教育に関するステートメント	天野軍縮代表部大使
2012年　4月20日	2015年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議第1回準備委員会における軍縮不拡散教育に関するNPDI共同作業文書	
2012年　4月19日	2015年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議第1回準備委員会における軍縮不拡散教育に関する日本・オーストリア共同作業文書	
2011年　10月19日	国連総会第一委員会における軍縮不拡散教育に関するステートメント	天野軍縮代表部大使
2010年　10月20日	国連総会第一委員会における軍縮不拡散教育に関するステートメント	須田軍縮代表部大使
2009年　10月21日	国連総会第一委員会における軍縮不拡散教育に関するステートメント	須田軍縮代表部大使
2008年　10月22日	国連総会第一委員会における軍縮不拡散教育に関するステートメント	樽井軍縮代表部大使
2007年　10月24日	国連総会第一委員会における軍縮不拡散教育に関するステートメント	樽井軍縮代表部大使
2006年　10月19日	国連総会第一委員会における軍縮不拡散教育に関するステートメント	美根軍縮代表部大使
2005年　10月17日	国連総会第一委員会における軍縮不拡散教育に関するステートメント	美根軍縮代表部大使
2004年　10月22日	国連総会第一委員会における軍縮不拡散教育に関するステートメント	美根軍縮代表部大使

第３節　海外原爆展の開催・支援

核兵器の使用による被害の悲惨さと、これを繰り返してはならないという強い願いを諸外国の国民に伝える目的で、政府は、在外公館による共催や後援名義の付与等を通じ、広島市や長崎市をはじめとするさまざまな団体が海外で開催する原爆展を支援してきている。海外原爆展を開催するに際しては、多くの場合、非核特使（第５章参照）の派遣を行い、核兵器使用の惨禍の実相を国際社会に対して発信している。

また、政府間の共催の例として、2014年12月にウィーンで行われた第３回核兵器の人道上の影響に関する会議の機会に、オーストリア政府と在オーストリア日本大使館の共催で原爆展を開催した。更に常設の原爆展として、国連本部（於：ニューヨーク）には、第２回国連軍縮特別総会（1982年６月）で決定した世界軍縮キャンペーンの一環として広島、長崎の被爆資料・写真パネル常設展が設置されている他、2011年11月には国連欧州本部（於：ジュネーブ）において、また、2015年11月には国連ウィーン本部において、広島市と長崎市が原爆常設展を開設した。

第４節　軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラム

日本は、2010年NPT運用検討会議において、国連大学と共同で軍縮・不拡散教育に関する作業文書を提出し、軍縮・不拡散教育における政府と市民社会との連携の必要性を訴えるとともに、被爆の実相を次世代へ伝えるためのデジタル技術の活用、市民社会との対話の場の提供及び「軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラム」の開催を提案した。これを受け、2012年８月、日本外務省と国連大学が共催で、長崎市の原爆資料館において、同フォーラムを開催し、19か国４国際機関から政府関係者、NGO、メディア関係者等約250名が参加を得て、核兵器のない世界の実現に向けた軍縮・不拡散教育の役割とあり方、教育を実践していく上での課題等につき議論を行った。

同フォーラムでは、田上富久長崎市長が開会の挨拶を行い、野田佳彦総理大臣及び天野之弥IAEA事務局長からのビデオメッセージに続き、ケイン国連軍縮担当上級代表及びトート包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会事務局長が基調講演を行った。続いて、①「核兵器のない世界」に向けた軍縮・不拡散教育の役割、②「中東非大量破壊兵器地帯構想」を事例とした軍縮・不拡散教育における多面的思考のあり方、③軍縮・不拡散教育の実践における教育者及びNGOの経験と見解をテーマとし、様々な分野から選出したパネリストの議論に対し、会場の一般参加者から積極的な意見が出され、活発な議論を行った。議論の様子は、FacebookやTwitterといったSNSを活用し、リアルタイムで発信した。

また、同フォーラムの総括会議において、幅広い主体間における、軍縮・不拡散の促進に向けた対話や協力の強化や、若い世代へのアプローチ、ソーシャルメディアを含む双方向的なコミュニケーション機能の活用を含む軍縮・不拡散教育の促進に向けた決意を表明する長崎宣言を採択した。さらに、同フォーラムに際して、軍縮・不拡散教育活動のため及び関係者間で意見やアイデアを交換するための国際的なプラットフォームとして、Facebookページ（Global Forum on Disarmament and Non-Proliferation Education）やTwitter（@global_forum）のアカウントを開設した。

第５節　被爆証言の多言語化

日本は、核兵器使用の惨禍の実相を広く国際社会に伝えることは、日本が重視する軍縮・不拡散教育の観点から極めて重要と考え、被爆者証言の次世代への伝達という軍縮・不拡散教育の中心的課題に取り組んでいる。2010年、長崎平和祈念式典挨拶で菅直人総理大臣が「核軍縮・核不拡散に向けた教育活動を世界に広げるため、長崎・広島両市や国連と連携し、被爆者の体験談を英語等外国語に翻訳し、各国に紹介する取組を進めたいと考えております。」と表明した。また、同年、潘基文国連事務総長も、来日した際に、被爆証言の多言語化につき言及した。

具体的には、2011年、日本は、国立広島・長崎原爆死没者追悼平和祈念館から、英語・中国語・韓国語に翻訳された被爆体験記及び被爆証言映像の提供を受け日本外務省及び国連のホームページに掲載した。また、これら被爆証言体験記の一部について、フランス語・スペイン語・ロシア語に翻訳し、日本外務省ホームページに掲載している。

更に、2012年８月、日本外務省及び国連大学が共催で開催した「軍縮・不拡散教育グローバル・フォーラム」に際して、在京大使館の協力を得て、英語・フランス語・ロシア語・オランダ語等13か国の言語に翻訳した被爆証言（証言者：節子・サーローさん）を、同フォーラム公式ブログ（http://blog.canpan.info/global-forum/）及び外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hibakusya/index.html）に掲載している。

第5章

非核特使

毎年８月、原爆が投下された広島・長崎では原爆死没者の慰霊と世界の平和のための平和記念（祈念）式典が開催されている。核兵器使用による惨禍の実相に関する記憶を忘れないために、これらの式典の開催や被爆者自身による被爆証言の実施は、被爆地を始めとする自治体や市民社会による取組として、世界中の人々に対して核兵器廃絶に向けて真摯な訴えを繰り返してきた。一方で、年月の経過に伴い被爆者の高齢化が進み、実体験に基づく被爆体験の将来世代への継承が課題となっている。

日本政府は、核兵器使用の惨禍の実相や非人道性を国際社会及び将来の世代に継承していくことが人類に対する日本の責務であるとの認識の下、軍縮・不拡散教育を重視している。核兵器のない世界に向けた機運を維持・強化していく上で、市民社会の熱意と関心の維持は不可欠であり、被爆者の高齢化が進む中、軍縮・不拡散教育の促進において政府と市民社会との効果的な連携が益々求められている。

このような観点から、2010年８月６日の広島平和記念式典（正式名称：広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式）及び８月９日の長崎平和祈念式典（正式名称:長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典）において、菅直人総理大臣が「今後は、被爆者の方々が例えば『非核特使』として日本を代表して、様々な国際的な場面で、核兵器使用の悲惨さや非人道性、平和の大切さを世界に発信していただけるようにしたいと考えています。」と挨拶し、「非核特使」制度の立ち上げを表明した。

「非核特使」の制度は、被爆者の方が「非核特使」として自らの実体験に基づく被爆体験証言を行うことにより、核兵器使用の惨禍の実相を国際社会に広く伝えることを目的としている。これまで独自に又は政府を含む各種団体とともに被爆体験証言に取り組んでこられた被爆者の方々に、日本政府が「非核特使」として業務委嘱を行うことにより、証言を聞く人々に対する強いアピールになることはもちろん、これら活動に関する国内外への発進力を高めることにつながる。

また、2013年４月９日にハーグで開催された軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）第６回外相会合において、岸田文雄外務大臣が「ユース非核特使」制度の立ち上げを表明した。「ユース非核特使」制度は、被爆者の高齢化が進む中、被爆の実相を国際社会及び将来に伝えるとの基本政策を今後とも効果的に継続するためには次世代（若者）への継承が必要との認識の下、概ね高校生以上30歳未満の若者が軍縮・不拡散分野における活動・研究等の成果を発表する際に「ユース非核特使」として委嘱することで活動を後押しする。

ユース非核特使

コラム

高校生平和大使　～核兵器のない平和な世界の実現をめざして～

この夏、外務省から“ユース非核特使”に委嘱された私たち高校生平和大使21人は、核兵器の廃絶と世界の平和を願う被爆地の願いを世界に伝えるためにスイスに赴きました。

1998年、インドとパキスタンが相次いで核実験を強行したことに危機感を募らせた長崎の市民の声から高校生平和大使は誕生しました。今年は、15都道府県から選出されました。私たちは8月16日から21日にかけて国連欧州本部・軍縮会議日本政府代表部・メキシコ政府代表部・UNI Global Union・世界 YWCA・3つの NGO団体を訪問し、スイスの首都、ベルンでは街頭で署名活動を行い、核兵器廃絶を訴えました。

国連欧州本部で行われた軍縮会議の本会議では、私が平和大使を代表し、軍縮会議日本政府代表部の一人としてスピーチさせて頂きました。スピーチでは被爆者である曾祖父の話や「げんしばくだん」という原爆詩を用いて原子爆弾の恐ろしさを訴え、これからも被爆者の声を世界に届けていく決意を表明しました。そして、今年は被爆70年であり、この機会に核兵器廃絶に向けて大きな一歩を踏み出さなければならない事を強調し、諸外国からの広島・長崎訪問を呼びかけました。普段は各国の政府間の話し合いを主に行う軍縮会議という場で今回のように市民の声を届けられたことは大変意義があったと思います。「スピーチは素晴らしく、あなたの訴えは私の心に刻まれました。」との感想も頂けました。その後、国連軍縮部では、21人全員でスピーチを行い、今年集められた164,176筆の署名を手渡しました。2001年から国連に届けられている署名は1,337,598筆で、国連で唯一の公認署名として永久保存されています。スピーチを聞いて下さったカルブッシュ上級政務官は、私たちを歓迎してくださり、「署名をここまで持ってきてくれていることに感謝している」とおっしゃっていました。

「ユース非核特使」の名称を外務省から付与して頂いた事で、多くの方が私たちの発言に真剣に耳を傾けて下さいました。核兵器廃絶という同じ目標に向かって活動を続けている世界の方々と出会い、暮らしている地域は違っていても願いは同じであると強く感じました。これからも活動を続け、被爆者の思いを世界に発信していきます。

2015年９月
第18代高校生平和大使
井上 つぐみ

用語解説集

ア行

● アジア不拡散協議（ASTOP：Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation）

ASEAN10か国、日本、中国、韓国、及びアジア地域の安全保障に共通の関心を持つ米国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドの局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う協議。2003年11月に第１回協議が開催され、最近では2016年１月に第12回協議が開催された。（開催地はすべて東京）

● 宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS：Prevention of Arms Race in Outer Space）

宇宙空間の軍事的利用の制限については、宇宙条約その他の国際約束で規定されており、一定の枠組みが存在するが、1978年、第１回国連軍縮特別総会最終文書において、「宇宙空間における軍備競争の防止」のために更に追加的措置がとられるべきであるとされた。1997年以降、多国間軍縮交渉機関であるジュネーブ軍縮会議（CD）では交渉テーマに関する各国の立場の調整がつかず停滞状況に陥っており、PAROSについても交渉は行われていない。（→ジュネーブ軍縮会議（CD）参照。）

● 宇宙条約

正式名称は「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies）」。1967年発効。大量破壊兵器の宇宙空間への配置、天体における軍事施設の設置等を禁止している。

● ウラン濃縮（uranium enrichment）

ウランに含まれるウラン235の割合（濃縮度）を高めること。ウランを核分裂させると大きなエネルギーが得られることが知られているが、天然ウランは核分裂を起こしにくいウラン238及び核分裂を起こしやすいウラン235から成り、後者は平均で約0.7％しか含まれていない。一般に原子力発電用に用いられるウラン燃料の濃縮度は３～５％、核兵器の製造に用いられるウランは濃縮度90％以上と言われ、濃縮度を高めるためにガス拡散法、遠心分離法といった方法が用いられる。（→「遠心分離法」、「高濃縮ウラン」参照。）

● 運転管理評価チーム（OSART: Operational Safety Review Team）

原子力発電所等の運転管理の安全性の継続的な向上を支援するIAEAによるレビューサービス。加盟国からの要請に基づき、IAEA事務局がOSART調査団を原子力発電所に派遣するもの。

● 遠心分離法（centrifugation）

ウラン濃縮の方法の一つ。ウラン235とウラン238のわずかな質量の違いを利用し、遠心力を用いて両者を分離する。

● オーストラリア・グループ（AG：Australia Group）

化学・生物兵器の開発・製造に使用し得る関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とする国際輸出管理レジーム。1985年６月設立。2016年１月現在、41か国及びEUで構成されている。

● オスロ条約（CCM）

「クラスター弾に関する条約」を参照。

● オタワ条約（Ottawa Treaty）

「対人地雷禁止条約」を参照。

カ行

● 化学兵器（CW：Chemical Weapons）

化学兵器禁止条約（CWC）では、①生命活動に対する化学作用により、人または動物に対し、死、一時的に機能を著しく害する状態または恒久的な害を引き起こし得る化学物質及びその前駆物質、②こうした物質を放出するために特別に設計された弾薬類及び装置、③②の弾薬類及び装置の使用に直接関連して使用するように特別に設計された装置と定義されている。（→化学兵器禁止条約（CWC）参照。）

● 化学兵器禁止機関（OPCW：Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons）

1997年５月、化学兵器禁止条約（CWC）の発効に伴いオランダのハーグに設置された国際機関。CWCに基づき化学兵器の廃棄のために化学兵器及び生産施設の廃棄の進捗を、査察を通じて検証し、また化学兵器の不拡散のために毒性化学物質を扱う産業施設等に対しても査察を行っている。（→化学兵器禁止条約（CWC）参照。）

● 化学兵器禁止条約（CWC：Chemical Weapons Convention）

正式名称は「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（Convention on the Prohibition of the Development, Production, Stockpiling and Use of Chemical Weapons and on their Destruction）」。開発、生産、保有を含めた化学兵器の全面的禁止及び厳密な検証制度を盛り込んでいる。1997年発効。この条約に基づき、化学兵器禁止機関（OPCW：Organisation for Prohibition of Chemical Weapons）が1997年５月にハーグに設立され、世界的な化学兵器の軍縮及び不拡散の実施の任に当たっている。2016年１月現在の締約国数は192か国。

● （日本提出の）核兵器廃絶決議

日本が、1994年以来毎年、国連総会に提出し、圧倒的多数の支持を得て採択されてきている核軍縮に関する決議。その内容は、核兵器のない平和で安全な世界に向けた、現実的・漸進的アプローチに基づく取組を示すもの。同決議は、５年毎に開催される核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の結果を踏まえてアップデートされてきている。2015年に提出した決議案は、2015年NPT運用検討会議における合意の不成立による「空白」を埋めるべく、核兵器国及び非核兵器国に対して、現実的かつ実践的なアクションを促すものとし、12月の国連総会で採択された（賛成166（共同提案国107）、反対３、棄権16）。

● 拡散に対する安全保障構想（PSI：Proliferation Security Initiative）

2003年５月、ブッシュ米国大統領が提唱した取組であり、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、参加国が共同してとり得る移転（transfer）及び輸送（transport）の阻止のための措置を、国際法・各国国内法の範囲内で検討・実践するもの。こうしたPSIの活動の基本原則は、「阻止原則宣言」にまとめられており、2016年１月現在、約100か国がこれを支持し、実質的にPSIの活動に参加・協力している。PSIでは、阻止訓練の実施や情報交換等を通じ、関係国間の連携強化を図るとともに、PSIへの理解・支持を拡大するための取組（アウトリーチ活動）を積極的に行っている。

● 核実験モラトリアム（moratorium on nuclear testing）

核実験（注：正確には、CTBT第１条にいう「核兵器の実験的爆発や他の核爆発」）を自主的に一時停止すること。

● 核セキュリティ（Nuclear Security）

核物質等を使用したテロ（核テロ）が現実のものとならないようにするための様々な措置・対策。国際原子力機関（IAEA）は、「盗取、妨害破壊行為、不法アクセス、不法移転その他の悪意を持った行為であって核物質その他の放射性物質又はそれらの関連施設を巻き込むものに対する予防、検知及び対応」と定義している。（→国際原子力機関（IAEA）参照。）

● 核態勢の見直し（NPR：Nuclear Posture Review）

米国の核政策・核態勢等に関する包括的な見直し。これまで、1994年、2002年、2010年の３回作成されている。2010年に公表された直近のNPRは、向こう５年～10年の米国の核政策、戦略、能力及び戦力態勢を定めるとともに、核兵器の役割の低減、削減された核戦力における戦略的抑止と安定の維持、同盟国・パートナー国への拡大抑止の保証、及び核兵器のない世界に向けた条件及び取組についての姿勢等を説明している。

● 核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合

2009年９月にニューヨークで開催（オバマ米国大統領が議長、日本からは鳩山総理大臣が出席）。核軍縮、核不拡散、原子力平和利用、核セキュリティといった主要分野を広くカバーした、安保理決議第1887号が採択された。同決議では、オバマ大統領によるプラハ演説（2009年４月）で高まった核軍縮の機運を反映し、「核兵器のない世界」に向けた条件を構築する決意が表明されたほか、核兵器不拡散条約（NPT）の重要性の確認、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始といった重要な点が確認された。

● 核兵器（nuclear weapon）

原子核の分裂又は核融合反応より生ずる放射エネルギーを破壊力又は殺傷力として使用する兵器。

● 核兵器不拡散条約（NPT）

正式名称は「核兵器の不拡散に関する条約（Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear

Weapons）」。1970年発効。米国、ロシア、中国、英国、フランスの５か国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器取得等の禁止と保障措置の受入れ義務、核兵器国による核軍縮のための誠実な交渉義務等を定めている。また、原子力の平和利用を締約国の「奪い得ない権利」と規定するとともに、原子力の平和利用の軍事技術への転用を防止するために、非核兵器国が国際原子力機関（IAEA）の保障措置を受け入れる義務を定めている。2016年１月現在の締約国は191か国・地域。（→「国際原子力機関（IAEA）」、「保障措置」参照。）

● 核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議（NPT Review Conference）

NPT第８条３の規定により、５年に一回、NPTの運用状況について検討する締約国間の会議。2015年NPT運用検討会議は、最終文書を採択せずに終了した。次回運用検討会議は2020年に開催予定。

● 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約、FMCT：Fissile Material Cut-off Treaty）

核兵器及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質（プルトニウム及び高濃縮ウラン等）の生産を禁止する条約構想。1993年９月にクリントン米国大統領によって提案された。条約交渉の場はジュネーブ軍縮会議（CD）とすることが合意されたが、交渉開始について合意が得られず、現在に至るまで交渉は開始されていない。

● 汚い爆弾（dirty bomb）

核兵器と異なり、核爆発は起こさないが、通常爆薬を用いて放射性物質をまき散らすことにより、人を殺傷し、又は財産若しくは環境に損害を与える爆弾。9.11同時多発テロを契機に、汚い爆弾を用いての核テロの危険への認識が高まり、核兵器の材料となる核物質以外の放射性物質についても規制が強化されつつある。

● 「希望の星」（“Star of Hope”）

極東ロシアにおける退役原子力潜水艦の解体に関する日本とロシアの協力事業。解体作業が行われる「ズヴェズダ造船所」（ズヴェズダはロシア語で「星」の意味）に因んで、「希望の星」と命名された。また、「希望の星」は2002年のカナナスキス・サミットでG8により合意された「グローバル・パートナーシップ」の下の取組の一環としても位置づけられる。低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設協力とともに、日本の旧ソ連諸国に対する非核化協力の中で中心的な協力事業である。2003年の事業開始以降合計６隻の解体を実施し、2010年３月に事業完了式が行われた。（→「グローバル・パートナーシップ」、「すずらん」参照。）

● キャッチオール規制（catch-all controls）

大量破壊兵器や通常兵器の関連汎用品・技術の輸出管理を補完・強化することを目的とした規制で、輸出管理の対象品目として規制リストに載せられていない品目であっても、大量破壊兵器や運搬手段の開発等の用途に用いられるおそれがあると判断されるときや、通常兵器の開発等の用途に用いられる恐れのある場合であって、武器禁輸対象国等一定の国に輸出する時には、当該輸出を各国の輸出管理当局の許可にかからしめる制度。（→「輸出管理」参照。）

● クラスター弾（cluster munitions）

一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器を空中から投下または、地上から発射し、地上からある程度の高度になった時、容器が開き、子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾・砲弾等。

● クラスター弾に関する条約（CCM：Convention on Cluster Munitions）

クラスター弾の禁止に賛同する国及びNGOが中心となり開始されたオスロ・プロセスを通じ作成された条約。2010年８月発効。クラスター弾の使用、開発、生産等を禁止し、貯蔵弾の原則８年以内の廃棄を義務付けている。2016年１月現在の締約国は98か国。

● グローバル・パートナーシップ（GP： Global Partnership）

2002年カナナスキス・サミットにおいて、核、化学、生物兵器及びその関連物資等の拡散防止を主たる目的として、10年のマンデートで設置された「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ（The Global Partnership Against the Spread of Weapons and Materials of Mass Destruction）」のことを指す。2011年ドーヴィル・サミットにて2012年以降もGPのマンデートを延長することが決定。GP参加国は随時拡大しており、現在29か国及びEUが参加している。

● 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI：Non-Proliferation and Disarmament Initiative）

2010年５月の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議で合意を得た「行動計画」を着実に実施し、中長期的な核軍縮・不拡散の方向性に関し、現実的な提案を打ち出すべく、日本とオーストラリアが主導して立場の近い12か国で形成した地域横断的グループ。日豪の他、ドイツ、オランダ、ポーランド、カナダ、メキシコ、チリ、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）、フィリピン及びナイジェリアが参加。2015年までに８回の外相会合を開催し、2015年のNPT運用検討会議では、最終文書案を含む19本の作業文書を提出して、議論に貢献した。（→「核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議」参照。）

● 軽水炉（LWR：Light Water Reactor）

通常の水（軽水）を減速材及び冷却材として用いる原子炉。重水を用いる一部の原子炉（重水炉）と区別する呼称。日本で現在稼働中の商業用発電炉はすべて軽水炉である。

● 検証（verification）

条約の締約国がその条約の義務を誠実に履行しているかどうかを確認すること。

● 原子力安全（Nuclear Safety）

原子力の適正な使用、事故の防止、事故の影響緩和を達成することによって人や環境を放射線の危険から防護すること。

● 原子力安全に関するIAEA行動計画

東京電力福島第一原発事故を契機とし、国際的な原子力安全を強化するためIAEA事務局

により作成され、2011年のIAEA総会において確定した。福島第一原発事故の観点からの安全評価など、12項目の行動から構成される。

● 原子力基本法

日本の原子力活動に関する最も基本的な法律。1955年制定。第２条により、日本の原子力研究、開発及び利用は平和目的に限定されている。

● 原子力供給国グループ（NSG：Nuclear Suppliers Group）

核兵器開発に使用され得る資機材・技術の輸出管理を通じて核兵器の拡散を防止することを目的とする国際輸出管理レジーム。原子力専用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート１（1978年成立）と、原子力関連汎用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート２（1992年成立）を指針として、NSG参加国政府が国内法令に基づいて輸出管理を行っている。2016年１月末現在、48か国が参加。

● 原子力ルネッサンス（Nuclear　Renaissance）

国際的なエネルギー需要の顕著な増大と地球温暖化問題への対処の必要性等を背景に、温室効果ガスの排出量が少なく、基幹電源となりうる原子力発電が再評価され、その拡充および新規導入を企図する国が増加している潮流のこと。

● 原子炉区画陸上保管施設（The Long-Term on-shore Storage Facility for Reactor Compartments）

原子力潜水艦を解体した後に残る原子炉区画を、陸上で安全かつ安定的に長期間保管するための施設。

● 原子炉等規制法

正式名称は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」。1957年制定。核原料物質、核燃料物質及び原子炉に関し、①平和的利用に限定、②計画的利用実施の確保、③災害防止と核燃料物質の防護による安全確保、を図るための規制等を定めている。また、国際規制物資に関し、二国間原子力協定、その他の国際約束を実施するための規制等を定めている。

● 高濃縮ウラン（highly enriched uranium）

ウラン235の濃縮度が20％以上であるウランをいう。核兵器に用いるには、一般的に濃縮度が90％以上である必要があると言われている。（→「ウラン濃縮」参照。）

● 小型武器（small arms and light weapons）

一般的に、狭義では、兵士一人で携帯、使用が可能な武器（自動拳銃、小銃等）を指すが、広義では、数人で運搬・使用する「軽兵器」（重機関銃、携帯式対戦車ミサイル等）及び「弾薬・爆発物」を併せた３種類の総称としても用いられる。

● 国際科学技術センター（ISTC：International Science and Technology Center）

旧ソ連下で大量破壊兵器の研究に従事していた科学者・研究者の国外流出を防止するために、これらの科学者・研究者が平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を提供し、軍民転換を促進することを目的として設立された国際機関。1994年設立。参加国は、米国、EU、日本など。本部はアスタナ（カザフスタン）。

● 国際原子力機関（IAEA：International Atomic Energy Agency）

原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が軍事的に利用されないことを確保するための保障措置の実施を目的とした国際機関。1957年設立。①保障措置の実施、②原子力発電及び核燃料サイクル分野での企画、研究、及び開発、③医療、水資源管理、鉱工業、食品、農業等への放射線利用及び応用の促進、④原子力安全上の基準の作成及び普及、⑤原子力の平和的利用に係る技術協力といった幅広い活動を行う。事務局長はIAEA理事会が総会の承認を得て４年間の任期で任命。

● 国際原子力機関追加議定書（IAEA Additional Protocol）

IAEAと包括的保障措置協定締結国との間で追加的に締結される保障措置強化のための議定書。1990年代のイラクや北朝鮮の核問題等を契機として、従来の保障措置のみでは未申告の原子力活動を探知・防止するには不十分であることが明らかとなったことから、1997年のIAEA理事会でそのひな形となるモデル追加議定書が採択された。追加議定書では、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲や検認のための立ち入りの対象場所が拡大されるほか、原則24時間前までの通告でそれらの場所に立ち入ることが認められる等、IAEAの権限が強化されている。2016年１月現在の締結国数は126か国。日本は1999年12月に締結。（→「包括的保障措置協定」及び「保障措置」参照。）

● 国内計量管理制度（SSAC：State System of Accounting for and Control of Nuclear Material）

各国国内に存在する核物質の種類及び量を正確に管理するための仕組み。広義では、核物質の不法な取得及び使用を防ぐための防護や、これらを国として管理するための法的枠組みをも含む。IAEAと保障措置協定を締結した国は原則として、保障措置を適用する際の前提として、計量管理制度を整備・維持する義務を負う。核物質の計量管理とは、原子力施設にどのような核物質がどれだけあり、一定期間にどれだけ搬入・搬出されたか、そして現在どのような核物質がどれだけ残っているかを正確に管理する手法。

● 国連アジア太平洋平和軍縮センター（United Nations Regional Centre for Peace and Disarmament in Asia and Pacific）

アジア太平洋諸国の平和・軍縮への活動を支援するために1988年、国連軍縮局（現在の軍縮部）の中に設立された組織。通称「カトマンズ・センター」。日本政府協力の下、ほぼ毎年日本において国連軍縮会議を開催している。また、1997年、1998年の国連決議に基づき行われた中央アジア非核兵器地帯条約案の起草支援は「カトマンズ・プロセス」として各方面から高い評価を受けている。

● 国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS：Committee on the Peaceful Uses of Outer Space）

1959年に国連総会の下に設置された委員会。「宇宙空間の平和目的利用を維持するための方策と手段」との議題で、宇宙の秩序の問題を検討してきたが、近年、この委員会で宇宙の軍備管理・軍縮問題を取り扱うか否かについて各国の意見が分かれており、軍縮・不拡散の観点からの議論はほとんど行われていない。

● 国連軍縮委員会（UNDC：United Nations Disarmament Commission）

国連総会第一委員会と並んで、軍縮問題に関して議論するための国連総会の補助機関。1952年設立。第一委員会が毎年秋に約４～５週間の日程で開催され、軍縮問題全般を扱うのに対し、UNDCは、通常毎年４月頃に３週間の日程で行われ、特定のテーマを３年間継続して取り上げ、議論する。

● 国連軍縮会議（United Nations Conference on Disarmament Issues）

アジア・太平洋地域において、軍縮・安全保障問題に対する意識を高め、対話を促進する観点から、1989年よりほぼ毎年開催されている会議。国連アジア太平洋平和軍縮センター主催。日本政府による協力の下、日本国内の地方都市で開催されている。

● 国連軍縮研究所（UNIDIR：United Nations Institute for Disarmament Research）

1984年に採択された国連総会決議39/148Hに基づき設立された、国連の枠内にありながら、独立して軍縮に関する研究を行う機関。軍縮・不拡散分野における多様なデータの提供を通じて、全ての国が必要な情報を得て軍縮努力を行いうるよう支援し、さらには、軍縮に関する新たな軍縮交渉に関わる問題や新たなイニシアティブに対する普遍的な洞察を提供することを目的とした研究や活動を行っている。ジュネーブ（スイス）に所在。

● 国連軍縮諮問委員会（UN Secretary-General's Advisory Board on Disarmament Matters）

軍縮問題一般につき国連事務総長に助言を与えることを目的に設置された機関。個人の見識を基礎とし、事務総長が任命する個人資格の委員約15名で構成される。日本からは、近年田中義具元軍縮代表部大使（1999年～2002年）、猪口邦子元軍縮代表部大使（2003年～2006年）、阿部信泰元国連事務次長（2008年～2012年）らが委員を務めた。

● 国連軍縮フェローシップ（United Nations Programme of Fellowship on Disarmament）

特に開発途上国における軍縮問題の専門家を育成するため、軍縮問題に携わる各国の若手外交官・国防省関係者等を対象として行う国連の研修プログラム。1978年の第１回国連軍縮特別総会において実施が決定され、1979年以来毎年実施されている。日本は、1982年の第２回国連軍縮特別総会における鈴木善幸総理大臣演説において本計画参加者の広島及び長崎招待の提案を行い、翌1983年以来、毎年約30名の各国の若手外交官等の日本訪問を実現している。

● 国連軍備登録制度（United Nations Register of Conventional Arms）

通常兵器の国際的な移譲を中心とする軍備の透明性や公開性を向上させ、各国の信頼醸成、過度の軍備の蓄積の抑制等を図ることを目的として1991年、国連総会で採択された「軍備の透明性に関する決議」により設置された制度で、国連加盟国が任意で７つのカテゴリーに属する通常兵器の国際移譲に関する情報（１年間の輸出入数量及びその相手国）等を国連事務局に登録するもの。

● 国連小型武器会議

正式名称は「小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議（The UN Conference on the Illicit Trade in Small Arms and Light Weapons in All Its Aspects）」。小型武器非合法取引の防止に向けて開催された初めての閣僚級国連会議（2001年７月、於:ニューヨーク）。

● 国連総会第一委員会（The First Committee of the UN General Assembly）

国連総会の下に設置された６つの主要委員会のうち、軍縮と国際安全保障問題全般を取り上げる委員会。毎年秋の国連総会一般討論後、約４～５週間の会期で開催されている。

● 混合酸化物（MOX：Mixed Oxide）

燃料酸化ウランと酸化プルトニウムなどを混合して作られた核燃料。

● コンセンサス（consensus）

一般的に、合意文書が異議無く採択される方式を意味する。ジュネーブ軍縮会議（CD）や核兵器不拡散条約（NPT）等で採用されている方式。他方、国連総会では、表決によらない採択、つまり、投票や起立・発声などの一切の個別的意思表示を行わずに採択する無投票採択方式を採っている。これを一般的にコンセンサス方式と呼ぶこともあるが、無投票採択に参加しないが無投票採択を阻むものではない等公式に意思表明する場合もあるため、厳密には両者は異なるもの。

サ行

● 再処理（reprocessing）

原子炉から出た使用済み燃料の中から、核燃料として再利用することができるウラン及びプルトニウムを他の核分裂生成物等と分離し、回収する工程。

● 重水炉（HWR：Heavy Water Reactor）

重水（D_2O）を減速材として用いる原子炉。通常の水（H_2O）を用いる軽水炉よりは無駄なく中性子を核分裂反応に使えるため、天然ウランをそのまま燃料として使用できる。カナダのCANDU炉が重水炉の例。なお、重水は通常の水より中性子１個分重く、天然の水の中には0.015％含まれている。

● ジュネーブ軍縮会議（CD：Conference on Disarmament）

ジュネーブ（スイス）にある、国際社会で唯一の多国間軍縮交渉機関。国連や他の国際機関から基本的に独立している。1959年に設立された「10か国軍縮委員会」が、いくつかの変遷を経て、拡大・発展したもの。これまで、核兵器不拡散条約（NPT）、生物兵器禁止条約（BWC）、化学兵器禁止条約（CWC）、包括的核実験禁止条約（CTBT）等、重要な軍縮関連

条約を作成。2016年１月現在の加盟国は65か国。

● 消極的安全保証（NSAs：Negative Security Assurances）

一般的に、核兵器国が非核兵器国に対し核兵器を使用しない旨約束することを言う。核兵器の使用及び威嚇に対し非核兵器国の安全保障が確保されるべきであるとの主張の高まりを受け、1978年の第１回国連軍縮特別総会において、５核兵器国がそれぞれNSAsに関する一方的な宣言を行った。また、1995年４月、非核兵器国の安全保障に関する国連安保理決議984号の採択に先立ち、５核兵器国がそれぞれNSAsに関する宣言を行っている。なお、米国は2010年４月に発表した「核態勢の見直し（NPR）」において、NPT締約国であり、NPT上の不拡散義務を遵守する非核兵器国に対して、核兵器の使用及びその威嚇を行わない旨宣言することにより、NSAsを強化することを明記。その後、英仏も同様の宣言を行った。

● 地雷禁止国際キャンペーン（ICBL :International Campaign to Ban Landmines）

地雷禁止を目指すNGOの国際的連合体。国際社会が対人地雷禁止条約締結へ向かう動きを強力に後押しした。1997年のノーベル平和賞を受賞。

● 新アジェンダ連合（NAC：New Agenda Coalition）

非同盟・西側諸国の中の６カ国（ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ）による核軍縮推進を目的としたグループ。1998年５月のインド・パキスタンによる核実験の後に組織化された。全面的核廃絶を求めつつも、まずは実行できる「実際的措置」を実施すべきとの立場をとる。2015年NPT運用検討会議において、NPT第６条に関する効果的措置に関する作業文書を提出し、その内容について非常に活発な議論が行われた。

● 新START（New START Treaty: Treaty between the United States of America and the Russian Federation on Measures to Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms）

2009年12月に失効した第１次戦略兵器削減条約（START Ⅰ）の後継の米露二国間戦略核兵器削減条約。2011年２月５日発効。2018年２月５日までに、米国、ロシア各々の配備戦略核弾頭数の上限（重爆撃機は１機を１発としてカウント）を1,550発とすること等が定められている。（→第１次戦略兵器削減条約（START Ⅰ）を参照。）

● 信頼醸成措置（CBM：Confidence Building Measures）

誤解や誤算に基づく偶発戦争や意図しない衝突を避けるため、二国間あるいは多数国間で実施する措置。例えば、関係国による種々の対話を通じた認識の共有や軍事活動についての年次報告がこれに当たる。

● 「すずらん」（“SUZURAN”）

日本の支援によりロシアで建設された、浮体構造型の低レベル液体放射性廃棄物処理施設（Floating Facility to Process Low-Level Radioactive Liquid Waste）。1993年、ロシアによる放射性廃棄物の日本海への投棄が明らかになったことを受け、これを防止するため、日露非核化協力の最初の事業として1996年に建設が開始され、2001年にロシア側へ供与された。ロ

シア極東ウラジオストク近郊のボリショイ・カーメニ市にあるズヴェズダ造船所に係留され、退役原子力潜水艦の解体により生じる液体放射性廃棄物の処理を行った。処理能力は年間7,000立方メートル。

● 3S

核不拡散の担保のための保障措置（Safeguards）、原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の頭文字をとった造語。原子力の平和的利用、特に原子力発電を行う国はこの３つを確保することが求められる。

● 生物兵器（BW：Biological Weapons）

生物兵器禁止条約（BWC）では「①防疫の目的、身体防護の目的その他の平和的目的による正当化ができない種類及び量の微生物剤その他の生物剤又はこのような種類及び量の毒素（原料又は製法のいかんを問わない）、②微生物剤その他の生物剤又は毒素を敵対目的のために又は武力紛争において使用するために設計された兵器、装置又は運搬手段」と定義されている。生物兵器としての使用が考えられる代表的な病原体等としては、天然痘ウイルス、炭疽菌、ペスト菌、ボツリヌス毒素等がある。

● 生物兵器禁止条約（BWC：Biological Weapons Convention）

正式名称は「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約（Convention on the Prohibition of the Development, Production and Stockpiling of Bacteriological（Biological）and Toxin Weapons and on their Destruction）」。1975年発効。開発、生産、保有を含めた生物兵器の全面的禁止及び保有する生物兵器の廃棄を目的とする条約。同条約は加盟国による条約遵守の検証手段に関する規定がなく、そもそも生物剤や毒素への実効的な検証は極めて困難であるとの議論があり、条約の実効性をいかに強化するかが課題となっている。2016年１月現在の締約国数は173か国。

● 積極的安全保証（PSAs :Positive Security Assurances）

一般的に、非核兵器国が核兵器による攻撃又は威嚇を受けた場合にはその国に支援を与える旨、核兵器国が約束することを言う。核兵器不拡散条約（NPT）の交渉過程で、非同盟諸国を中心とする非核兵器国側が消極的安全保証（NSAs）及びPSAsをNPT条文に挿入するよう要求。核兵器国側は、これらをNPT条文に盛り込むことには応えず、1968年国連安保理決議第255号でPSAsを表明した。

● 戦術核兵器（tactical nuclear weapon）

一般的に、個々の戦場で使用するための核兵器のことで、短距離核ミサイル、核火砲、核地雷などが含まれる。

● 先制不使用（NFU: No First Use）

一般的に、核兵器による攻撃を受けない限り、核兵器を使用しないことをいう。先制攻撃（first attack）との概念的な混乱を避けるため「先行不使用」または「第一不使用」などと訳される場合もある。

● 戦略核兵器（strategic nuclear weapon）

厳密な定義は存在しないが、新START条約上の定義によれば、5,500km以上の射程を持つ大陸間弾道ミサイル（ICBM）、600km以上の射程を持つ潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）、8,000km以上の航続距離を持つ戦略爆撃機あるいは600km超の射程を有する巡航ミサイルを搭載した戦略爆撃機がこれに該当する。なお、これらに該当しない核兵器を非戦略核と呼ぶこともある。

● 戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約、SORT：Treaty Between the United States of America and the Russian Federation on Strategic Offensive Reductions）

米国・ロシア間の配備戦略核弾頭（戦略攻撃兵器）の削減に関する条約。通称「モスクワ条約」。2003年６月発効。2012年までの10年間で、米国、ロシア各々の配備戦略核弾頭を1,700～2,200発に削減すること等が規定された。2011年２月、新START条約発効したことに伴い終了した。

● 総合規制評価サービス（IRRS：Integrated Regulatory Review Service）

IAEAが加盟国に提供するレビューサービスであり、原子力安全規制に係る制度等についてIAEAの安全基準に照らして総合的に評価を行うもの。

● 相互確証破壊（MAD：Mutual Assured Destruction:）

米ソ冷戦時代（1960年代）に提唱された核抑止理論。米ソ両国が、自国の核戦力の非脆弱性（相手の攻撃に対する残存能力）を向上させて相手の先制攻撃から自国の核戦力の一部が必ず生き残るようにし、報復攻撃で相手を確実に破壊できる第二撃能力を確保することによって、核攻撃を相互に抑止することができるとするもの。

タ行

● 第1次戦略兵器削減条約（START I：Strategic Arms Reduction Treaty I）

戦略核兵器（戦略攻撃兵器）の削減等に関する米国・ロシア（ソ連）二国間条約。配備する戦略核兵器の運搬手段（大陸間弾道ミサイル（ICBM）、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）及び重爆撃機）の総数をそれぞれ1,600基（機）に削減することや、配備される戦略核弾頭の総数を6,000発に制限すること等が規定された。

● 対人地雷禁止条約（オタワ条約、Convention on the Prohibition of the Use, Stockpiling, Production and Transfer of Anti-Personnel Mines and On Their Destruction）

カナダ政府が1996年10月にオタワで開催した国際会議に端を発するオタワ・プロセス（NGOと賛同国のみで対人地雷全面禁止を条約化するというもの）を通じ作成された条約。1999年３月発効。対人地雷の使用、生産等を禁止し貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去を義務づけている。2016年１月末現在の締約国は162か国。

● 対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM条約、Anti-Ballistic Missile Treaty）

米国・ソ連（ロシア）間において、戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイル・システムの開発、配備を制限することを規定した条約。1972年10月発効。2001年12月に米国が一方的離脱をロ

シア等に通報し、その６ヶ月後の2002年６月に失効した。

● 大量破壊兵器（WMD：Weapons of Mass Destruction）

一般的に、核兵器、生物兵器、及び化学兵器を指す。

● 弾道ミサイル（Ballistic Missiles）

ロケット式推進システムで大気圏外に打ち上げられ、その慣性の力によって大気圏外を弾道飛翔することで、最小のエネルギーで最大の飛翔距離を得ることができるミサイルの総称。

● 弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC：Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation）

大量破壊兵器の運搬手段となる弾道ミサイルの規制を目指す初めての国際合意（ただし、法的拘束力を持つ国際約束ではなく、参加国の政治的意思を示すもの。）であり、弾道ミサイルの実験・開発・配備の自制等の原則と信頼醸成のための措置（年次報告の提出、事前発射通報、射場の視察）等を主な内容とする。2002年11月にオランダのハーグで日本を含む93か国の合意を得て採択。2016年１月現在、137か国が参加。

● 弾道ミサイル防衛（BMD：Ballistic Missile Defense）

弾道ミサイルによる攻撃に対してミサイルやレーザー兵器等で迎撃して防御する兵器システム、もしくはその概念。

日本政府は、2003年12月にBMDシステムの整備を決定して以来、その着実な整備に努めてきており、①BMD運用・関連情報を直接、相互、リアルタイム及び常時共有するなど運用協力の強化、②長距離型監視用レーダー（Xバンド・レーダー）及びペトリオット・ミサイル（PAC-3）の配備・運用、③イージス艦搭載型迎撃ミサイル（SM-3）の防衛能力の継続的な強化など、BMDシステム能力の向上などについての日米間の協力が進められている。

● 中国遺棄化学兵器（ACW：Abandoned Chemical Weapons in China）

先の大戦の際に中国に残された旧日本軍の化学兵器。1997年４月に発効した化学兵器禁止条約（CWC）に基づき、日本にはその廃棄義務がある。

● 通常兵器（conventional weapons）

一般的には、核兵器、生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器を除くすべての在来の兵器を指すものと考えられる。

● 特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW：Convention on Prohibition or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to Be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects）

過度に傷害を与え、又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる特定の通常兵器の使用を禁止または制限する条約。本体条約と５つの附属議定書からなる。1980年採択、1983年発効。2016年１月現在121か国が加入。

ナ行

● NATO新戦略概念 (Strategic Concept for the Defence and Security of the Members of the North Atlantic Treaty Organization)

2010年11月、リスボン（ポルトガル）で開催されたNATO首脳会合において採択された、NATO加盟国の防衛及び安全保障のための戦略概念。「集団防衛」、「危機管理」及び「協調的安全保障」がNATOの中核的任務であると謳い、核兵器が存在する限りNATOは核の同盟であるとしつつ、核と通常戦力の適切な調和の維持、並びに欧州の核兵器のさらなる削減にはロシアによる核の透明性向上等が必要としている。

ハ行

● 爆発性戦争残存物 (ERW : Explosive Remnants of War)

不発弾及び遺棄弾の総称。2003年11月の特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）締約国会議において、「爆発性戦争残存物（ERW）に関する議定書（第５議定書）」が採択され、2006年11月に発効した。

● 非核化協力委員会 (旧ソ連)

旧ソ連諸国に対する核兵器廃棄に関する支援事業実施のため、ロシア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシ各国との間で非核化協力に関する二国間協定を締結し、それらの国々との間で非核化協力委員会を設立した。

1993年４月、日本は上記４か国の核兵器廃棄支援のため総額約１億ドル（117億円）の協力を行うことを発表。また、1999年６月のケルン・サミットにおいて、追加的に資金を供与する旨発表し、1999年度補正予算にて134億円を手当した。

● 非核三原則 (Three Non-Nuclear Principles)

核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとの原則のこと。これまで歴代の内閣が累次にわたり明確に表明してきている。なお、日本はNPT上の非核兵器国として核兵器の製造や取得等を行わない義務を負っている。さらに、法律上も原子力基本法により、日本の原子力利用は平和目的に厳しく限定されている。

● 非核特使 (Special Communicator for a World without Nuclear Weapons)

2010年８月の広島・長崎平和記念（祈念）式典において菅総理が制度の創設を表明し、同年９月に最初の委嘱を実施。自らの経験に基づく被爆証言を通じて核兵器使用の参加の実相を広く国際社会に伝達する被爆者に対して、政府が「非核特使」を委嘱することによりその取組を後押しする。2016年１月現在で、80事業計252名に委嘱。（ユース非核特使　参照）

● 非核兵器地帯 (Nuclear Weapons Free Zone)

一般的には、①特定の地域において、域内国が核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理等を行うことを禁止するとともに、②核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス、中国）が域内の締約国に対し核兵器の使用、使用の威嚇を行わないこと（消極的安全保証の供与）や、域内における条約違反行為の助長及び核実験を行わないことを主な内容とする国際約束を締結することによって作り出される「核兵器のない地帯」のこと。

● 非戦略核兵器 (Non-Strategic Nuclear Weapons)

国際的に合意された定義はないが、一般的には、戦術核や中距離核ミサイルを含む、戦略

核兵器以外の核兵器のことを指す。

● 武器貿易条約（Arms Trade Treaty）

2013年４月に国連総会で採択。2014年12月に発効。通常兵器の国際貿易を規制するための国際的基準を確立し、不正な取引等を防止することを目的とする条約。2016年１月現在の締約国は80か国。

● 武器輸出三原則（Three Principles on Arms Exports）

武器輸出に関して1967年に表明された、①共産圏諸国向け、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向け、③国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向け、の場合には武器輸出を認めない日本の政策をいう。その後、1976年の「政府統一見解」により、三原則対象地域以外の地域についても、「武器」の輸出は慎むこととされた。ここで言う「慎む」とは、「原則として認めない」という意味である旨、国会答弁で明らかにされている。したがって、現時点においては、三原則対象地域であるか否かにかかわらず、原則として、「武器」の輸出は認められないこととされている。但し、自衛隊の海外活動、対米武器・武器技術供与、物品役務相互提供協定等については、内閣官房長官談話などにより、例外とされた。また、2011年末には、防衛装備品をめぐる国際的な環境の変化を踏まえ、平和貢献・国際協力に伴う案件及び日本の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件について、厳格な管理が行われることと等を前提として、例外化措置が講じられた。

● 平和的核爆発

軍事的目的ではなく、大規模な土木工事や地下資源開発など、民生的・平和的目的のために利用される核爆発をいう。1974年、インドは、原子炉から得た使用済み核燃料から抽出したプルトニウムを利用して核実験を行い、これを「平和的核爆発」と称した。なお、包括的核実験禁止条約（CTBT）では、あらゆる核爆発が禁止されているため、CTBTの下ではいわゆる平和的核爆発も禁止の対象となる。

● 包括的核実験禁止条約（CTBT：Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty）

地下核実験を含むあらゆる核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止する条約。1963年に作成された部分的核実験禁止条約（PTBT）が地下核実験を対象としていなかったことから、地下核実験を含む全ての核実験を禁止する条約として策定された。1996年９月に国連総会にて採択。条約の発効には、条約の附属書IIに列記されている44か国（発効要件国）の批准が必要であり、現時点ではそのうちの８か国が未批准のため未発効。

条約により、その発効と同時に検証制度が有効となるよう、発効前から条約に規定された検証制度が整備されることが前提とされている（第４条）。CTBTが発効するまでの間に検証制度の整備を行うために、1996年、最高意志決定機関として包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会が、1997年には同委員会暫定技術事務局が設立された。

● 包括的保障措置協定（CSA：Comprehensive Safeguards Agreement）

各国がIAEAとの間で締結する、当該国の平和的な原子力活動に係るすべての核物質を対象とした保障措置協定。締結国は、核物質や原子力施設に関する情報の提供、査察の受入れ等の義務を負う。NPTの締約国である非核兵器国は、NPT第３条によってその締結が義務付

けられている。2016年１月現在の締結国数は174か国。日本は1977年12月に締結。

● 放射性同位元素（radioisotope）

原子の科学的性質を決める原子番号が同じで、原子の質量数が異なるもの同士を同位元素（又は同位体）と言い、その中で放射性を有するものを、放射性同位元素という。

● 放射線源（radioactive source）

放射線の発生源のこと。放射線発生装置や放射性同位元素などがある。

● 保障措置（Safeguards）

原子力が平和的利用から軍事的目的に転用されないことを確認するための措置。同措置の実施を主な目的のひとつとして設立された国際原子力機関（IAEA）は、保障措置協定締結国による核物質の計量管理状況の確認や査察などを通じ、転用や未申告の核物質、活動がないことを確認する役割を担う。

マ行

● ミサイル技術管理レジーム（MTCR：Missile Technology Control Regime）

大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその他の運搬手段（宇宙ロケット、観測ロケット、無人航空機）並びにその開発に寄与し得る関連汎用品・技術の輸出規制を目的とする国際輸出管理レジーム。1987年４月設立。2016年１月現在、34か国が参加。

● 未臨界実験（subcritical experiment）

プルトニウム等の核分裂性物質を高性能火薬により爆縮させ、臨界以下の爆縮の状況を確認する実験。化学爆発は起こるが、核分裂連鎖反応が維持されない未臨界状態で反応が止まるため、臨界を超えず、包括的核実験禁止条約（CTBT）によって禁止されている「核爆発」は生じない。

ヤ行

● ユース非核特使（Youth Communicator for a World without Nuclear Weapons）

被爆の実相を世代と国境を越えて語り継いでいくために2010年に創設された「非核特使」制度に加え、2013年６月に岸田外務大臣が創設を表明し、同年７月に最初の委嘱を実施。各種国際会議、原爆展やNGO主催のイベント等様々な国際的な機会を通じて、自ら軍縮・不拡散における活動、研究、研修・教育結果の成果を発表し、核兵器使用の惨禍の実相を広く国際社会に伝達し、また将来の世代に継承する若い世代に対して、政府が「ユース非核特使」を委嘱することによりその取組を後押しする。2016年１月現在で、13事業計107名に委嘱。

● 輸出管理（export control）

大量破壊兵器関連物質や通常兵器及びこれら兵器の開発等に用いられるおそれのある関連汎用品・技術の輸出を、輸出管理当局の許可に服せしめること。

大量破壊兵器等の関連汎用品・技術の供給能力を有する日本は、国際的な輸出管理で協調するための関係国の集まりである国際輸出管理レジーム（原子力供給国グループ（NSG）、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）、オーストラリア・グループ（AG）、ワッセナー・アレンジメント（WA））における申し合わせを踏まえ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に

基づき、輸出貿易管理令及び外国為替令に輸出管理品目リストを規定し、このリストに掲載された品目の輸出に際しては、原則として輸出先に関わらず許可申請を必要とする厳格な輸出管理を実施している。さらに、リストに掲載されていない品目についても、大量破壊兵器やその運搬手段の開発等の用途に用いられるおそれのあるときや、通常兵器の開発等の用途に用いられるおそれのある場合であって武器禁輸対象国等一定の国に輸出するときには、輸出許可申請を必要としている。（→「キャッチオール規制」参照。）

● **余剰兵器プルトニウム（surplus weapon-grade plutonium）**

国防上不要なものとして解体された核兵器から取り出された兵器用プルトニウム。一般的には、プルトニウム240の比率が７％未満のプルトニウムを指す。

ラ行

● **劣化ウラン弾（depleted uranium munitions）**

劣化ウランは、天然ウランから濃縮ウランを製造する過程で生じる副産物で、核分裂を起こすウラン235含有率が低いウランを指す。劣化ウラン弾は、通常弾に比べ、射程距離が長く、貫通力が強いことから、戦車等の装甲や堅固な標的を攻撃するために使用される。

● **ロンドン・ガイドライン（London　Guidelines）**

「原子力供給国グループ」を参照。

ワ行

● **ワッセナー・アレンジメント（WA：Wassenaar Arrangement）**

ココム（COCOM：対共産圏輸出統制委員会）が発展解消し、その後継として1996年７月に設立。①通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度な蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、②グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的とする国際輸出管理レジーム。2016年１月現在、41か国が参加。

用語索引

（注）
1．本索引は、本文（図表も含む）に使用されている用語を対象としています。
2．→のある場合は、→の示す用語または略語をご確認下さい。
3．数字はその用語の出ているページです。

あ

・アジア不拡散協議（→ ASTOP）
・安保理決議第984号／52, 161
・安保理決議第1540号／148, 159, 161
・安保理決議第1673号／161
・安保理決議第1695号／72, 73, 162
・安保理決議第1696号／76, 162
・安保理決議第1718号／73, 162
・安保理決議第1737号／74, 162
・安保理決議第1803号／74
・安保理決議第1810号／161
・安保理決議第1835号／77
・安保理決議第1874号／162
・安保理決議第1887号／181
・安保理決議第1928号／162
・安保理決議第1929号／74, 77, 79
・安保理決議第2231号／79

う

・宇宙空間における軍備競争の防止（→ PAROS）
・宇宙条約／152, 153, 179
・ウラン濃縮／70, 71, 74, 75, 76, 77, 162, 179, 184

え

・NPT運用検討会議／6, 9, 11, 12, 13, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 28, 29, 31, 44, 45, 46, 47, 49, 50, 51, 53, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 71, 79, 80, 88, 101, 105, 160, 171, 173, 174, 175, 180, 182, 183
・遠心分離法／179

お

・オーストラリア・グループ（→ AG）
・オタワ条約（対人地雷禁止条約）／9, 119, 170, 180, 190

か

・化学兵器（→ CW）
・化学兵器禁止機関（→ OPCW）
・化学兵器禁止条約（→ CWC）
・核兵器廃絶決議／11, 13, 53, 56, 180
・核軍縮検証のための国際パートナーシップ（→ IPNDV）
・拡散に対する安全保障構想（→ PSI）
・核実験／5, 6, 8, 10, 13, 17, 24, 34, 35, 36, 37, 38, 44, 46, 48, 49, 50, 56, 66, 70, 71, 72, 73, 81, 84, 135, 136, 152, 162, 178, 181, 192, 193
・核実験モラトリアム／36, 37, 81, 82, 83, 135, 181
・核セキュリティ／6, 10, 12, 14, 19, 29, 66, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 98, 100, 102, 113, 148, 162, 181, 189
・核セキュリティ・サミット／6, 29, 93 , 95, 102
・核態勢見直し（→ NPR）
・核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（→ GICNT）
・核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロ防止条約）／92, 159
・核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ（→ MNA）
・核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合／161, 181
・核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（→ ICNND）
・核物質等テロ行為防止特別基金（核セキュリティ基金）／91, 94
・核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）／92

・核兵器／4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 66, 70, 71, 72, 74, 75, 76, 77, 79, 80, 82, 83, 84, 85, 86, 89, 90, 98, 128, 134, 135, 136, 137, 138, 141, 144, 152, 153, 158, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 168, 169, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195
・核兵器不拡散条約（→NPT）
・核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（→FMCT）
・核兵器用核分裂性物質生産モラトリアム／8, 43
・カットオフ条約（核兵器用核分裂性物質生産禁止条約）（→FMCT）

き

・汚い爆弾／90, 91, 182
・希望の星／63, 64, 182
・キャッチオール規制／74, 138, 140, 182, 195
・緊急事態対応援助ネットワーク（→RANET）

く

・クラスター弾／9, 118, 120, 122, 123, 124
・クラスター弾に関する条約（→CCM）
・グローバル・パートナーシップ（→GP）
・軍縮・不拡散イニシアティブ（→NPDI）

け

・軽水炉／70, 183, 187
・検証／4, 8, 10, 11, 12, 25, 26, 27, 29, 35, 36, 37, 38, 44, 48, 49, 50, 51, 54, 55, 56, 59, 60, 70, 71, 72, 74, 75, 77, 78, 80, 85, 89, 93, 109, 110, 111, 113, 114, 115, 163, 180, 183, 189, 193
・原子力安全／14, 18, 19, 66, 83, 89, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 183, 185, 189, 190
・原子力安全条約／99, 101
・原子力基本法／94, 184, 192
・原子力供給国グループ（→NSG）
・原子力事故援助条約／99
・原子力事故通報条約／99
・原子力損害の補完的な補償に関する条約（→CSC）
・原子炉区画陸上保管施設／64, 184
・原子炉等規制法／184

こ

・高濃縮ウラン／43, 55, 95, 179, 182, 184
・小型武器／9, 118, 126, 127, 128, 129, 131, 158, 159, 160, 184, 187
・国際科学技術センター（→ISTC）
・国際監視制度（→IMS）
・国際原子力機関（→IAEA）
・国内計量管理制度（→SSAC）
・国連アジア太平洋平和軍縮センター／58, 127, 185, 186
・国連宇宙空間平和利用委員会（→COPUOS）
・国連軍縮委員会（→UNDC）
・国連軍縮会議／42, 171, 172, 173, 185, 186
・国連軍縮研究所（→UNIDIR）
・国連軍縮諮問委員会／158, 163, 173, 186
・国連軍縮フェローシップ／171, 186
・国連軍備登録制度／118, 129, 131, 140, 158, 159, 187
・国連小型武器会議／126, 127, 128, 187
・国連総会第一委員会／9, 13, 44, 46, 47, 48, 60, 155, 165, 169, 174, 186, 187
・コンセンサス／16, 19, 20, 22, 34, 43, 56, 58, 59, 80, 83, 91, 92, 127, 128, 135, 153, 158, 160, 164, 173, 187

さ

・再処理／70, 71, 72, 74, 75, 76, 84, 87, 102, 135, 136, 137, 162, 187
・ザンガー委員会（→ZC）

し

・G8原子力安全セキュリティ・グループ（→NSSG）
・重水炉／76, 77, 183, 187
・ジュネーブ軍縮会議（→CD）
・消極的安全保証（→NSAs）
・地雷廃絶国際キャンペーン（→ICBL）
・自律型致死兵器システム（→LAWS）
・新アジェンダ連合（→NAC）
・新START／6, 17, 18, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 188, 190

・信頼醸成措置（→CBM）
す
・すずらん（SUZURAN）／
・３Ｓ／189
せ
・生物兵器（→BW）
・生物兵器禁止条約（→BWC）
・積極的安全保証（→PSAs）
・戦術核兵器／24，189
・先制不使用（→NFU）
・戦略核兵器／5，24，25，26，27，32，33，55，62，188，190，192
・戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）／25，26，190
そ
・相互確証破壊（→MAD）
た
・第一次戦略兵器削減条約（→START Ⅰ）
・対人地雷禁止条約（オタワ条約）／9，118，119，120，170，180，188，190
・対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM条約）／190
・大量破壊兵器（→WMD）
・弾道ミサイル／24，25，31，32，70，72，73，77，79，141，142，143，153，162，190，191
・弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（→HCOC）
・弾道ミサイル防衛（→BMD）
ち
・中央アジア非核兵器地帯条約／18，56，57，58，185
・中国遺棄化学兵器（→ACW）
つ
・（IAEA）追加議定書／6
・通常兵器／4，8，9，14，51，117，118，119，120，121，122，123，124，125，126，127，128，129，130，131，132，134，139，140，159，161，168，170，172，182，187，191，192，193，194，195
と
・トラテロルコ条約／45，56
な
・NATO新戦略概念／192
は
・爆発性戦争残存物（→ERW）
・パリ合意／74，75
・バンコク条約／57
ひ
・非核化協力委員会／62，63，64，67，192
・非核三原則／11，192
・非核特使／9，21，48，173，175，177，178，192，194
・非核兵器地帯／12，18，30，52，53，55，56，57，58，59，80，160，185，192
・非戦略核兵器／24，32，33，192
ふ
・武器貿易条約（→ATT）
へ
・平和的核爆発／135，193
・平和利用イニシアティブ（→PUI）
・ペリンダバ条約／56，57
ほ
・包括的核実験禁止条約（→CTBT）
・包括的共同作業計画（→JCPOA）
・包括的保障措置協定（→CSA）
・放射性同位元素／91，194
・放射性廃棄物等安全条約／99
・放射線源／90，91，194
・保障措置／10，12，19，55，66，71，72，74，75，76，78，79，80，81，82，83，84，85，86，87，88，89，98，135，136，137，148，182，185，189，193，194
み
・ミサイル技術管理レジーム（→MTCR）
・未臨界実験／194
ゆ
・ユース非核特使／9，21，48，173，177，178，192，194
・輸出管理／4，8，10，12，19，73，74，81，82，84，134，135，136，137，138，139，140，141，142，144，148，149，161，162，180，182，184，194，195

よ
・余剰兵器プルトニウム／195
ら
・ラロトンガ条約／56
れ
・劣化ウラン弾／195
ろ
・老朽化化学兵器（→ OCW）
・ロンドン・ガイドライン／135, 184, 195
わ
・ワッセナー・アレンジメント（→ WA）

略語表及び略語索引

（注）
1．本略語表及び索引は、本文（図表も含む）に使用されている用語を対象としています。
2．数字はその用語の出ているページです。

A

・ACW→ Abandoned Chemical Weapons in China
中国遺棄化学兵器／113, 114, 191
・AG→ Australia Group
オーストラリア・グループ／134, 137, 138, 140, 180, 194
・ASTOP → Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation
アジア不拡散協議／88, 134, 143, 148, 179
・ATT→ Arms Trade Treaty
武器貿易条約／118, 129, 130, 140, 170

B

・BMD→ Ballistic Missile Defense
弾道ミサイル防衛／191
・BW→ Biological Weapons
生物兵器／189
・BWC→ Biological Weapons Convention
生物兵器禁止条約／79, 108, 109, 110, 138, 164 187, 189

C

・CBM→ Confidence Building Measures
信頼醸成措置／24, 25, 26, 27, 30, 50, 51, 110, 188
・CCM→ Convention on Cluster Munitions
クラスター弾に関する条約／9, 122, 124, 180, 183
・CCW → Convention on Prohibition or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to Be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects
特定通常兵器使用禁止制限条約／122, 125, 191, 192
・CD→ Conference on Disarmament
ジュネーブ軍縮会議／6, 11, 31, 34, 43, 44, 53, 61, 111, 153, 154, 155, 158, 159, 164, 165, 171, 179, 182, 187
・COPUOS→ Committee on the Peaceful Uses of Outer Space
国連宇宙空間平和利用委員会／154, 155, 186
・CSC → Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage
原子力損害の補完的な補償に関する条約／101
・CSA→ Comprehensive Safeguards Agreement
包括的保障措置協定／193
・CTBT → Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty
包括的核実験禁止条約／5, 6, 8, 10, 12, 13, 14, 17, 29, 34, 35, 36, 37, 38, 42, 43, 61, 81, 82, 83, 136, 158, 159, 164, 181, 187, 193, 194
・CW→ Chemical Weapons
化学兵器／180
・CWC→ Chemical Weapons Convention
化学兵器禁止条約／74, 79, 108, 109, 111, 112, 113, 114, 138, 164, 180, 187, 191

E

・ERW→ Explosive Remnants of War
爆発性戦争残存物／192

F

・FMCT→ Fissile Material Cut-off Treaty
核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）／6, 8, 10, 12, 13, 14, 29, 31, 43, 44, 61, 82, 84, 136, 153, 158, 164, 165, 181, 182

G

・GP→ Global Partnership
グローバル・パートナーシップ／13, 14, 183

・GICNT → Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism
核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ／93

H

・HCOC → Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation
弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範／73, 141, 142, 143, 191
・HWR→ Heavy Water Reactor
重水炉／187

I

・ICBL → International Campaign to Ban Landmines
地雷廃絶国際キャンペーン／119, 188
・ICNND→ International Commission on Nuclear Non-Proliferation and Disarmament
核不拡散・核軍縮に関する国際委員会／197
・IMS→ International Monitoring System
国際監視制度／35, 38
・ISTC → International Science and Technology Center
国際科学技術センター／67, 185
・IAEA→ International Atomic Energy Agency
国際原子力機関／6, 10, 14, 18, 19, 55, 56, 69, 70, 72, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 98, 99, 100, 101, 105, 135, 137, 148, 158, 162, 163, 173, 179, 181, 182, 183, 184, 185, 190, 193, 194,

J

・JCPOA→ Joint Comprehensive Plan of Action
包括的共同作業計画／74, 78, 79, 163

L

・LWR→ Light Water Reactor
軽水炉／183

M

・MAD→ Mutual Assured Destruction
相互確証破壊／6, 190
・MNA→ Multilateral Nuclear Approaches
核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ／197
・MTCR→ Missile Technology Control Regime
ミサイル技術管理レジーム／ 73, 134, 138, 139, 140, 141, 142, 194

N

・NAC→ New Agenda Coalition
新アジェンダ連合／22, 188
・NFU→ no first use
先制不使用／第一不使用／189
・NPDI → Non-Proliferation and Disarmament Initiative
軍縮・不拡散イニシアティブ／11, 12, 13, 17, 18, 19, 20, 22, 44, 51, 52, 53, 174, 177, 183
・NPR→ Nuclear Posture Review
核態勢見直し／28, 29, 53, 181, 188
・NPT → Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons
核兵器不拡散条約／5, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 24, 25, 26, 28, 29, 30, 31, 32, 37, 43, 44, 45, 46, 47, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 66, 69, 72, 75, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 98, 101, 105, 136, 137, 144, 160, 161, 164, 168, 171, 172, 173, 174, 175, 180, 181, 182, 183, 187, 188, 189, 192, 193
・NSAs→ Negative Security Assurances
消極的安全保証／30, 52, 53, 56, 161, 164, 188, 189
・NSG→ Nuclear Suppliers Group
原子力供給国グループ／83, 84, 134, 135, 136, 137, 140, 184, 194
・NSSG→ Nuclear Safety and Security Group
G8原子力安全セキュリティ・グループ／100

O

・OCW→ Old Chemical Weapons
老朽化化学兵器／114
・OPCW → Organization for the Prohibition of Chemical Weapons
化学兵器禁止機関／14, 111, 112, 113, 114, 115, 158, 180

P

・PAROS → Prevention of Arms Race in Outer Space
宇宙空間における軍備競争の防止／153, 158, 164, 179

・PSAs→ Positive Security Assurances
積極的安全保証／52, 161, 189

・PSI→ Proliferation Security Initiative
拡散に対する安全保障構想／4, 144, 145, 146, 147, 148, 181

・PUI→ Peaceful Uses Initiative
平和利用イニシアティブ／20, 101, 105

R

・RANET→ Response and Assistance Network
緊急時対応援助ネットワーク／99, 101

S

・SSAC → State System for Nuclear Material Accountancy and Control
国内計量管理制度／66, 185

・START Ⅰ→ Strategic Arms Reduction Treaty Ⅰ
第１次戦略核兵器削減条約／26, 27, 190

U

・UNDC → United Nations Disarmament Commission
国連軍縮委員会／55, 56, 160, 161, 186

・UNIDIR → United Nations Institute for Disarmament Research
国連軍縮研究所／158, 163, 186

W

・WA→ Wassenaar Arrangement
ワッセナー・アレンジメント／134, 139, 140, 194, 200

・WMD→ Weapons of Mass Destruction
大量破壊兵器／191

Z

・ZC→ Zangger Committee
ザンガー委員会／134, 135, 136, 137

Ⅱ

資料編

1．我が国の軍縮・不拡散政策

「外務大臣と語る」
岸田外務大臣の核軍縮・不拡散政策スピーチ
於：長崎大学

２０１４年1月２０日

1．冒頭

皆さん，こんにちは。外務大臣の岸田文雄です。今日は外務大臣と語るというこのイベント，今司会の方からご紹介させていただきましたように，毎年全国各地で年に一回，国民の皆様と外交についてまた外務省についてお話をさせていただき，またご意見を聞かせていただく，こうしたイベントですが，今年はこの長崎で行わせていただくことになりました。まずもって，片峰学長を始め，長崎大学の皆様のご協力に心から感謝を申し上げ，今日は地元長崎市から田上市長もお越しですし，また長崎県からも田中副知事がお越しでございます。地元の多くの皆様方のご協力に，心から感謝を申し上げます。

ここ長崎は，もう一つの被爆地である広島出身の私にとりまして特別な思いのある街です。特に，この長崎大学，被爆した世界で唯一の医科大学である長崎医科大学を継承しておられると聞いております。そのような歴史を背景として，長崎大学において，片峰学長のリーダーシップの下，２０１２年に「核兵器廃絶研究センター」が設立されたと伺っております。このセンターですが，「核兵器廃絶」と銘打った日本で初めての研究センターとして，「核兵器のない世界」に向けて，様々なアカデミックな研究や提言をされておられると承知しています。この場をお借りしまして長崎大学のこのような取組に敬意を表しますと共に，本日，このような場で，核軍縮，そして核不拡散の問題についてお話しする機会をいただきましたこと，心から感謝を申し上げ，そして光栄に思っているところです。

そして今日の大臣と語るという会ですが，広く地元の皆様に声をかけさせていただいております。今日核軍縮と不拡散の問題についてお話をさせていただくのですが，今日ご出席の皆様の中にはですね，平素この問題にあまり触れることのない方々も大勢ご出席でございます。できるだけわかりやすく話をしたいと思いますし，この核軍縮不拡散の問題については，ＩＡＥＡとかＣＴＢＴとか何か聞き慣れない言葉がずいぶんと飛び交います。できるだけわかりやすく話そうと思いますが，併せて，特に何度も出てきます専門用語につきましてはお手元に用語集，簡単なものを作らせていただきました。そういったものも見ながら聞いていただければと存じます。そうしたあまりこういった議論に平素触れられない方々もおられますので，一方でこの分野，専門に勉強されている方々もご出席でございますので，そういった方々には少しまどろっこしいところがあるのかもしれませんが，その点は，ご容赦いただきまして，できるだけ多くの方々にこの問題について考えていただく機会にしたいと思いますので，ご協力よろしくお願いを申し上げます。

昨年１２月１７日ですが，政府におきましては，初めて，「国家安全保障戦略」という外交・安全保障に関する戦略をまとめました。日本の国において初めて外交・安全保障に関する基本的な大方針をまとめたということです。この戦略に明記しておりますように，日本は，国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から，国際社会の平和と安定，そして繁栄にこれまで以上に積極的に貢献していく考えであります。そしてこの「戦略」の中にしっかりと書き込んだこととして，日本は，世界で唯一の戦争被爆国として，軍縮・不拡散にも積極的に取り組み，「核兵器のない世界」の実現に向け，国際社会の取組を主導していく方針であります。

「核兵器のない世界」の実現，これは被爆地出身の私にとりましていわばライフワークであると思っています。外務大臣就任以来，私はこの分野について特に強い思いを持って取り組んできました。

最初の取組の機会は昨年４月，オランダ・ハーグで行われました軍縮・不拡散イニシアティブ（ＮＰＤＩ）という国際会議の第６回外相会合でありました。このＮＰＤＩという枠組みですが，これは２０１０年９月の国連総会の機会に日本とそしてオーストラリアが主導して立ち上げた核兵器を持たない国による核軍縮・不拡散分野における地域横断的な有志国のグループです。今日本，オーストラリア以外に，ドイツですとかカナダですとか，全１２カ国がこの枠組みに参加をしています。

また，昨年６月には，核兵器使用の惨禍を若い世代に継承していくための「ユース非核特使」制度を立ち上げました。皆様も御承知のとおり，今までも日本は，「非核特使」という制度を持ち，「非核特使」を通じて，被爆者の方々に核兵器使用の惨禍の実相を世界に発信していただく，こうした取組を積極的に行ってきましたが，この取組を若い世代にもしっかりと受け継いでいく必要があると常々考えておりました。ここ長崎でも，昨年８月に５名の高校生の皆さんを「ユース非核特使」に委嘱させていただきました。そのときの５名の高校生の皆さんの生き生きとした表情，今でも大変鮮明に覚えております。

同じ８月には，外務大臣として初めて長崎，広島，双方の平和祈念（記念）式典を出席させていただきました。そして，「核兵器のない世界」への決意を新たにしたところですし，そして，昨年９月，ニューヨークでの国連核軍縮ハイレベル会合では「核兵器のない世界」に向けた日本の取組を発信する，こうしたことも行いました。

本年も，日本の軍縮・不拡散政策にとって重要な機会が続きます。まず，本年４月１２日には，広島市でＮＰＤＩ外相会合を開催いたします。その直後，４月末には，ＮＰＴ運用検討会議の第三回準備委員会がニューヨークで行われることになっています。こうした重要な外交行事を視野に入れながら，私のこの１年間の経験を踏まえ，本日は，日本の核軍縮・不拡散政策全体に関する私の考え方を述べさせていただきたいと思っています。

２．総論（核兵器をめぐる世界の現状）

まず日本の政策について私の考えを述べる前に，核兵器をめぐる世界の現状についてその歴史を振り返りながら簡単に述べさせていただきたいと思っています。

６９年前，広島市に続いて，長崎市でも，一発の原子爆弾が，多くの尊い命を奪いました。そしてその後，米ソを頂点とする冷戦時代に突入いたしました。激しい核軍備競争が始まりました。私が子供の頃，いつ核戦争が起きるかわからない，こうした恐怖を身にしみて感じた記憶がありますが，一時は，世界に７０，０００個以上の核兵器が存在したと言われています。

そのような時代に比べますと，冷戦後の現代において，核戦争が今にも起こることを心配する人が減ったのは事実だと思っています。国際社会における核兵器の役割も大きく減少しているとも言えます。核兵器国の中には，核兵器の役割を減らすことを核戦略に関する文書の重要な一項目として挙げている国もあります。

加えて，核兵器の数，７０，０００個以上の核兵器が存在していたという時期に比べますと相当数が減っているのもまた事実であります。最近では，アメリカのオバマ大統領が，２００９年４月にチェコの首都，プラハにおきましてアメリカとして「核兵器のない世界」を目指すことを目標に掲げました。その後，ロシアとの間で，戦略核弾頭を大幅に削減する新戦略兵器削減条約，新ＳＴＡＲＴといわれていますが，こうした条約を結びました。昨年６月にもオバマ大統領は，今度はベルリンにおきましてロシアとの交渉に基づき配備済み戦略核を最大３分の１削減する用意がある，こうした旨表明いたしました。

このように，歴史を振り返れば，核軍縮の取組に一定程度の進展を見ることができる，このことが分かります。

そして，今日，何が問題になっているのか，ということですが，核兵器の問題を考える上で，「核軍縮」と「核不拡散」という２つの概念があります。簡単な言葉で言えば，「核軍縮」とは核兵器を減らし，究極的には廃絶することを意味します。「核不拡散」とは核兵器が広がらないようにするということを意味します。この概念を使えば，依然として核軍縮の歩み，不十分であるということのみならず，同時に，核兵器の拡散という問題，これはより深刻になっているというのが今日の状況だと思います。

まず，核軍縮については，冷戦が終結し，核兵器の数が大きく減ってきたとは言え，かつて世界に７０，０００個以上あったといわれていた核兵器が，いまだ１７，０００個以上存在すると言われています。その進展状況にはもどかしいものがあります。アメリカとロシアが二国間条約に基づいて核兵器を着実に削減してきましたが，核軍縮交渉は今も継続される必要がありますし，さらには，不透明な形で核戦力の増強を図っていると見られる核兵器国もあります。

続いて，核兵器の拡散という問題につきましては，北朝鮮による核開発，イランの核問題，拡散上機微な関連物資あるいは技術の拡散を含め，拡散上の懸念はより深刻になっています。二，三の例を挙げれば，北東アジア地域においては，北朝鮮が，２００６年，２００９年に続いて昨年２月に３度目の核実験を実施しました。核兵器の運搬手段たるミサイルの開発とあわせて，核・ミサイル開発を止めていません。さらに，核兵器開発に関連する物資や技術を拡散しようとする試みは日々狡猾になっています。また，テロリストが核兵器を奪い使用する可能性，これも指摘をされています。

さらに，地域紛争における核兵器の使用や威嚇の可能性についても目を向けなければなりません。事実過去に，南アジア地域においては，そのような可能性が心配されたということもありました。

このように，いわば世界の核リスクは多様化しています。地域レベルでは地域情勢を不安定化させる要素となっていますし，グローバルなレベルにおきましては国際的な核軍縮・不拡散体制を弱体化させる要因ともなっています。

このように核リスクが多様化する中，日本は，次の２つの認識を基礎として，核軍縮・不拡散に向けた国際的取組を主導していくべきだと考えています。

1つ目の認識は，核兵器が使用された際の非人道性[(注1)]についての正確な認識です。日本には「唯一の戦争被爆国」という日本国民全てが共有すべき歴史的体験があります。核兵器使用の悲惨さを伝え，「核兵器のない世界」の実現に向けて核軍縮分野における国際社会の取組を主導していくということ，これは日本の責務だと思っています。すなわちこの１つ目の認識は，核兵器の非人道性についての正確な認識です。

（注１） 岸田大臣は，スピーチの際，「人道的側面」と述べましたが，本スピーチ後に行われた聴衆との質疑応答を踏まえ，「非人道性」に修正しました。これ以下に出てくる同じ用語については同様の修正を加えています。

そして２つ目の認識は，先ほど述べたとおり，今日の国際社会がますます多様化する核リスクに直面していることへの冷静な認識です。核軍縮・不拡散に向けた国際社会の取組を主導する際には，北朝鮮による核・ミサイル開発の進展がもたらす脅威を含む厳しい安全保障環境への対応ですとか，アジア太平洋地域における将来の核戦力バランスの動向ですとか，あるいは軍事技術の急速な進展を踏まえた日米同盟下での拡大抑止の信頼性といったものと釣り合ったものである必要があります。つまり，現時点での厳しい安全保障環境の中で，国民の生命財産を守るためにはどうするべきかという冷静な認識，これが２つ目の認識であります。

こうした現状において，「核兵器のない世界」に向けて，今述べた２つの認識，すなわち，この核兵器の非人道性に対する正確な認識と，今の厳しい安全保障下においてどう対応すべきかという冷静な認識，この２つの認識を基礎としつつ，核軍縮・不拡散の双方を共に進めていく必要があります。核軍縮だけが進んでも，新たな核兵器保有国を生み出すようなことになっては意味がありません。同時に，新たな核兵器保有国の出現を抑えることができたとしても，核軍縮が進んでいなければ，「核兵器のない世界」に近づくことはできません。核軍縮と核不拡散はこれは正に「車の両輪」です。どちらか一方の車輪が欠けては前に進むことができないと考えています。

この考えを具体的に現しているのが，核兵器不拡散条約，ＮＰＴという条約です。ＮＰＴは，非核兵器国には核兵器を保有しないことを義務付け，５つの核兵器国には，非核兵器国に核兵器を渡さないことや，誠実に核軍縮交渉を行う義務を課しています。ＮＰＴは，「核不拡散」を進めつつ，同時に，「核軍縮」を進めることを求めているのです。

以上，核兵器をめぐる世界の現状を概観いたしました。続いて，日本が推進する取組について，「核不拡散」，そして「核軍縮」の順に説明したいと思います。そして，最後に，「核兵器のない世界」に向けて，日本の基本的な考え方を改めて述べさせていただきます。

３．核不拡散（３つの阻止）

まず，核不拡散でありますが，「核兵器のない世界」を実現するためには，核兵器が拡がることを防止する，具体的には，新たな核保有国の出現，そしてそれにつながるような事態を阻んでいく営みである核の不拡散の取組，これは不可欠です。

本日は，この核不拡散分野についての日本の新たな政策理念として，1つは，「新たな核兵器国出現の阻止」，２つ目として，「核兵器に寄与し得る物資，技術の拡散の阻止」，そして「核テロの阻止」，この「３つの阻止」を紹介させていただきたいと思います。

①「新たな核兵器国出現の阻止」

まず１つ目の阻止，「新たな核兵器国出現の阻止」です。新たな核兵器国を出現させないことは，日本の不拡散政策の最も重要な柱の一つです。この文脈で，日本にとって重大かつ直接の脅威である北朝鮮の核・ミサイル開発について触れなければなりません。北朝鮮は，２００５年９月に六者会合の共同声明において「すべての核兵器及び既存の核計画を放棄する」，また「核兵器不拡散条約等への早期の復帰」ということに自らコミットしました。にもかかわらず，核・ミサイル開発を継続しているばかりか，非核化に向けた具体的な行動をいまだとっていません。日本としては，アメリカ，韓国など関係国と連携しながら，北朝鮮が非核化に向けた具体的な行動をとるよう強く求めています。また，北朝鮮に核やミサイル開発を継続することが自らの利益にならないと自覚させると共に，北朝鮮の核開発を物理的に困難にする国際的な環境を整えていかなければなりません。この観点から，北朝鮮に対する制裁を，国際社会が着実に実施していくことが非常に重要になります。このため，日本としましては，対北朝鮮国連安保理制裁決議の厳格な履行を引き続き関係国に求めていきます。さらに，北朝鮮が挑発的な対応をとってきた場合の備えも忘れてはなりません。この点，日本の平和と安全のため，日米同盟の抑止力を維持，強化していく，こうした不断の努力も必要になります。

加えて，イランの核問題も，日本にとって懸案事項です。私は，昨年１１月，日本の外務大臣としては４年半ぶりに，イランの首都，テヘランを訪問し，イラン側に対しまして，イランの核活動が平和的なものであることを国際社会に示すため，強化された査察を認める国際原子力機関（ＩＡＥＡ）追加議定書に批准すべきであるということ，またＩＡＥＡと完全な協力をするべきだということ，こういったことを強く求めてきました。また，地

下核実験を含むいかなる場所においても核実験を行うことを禁止する包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）の早期批准といった具体的な提案も行ってきました。その後，イランは，関係国との間で２０％ウラン濃縮活動の停止を含む具体的な措置に合意をしました。日本としましては，この合意を問題の包括的解決に向けた第一歩として歓迎すると共に，この合意の迅速な履行を重視する，との立場にあります。日本は，こうした核の問題が国際的な問題になる以前から，イランとの間に歴史的な友好関係を持っています。こうした欧米諸国とは違う，日本の独自の立場から，引き続きイランが国際社会からもたれている懸念を払しょくし，この問題が包括的，最終的に解決されるべく，国際社会と連携しつつ，主体的に取り組んでいきたいと考えています。

そして北朝鮮，イラン，こうした個別の問題とともに，国際社会全体に関わる国際的な不拡散体制を強化していく，これも大切な課題です。その不可欠な要素が，平和的な原子力活動の軍事利用への転用ですとか，秘密裏の核活動を探知するための実際的な措置であるＩＡＥＡ保障措置です。こうした，軍事利用への転用ですとか秘密裏の核活動を探知する，しっかりと把握するための実際的な措置として，ＩＡＥＡ保障措置，大変重要な要素だと考えています。日本としましてはこのＩＡＥＡ保障措置を更に強化していくために様々な取組を推進していきます。日本はＩＡＥＡ保障措置の最大の受入れ国であり，いわばこの分野のパイオニアと自負を持っています。日本は，このように透明性に努めているわけですが，ここで培われた長年の知見・経験を生かして，追加議定書を全ての関係国が締結し，このＩＡＥＡ保障措置を確かなものにしていく，こういったことを国際社会に求めていきます。また，具体的な貢献として，保障措置を実施する環境が整っていない国々に対する支援ですとか，世代交代を迎えつつある査察官の育成ですとか，専門知識の継承ですとか，保障措置関連技術開発といった分野でも，パイオニアたる日本として具体的な貢献を行っています。これらの取組を通じて，国際社会における新たな核保有国の出現を阻止していく，こうした決意を表明しています。

②「核開発に寄与し得る物資，技術の拡散の阻止」

そして２つ目の阻止ですが,「核開発に寄与し得る物資, 技術の拡散の阻止」です。「新たな核兵器国出現の阻止」を実現するためには，先ほど申し上げた点に加えまして，核兵器保有を追求する主体が関連「物資」を調達できないようにするための輸出管理が重要です。

近年，アジア諸国においては，その経済発展に伴って，核開発やその運搬手段たるミサイルの開発に転用可能な物資・技術の生産能力を獲得してきています。一方，これらの物資や技術が核開発に転用されることに気付かずに懸念国に輸出されてしまう危険性が高まっています。こうした国々が，北朝鮮やイランによる核関連物資の調達活動の「抜け穴」として利用されるリスクもあります。さらに，こうした違法な調達活動は，偽装会社を使ってアジアにおける中継貿易地を利用して行われるなど，一層巧妙になってきています。このように，アジア諸国が意図せずして拡散に関わってしまう危険性がこれまで以上に高まってきていること，これは大きな懸念となっています。輸出管理が不十分である国は，北朝鮮やイランによる核関連物資の調達活動の「抜け穴」として使用されるリスクが大きく，アジア諸国における輸出管理制度強化の重要性がこれまで以上に高まっています。

しかしながら，アジア諸国の中には，「輸出管理は貿易・投資を阻害する，不拡散の取組の強化は経済成長の邪魔になるのではないか」，こういう認識が引き続き存在することも事実です。そこで，日本としては，豪州あるいは米国を始めとする志を同じくする国々と外交的連携を強化すると共に，輸出管理の強化は，貿易・投資を阻害するものではなくして，その国が信頼できる貿易・投資相手国であるという認識の醸成につながる，ひいては，更なる経済成長につながる環境整備であるという「輸出管理の戦略的効用」をアジア諸国に対して粘り強く説いていき，国際的な不拡散網の強化に乗り出していく決意です。この分野におけるアジア諸国の能力構築に引き続き取組んで，アジア諸国との協調，協働を更に進めていきたいと考えています。

③「核テロの阻止」

そして３つ目の阻止が「核テロの阻止」です。ここまでは，国家による核兵器やその関連物資，あるいは技術

の獲得を阻止することを述べてきましたが，昨今はそれに加えて，テロ組織などの非国家主体による核物質を用いたテロ行為，いわゆる「核テロ」の阻止，これが重要な課題となっています。

近年，様々な国の経済発展に伴い国際社会のエネルギー需要が高まっています。原子力エネルギーを活用する国々が増えています。また，医療とか食糧，工業の分野で，様々な形での放射線利用の機会も増えています。原子力の平和的利用の世界的な拡大によって，結果的に核テロの具体的な危険性が高まっており，日本としてこの問題にきちんと対応していく必要があります。仮に，原発や核物質，あるいはより身近な放射性物質がテロリストに狙われ，テロの道具としてこれらの物質が使用される事態となれば，国民の皆様の生命・生活・財産が脅かされるのみならず，極めて広い地域に，長期的で非常に大きな政治的・経済的・社会的影響を及ぼす可能性があることは，皆様の想像に難くないと思います。

このように，核テロ対策の強化，言い換えれば核セキュリティの強化は，①日本の安全保障，そして②国内治安対策，さらには③原子力の平和利用の推進，こういった観点から重要です。国内のみならず，国際的にも核セキュリティを強化していくことが肝要であること，お分かりいただけると思います。また，多くの国が核テロ対抗能力を構築，強化していけば，安全保障上の信頼が各国間で醸成されることにもなるとも思います。

では，具体的に何をすべきでしょうか。日本及び世界各国において核テロを阻止していくため，核セキュリティシステム強化が必要になります。そのためには，核セキュリティ強化が重要という共通の意識・文化を関係者間で醸成し，必要な規範を根付かせることが基盤となります。その取組の一環として，関連の国際条約の締結あるいはＩＡＥＡによる核セキュリティについてのガイドラインを各国が実行していくことが重要です。同時に，核テロ対策について各国の優れた取組を共有し，相互に学ぶことも重要です。日本としてこのような取組を続けていきます。この観点から，日本は，核セキュリティに関する知見を集約する核不拡散・核セキュリティ総合支援センターを，２０１０年に日本原子力研究開発機構の中に立ち上げましたが，今後もこれを積極的に活用していきます。具体的には，このセンターを活用して，核テロ対策を進めていく能力を必ずしも備えていない国々に対して知見を提供し，こういったことを考えています。

この関連で，忘れてはならないのは，本年３月に予定されていますオランダ・ハーグでの核セキュリティ・サミットです。核テロ対策について首脳レベルが議論するこのサミットを始めとする様々な場を通じて，原子力大国である日本として，世界の核テロ対策，あるいは核セキュリティ強化に積極的に貢献していきます。先ほども述べましたが，日本は原子力利用の経験が長く高い水準の技術や人材を持っており，この分野でリーダーシップを発揮すべきだと考えます。また，日本は原子力発電所の重大な事故を経験いたしました。その経験を各国が共有し，世界の核セキュリティ強化の取組に役立てていくこと，これは事故を経験した日本の責務であるとも思います。国内においては，２０１６年に開催されますＧ８サミット，さらには２０２０年の東京オリンピック等も視野に，中長期的に核セキュリティ強化を図っていきます。こうした取組は，先般閣議決定された「世界一安全な日本」創造戦略とも軌を一にするものであり，アジア地域，さらには世界の核セキュリティ強化，核テロの阻止につながっていくと考えます。

４．核軍縮（３つの低減）

ここまでは核兵器の拡散の防止ということで「３つの阻止」について述べましたが，同時に，我々の最終目標は，核兵器を減らし，いずれ廃絶するという「核軍縮」です。日本は「核兵器のない世界」の実現に向けて，現実的に実践的なステップとして「３つの低減」，①核兵器の数の低減，②核兵器の役割の低減，そして③核兵器を保有する動機の低減，この「３つの低減」を提唱しています。

①「核兵器の数の低減」

まず，「核兵器の数の低減」ですが，「核兵器のない世界」に向けて，何よりもまず核兵器の数を減らす必要があります。このためには，核兵器国が，核軍縮交渉を義務付けたＮＰＴにおける義務を誠実に履行することが重

要になります。

この観点からは, 日本は, 先ほど述べたオバマ大統領のベルリン演説を歓迎いたします。この演説を契機として, アメリカとロシアとの間の対話と協調を通じて, 戦略核あるいは非戦略核, 配備済みの核兵器, 未配備の核兵器を含め, 核兵器の包括的な削減に関する交渉が進展することを期待いたします。また, ミサイル防衛に関する信頼醸成, 核物質の管理体制の強化に向けた協力も進展することを期待しています。また, 欧州のみならず, グローバルな非戦略核の削減を呼びかけています。

「核兵器のない世界」の実現のためには, アメリカとロシアの核軍縮交渉が, ＮＰＴ上の核軍縮義務に基づいて, イギリス, フランス, 中国を含むその他の核兵器を保有する国をも取り込んだ多国間交渉に進展していかなければなりません。多国間交渉が開始・妥結するまでの間, 少なくとも現状より核戦力を増強させることがないようしっかりと求めていきます。

そして核兵器の数を削減するためには核戦力の「透明性」向上は欠くことができません。透明性が低ければ本当に核軍縮を実施しているかどうか検証もできませんし, 核軍縮措置が後戻りのきかない状況にあるのか, 確認もできません。全ての核兵器保有国が保有核弾頭数や運搬手段を含む核戦力に関する更なる情報開示に努める必要があります。

この関連で言いますと, ２０１０年ＮＰＴ運用検討会議の「行動計画」において, 核兵器国は核軍縮措置を報告するための標準報告フォームに合意することが求められています。そしてこれを受けて, ＮＰＤＩ, 先ほどご紹介しました核兵器を持たない国の国際的な枠組みですが, このＮＰＤＩにおいては２０１２年にＮＰＤＩとして, この標準報告フォーム案を提示いたしました。核兵器国が本年４月に開催される第３回準備委員会において, 標準報告フォームに合意して, 核兵器国が核軍縮措置について中身のある報告を行うこと, これを期待したいと思います。

国際的な核軍縮・不拡散体制を強化するためには, ＮＰＴ体制の強化と共に, それに続く法的枠組みを早期に整備する必要があります。ＣＴＢＴ, 包括的核実験禁止条約については, 発効するために批准が要件とされている国, 全部で４４の国が批准することによって発効するという仕掛けになっていますが, まだ現在３６の国しか批准をしていません。残りの国によるＣＴＢＴの早期の署名・批准, そしてＣＴＢＴの次の国際的な核軍縮条約と言われています, 核兵器の原料となるプルトニウムや高濃縮ウランの生産を全面的に禁止する兵器用核分裂性物質生産禁止条約, ＦＭＣＴと言われていますが, この条約の早期交渉開始, 早期妥結が重要になってきます。

昨年１１月, 包括的核実験禁止条約機関, ＣＴＢＴＯという機関のゼルボ事務局長を日本に招待し, 私もお会いさせていただきました。この長崎大学におきましてもゼルボ事務局長が講演をされて, 学生の方々と大変活発な議論が行われたと聞いております。今般, ゼルボ事務局長が進めるＣＴＢＴ発効促進のための賢人グループの活動支援と核実験探知のためのシステムに対しまして, 我が国としまして４５万５千ドルを供与することを決定しました。この場で発表させていただきたいと思います。本年, 日本はＣＴＢＴＯ準備委員会の議長国を務めています。議長国としての立場からも, ＣＴＢＴの発効促進, 検証体制の整備に向け, 積極的に貢献を行ってまいります。

ＮＰＴ体制の強化の観点からは, ＮＰＴに加入していない国についても, 非核兵器国としてＮＰＴに加入することを呼びかけたいと思います。ＮＰＴ加入に至る過程においても, それぞれの核削減努力, 核不拡散措置の強化を通じて, 国際的な核軍縮・不拡散体制の強化に資する取組を行うよう求めます。

②「核兵器の役割の低減」

そして次に, ２つ目の低減, 「核兵器の役割の低減」についてです。「核兵器のない世界」に向かっていくためには, 核兵器の数と共に核兵器の役割を減らしていく必要があります。歴史的な観点からは, 冷戦後の２１世紀において, 核兵器の役割は大きく減ってきていることは確かですが, しかし同時に, 核リスクが多様化する世界においては, 核兵器の役割が増大している地域もあること, これも事実です。現代を生きる我々の安全と安心を

確保するためには，核兵器の更なる数の削減と共に，核兵器を保有する国が，自国の安全保障政策・軍事ドクトリンにおける核兵器の役割をより絞り込んでいく，このことが重要になってきます。核兵器の役割を低減させることにより，信頼醸成や核兵器の数の削減にも繋がる，こういった相乗効果も期待できます。

具体的には，核兵器国は，ＮＰＴ上の不拡散義務を遵守している非核兵器国に対して，核兵器を使用したり，核兵器によって威嚇しないことを約束することを求めるということがあります。また，核兵器を保有する国の中には，核兵器使用の可能性を広くとっている国もあります。もちろん，人類に多大な惨禍をもたらし得る核兵器は将来二度と使用されるようなことがあってはならないと考えますが，核兵器を保有する国は，個別的・集団的自衛権に基づく極限の状況下に限定する，と宣言することにより核兵器の役割を低減することから始め，最終的には「核兵器のない世界」につなげていくべきと考えます[(注2)]。さらに，核兵器国は，本年４月のＮＰＴ第３回準備委員会において，核兵器の役割低減についても，ＮＰＤＩが提言している標準報告フォーム案を活用しつつ，報告すること，これを期待いたします。

（注２） 岸田大臣は，スピーチの際「また，核兵器を保有する国の中には，核兵器使用の可能性を広くとっている国もありますが，万が一の場合にも，少なくとも，核兵器の使用を個別的・集団的自衛権に基づく極限の状況に限定する，こういった宣言を行うべきだと考えます。」と述べましたが，本スピーチ後に行われた聴衆との質疑応答を踏まえ，大臣の意が必ずしも十分伝わっていないと判断される点につき，一部加筆・補足を行いました。

同時に，核兵器の役割に関する宣言政策は，それだけでは必ずしも信頼を得られるものではありません。核兵器を保有する国は，宣言政策と合致するよう核兵器の配備態勢を今一度見直すこと，これも必要になってきます。

また，生物兵器禁止条約，あるいは化学兵器禁止条約，こうした条約も更に普遍化させ，これらの大量破壊兵器の脅威を無くしていくこと，これも核兵器の役割を低減することにつながると考えています。

③「核兵器を保有する動機の低減」

最後に，「核兵器を保有する動機の低減」，３つ目の低減ということで申し上げますが，「核兵器のない世界」を安定的に実現するためには，現在各国が保有する核兵器の数，役割を削減すると共に，そもそも核兵器を開発し保有する動機，誘因をなくしていく，このことが必要になっています。核兵器を必要とする要因がなくなれば，核兵器は自ずと減っていくこと，これは明らかでしょう。例えば，安全保障面に加えて政治的な側面での核兵器の役割が減少すれば，新たな国が核兵器を保有しようとする動機も低減することになります。この逆もしかりです。国際的な規範に反して核兵器を保有しようとしても，その国の地位や評価にマイナスとはなっても，プラスにはならない，こうした認識を国際社会として広げていく，このことも重要です。具体的には，国際的な規範に反して核開発を行った国が，国際社会から孤立し，制裁を受け，経済的にも取り残されている現状を国際社会において広く共有していきます。また，ＮＰＴの違反・脱退があったならば，それらへどう対応していくのか，これも議論を深めていかなければなりません。

核兵器を開発する動機を低減するためには，地域の安定化，あるいは地域紛争の解決を通じて信頼を醸成していくこと，これが重要です。アメリカ，ロシアの核軍縮交渉，あるいはＣＴＢＴのようなグローバルな核軍縮条約交渉に加えまして，これらの核問題を考えるに当たっては，地域の問題に取り組むこと，これも大切になってきます。

我が国は，国連平和維持活動（ＰＫＯ）ですとか，政府開発援助（ＯＤＡ）を通じまして，平和構築における協力，国連の平和構築委員会における平和構築戦略の策定と実施への貢献など，様々な外交努力を行ってきまし

た。こうした実績を活かして地域の和平や緊張緩和に貢献していくこと，これも重要だと思っています。

具体的に説明いたしますと，核兵器の分野でよく話題となります中東地域におきましても，日本は様々な独自の役割を果たしています。政治的な働きかけ，あるいは対パレスチナ支援，信頼醸成，こうした取組を行っています。また中東地域におきましては中東非大量破壊兵器地帯構想という構想がありますが，この実現も重要になってきます。この構想は，２０１０年のＮＰＴ運用検討会議で，２０１２年までにこの会議を開催することで合意されていますが，いまだ実現されていません。こうした会議の開催も呼びかけていきますし，またイランの核問題についても後押しをしていかなければなりませんし，また日本としては，この地域の大量破壊兵器の軍縮を推進するため，シリアの化学兵器の廃棄に向けた国際社会の努力を後押しすべく，１５億円を国連及び化学兵器禁止条約機関（ＯＰＣＷ）に拠出を行う，こういったことを決定しています。同構想の現実的なステップとして，域内の国によるＣＴＢＴ早期批准を呼びかけたいと存じます。

５．人道的観点から見た核兵器を巡る議論

こうした，核不拡散に関する「３つの阻止」，そして核軍縮に関する「３つの低減」について話してきましたが，近年，国際的に議論が活発化している人道的観点から見た核兵器を巡る議論，すなわち，核兵器の非人道性についてお話しをしたいと思います。核兵器の非人道性，これは日本が，核軍縮・不拡散を進めるに当たって基礎としている２つの認識，この一番上に掲げてあります２つの認識のうちの１つであり，厳しい安全保障環境への冷静な認識と併せて，この議論が活発化する以前から重視してきた議論です。

唯一の戦争被爆国であります日本にとり，広島と長崎の惨禍を，世代と国境を越えて継承すること，これは日本の使命です。このテーマを巡って，国際社会の認識を一致させること，これが被爆者の方々の思いに応えることでもあります。この問題について，普遍的かつ開かれた議論を行うこと，これが何よりも重要だと考えています。そういったことから次の３つの考え方を重要な考え方として国際社会に訴えていきたいと考えています。

まず第１は，核兵器の非人道性を考慮することは，「核兵器のない世界」に向かう大きな目標に向かって国際社会を「結束させる」触媒であるべきです。核兵器の非人道性は，いかなる核軍縮アプローチをとる際にも考慮されなくてはなりません。核兵器の非人道性を認識するからこそ，我々は「核兵器のない世界」を目指すのであり，そのために多様な核リスクに対処しつつ，様々な取組を同時並行的に進める必要があります。こうした思いを各国と共有するために，こうした非人道性を大事にしていかなければなりません。

第２に，「核兵器のない世界」に向け，核軍縮への機運を高めていくためには，非人道性についての認識，これを世代と国境を越えて「広げていく」，こういった必要があります。具体的には，日本がこれまで国際社会で主導してきた軍縮不拡散教育というものをさらに進めていく必要があります。先ほど紹介いたしました「ユース非核特使」，これも一つの例でありますし，高齢化する被爆者による証言を可能な限り多くの言語に翻訳していくこと，これも大きな課題です。被爆者の証言，今現在，英語，フランス語，中国語，ロシア語，スペイン語，ヒンディ語，ウルドゥ語，インドネシア語，ウクライナ語，ルーマニア語，こういった言語に翻訳して紹介しています。これらは外務省のホームページに掲載しております。

第３に，核兵器の非人道性についての認識を広めると共に，科学的側面についての知見を「深めていく」こと，これも重要になってきます。昨年３月にオスロで開催されました核兵器の人道的影響に関する国際会議，あるいは来月メキシコで開催されます国際会議は，科学的側面を深めるための良い場だと考えています。メキシコの会議には，オスロ会議に引き続き，唯一の戦争被爆国としてこれまで蓄積されてきた医学的知見を紹介するなど，日本政府として積極的に参加し貢献していく考えです。

日本は，核兵器の惨禍をどの国よりもよく知る国だからこそ，「核兵器のない世界」に向けて，国際社会の取組を主導してきました。昨年１０月の国連総会第一委員会では，ニュージーランドとオーストラリアそれぞれが主導したこの問題に関する共同ステートメント，この両方に参加をいたしました。これからも，例えば，本年４月の広島ＮＰＤＩ外相会合において，参加する各国外相に被爆の実相に直接触れていただくと共に，核兵器の非人道性の問題，しっかりと議論をし，２０１５年ＮＰＴ運用検討会議に向けて有益な提言が行えるよう目指したいと考えております。

６．結語

そして最後になりましたが，核軍縮・不拡散の取組については，こうした核兵器の非人道性に対する正確な認識，これを出発点としつつ，厳しい安全保障環境を踏まえ，目の前に存在する核リスクに対する冷静な認識を持った上で，現実的かつ実践的な取組を着実に積み重ねていくことが不可欠だと考えています。このことが，「核兵器のない世界」への回り道に見えるかもしれませんが，実際には最短の道であると確信をしています。

ここ長崎に原爆が投下されてから，来年２０１５年には７０年になります。残念ながら，核兵器はいまだ多数存在しており，我々は様々な核のリスクに脅かされています。今日お話をさせていただきました「核兵器のない世界」に着実に進むための「３つの阻止」，そして「３つの低減」に向けた措置が，この２０１５年に開催されますＮＰＴ運用検討会議の成功，更には，「核兵器のない世界」に向けた大きな第一歩に繋がることを，被爆地出身の外務大臣として切に願って，私の話を終わらせていただきます。御静聴誠にありがとうございました。

（了）

岸田外務大臣によるウォール・ストリート・ジャーナル紙（米国）への寄稿（仮訳）

２０１４年4月10日

「核のない世界」への日本のコミットメント

バラク・オバマ米大統領が，プラハで「核のない世界」を初めて呼びかけたときから，５年が経過した。その後，このＷＳＪ紙では，米国外交政策に関する「四賢人」（ジョージ・シュルツ，ウィリアム・ペリー，ヘンリー・キッシンジャー，サム・ナン）が核兵器のない世界を達成することの必要性を述べた寄稿の連載を開始してきた。日本の外務大臣として，また広島出身者として，私はこの呼びかけを心から支援する。私は，核軍縮を，私の仕事にとって不可欠な部分と考えている。

明日，私は軍縮・不拡散イニシアティブ（ＮＰＤＩ）の参加国の外務大臣を広島にお迎えする。ＮＰＤＩは，核軍縮における国際的努力を主導するために，２０１０年に日本及び豪州が主導して発足させた１２カ国の非核兵器国によるグループである。今週末の会合のタイミング及び開催場所は重要な意味を有する。来年は，広島及び長崎への原爆投下から７０周年に当たる。そして，数週間のうちに，190カ国の政府関係者が，５年に一度開催される核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）運用検討会議に向けた最後の準備委員会のためにニューヨークに集結する。

冷戦は，相互不信及び透明性の欠如が，不安定な軍備競争や世界的な核兵器の備蓄をもたらすことを示した。冷戦のピーク時には世界には約７万個の核兵器が存在した。しかし，協力や透明性の向上，法の支配及びその他の21世紀の外交的基盤は，核兵器の備蓄が約1万7千個まで下がることにつながった。これは大きな削減であるが，我々はここで歩みを止めてはいけない。

日本は，積極的平和主義をかかげ，ルールに基づく国際協力を固く確信する国家として，国際社会と共に，海洋・国際航行の自由の保全，人道支援，災害救助，さらに，核軍縮を強く推進している。

今週末のＮＰＤＩ外相会合では，日本は，核兵器のない世界という目標の達成に向けて，多くの実際的な短期・中期的措置を強調するつもりである。これらの措置には，これまで取り組まれてきた配備済みの戦略核兵器の削減のみならず，非戦略核兵器及び非配備核兵器を含むすべての種類の核兵器の包括的な削減を含む。

我々は核兵器能力に関し，さらなる透明性の向上も追求している。これは，核兵器国がより自信をもって核兵器を削減することにつながるであろう。ＮＰＤＩは既に核兵器国に対して，ＮＰＴでの核軍縮約束を果たす努力に関し，詳細な情報を提供することを目的とした報告フォームを提案している。

多国間枠組みを核軍縮に適用することは重要である。貿易，金融規制，公衆衛生等の課題においては，多国間の枠組みで対処することが増えている。しかし，核軍縮・不拡散に関する国際的枠組みは，多くの点で冷戦の考え方に陥っている。最近まで，このような取組は，主に米露二国間のレベルでなされてきた。この問題を効果的に前に進めるため，核軍縮のプロセスは，いずれ，核兵器を保有するすべての国が関与する多国間でなされる必要がある。

核兵器の「凍結」を宣言することも優先課題である。多国間の核軍縮交渉が開始・完了するまで，核軍縮の努力に関与せず，核兵器を保有し増強している国は，現在のレベルで核戦力を凍結し，核兵器の削減を開始すると

の政治的なコミットメントをすべきである。

北朝鮮の核・弾道ミサイル開発は看過できない。この関連で，最近の北朝鮮による弾道ミサイル発射は，国連安保理の関連決議に対する明確な違反であり，非難されるべきである。国際社会として，北朝鮮に対してこのような挑発行為を停止するよう明確なメッセージを送るべき。また，日本はイランの核問題に対しても包括的かつ最終的な解決を目指して取り組んでいる。国際社会は，すべての懸念が払拭されるように，取組を続けなければならない。

地域のネットワークを構築することにより，核関連物質及び技術の輸出管理を強化することも重要である。日本は，この分野でアジア諸国の能力を向上させる努力を継続し，さらなる連携及び協力を強化していきたい。

先月ハーグで開催された核セキュリティ・サミットの中心的な議題でもあった核テロの阻止も，重大な問題である。日本は，原子力の平和的利用に関する長年の経験がある。日本の高い技術力と蓄積された経験を，他国の核セキュリティに関する能力構築支援のために引き続き活用していく。また，東京電力の福島第一原子力発電所における事故から学んだ教訓は，原子力安全だけでなく，核テロ対策という意味でも有益であり，これらの経験と教訓を今後とも共有していく。

相互信頼，高い透明性，法の支配といった原則に基づく核軍縮・不拡散におけるこのような努力は，２１世紀に適したグローバルな枠組みを作り上げることにつながるであろう。

私は，日本の外務大臣として，核兵器のない世界の実現に向けて前向きな進歩が継続するよう，熱意をもって取り組んでいきたい。

日本国外務大臣　岸田文雄

岸田外務大臣によるフォーリン・アフェアーズ誌（米国）への寄稿（仮訳）

２０１４年8月２９日

広島・長崎から７０年―核兵器のない世界に向けて―

来年は広島・長崎への原爆投下７０周年であり，次のＮＰＴ運用検討会議が開催される年でもある。この重要な機会は，核兵器のない世界というビジョンを進めるための特別な機会を与えてくれるだろう。

冷戦後，核なき世界は近づいたかのように思われた。しかし，核の問題を巡る当事者意識の欠如によって，人々の問題意識は薄れていった。冷戦後に平和的な秩序が形作られたにもかかわらず，拡散は続いており，核リスクはむしろ多様化している。世界は次の三つの主要な課題に直面している。

第一に，核を巡る問題における重要な国際規範である核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）第６条において，各締約国は核軍縮措置について「誠実に交渉を行う」ことを誓っている。それでもなお，世界には不透明な形での核戦力の増強が行われている。今日，世界には依然として１６，０００発以上の核兵器が存在し，これは人類を滅亡させるのに十分すぎる数である。それらの多くが未だに高度警戒態勢にあるとされており，偶発的又は権限のない使用のリスクがとてつもない懸念となり続けている。

第二に，世界は様々な地域的な不拡散上の懸念に直面している。２００３年，北朝鮮は，一方的にＮＰＴから脱退を宣言した。北朝鮮政府は，２００６年，２００９年，２０１３年に核実験を実施し，依然として，核・ミサイルの開発を継続している。また，イランの核問題についても，解決に向けて昨年以降一定の進展が見られるものの，未だ国際社会の懸念事項である。

第三に，テロリスト集団や他の非国家主体は，一層巧妙化された手法によって，違法な拡散活動にますます従事してきている。国際原子力機関（ＩＡＥＡ）によれば，核物質及び放射性物質に関連する不法取引等の事案は，毎年１００件以上に及んでおり，２０１３年は１４６件であった。核テロは，世界が最大限の決意を持って取り組まなければならないリスクである。

一方，現在のアジアや中東の不安定性は核リスクを高めてきただけであった。また力による一方的な現状変更の試みはより一層緊張を高める恐れがある。

こうした現状の中，日本政府は，２００９年にプラハで，２０１３年にベルリンで行われたオバマ米大統領の核軍縮に関する演説を歓迎しており，核なき世界という共通の目標を進めるため，米国政府と緊密に連携してきた。私自身，広島出身の外相として，核軍縮・不拡散が，二つの原則を基礎に置くべきであると提案してきた。すなわち，第一に，核兵器が使用された際の非人道的影響についての正確な認識であり，第二に，ますます多様化する核リスクに直面している国際システムの状態への客観的な認識である。また，私は，世界が核兵器の数，核兵器が果たす役割，核兵器を保有する動機という三つの低減，そして新たな核兵器国出現，核兵器に寄与し得る物資・技術の拡散，核テロという三つの阻止に向けて取り組むことを提案してきた。

今日の核リスクを削減するため，私は，当面取るべき４つの具体的な措置を提言する。

第一に，核軍縮交渉の多国間プロセスの強化である。日本政府は，すべての種類の核兵器の体系的かつ継続的な削減を強く支持しており，２０１３年６月のオバマ米大統領のベルリン演説を歓迎した。その演説では，最大３分の１の配備戦略核弾頭の削減及び戦術核の大幅削減に関するロシア連邦との交渉を追求することを提案している。これに加え，全世界から核兵器を除去するためには，いずれすべての核兵器保有国を取り込んだ多国間交渉が求められよう。

第二に，グローバルな核戦力及び核兵器削減努力に関する透明性の向上である。日本政府は，ＮＰＴで規定される核兵器国が，本年４～５月にニューヨークで開催された２０１５年ＮＰＴ運用検討会議第３回準備委員会において，２０１０年ＮＰＴ行動計画の要請への回答として，核兵器国が統一的な構成に基づき自国の核戦力及び核軍縮努力に関する報告書を提出したことは，最初のステップとして歓迎する。しかし，情報の質と量において

これらの報告書にはギャップもあり，透明性確保に向けた更なる努力が求められる。日本の代表団は，２０１５年ＮＰＴ運用検討会議において，すべての核兵器国が標準報告フォームに基づき，より多くの数値情報を含む一層透明性の高い報告を定期的に行うことを継続するという合意を目指したい。

第三に，日本政府は，北朝鮮にすべての核兵器及び既存の核計画を放棄させるべく，六者会合において他のパートナーと引き続き緊密に連携していく。関連国連安保理決議の目的は，一致団結した多国間の取組を通じてのみ達成されることは言うまでもない。多国間主義はイランの核問題に取り組むにあたってもこれまでも重要な役割を果たしてきており，これが最近のイラン側のより建設的なアプローチにつながった。現在行われている交渉の結果如何に関わらず，ＩＡＥＡとその保障措置は，その合意実施を制度的に確保するのに決定的な役割を果たすことに疑いはない。日本は，これらの地域の拡散上の課題について多国間協力を不断に強化し続ける。また，日本政府は，ＮＰＴに加入していない国々に対し，非核兵器国として同条約に加入することを引き続き促していく。

機微な技術や資機材等の拡散を阻止するためには，輸出管理制度の強化とこの分野での多国間協力が不可欠である。近年，アジア諸国は経済発展により，機微な物資・技術の生産能力を獲得してきている。日本は，国際的な輸出管理の強化が更なる経済成長につながるものであるということを，これらの諸国に対して粘り強く説いていく。同時に，各国は，テロリストによる核物質奪取・使用を防ぐ核セキュリティ強化の責任を第一義的に負う。日本政府は，関連の国際条約の締結やＩＡＥＡによるガイダンスの実施などを各国に促し，核セキュリティ・サミットを通じるものを含む，この分野でのパートナーや同盟国との協力を前に進めていく。

第四に，日本政府は，核兵器のない世界という目標を背景に国際社会が結束するのを促すため，核兵器の非人道的影響に関する議論を活用していく。その歴史にかんがみると，日本は核兵器がいかに破壊的なものになりうるかにつき深く理解している。その技術に関する非人道的側面に関する意識を増進することは，包括的核実験禁止条約早期発効，兵器用核分裂性物質生産禁止条約交渉開始，ＩＡＥＡ追加議定書の普遍化のための原動力となりうる。この観点から，２０１４年１２月にウィーンで開催される第３回核兵器の人道上の影響に関する会議が包括的，かつ，核兵器国を含む幅広い国際的な参加を得るものとなることを期待する。

ＮＰＴは核リスクに対処するための主要な多国間の法的枠組みとして長らく機能してきている。１９６３年３月，ケネディ米大統領は，１９７０年代までに世界の核兵器保有国が１５か国から２５か国になるかもしれないと懸念を表明したが，ＮＰＴのおかげでこれは現実になっていない。ＮＰＴ体制は国際社会の平和と安定への支持に死活的な役割を担っているが，核軍縮・核不拡散・原子力の平和的利用を巡る大きな取引が，核兵器国と非核兵器国との間の信頼関係に基づいているが故に，脆弱性も秘めている。それゆえ，ＮＰＴ体制を維持することが決定的に重要であろう。

日本は，以上の原則に基づき，新たな行動計画について２０１５年ＮＰＴ運用検討会議でコンセンサスを得るために最大限の努力を行う。４月に開かれた，日本及び１１の非核兵器国からなる第８回軍縮・不拡散イニシアティブ外相会合で発出された広島宣言もまた，来年のＮＰＴ運用検討会議に向けた有益な指標となろう。広島宣言でも述べたとおり，日本政府は，世界中の政治指導者が広島・長崎を訪問し，被爆の実相に直接触れていただき，核兵器のない世界に向けた共有された思いを促進することを求める。

私は，原爆投下から７０年である２０１５年において，世界が歴史を繰り返さないための決定的な行動を起こすことを心から期待する。

日本国外務大臣　岸田文雄

岸田外務大臣による CNN Opinion（米国 CNNオンライン版）への寄稿（仮訳）

２０１５年8月5日

なぜ我々は決して広島を忘れてはならないのか

1945年８月６日，一発の原子爆弾が，私の出身地である広島で13万人以上の命を奪いました。70年を経て，ある被爆者の言葉が私の心に特に深く刻み込まれ，実際，私自身の信念ともなりました。それは「被爆体験は思い出したくないが，２度と繰り返さないために忘れないようにしている。」という言葉です。広島及び長崎への原爆投下70年にあたり，より平和な未来を確保するためには，過去から学ぶことが不可欠です。

日本は長きにわたり，核兵器を廃絶するための世界的な活動の第一線に立ち続けてきましたが，今日においても，そのコミットメントはこれまで同様に揺るぎないものです。世界の核兵器保有国が自ら核兵器を廃棄するとの考えに対し，多くの疑念があることは承知していますが，日本の外務大臣として，そして広島出身者として，「核兵器のない世界」という目標は達成可能であり，それを追求すべきであると心から信じています。

地球上には現在，約16,000の核弾頭が存在しています。冷戦ピーク時の70,000からは大幅な削減かもしれませんが，依然として多すぎ，また，廃絶に向けた進捗は遅すぎます。

2011年に米露間で署名された戦略核兵器削減条約（新 START）は，この数をさらに削減するでしょう。しかし，核軍縮を追求するという責務は，最大数の核兵器を保有しているこの二か国だけにあるのではなく，他のすべての核保有国もいずれ核軍縮の交渉に参加すべきです。これを念頭に，いまだに核軍縮への努力に取り組んでいない国々に対し，核兵器の全廃という最終的な目標に向けて核兵器を削減するよう求めます。

しかし，核兵器を廃絶するのであれば，核兵器への依存の高まりを防ぐことが喫緊の優先事項です。すなわち，核兵器数の削減には，安全保障戦略及び軍事ドクトリンにおける核兵器の役割と重要性を低減させる取組が伴わなければなりません。残念なことに，いまやいくつかの国では，その総合的な防衛戦略の中で，より大きな重点を核兵器に置いているように見受けられます。これは明らかに誤った方向への一歩です。

先般，核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議が正式なコンセンサスに達することができなかったことに，私は非常に残念に思います。それにもかかわらず，同会議の合意案の中には，世界の核兵器に関する完全な説明責任及び透明性の必要性など，広範な支持を得た要素が多く含まれており，これらは失われるべきではありません。配備及び備蓄された核兵器の正確な状況を把握しなければ，核軍縮の課題に適切に対処することはできません。また，透明性の向上により，この問題で進展がみられているのだと人々が確信を築いていくことができます。それゆえ，我々はすべての核保有国からの明確なデータを求めます。

人々からの支援はこのような変革に不可欠であり，そのような考えから私は，世界の政治指導者と若者に対し，広島と長崎を訪問し，核兵器がもたらす壊滅的で非人道的な結果を自らの目で見ていただきたいと思います。このような訪問だけでも，核軍縮に向けた強力な原動力となると信じるものです。

不拡散の問題は軍縮の問題と密接に関連しています。私は，北朝鮮に対し，国際社会からの再三の要求に従い，すべての核兵器及び現存する核計画を放棄するとのコミットメントを果たすべく具体的な措置を取ることを強く求めます。

IAEAの保障措置制度の強化は，核物質の非平和的な利用への転用を防ぐ上で不可欠な手段であり，日本はこれを強く支持してきており，今後も支持します。また，アジア及び世界において，厳格な輸出管理の促進を続けていきます。

イランとの核合意には当然世界中の関心が集まっていますが，私たちは，その合意を歓迎し着実な実施を望みます。このため，これらの措置を検証するにあたってIAEAが果たす極めて重要な役割と，天野之弥事務局長の強いリーダーシップを完全に支持します。

今月には包括的核実験禁止条約（CTBT）に関する賢人グループ会合が，また来年４月にはＧ７外相会合がいずれも広島で開催されますので，これらの全ての課題について議論したいと考えています。

４月に安倍総理とオバマ大統領は，核兵器不拡散条約に関する共同声明の中で以下のとおり述べました。「広島及び長崎の被爆70年において，我々は，核兵器使用の壊滅的で非人道的な結果を思い起こす。広島と長崎は永遠に世界の記憶に刻み込まれるであろう。」

この声明でも明らかなように，我々が後世に残すべき遺産は，日本が原爆による破壊を目撃した地球上で最初の，そして最後の場所であり続けるというものでなければなりません。

（了）

2. 国連総会における日本の核兵器廃絶決議

２０１５年第７０回国連総会我が国核兵器廃絶決議案（骨子）

タイトル **「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」**

前文

●核兵器のない平和で安全な世界を実現するための決意を再確認。（パラ１）
●本年が広島・長崎の被爆，第二次世界大戦の終結から７０年であることを想起。（パラ３）
●国際的な核不拡散体制の礎石としての核兵器不拡散条約（ＮＰＴ），及び同条約の３本柱（核軍縮，核不拡散，原子力の平和的利用）を追求するための不可欠な基礎としてのＮＰＴの決定的な重要性を再確認。（パラ４）
●核兵器使用の壊滅的で非人道的結末に深い懸念を表明，国際人道法を含む適用可能な国際法の遵守の必要性を再確認。（パラ５）
●核兵器使用による壊滅的で非人道的な結末が皆に十分に理解されるべきことを認識し，この関連でこの理解の向上のための努力がなされるべきことに留意。（パラ６）
●中東非大量破壊兵器地帯設置及び同地帯設置のための関係国の対話の再開への支持を再確認。（パラ１１）
●２０１５年ＮＰＴ運用検討会議における合意の不在に遺憾の意を示しつつ，同会議での議論に適切な注意を払い，２０２０年運用検討サイクルでの前進の重要性を強調。（パラ１２）
●米露間の新戦略核削減条約（新ＳＴＡＲＴ）の順調な履行を歓迎。（パラ１３）
●米国，英国，仏及び露の核弾頭の貯蔵量又は核戦力に関する公表を歓迎。（パラ１４）
●米国による新たなイニシアティブを含め，核軍縮検証の能力開発に向けた努力を歓迎。（パラ１５）
●核セキュリティの目的の重要性を認識し，核セキュリティ・サミット，特に２０１６年に米国で開催予定の次回サミットを歓迎。核セキュリティの枠組強化におけるＩＡＥＡの中心的役割を再確認。（パラ１７）
●北朝鮮の核実験，弾道ミサイル技術を用いた発射，及び核・弾道ミサイル開発の継続を最も強い表現で非難。北朝鮮はＮＰＴ上の核兵器国としての地位を持つことができないことを想起し，北朝鮮の核兵器保有に対する国際社会の反対を再確認。（パラ１８）

主文

●全ての国が核兵器の全面的廃絶への共同行動をとるとの決意を新たにする。（パラ１）
●核兵器国による核兵器の全面的廃絶に関する明確な約束を再確認。（パラ２）
●核兵器使用の非人道的結末への深い懸念が核兵器のない世界への全ての国の努力を引き続き下支えする旨強調。（パラ３）
●ＮＰＴ締約国に対し，ＮＰＴの義務を遵守し，１９９５年，２０００年及び２０１０年のＮＰＴ運用検討会議で合意された措置の履行を要請（パラ４）
●ＮＰＴ非締約国に対して非核兵器国として早期かつ無条件でのＮＰＴ加入を要請。（パラ５）
●全ての国に対して核兵器の全面的廃絶に向けた更なる実際的で効果的な措置をとるよう要請。（パラ６）
●米露に対し更なる削減を達成するための措置の速やかな交渉開始を奨励。（パラ７）
●核兵器国に一方的，二国間，地域間及び多国間措置による削減を含め，すべての種類の核兵器の削減を要請。（パラ８）
●核軍縮・不拡散のプロセスにおける不可逆性，検証可能性及び透明性の原則の適用を要請。（パラ９）
●核兵器の役割の更なる低減に向けて関係国が継続して軍事・安全保障政策を見直すことを要請。（パラ１０）

●核兵器を保有する全ての国に核兵器の意図しない爆発のリスクに包括的に対処するために必要な全ての努力をとり続けることを求める。（パラ１１）

●核兵器国に対し，透明性を向上するための努力を拡張し，２０２０年ＮＰＴ運用検討プロセス全体を通じて，核軍縮努力の一環として削減・解体された核兵器及び運搬手段に関するより頻繁で詳細な報告を提出することを含め，相互信頼を向上させることを奨励（パラ１２）

●２０１６年は包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）署名開放２０周年であることを念頭に，ＣＴＢＴ未署名・未批准国が遅滞なく，また，他国の署名・批准を待つことなく署名・批准するよう独自のイニシアティブをとるよう求め，ＣＴＢＴ発効まで核実験モラトリアムを維持するよう求める。（パラ１４）

●政府専門家会合による報告書の提出を歓迎しつつ，ジュネーブ軍縮会議（ＣＤ）での核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（ＦＭＣＴ）早期交渉開始・妥結を求める。核分裂性物質生産モラトリアムの宣言及び維持を求める。（パラ１５）

●核兵器のない世界を達成するために必要な効果的措置を更に模索するために適切な多国間の場での関与を奨励。（パラ１６）

●北朝鮮に対し，これ以上の核実験を行わないこと，核不拡散体制を損なう核武力建設政策を放棄すること，核兵器及び既存の核計画を全て放棄すること，並びに早期にＮＰＴとＩＡＥＡ保障措置に復帰することを強く求める。北朝鮮に対し，継続中の核活動を速やかに停止すること，関連安保理決議における義務を完全に遵守すること，及び六者会合共同声明の下でのコミットメントを尊重すべく具体的な行動をとることを求める。（パラ１７）

●全てのＩＡＥＡ追加議定書未締結国が可能な限り早期に同議定書を締結することを強く奨励。（パラ１９）

●安保理決議１５４０の完全実施を要請。（パラ２０）

●軍縮・不拡散教育の取組を奨励。（パラ２２）

●指導者，若者等の被爆地訪問，被爆者による被爆証言といった，核兵器の非人道的影響に関する認識の向上への全ての取組を奨励。（パラ２３）

（了）

United Nations A/RES/70/40

General Assembly

Distr.: General
11 December 2015

Seventieth session
Agenda item 97 (*aa*)

Resolution adopted by the General Assembly on 7 December 2015

[*on the report of the First Committee (A/70/460)*]

70/40. United action with renewed determination towards the total elimination of nuclear weapons

The General Assembly,

Reaffirming its commitment to achieving a peaceful and secure world free of nuclear weapons,

Recalling its resolution 69/52 of 2 December 2014,

Recalling also that 2015 marks the seventieth year since the atomic bombings of Hiroshima and Nagasaki, Japan, and the end of the Second World War,

Reaffirming the crucial importance of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons[1] as the cornerstone of the international nuclear non-proliferation regime and an essential foundation for the pursuit of the three pillars of the Treaty, namely, nuclear disarmament, nuclear non-proliferation and the peaceful uses of nuclear energy,

Expressing deep concern at the catastrophic humanitarian consequences of any use of nuclear weapons, and reaffirming the need for all States at all times to comply with applicable international law, including international humanitarian law, while convinced that every effort should be made to avoid the use of nuclear weapons,

Recognizing that the catastrophic humanitarian consequences that would result from the use of nuclear weapons should be fully understood by all, and noting in this regard that efforts should be made to increase such understanding,

Reaffirming that the enhancement of international peace and security and the promotion of nuclear disarmament are mutually reinforcing,

Reaffirming also that further advancement in nuclear disarmament will contribute to consolidating the international regime for nuclear non-proliferation, which is, inter alia, essential to international peace and security,

Noting that the ultimate objective of the efforts of States in the disarmament process is general and complete disarmament under strict and effective international control,

[1] United Nations, *Treaty Series*, vol. 729, No. 10485.

15-16794 (E)
1516794

Please recycle

Stressing the importance of the decisions and the resolution on the Middle East of the 1995 Review and Extension Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons[2] and the Final Documents of the 2000[3] and 2010[4] Review Conferences of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,

Reaffirming in this context its support for the establishment of a Middle East zone free of nuclear weapons and all other weapons of mass destruction and their delivery systems, on the basis of arrangements freely arrived at by the States of the region, and for the resumption of dialogue towards this end involving the States concerned,

Expressing regret over the lack of a consensus outcome at the 2015 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, held from 27 April to 22 May 2015, while stressing the importance of moving forward, paying due regard to the discussions held therein, in the next review cycle of the 2020 Review Conference of the Parties to the Treaty,

Welcoming the continuing successful implementation of the Treaty between the Russian Federation and the United States of America on Measures for the Further Reduction and Limitation of Strategic Offensive Arms,

Welcoming also the announcements and recent updates on overall stockpiles of nuclear warheads by France, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the United States of America, as well as the update of the Russian Federation on its nuclear arsenal, which further enhance transparency and increase mutual confidence,

Welcoming further the efforts undertaken towards the development of nuclear disarmament verification capabilities that can contribute to the pursuit of a world free of nuclear weapons, including the new and continuing initiatives pursued by Norway, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the United States of America,

Expressing deep concern regarding the growing dangers posed by the proliferation of weapons of mass destruction, inter alia, nuclear weapons, including that caused by proliferation networks,

Recognizing the importance of the objective of nuclear security, along with the shared goals of Member States of nuclear disarmament, nuclear non-proliferation and peaceful uses of nuclear energy, welcoming the Nuclear Security Summits, in particular the Summit to be held in the United States of America in 2016, and reaffirming the central role of the International Atomic Energy Agency in strengthening the nuclear security framework globally and in coordinating international activities in the field of nuclear security,

Condemning in the strongest terms the nuclear tests conducted by the Democratic People's Republic of Korea, its launches using ballistic missile technology and its continued development of its nuclear and ballistic missile

[2] See *1995 Review and Extension Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Final Document, Part I* (NPT/CONF.1995/32 (Part I) and Corr.2), annex.

[3] *2000 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Final Document*, vols. I–III (NPT/CONF.2000/28 (Parts I–IV)).

[4] *2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, Final Document*, vols. I–III (NPT/CONF.2010/50 (Vols. I–III)).

programmes, recalling that the Democratic People's Republic of Korea cannot have the status of a nuclear-weapon State in accordance with the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, reiterating the opposition of the international community to its possession of nuclear weapons, and expressing serious concern about its ongoing nuclear activities, including its uranium enrichment and plutonium production programmes,

1. *Renews once again* the determination of all States to take united action towards the total elimination of nuclear weapons, with a view to achieving a safer world for all and a peaceful and secure world free of nuclear weapons;

2. *Reaffirms*, in this regard, the unequivocal undertaking of the nuclear-weapon States to accomplish the total elimination of their nuclear arsenals, leading to nuclear disarmament, to which all States parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons[1] are committed under article VI thereof;

3. *Emphasizes* that deep concerns about the humanitarian consequences of any use of nuclear weapons continue to underpin efforts by all States towards a world free of nuclear weapons;

4. *Calls upon* all States parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons to comply with their obligations under all the articles of the Treaty and to implement the steps agreed to in the Final Documents of the 1995 Review and Extension Conference[2] and the 2000[3] and 2010[4] Review Conferences;

5. *Calls upon* all States not parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons to accede as non-nuclear-weapon States to the Treaty promptly and without any conditions to achieve its universality and, pending their accession to the Treaty, to adhere to its terms and to take practical steps in support of the Treaty;

6. *Calls upon* all States to take further practical steps and effective measures towards the total elimination of nuclear weapons, based on the principle of undiminished and increased security for all;

7. *Encourages* the Russian Federation and the United States of America to commence negotiations at an early date to achieve greater reductions in their stockpiles of nuclear weapons, with a view to concluding such negotiations as soon as possible;

8. *Calls upon* all nuclear-weapon States to reduce all types of nuclear weapons, strategic and non-strategic, deployed and non-deployed, including through unilateral, bilateral, regional and multilateral measures, in order to facilitate further reductions of global stockpiles;

9. *Calls upon* all States to apply the principles of irreversibility, verifiability and transparency in relation to the process of nuclear disarmament and non-proliferation;

10. *Calls upon* States concerned to continue to review their military and security concepts, doctrines and policies, with a view to reducing further the role and significance of nuclear weapons therein;

11. *Urges* all States possessing nuclear weapons to continue to undertake all efforts necessary to comprehensively address the risks of unintended nuclear detonations;

12. *Encourages* the nuclear-weapon States to continue to convene regular meetings, with a view to facilitating nuclear disarmament actions, to build upon and expand their efforts to enhance transparency and to increase mutual confidence,

including by providing more frequent and further detailed reporting on nuclear weapons and delivery systems dismantled and reduced as part of nuclear disarmament efforts throughout the review process of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons towards the 2020 Review Conference of the Parties to the Treaty;

13. *Encourages* all States concerned to establish further nuclear-weapon-free zones, where appropriate, in accordance with the 1999 guidelines of the Disarmament Commission[5] and to ratify the nuclear-weapon-free zone treaties and their relevant protocols, which include, inter alia, legally binding assurances against the use or threat of use of nuclear weapons;

14. *Urges* all States, in particular the eight remaining States listed in annex 2 to the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty,[6] to take individual initiatives to sign and ratify that Treaty without further delay and without waiting for any other State to do so, bearing in mind that 2016 is the twentieth anniversary of the opening for signature of the Treaty, and to maintain all existing moratoriums on nuclear-weapon test explosions or any other nuclear explosions pending the entry into force of the Treaty;

15. *Urges* all States concerned to immediately commence negotiations in the Conference on Disarmament on a treaty banning the production of fissile material for nuclear weapons or other nuclear explosive devices and its early conclusion on the basis of document CD/1299 of 24 March 1995 and the mandate contained therein, welcoming the submission of the report of the Group of Governmental Experts[7] requested in paragraph 3 of resolution 67/53 of 3 December 2012, and to declare and maintain moratoriums on the production of fissile material for use in nuclear weapons or other nuclear explosive devices pending the entry into force of the treaty;

16. *Encourages* States to engage in appropriate multilateral forums to further explore effective measures necessary for achieving a world free of nuclear weapons;

17. *Strongly urges* the Democratic People's Republic of Korea to refrain from conducting further nuclear tests, to renounce its policy of building its nuclear forces, which undermines the global non-proliferation regime, to abandon all its nuclear weapons and existing nuclear programmes and to return, at an early date, to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and International Atomic Energy Agency safeguards, and urges the Democratic People's Republic of Korea to cease all ongoing nuclear activities immediately, to fully comply with its obligations under the relevant Security Council resolutions and to take concrete steps to honour its relevant commitments under the joint statement of the Six-Party Talks of 19 September 2005;

18. *Calls upon* all States to redouble their efforts to prevent and curb the proliferation of nuclear weapons and their means of delivery and to fully respect and comply with obligations undertaken to forswear nuclear weapons;

19. *Stresses* the fundamental role of the International Atomic Energy Agency safeguards and the importance of the universalization of the comprehensive safeguards agreements, and, while noting that it is the sovereign decision of any State to conclude an additional protocol, strongly encourages all States that have not done so to conclude and bring into force as soon as possible the Model Additional

[5] See *Official Records of the General Assembly, Fifty-fourth Session, Supplement No. 42* (A/54/42).

[6] See resolution 50/245 and A/50/1027.

[7] A/70/81.

Protocol to the Agreement(s) between States and the International Atomic Energy Agency for the Application of Safeguards approved by the Board of Governors of the Agency on 15 May 1997;

20. *Calls upon* all States to fully implement relevant Security Council resolutions, including resolution 1540 (2004) of 28 April 2004;

21. *Encourages* every effort to secure all vulnerable nuclear and radiological material in order to, inter alia, prevent nuclear terrorism, and calls upon all States to work cooperatively as an international community to advance nuclear security, while requesting and providing assistance, including in the field of capacity-building, as necessary;

22. *Encourages* all States to implement the recommendations contained in the report of the Secretary-General on the United Nations study on disarmament and non-proliferation education, [8] in support of achieving a world free of nuclear weapons;

23. *Encourages* every effort to raise awareness of the humanitarian impact of the use of nuclear weapons, including through, among others, visits by leaders, youth and others, to the cities devastated by the use of nuclear weapons, and testimonies of the atomic bomb survivors, the hibakusha;

24. *Decides* to include in the provisional agenda of its seventy-first session, under the item entitled “General and complete disarmament”, a sub-item entitled “United action with renewed determination towards the total elimination of nuclear weapons”.

67th plenary meeting
7 December 2015

[8] A/57/124.

日本の核兵器廃絶決議案に対する主要各国投票態度

（凡例：◎共同提案　○賛成　△棄権　×反対　－欠席または不参加）

		「究極的核廃絶」決議						「道程」決議					「新たな決意」決議					「核兵器廃絶へ向けた一致した行動」					「新たな決意の下での共同行動」
		94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15
P5	米	△	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△
	英	△	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	◎	△
	仏	△	○	◎	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	△
	中	○	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×
	露	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	－ (第一委○)	○	○	○	○	○	○	○	△	△	×
NAC	南ア	－	－	－	◎	○	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	△	-	○	○	○	△
	エジプト	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○	△	○ (第一委△)	○	○	○	○	○	△	△	△
	メキシコ	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○ (第一委△)	◎	◎	◎	◎	○
	ブラジル	△	△	△	○	○	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	○
	ＮＺ	○	◎	◎	◎	◎	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○
	スウェーデン	○	◎	◎	◎	○	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○		○	○	○	◎	◎	◎
	アイルランド	○	◎	◎	◎	○	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	◎
西側	豪	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	カナダ	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	独	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	伊	○	◎	○	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	オランダ	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ベルギー	○	◎	○	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	スペイン	○	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ハンガリー	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎
その他主要国	印	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	△	△	△	△	△	△
	モーリシャス	○	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	－	△	△	△	△	△	△
	ブータン	○	○	○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○
	北朝鮮	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	インドネシア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	シリア	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	△	△	△	△	△	△
	ミャンマー	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	イスラエル	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	△	△	△	△	△	△	△
	イラン	○	△	△	△	△	○	○	△	○	○	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	イラク	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○
	アルジェリア	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	レバノン	○	○	○	－	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	○
	キューバ	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	△	△
賛　成		163	154	159	156 (138)	160 (132)	153 (128)	155 (144)	139 (124)	156 (136)	164 (146)	165 (151)	168 (166)	167 (169)	170 (165)	173 (163)	171 (170)	173 (154)	169 (156)	174 (159)	169 (164)	170 (163)	166 (156)
反　対		0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	3 (2)	2 (2)	2 (2)	3 (2)	2 (2)	3 (3)	3 (3)	4 (4)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (3)
棄　権		8	10	11	10 (9)	11 (11)	12 (12)	12 (12)	19 (20)	13 (13)	14 (16)	16 (16)	7 (7)	8 (8)	9 (10)	6 (6)	8 (8)	11 (13)	11 (15)	13 (12)	14 (14)	14 (14)	16 (17)

（注）投票数括弧書き内は第一委員会での採択時投票結果

3. 不拡散及び軍縮に関するG7ステートメント（仮訳）

不拡散及び軍縮に関するＧ７ステートメント（仮訳）

２０１５年4月１５日

冒頭

1. 我々は，国際社会の安定を推進する形で，すべての人にとってより安全な世界を追求し，核兵器のない世界に向けた環境を醸成することにコミットしており，この目的を達成するために，不拡散が極めて重要であることを強調する。大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散防止は，それが国際社会の平和と安全に対する主要な脅威を与えるものであることから，最優先課題であり続けている。制御されていない通常兵器の拡散が世界のいくつかの地域の安定を弱体化させている事実は，G7がこの分野においても行動を取るための強い理由である。
2. 我々は，拡散の防止・対抗に貢献するすべての関連条約・合意 ---特に，核兵器不拡散条約（NPT），化学兵器禁止条約（CWC）及び生物兵器禁止条約（BTWC）---の普遍化へのコミットを継続する。我々は，これらの条約のすべての履行及びその中に含まれる義務の遵守にコミットし，期待する。

第９回 NPT運用検討会議

3. ＮＰＴ発効４５年，及び，広島・長崎の被爆と第二次世界大戦終了後７０年となる２０１５年に開催される第９回ＮＰＴ運用検討会議について，我々は，ＮＰＴの相互に補強し合う３本柱すべてに対する無条件の支持を再確認する。ＮＰＴは，核不拡散体制の礎石であり，第６条にしたがった核軍縮及び原子力の平和的利用の追求における不可欠な基礎である。ＮＰＴは，世界をより安全にするために重要かつ永続的な貢献をしている。それは，日々その締約国に対して利益を与える。我々は，すべての締約国に対して，同条約の下での義務を遵守するよう求める。国際安全保障に関する現在の多様な課題は，強固なＮＰＴの必要性及びすべての締約国による条約の誠実な実施への完全なコミットメントを強調する。
4. 今次ＮＰＴ運用検討会議は，本条約に関するすべての側面をさらに強化する機会を提供する。我々は，将来的な課題を盛り込んだ行動計画を含む２０１０年運用検討会議のコンセンサスによる成功裏の成果を想起する。同行動計画は，不拡散，軍縮及び原子力の平和的利用に向けた我々の取組を進めるための永続的な基礎を提供する。我々は，行動計画のすべての項目の実施に引き続き完全にコミットしており，すべての国に対し，行動計画のアクションを実施し，ＮＰＴコミュニティに対して関連する活動に関する報告を行うよう呼びかける。
5. Ｇ７パートナーは，非核兵器地帯条約の関連する法的拘束力のある議定書を発効させることを引き続き重視している。これら議定書は，核兵器国と非核兵器国との間の信頼を醸成することにより，地域及び国際的な安全保障を強化する。我々は，中央アジア非核兵器地帯条約の議定書への署名を想起し，仏と英による批准を歓迎する。また，我々は，５核兵器国による東南アジア非核兵器地帯条約締約国との協議を継続するとのコミットメントを歓迎する。
6. 我々は，ＮＰＴ上の核兵器国によりＮＰＴ上の非核兵器国に与えられるコミットメント及び保証の重要性を再確認する。この文脈で，ブダペスト覚書においてロシア連邦がウクライナに対して与えたウクライナの主権，領土の一体性及び独立を尊重するとのコミットメントに継続して違反していることを遺憾に思う。我々はロシア連邦に対し，国連憲章及びヘルシンキ最終文書にも反する，これらの違反行為を停止することを要請する。
7. Ｇ７は，中東非大量破壊兵器・運搬手段地帯の目的に引き続きコミットする。よって，Ｇ７は，中東における核兵器及びその他の大量破壊兵器と運搬手段のない地帯という目標を強く支持する。Ｇ７は，ファシリテー

ター及び１９９５年決議の共同提案国（露，英，米）によって現在行われている努力，特に地域国の間での５回もの協議を賞賛する。我々は，これらの努力に関わらず，ヘルシンキ会議がこれまで開催されていない事を遺憾に思う。地域の関係国は，可及的速やかにヘルシンキ会議開催の日付及びアジェンダについてコンセンサスに至るよう相互に活発に取り組まなければならない。我々は，すべての参加国の利害が考慮された場合にのみ，本会議は意味あるプロセスに通ずることを強調する。

8. 我々は，ＮＰＴの第１０条にある脱退の権利を認識する。それにも関わらず，今次運用検討会議は，脱退の乱用を防止する重要性についても明確化する必要がある。我々は，この重要な問題に対処すべくなされてきた建設的な提案を歓迎する。ある国のＮＰＴからの脱退は，条約のほぼ完全な普遍性を損ない，それに伴い，他のすべてのＮＰＴ締約国の安全保障を損なう。特に，我々は，脱退の通知と結果を迅速に対処するにあたって国連安保理の役割を強調する。我々は，締約国による脱退前のＮＰＴ違反については，国際法の下で引き続き責任があることを強調する。脱退前に受領した原子力資機材の移転は，引き続き平和的利用の範疇にとどまり，保障措置又は代替的な保障措置の下に置かれるべきである。我々は，今次ＮＰＴ運用検討会議において，脱退に対処する方策について適切な提言が採択されることを支持する。ある国の脱退が他の国の安全保障に対して与える負の影響に鑑みると，締約国が同条約に留まることを促す方途を模索することが決定的に重要である。

核不拡散上の課題

9. 我々は，イランの核計画についての外交的解決への強いコミットメントを再確認し，４月２日に，EU３＋３とイランによりローザンヌにおいて合意された政治的了解を歓迎する。現在から６月３０日までの間に，イランの核計画がすべて平和的な性質のものであるということについての国際社会の懸念を完全に解決し，イランが核兵器を取得しないことを確保するため，包括的共同作業計画が交渉される必要がある。我々は，EU３＋３とイランによる共同作業計画の継続的且つ効果的な実施及び核関連措置の検証にあたってのIAEAの不可欠な役割の重要性を強調する。我々は，これに関連しIAEAによる監視及び検証作業への財政的貢献をおこなった国々を賞賛する。我々は，イランの核計画が専ら平和的性質であることを検証するためにIAEAにより行われている進行中の取組を強く支持することを再確認し，イランに対し，特に重要な軍事的側面の可能性に関するものも含めたすべての未解決の問題の解決のため，IAEAと全面的且つ遅滞なく協力することを求める。

10. 我々は，シリアによる保障措置上の義務の不遵守が続いていることに遺憾の意を表明するとともに，シリアに対し，国際原子力機関（ＩＡＥＡ）が要求している同国の情報，文書，サイト，物質及び関係者へのアクセスを直ちに認めることにより，ＩＡＥＡに完全に協力することを要請する。

11. 我々は，寧辺における５MWeプルトニウム製造炉の再稼働，ウラン濃縮施設の稼働・拡張，軽水炉建設活動及び弾道ミサイル発射を含む北朝鮮による継続中の核・ミサイル開発を最も強い言葉で非難する。北朝鮮は，更なる核実験を差し控え，即時にすべての核活動及び弾道ミサイル技術を使った発射を停止しなければならず，関連安保理決議で求められているように，すべての核兵器及び弾道ミサイル計画を完全で検証可能且つ不可逆的な方法で放棄しなければならない。我々は，現在及び将来にわたって，北朝鮮を核武装国として受け入れることはない。我々は，北朝鮮に対し，すべての核兵器及び既存の核計画の放棄，早期のNPT及びIAEA保障措置への復帰を含む２００５年六者会合共同声明におけるコミットメントを守るための具体的行動をとることを求める。我々は，また，北朝鮮が不拡散上の義務を完全に履行するよう求める。我々は，北朝鮮に安保理決議上の義務及び六者会合共同声明上のコミットメントを履行させるための外交的努力を支持する。我々は，すべての国家に対し，関連安保理決議上の義務を完全に実施し，北朝鮮による拡散活動を止めるためのあらゆる取組を行い，禁止されている核・弾道ミサイル計画の北朝鮮による継続的な追求を妨げることを要求する。

核軍縮

12. Ｇ７は，既存の軍縮及び軍備管理条約の誠実な実施を最も重要視する。我々は，ロシア連邦及び米国による，２０１８年までに配備済み核兵器数を大幅に削減する新戦略兵器削減条約（新ＳＴＡＲＴ）の誠実な実施を歓迎。我々は，３０００の核・通常弾道ミサイルを含む，一つの類に該当するすべての兵器を廃絶した画期的な軍備管理合意である中距離核戦力（ＩＮＦ）全廃条約は，冷戦後の欧州安全保障構造並びに国際安全保障及び安定性の重要な要素であるとともに，米国，ロシア連邦及び他の締約国によるＮＰＴ第６条の義務の実施への貢献であることを強調する。この文脈で，我々は，ロシア連邦に対し，完全かつ検証可能な遵守を確保することにより，ＩＮＦ全廃条約の実行可能性を保持するよう要請する。
13. 我々は，２０１３年６月，ベルリンにおいて，オバマ米大統領がロシア連邦に対して提案した新しい軍縮交渉ラウンドが，同交渉にとっての望ましい条件が整えば，いまも有効であることを評価する。こうした機会は失われるべきでない。我々は，英国が最近実施した実戦に利用可能な核弾頭数の１２０未満までの削減，及び，仏の核戦力の追加的な透明性に関する措置を含め，英国及び仏による軍縮関連措置を歓迎する。我々は，これまで核軍縮措置を行っていない核保有国に対し，大きさ，型，場所に関わらず，核兵器保有量を削減するよう要請する。また，我々は，核軍縮検証のための国際パートナーシップが最近立ち上げられたことを歓迎する。
14. 我々は，２月４～５日のロンドンにおける５核兵器国会合の成功裏の開催を歓迎し，内容のある共同声明，いくつかの非核兵器国への関与及び核兵器国による核兵器主要用語集等の諸成果に関する行動に留意する。相互信頼及び透明性の向上を目指した中国，仏，ロシア連邦，英国及び米国による対話の継続は，核軍縮の更なる進展にとり不可欠である。
15. 包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）の早期発効及び普遍化は，すべての国の安全保障上の利益である。未署名・未批准国は，他国の動向を待つことなく，遅滞なく署名・批准すべきである。我々は，現行の自発的な核爆発実験のモラトリアムを歓迎する一方で，核兵器の実験的爆発の法的禁止がより効果的であることを想起する。我々は，すべての国に対し，同条約の趣旨・目的を無にする行動の自制を求める。我々は，ＣＴＢＴの批准を進め，条約の発効を促進するためのＣＴＢＴ賢人グループの尽力を歓迎する。ヨルダンにおける大規模統合野外演習（ＩＦＥ）の成功は，条約の現地査察能力がいかに発展してきたかをよく示している。加えて，国際監視制度（ＩＭＳ）は，核実験の検知，原子炉事故に起因する放射能の追跡及び津波の早期警告の情報提供によって，その有効性を示してきた。このことは，条約が発効した際に，同条約の検証体制がいかに効果的かを既に立証している。署名国は政治的意思を向上させ，この検証体制の完成のために適切な援助を提供しなければならない。
16. ジュネーブ軍縮会議（ＣＤ）の行き詰まりへの焦燥を共有し，この状況を乗り越えるべく引き続き取り組むことをコミットする。我々は，多国間の核軍縮・不拡散上の課題を前進させるための次なる論理的な措置は，ＣＤ／１２９９（ＣＤ文書）及び同文書に盛り込まれているマンデートを基礎として，核兵器又はその他の核爆発装置に使用するための核分裂性物質の生産を禁止する条約（ＦＭＣＴ）の交渉であると信じる。我々は，FMCTに関する政府専門家会合での実質的な議論を歓迎し，同会合の報告書を楽しみにしている。我々は，仏がFMCT条約案を配布する意図を留意する。
17. 近づきつつある広島・長崎の被爆年忌は，核兵器使用の壊滅的な結末を厳格に思い起こさせる。我々は，この関連で，７０年という（核兵器の）不使用の記録を歓迎するとともに，すべての国がそのような出来事が再び起こることを防止する責任を共有すると確信している。我々は，軍縮・不拡散に向け，協調された，新たな努力の重要性を強調する。しかし，核兵器のない世界には近道はない。我々は，核軍縮に向けた漸進的手段がＮＰＴにしたがった核兵器のない世界という目標に達するための現実的な方法であると考える。過去２５年にわたり，このアプローチは，実質的な進展をもたらしてきた。

国際原子力機関（IAEA）保障措置

18. 我々は，ＩＡＥＡの中心的な役割及び保障措置制度を積極的に支持する。保障措置の効果的な実施は，核不拡散体制にとって最も重要である。ＩＡＥＡは，保障措置上の任務を果たす上で適切な資源及び政治的支援を有さなければならない。我々は，ＩＡＥＡの包括的保障措置協定及び追加議定書が，核燃料，原子力資機材及び技術の供給決定に当たり検討されるべき普遍的な国際的検認基準として受入られることを引き続き目指している。我々は，追加議定書の未署名及びその未実施国に対し，追加議定書の署名及び実施，適切な場合には，改正少量議定書を締結することを要請する。我々は，関係国との緊密な協議を通じて国レベルにおけるＩＡＥＡ保障措置制度の進展を支持し，ＩＡＥＡ保障措置制度の信頼性，効果性，統一性を維持することの重要性を強調する。

原子力の平和的利用

19. すべてのＮＰＴ締約国は，ＮＰＴ第１条，第２及び第３条に規定される国際的義務に従って，原子力を平和的目的のために利用する奪い得ない権利を行使する。我々は，核不拡散義務を果たす国であって，完全な透明性をもって最高水準の原子力安全，核セキュリティ及び核不拡散を満たし，かつ環境に配慮した形で，平和的な民生用の原子力計画を策定することを希望する国々と協力する意向を有していることをあらためて表明する。また，原子力が責任ある形で発展する上で，最も重要である教育や訓練といった分野において，国際協力の強化に向け作業するよう，すべてのＮＰＴ締約国に奨励する。我々はまた，保健，農業，水資源管理，産業適用，発電等の分野において原子力技術の恩恵をより享受し，かつＩＡＥＡ加盟国の開発ニーズを満たす有効な手段として，ＩＡＥＡ技術協力プログラム及び平和利用イニシアティブ（ＰＵＩ）を支援していくことを確認する。
20. 我々は，ＮＰＴ締約国に，国際的な原子力損害賠償制度の構築に向けた取組を含むＩＡＥＡ原子力安全行動計画の履行を支持するよう要請する。我々はまた，原子力安全条約（ＣＮＳ）締約国による，２０１５年２月の原子力安全に関するウィーン宣言を含む，ＣＮＳの履行強化の取組の進展，及び原子力損害の補完的補償に関する条約（ＣＳＣ）の発効を歓迎する。我々は，緊急事態時の準備と対応措置の確立，履行及び継続的な改善の重要性を強調する。
21. 核燃料サイクルへの多国間の取組は原子力活動に資する。適切に機能している既存の市場を歪めることなくエネルギー安全保障及び不拡散の利益となり得るものとして，我々は，この概念を積極的に支持する。我々は，カザフスタンにおける低濃縮ウランバンクの設立に向けたＩＡＥＡの活動を支持し，ホスト国協定の早期の締結を要請する。

核セキュリティ

22. 核セキュリティの分野で，具体的進展が達成された。我々は２０１６年に米国が主催する次回核セキュリティ・サミット及び同年に開催されるＩＡＥＡ閣僚級会合の準備プロセスを支持する。国家がそれぞれの国内的要請と一致する形で，高濃縮ウランの保有量を最小化し，分離プルトニウムの保有量を最小限のレベルに維持すること及び地球上の脆弱な核物質及びその他の危険な放射性物質の適切な防護によって，核・放射性物質テロリズムの脅威を更に削減することが極めて重要である。この分野の国家の基本的責任を認識しつつ，我々は核セキュリティを促進するための国際協力を更に強化し調整するとのコミットメントを再確認する。我々は，強固で包括的な国際核セキュリティ体系の必要性を繰り返し述べる。我々は，核セキュリティ・サミット・プロセスの間に創設され，発展され，実施された結果とアイディアの持続性を達成するため，核セキュリティ・サミットの機運を利用するよう努力する。我々は，各国がサミットの目的を支持する既存の関係国際イニシアティブに参加することを引き続き奨励する。
23. 我々は全ての国が核物質防護条約の２００５年改正をできる限り速やかに批准，受諾，又は承認することを

強く要請する。我々は，核物質防護条約の全ての締約国が，改正が発効する時まで，改正の目的に従って行動することを奨励する。

24. Ｇ７各国は，核物質の密輸に対抗し，核テロリズムと闘うため，核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（ＧＩＣＮＴ）による取組及びその他の国際的な努力を賞賛する。我々は，２０１５年６月にヘルシンキで行われるＧＩＣＮＴ全体会合を待望する。核物質及びその他の放射性物質の不法取引が２０年以上の間継続的に発生していることにより，テロリスト及び悪意のある者によってこれらの危険な物質が取得されることの脅威が強調され，国際社会による警戒が求められている。こうした状況を背景に，我々は，核テロリズム防止条約の重要性を強調し，全ての国がこの条約の加盟国となるよう奨励する。我々は，全ての締約国がこの条約の全ての規定を完全に順守する必要性を強調する。我々は，ＩＡＥＡの移転事案データベース（ＩＴＤＢ）及び既知の密売人の国境を越えた移動を追跡するインターポールのフェイル・セーフ作戦を含む，これらの物質の不法取引に対抗するための取組への国際協力及び国際調整を強化する取組を支持する。

原子力供給グループ（NSG）

25. 我々は，原子力供給国グループ（ＮＳＧ）が，全ての国に対し，平和的目的のみのために核関連の技術及び資機材が供給されることを確保するよう監視を実施すること並びにそのような品目の移転が核兵器の拡散に寄与することのないよう確保するために最大限努力することを要請していることを歓迎する。ＮＳＧガイドライン及びザンガー委員会のリストは，原子力専用品及び原子力関連汎用品の輸出のための基準として機能すべきである。我々は，全てのＮＳＧ参加国政府に対し，同ガイドラインを厳格に遵守することを要請するとともに，ＮＳＧに参加していない原子力供給国政府に対し，同ガイドラインに従って行動することを奨励する。我々は，また，追加議定書を供給の条件とするとの議論を支持する。我々は，技術専門家グループによって行われている規制リストを最新のものにすることを確保するための進展を歓迎するとともに，同グループによる不拡散強化のためのアウトリーチの努力を歓迎する。

化学兵器

26. 我々は，ＣＷＣ及び化学兵器禁止機関（ＯＰＣＷ）の活動への無条件の支持を再確認する。我々は，第一次世界大戦中の初の化学兵器の大規模使用から１００年を迎えるに際し，ＣＷＣの普遍化の達成及び効果的な実施への努力を継続する。この関係で，我々は，ＣＷＣ批准プロセスを完了するためのビルマ /ミャンマーによる最近の取組を強く歓迎する。我々は，ＣＷＣ未締約国５か国の条約加入を強く勧奨する。我々は，すべての保有国に対し，透明性のある方法で，可能な限り速やかに廃棄プロセスを完了するためにすべての必要な措置をとることを強く要請する。我々は，化学兵器の再取得を防止するための効果的な検証及び取組の改善への支援の重要性を再確認する。

27. 我々は，シリアにより申告された化学兵器の除去及び廃棄を含む，過去１２カ月間のシリアの化学兵器プログラムの廃棄の進展と，国際社会による甚大な努力に留意する。我々は，この作業の成功裡の実施のため財政的又は物的貢献を行った締約国に対し，深い感謝の意を表明する。ＯＰＣＷ事務局長及び技術事務局，国連特別調整官，ＯＰＣＷ・国連共同ミッションのスタッフによる献身及びコミットメントは，十分な認識に値する。

28. 我々は，シリア北部の反体制派の管理下にある３か所の村で２０１４年４月から８月にかけて，毒性化学物質である塩素が兵器として組織的且つ繰り返し使用されたとの説得力ある確証を提示するＯＰＣＷ事実関係調査ミッションの報告書において表明された強い懸念を共有する。事実関係調査ミッションにより収集され報告された証拠は，これらの攻撃を，他の紛争当事者にはなくシリア軍のみが運用能力を有するヘリコプターの存在と必然的に結びつけるものである。さらに，我々は，最近報告されたシリアでの新たな塩素ガス攻撃

の疑惑に深く困惑している。我々は，ＯＰＣＷ事実関係調査ミッションの継続と，これまでの報告書に含まれないすべての疑惑を調査するための措置を求める。我々は，アサド政権による塩素ガスの化学兵器としての使用を最も強い言葉で非難するとともに，こうした化学兵器攻撃はＣＷＣ及び国連安保理決議第２１１８号の下でのシリアの義務への違反であることを強調する。我々は，今後の化学兵器攻撃を防ぎ，シリアの民衆を守るため，国際社会が共同歩調をとる必要性を強調する。我々は，これらの恐ろしい行為の責任者に説明責任を負わせるとの決意で一致している。それ故我々は，その旨の直近のＯＰＣＷ執行理事会決定及び，それに続く，国連決議第２１１８号の今後の不遵守には国連憲章第７章下の措置が課されることを明確にした国連安保理決議第２２０９号を歓迎する。

29. また，我々は，シリアが，ＣＷＣ及び国連安保理決議第２１１８号による義務に従い，その化学兵器プログラムを完全に申告及び廃棄していないことを深く懸念する。我々は，シリアが，申告及びそれに続いて提出した情報の曖昧性と矛盾点を明確にするための記録を何ら提出していないこと，リシン・プログラムの攻撃的性格を隠蔽しようとしたこと，科学研究調査センターとバルゼ及びジャムラヤにある同センターの施設が化学兵器プログラムに果たした中心的役割を否定し続けていること，２０１３年８月２１日にダマスカス近郊のグータで使用した兵器を申告していないことを強調する。さらに，我々は，シリアに対し，ＯＰＣＷ執行理事会の決定に従い，化学兵器生産施設の廃棄を加速化させることを求める。

生物兵器

30. 我々は，生物兵器を国際的に禁止する基礎として，BTWCを強く支持する。また，我々は，BTWCの普遍化を強く支持し，条約遵守を維持し強化するためのさらなる努力を慫慂する。我々は，最近の BTWCへのミャンマーの批准及びモーリタニアの加入を歓迎する。我々は，第８回 BTWC運用検討会議において，条約への信頼を強化するための方策にかかる実質的アジェンダに合意することを追求し，BTWCプロセスに新しい活力を注入する。そのようなアジェンダは, とりわけ, 個々の締約国によって試験的に実施されているアプローチを考慮し，実施と遵守に対してより大きな信頼を醸成するために展開されている実際的なアプローチを含むべきである。我々は，締約国間でのコンセンサスを追求するためにすべての地域のパートナーと共に熱心に取り組んでいく。
31. 我々は，自然発生，事故または故意にかかわらず，ヒト及び動植物の疾病アウトブレイクを，予防，発見，対応，削減するための生物学的・保健的能力を促進するために，BTWCを含む既存の枠組みにおける高水準の国際協調・協力を維持する必要性を確信する。西アフリカにおけるエボラの流行は，その努力の必要性を容赦なく思い出させるものである。我々は, 世界保健機関の国際保健規則を完全に実施することに再度コミットする。我々は，バイオ脅威に対抗するためにパートナーシップを築き支援を提供する，世界健康安全保障アジェンダ（GHSA）やグローバル・パートナーシップのような他の取り組みを歓迎する。
32. 我々は，窒息性ガス，毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する１９２５年ジュネーブ議定書の関連性を再確認し，２０１５年に９０周年を迎える同議定書の普遍化を要請する。

大量破壊兵器及びその運搬手段への対処

33. 国際的な不拡散レジーム（オーストラリア・グループ（AG），ミサイル技術管理レジーム（MTCR）及びNSG）による大量破壊兵器及びその運搬手段に関する輸出管理は，拡散者が最も先進的な技術を有する国から獲得し得る支援を顕著に減少させた。我々は，これらのレジームを通じて世界的な拡散の脅威を減少させる取組を継続するとともに，全ての国に対し，ますます重要になっているキャッチオールに関する規則を含め，これらのレジームのガイドライン及び基準を国内において一方的に採用し，及び適用することを要請する。我々は，国際的な不拡散の取組の強化並びに規制リスト品目の効果的な輸出管理及びキャッチオール

規制の整合的な適用のため，これらのレジームの要件を完全に満たす同志国のレジームへの参加を支持する用意がある。我々は，本年６月に豪州のパースで行われるAG設立３０周年総会の開催を歓迎するとともに，豪州に対し，ＡＧにおける献身的なリーダーシップ及び豪州のリーダーシップが生物化学兵器の拡散の防止においてもたらした重大な貢献に謝意を表明する。

34. 我々は，国連安保理決議第１５４０号，第１６７３号，第１８１０号，第１８８７号及び第１９７７号並びに２０１４年５月の国連安保理議長声明で強調されている国際社会の懸念を再び想起し，全ての国に対し，来る決議第１５４０号の実施にかかる包括レビューまでの間，決議第１５４０号により設立された１５４０委員会に積極的に協力することを奨励する。我々は，拡散者による機微技術やノウハウ入手の努力を阻止すべく，意識を向上させ，責任の文化の確立を助けるため，産業界及びアカデミアへのアウトリーチについて更に強調することを求める。全ての形態の無形技術移転に対して機微技術やノウハウを保護する更なる取組及びそれに応じた国内法制の整備が必要である。
35. ミサイルの拡散，とりわけ，大量破壊兵器の運搬が可能なミサイルの拡散は，国際の平和と安全に対する脅威となる。弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（ＨＣＯＣ）は，これらの脅威への対抗において鍵となる重要性を有する。Ｇ７は，ＨＣＯＣの普遍化及び弾道ミサイルに関する透明性促進にコミットしている。
36. 我々は，大量破壊兵器及び物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ（GP）への揺るぎないコミットメントを確認する。ＧＰの枠組み内又はＧＰパートナーとともに，核・放射線源セキュリティ，バイオ・セキュリティ，化学セキュリティ，科学者の雇用と知識流出防止及び国連安保理決議第１５４０号の履行に係わる分野のプログラム及び活動における調整や連携を強化するよう努めていく。ＧＰは，２０１６年核セキュリティ・サミットに従い，核物質を確保する目標を推進し続ける。ＧＰは中核拠点との連携とメンバーシップの拡大という価値ある作業を継続して行っている。化学セキュリティ，バイオ・セキュリティ，核・放射線源セキュリティといった個々の重要な分野に特化したサブ・ワーキング・グループは，ＧＰが行っている情報共有，資金供与，プロジェクト調整を改良させることに寄与した。ＧＰは，エボラ危機への対処のため，とりわけバイオ・セキュリティの分野において，資金供与を行った。加えて，マッチメイキングの強化によって，ＧＰはウクライナにおける化学セキュリティ，バイオ・セキュリティ，核・放射線源セキュリティの脅威削減のための支援を供与した。
37. 我々は，拡散対抗にとり重要であるＰＳＩを支持する。阻止宣言を支持する国は増え続けており，最近ベトナムが１０４ヵ国目の支持国となった。我々は，大量破壊兵器並びにその運搬手段及び関連物資の拡散懸念国家・非国家主体への輸送及び拡散懸念国家・非国家主体からの輸送を阻止するために必要な能力や権限を強化するため，更なる施策の実施に強くコミットしている。我々は，ＰＳＩへの参加促進のためのアウトリーチを支持し，法的及び運用上の課題に引き続き重点的に取り組む。

小型武器

38. 通常兵器（特に小型武器及び弾薬）の不正な移転及び不安定な蓄積は，世界の多くの地域における安定や安全に対する主要な課題となっている。特にアフリカは，小型武器の密輸により悪化する武装暴力により影響を受けている。我々は，リビアの前政権の兵器庫から発生した通常兵器の拡散が，マリの不安定化に大きく寄与し，北アフリカの多数の近隣国及びサヘル，サハラ以南の一部の地域の安全への脅威となっていることを大きな懸念を持って目の当たりにした。我々は，テロ，組織犯罪及び武器の密輸を含む国境を越えた脅威に対する戦いに関する国連安保理決議第２１９５号の採択を歓迎する。この目的は，２０１４年１１月にテロ及び犯罪対策に関するＧ７ローマ・リヨン・グループの下でのＧ７＋支援戦略委員会が，深刻且つ組織化された犯罪に対するドナー支援を調整するための西アフリカ戦略支援枠組（ＷＡＳＡＦ）を採択したことにより前進した。我々は，サヘル及びサハラ以南のアフリカの他の地域における国々や地域機関とともに，地域

会合の枠組みの中で，この取組に対して貢献していく。

39. 我々は，アフリカ諸国が武器密輸に対して一層協力することを求めるとともに，そのような協力に対して支援する用意がある。我々は，国家が所有する武器及び弾薬の管理が，関連ある地域における武装暴力に対する効果的及び持続可能な戦いのために，中核を成すと考える。我々は，最新技術の役割，並びに，武器の刻印及び追跡，物理的安全及び備蓄管理に関するベスト・プラクティスを考慮し，関心国に対する協力を継続して行う。
40. 我々は，ワッセナー・アレンジメント（WA）が通常兵器及び汎用品・技術の移転における透明性とより大きな責任を促し，不安定化をもたらす武器の蓄積を防止することにより，国際及び地域の安全と安定に貢献することに留意する。我々は，全てのWA参加国に対し，WAの核となる原則に従うとともに，武器の不法な移転及び不安定化をもたらす武器の蓄積を防止することを要請する。我々は，WAに参加していない国に対し，WAの基準及び規制品目リストを適用するためにあらゆる努力を行うよう求める。
41. ウィーン文書及びオープン・スカイズ条約は，ここ数ヶ月間，ウクライナ及びロシア西部における軍事行動についての有益な透明性を提供してきている。これは，これらの合意及びコミットメントを継続的に実施し，近代化することの重要性を表すものである。
42. 我々は，2014年12月24日に発効した武器貿易条約（ATT）の重要性を強調する。締約国による条約の効果的な履行は，合法的な武器取引を維持しつつ，人命救助に貢献し，武器及び弾薬の密輸を削減することとなる。我々は，条約への支持を拡大する締約国の努力の重要性を認識する。2015年8月の第1回締約国会議は，条約の国際的な実施のため重要な節目となり，ＡＴＴが国際安全保障における重要な役割を果たすことにつき関心を喚起する。

宇宙

43. 宇宙活動は，国家の社会，経済，科学及び技術的な発展に，国際的な平和と安全の維持と同様，重要な役割を果たし続ける。この文脈において，我々は，安全で，安定した，持続可能な宇宙環境を維持し，国際法に従った，公平で相互に受け入れ可能な条件による宇宙の平和的探査及び利用を確保することへのコミットメントを繰り返し述べる。我々は，宇宙環境の長期的な安全，セキュリティ，持続可能性及び安定性を強化するために，協調し，時宜にかなった，実際的な措置をとる必要性を認識する。同様に，G7は，宇宙における安定性を強化するために，透明性・信頼醸成措置（TCBM）の発展と実施に関する建設的な議論を支持し，促進する。国連政府専門家（GGE）の２０１３年７月２９日の報告書における勧告を考慮して，我々は，「宇宙活動に関する国際行動規範」を2015年に完成させることによって，緊急に必要とされている宇宙におけるTCBMをさらに促進することに強くコミットする。我々は，また，２０１５年６月の国連宇宙空間平和利用委員会における TCBMに関する GGE勧告の検討と同様に，本委員会による「宇宙活動の長期的持続可能性」ガイドラインの完成への努力を支持する。
44. 我々は，宇宙が紛争の場となることを防止し，宇宙における軍備競争を避ける必要性を認識する。我々は，２０１４年の中露による「宇宙空間における兵器配置防止条約」（PPWT）改訂案の提出に留意した。しかしながら，いかなる新たな法的拘束力のある文書も，包括的で，詳細な，普遍的で，信頼でき，検証可能なものである必要がある。我々は，地上配備システムを含むデブリを発生させる対衛星兵器及び能力の継続的な開発を引き続き懸念する。我々は，宇宙における軍備競争を防止するために，そのような開発に速やかにまた国際的な取組の一環として対処することの重要性を強調する。

（了）

4. 核兵器不拡散条約（NPT）

２０１０年ＮＰＴ運用検討会議：最終文書（行動計画）の概要

２０１０年5月２９日
軍縮不拡散・科学部

１　核軍縮

[核軍縮一般・２０００年合意「明確な約束」の再確認]

- ➢ すべての国は「核兵器のない世界」の実現という目標と整合性のとれた政策を追求。（アクション１）
- ➢ 核兵器廃絶の明確な約束の実施において，核兵器国は一方的，二国間，地域，多国間の措置を通じ，あらゆる種類の核兵器を削減し，究極的には廃絶するために更に努力。（アクション３）

[核兵器の数と役割の低減（核兵器国による核軍縮の具体的措置）]

- ➢ 核兵器国は２０００年ＮＰＴ運用検討会議の最終文書に含まれる具体的核軍縮につながる措置の進展の加速にコミット。
  - － あらゆる種類の核兵器削減
  - － 核兵器の役割の更なる低減
  - － 核兵器システムの運用状態の低減　等

  ２０１４年の準備委員会で締約国に報告するよう核兵器国に要請。２０１５年ＮＰＴ運用検討会議で評価し，次のステップを検討。（アクション５）

[消極的安全保証]

- ➢ すべての核兵器国は消極的安全保証に関する既存のコミットメントを尊重。（すべての）締約国に対する供与を奨励。（アクション８）

[ＣＴＢＴ]

- ➢ すべての核兵器国はＣＴＢＴの早期批准を約束。特にＮＰＴ非締約国を含む，未批准国による批准奨励に関する核兵器国の特別な責任を確認。（アクション１０）
- ➢ 条約発効までの間, すべての国は, 核実験実施及び新しい核兵器技術の使用に関するモラトリアムを維持。（アクション１１）

[ＦＭＣＴ]

- ➢ ＣＤ（軍縮会議）において核分裂性物質生産禁止条約の交渉を直ちに開始すべきことに合意。（アクション１５）
- ➢ 核兵器国により，軍事目的のためには不要とされたすべての核分裂性物質のストックを，ＩＡＥＡに申告することを約束するよう奨励。（アクション１６）

[信頼醸成・軍縮不拡散教育]

- ➢ すべての国は，核兵器のない世界の達成に向け，政府，国連，その他の国際・地域機関，市民社会の間の協力を支持することの重要性に合意。（アクション１９）
- ➢ すべての国による，軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長報告に含まれる勧告の実施を奨励。（アクション２２）

２　核不拡散

[保障措置]

➢ 追加議定書の未締約国に対し，速やかな締結及び発効を奨励。（アクション２８）

➢ 追加議定書の締結及び発効促進ためのＩＡＥＡによる支援を奨励。（アクション２９）

[ＩＡＥＡ]

➢ ＩＡＥＡの政治的，技術的，財政的基盤の確保。（アクション３３）

➢ 各国の国内計量管理体制整備に対するＩＡＥＡの支援を奨励。（アクション４６）

[輸出管理]

➢ 多国間で合意されたガイドラインの活用を奨励。（アクション３６）

[核セキュリティ]

➢ 核物質防護条約の早期の批准及び未締約国による締結を奨励。（アクション４２）

➢ 核テロ防止条約の未締約国に対し，速やかな締約を奨励。（アクション４５）

[北朝鮮]

➢ 北朝鮮に対し，２００５年の六者会合の共同声明のコミットメントを履行することを強く要請。ＮＰＴ及びＩＡＥＡセーフガードに復帰することを強く要求。北朝鮮及び締約国に対し，不拡散及び軍縮の義務の履行を求める。（「他の地域問題」）

３　原子力の平和的利用

[原子力の平和的利用と保障措置]

➢ 原子力技術の移転及び国際協力を推進するにあたっては，第３条（ＩＡＥＡとの保障措置協定の締結）等に従って促進することの確認。（アクション５１）

[ＩＡＥＡの役割の重要性]

➢ ＩＡＥＡの活動に対し，今後５年間で１億ドルの追加拠出を奨励。（アクション５５）

[３Ｓの確保]

➢ 原子力発電を含む原子力エネルギーの開発にあたり，保障措置，原子力安全及び核セキュリティ（３Ｓ）へのコミットメント及び実施の確保。（アクション５７）

[核燃料サイクルに関する多国間アプローチ]

➢ 核燃料供給保証メカニズムを創設する可能性を含めて，核燃料サイクルに関する多国間アプローチについての議論をＩＡＥＡの場で継続。（アクション５８）

４　中東決議

➢ 国連事務総長及び中東決議共同提案国（米英露）の召集による，すべての中東諸国が参加する中東非大量破壊兵器地帯設置に関する国際会議の２０１２年開催を支持。

（了）

２０１５年ＮＰＴ運用検討会議：最終文書案の概要

２０１５年5月２２日
外務省軍縮不拡散・科学部

１　核軍縮

[核戦力の透明性向上]

- 条約の義務の実施に関し，透明性，検証可能性，不可逆性の原則を適用することの重要性を再確認（パラ１３１）。
- 核兵器に関する定義及び専門用語に関する議論の強化を含め，透明性を向上させ，相互信頼を醸成するための努力の構築・強化を慫慂（パラ１５４サブパラ１０）。
- ２０１０年行動計画のアクション５及び２０に基づく核軍縮関連の約束に関する定期報告を要請。核兵器国による標準報告フォームへの関与の継続並びに２０１７年及び２０１９年の準備委員会での報告を慫慂。２０２０年運用検討会議で同報告メカニズムの実施状況のレビューと次のステップを検討。報告にあたっては，国家安全保障を害さない範囲で次の項目を考慮することを慫慂（パラ１５４サブパラ１１）。
  （1） 核弾頭の数，種類（戦略核・非戦略核）及び配備状態（配備済み・非配備）
  （2） 運搬手段の数及び種類
  （3） 軍事・安全保障概念・ドクトリン・政策において核兵器の役割及び意義を削減する措置
  （4） 故意でなく，権限の無い，又は事故による核兵器の使用の危険を低減する措置
  （5） 核兵器システムの運用態勢を解除又は低減させる措置
  （6） 核軍縮努力の一環として，解体・削減された核兵器及び運搬手段の数及び種類
  （7） 核兵器用核分裂性物質の量

[あらゆる種類の核兵器の更なる削減・将来的な核兵器削減交渉の多国間化]

- ５核兵器国の会合に留意（パラ１２８）。
- 戦略・非戦略，配備・非配備，場所を問わず，多国間措置を含めた方法を通じて，透明で，不可逆かつ検証可能な方法で，すべての種類の核兵器の更なる削減及び廃絶を要請（パラ１５４サブパラ４）。
- ロシア・米国による更なる核兵器量削減に関する交渉の早期開始を奨励（パラ１５４のサブパラ５）。
- ５核兵器国に対し世界の核兵器保有量の迅速な削減への関与を慫慂（パラ１５４のサブパラ６）。

[核兵器の非人道性]

- すべての人類に壊滅をもたらす核戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を行う必要性（パラ１３６）。
- 核兵器の非人道的影響に関する知識を深めた３回に渡る国際会議（パラ１３７），オーストリア及びオーストラリア主導の共同ステートメント（パラ１３８），オーストリアによる「誓約」への留意（パラ１３９）。
- 核兵器使用の影響は瞬時又は長期的な結末をもたらし，それが以前理解されていたよりもずっと深刻であることを確認（パラ１４０）。
- あらゆる核兵器の使用による壊滅的で非人道的な結末に関する深い懸念は，核軍縮分野における努力を下支えし続けるべき鍵となる要因であり，こうした結末を知ることは，「核兵器のない世界」に向けたすべての国々による努力に緊急性を与えるべきであるということを強調（パラ１３５，パラ１５４のサブパラ１）。

[軍縮・不拡散教育，市民社会]

- 我が国が７６か国を代表して行った軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントに留意（同ステートメントには広島・長崎への被爆７０年への言及あり）（パラ１３８）。
- 第二次世界大戦の痛ましい壊滅の終結から７０年目であることを踏まえ，本会議は，すべての国々に対し，

核兵器の非人道的影響を知るべく，被爆した人々及び地域とやりとりし，その経験を直接共有すること等を通じて指導者や軍縮専門家，外交官に加え，一般の人々，特に若い将来の世代の，核軍縮・不拡散に関するあらゆるトピックに関する意識を向上させるため，国連やその他の国際機関，赤十字・赤新月社，地方政府，非政府組織，学術機関，民間と協力しつつ，軍縮・不拡散教育の分野における努力を継続し，強化することを推奨する。本会議は，さらに，すべての国々に対し，この取組において，新たな情報及びコミュニケーション技術を活用することを慫慂する。（パラ１５４のサブパラ１８）。

【効果的措置（法的規定）】

➢ 第７０回国連総会において，オープン・エンド作業部会を設置し，核兵器のない世界の達成及び維持に貢献し，かつ，そのために必要な法的条文又はその他の取決めを含め，ＮＰＴ第６条の完全な実施のための効果的な措置を特定・策定することを勧告（パラ１５４のサブパラ１９）。

[包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）]

➢ 可能な限り早期のＣＴＢＴ発効の重要性の確認（パラ１４８）。

➢ ＣＴＢＴＯによる現地査察体制の完成と暫定運用に向けた努力の歓迎及び大規模統合野外演習（ＩＦＥ２０１４）の成果の活用の慫慂（パラ１４９）。

➢ 残り８つの発効要件国が，遅滞なくかつ他国を待たずＣＴＢＴに署名・批准するため個別にイニシアティブをとることを要請。核実験による健康及び環境への影響，特に子女の健康に対する影響を背景として，条約が発効しない間，核実験等を実施しない。（パラ１５４のサブパラ１５）。

[核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（ＦＭＣＴ）]

➢ ＦＭＣＴに関する政府専門家会合（ＧＧＥ）の作業に留意（パラ１４６）。

➢ ＣＤ（軍縮会議）に対し，ＦＭＣＴの即時交渉開始に合意するよう要請（パラ１５４のサブパラ１６）。

【核軍縮検証】

➢ ノルウェー・英国の指導の下でのイニシアティブ及び米国による国際検証パートナーシップを含む核軍縮における検証能力の開発に向けた努力の強化を推奨（パラ１５４のサブパラ１７）。

[核兵器の役割低減]

➢ 核兵器の役割及び意義の更なる低減に向けた軍事・安全保障に関する概念，ドクトリン及び政策の継続的な再評価を要請（パラ１５４のサブパラ7）。

[リスク低減（含む警戒態勢解除）]

➢ 潜在的なサイバー脅威に対する指揮・管制の保護を含め，意図しない核爆発のリスクに包括的に対処するために必要なすべての努力の実施を要請（パラ１５４のサブパラ８）。

➢ 核兵器システムの運用態勢低減のための更なる実際的な措置の検討を推奨（パラ１５４のサブパラ９）。

２　核不拡散

[保障措置]

➢ ＩＡＥＡ保障措置が不拡散体制の基本的な柱であることを認識。（パラ１５）

➢ ２０１０年から，新たに２３カ国が追加議定書を締結したことを歓迎し，未締結国に対し，速やかな締結を

奨励。ＩＡＥＡ及び全加盟国に対し，追加議定書の締結及び実施促進のための支援を奨励。（パラ２５，パラ２６）

- ➢ ＩＡＥＡによる国レベル概念（ＳＬＣ）に関する追加的な情報の提供等を歓迎。（パラ３３）

[核セキュリティ]

- ➢ 核セキュリティの国際的枠組みの強化におけるＩＡＥＡの中心的な役割を再確認。（パラ４１）
- ➢ 改正核物質防護条約の可能な限り早期の批准を要請。（パラ４３）
- ➢ 核テロ防止条約の可能な限り早期の締約を奨励。（パラ４６）
- ➢ 核セキュリティ・サミットを含む様々な国際的なイニシアティブが果たす役割に留意。（パラ４７）

[輸出管理]

- ➢ 原子力関連の輸出が核兵器等の開発に資することがないよう確保することを要請。（パラ４８）
- ➢ 輸出管理に係る効果的な国内規制の構築・実施を要請。多国間で合意されたガイドライン等の活用を奨励。（パラ４９）
- ➢ 輸出管理等を促進するための加盟国間の協力・支援を歓迎。（パラ５５）

[北朝鮮]

- ➢ 北朝鮮による核実験に強い遺憾の意を表し，さらなる核実験を行なわず，国際的な不拡散体制を損なう核戦力建設政策を放棄するよう要求。（パラ１６１）
- ➢ 北朝鮮による核兵器保有に対する国際社会の反対について改めて述べ，核兵器国としての地位を持ち得ないことを想起。（パラ１６２）
- ➢ 全ての核兵器及び既存の核計画の放棄及びＮＰＴ，ＩＡＥＡ保障措置への早期復帰を強く要求。（パラ１６２）
- ➢ 進行中の核活動に深刻な懸念を表明し，全ての活動の即時停止を要求。（パラ１６２）
- ➢ 国連安保理決議の義務を完全に履行し，六者会合共同声明関連のコミットメントの順守に向けて具体的な措置をとることを要求。（パラ１６３）
- ➢ 六者会合への強固な支持を再確認し，北朝鮮に対し，会合再開に向けた好ましい条件醸成のための外交努力に応えるよう要求。（パラ１６３）

[中東非大量破壊兵器地帯]

- ➢ ２０１６年3月1日までに，国連事務総長は，中東非大量破壊兵器地帯設立のための条約の交渉・妥結のための継続的なプロセスを立ち上げるための会議を開催。同会議には，全ての中東諸国（注）が招待される（パラ１６９ ii .）。
- ➢ 共同提案国（米英露）は，会議の準備プロセス及びフォローアップのためのステップを支援（パラ１６９ iii .）。
- ➢ 国連事務総長，共同提案国等は，会議が延期されないことを確保（パラ１６９ iv .）。
- ➢ 準備プロセス及び会議における意思決定はコンセンサス（パラ１６９ vii .）。
- ➢ 本年7月1日までに国連事務総長が特別代表を任命し，共同提案国と共に，会議に向けた準備を進める（パラ１６９ viii .）。

注：中東諸国の定義：アラブ連盟の加盟国，イラン及びイスラエル

3　原子力の平和的利用

[原子力の平和的利用，技術協力]

- ➢ 原子力科学技術を含め，科学技術は，社会的・経済的な発展に不可欠な要素と認識。（パラ６５）
- ➢ 国際原子力機関（ＩＡＥＡ）の活動は，エネルギー需要の充足，健康の増進，貧困との闘い，環境保護，農業開発，水資源利用の管理及び産業プロセスの最適化に貢献することにより，ミレニアム開発目標の達成の一助。（パラ６６）
- ➢ 原子力科学技術へのアクセスを拡充するために，特に開発途上国に対する支援を奨励。（パラ６８）
- ➢ 原子力の平和的利用における保障措置，原子力安全及び核セキュリティ（３Ｓ）の確保の必要性を再確認。（パラ６９）
- ➢ ＩＡＥＡ技術協力活動の重要性を強調（パラ７４）。平和利用イニシアティブ（ＰＵＩ）への拠出を奨励（パラ７９）。

[原子力安全]

- ➢ 福島第一原発事故後のＩＡＥＡの取組みを歓迎。事故の教訓を共有するため，福島報告書の公表に向けて取り組んでいることに留意。（パラ１０１）
- ➢ ＩＡＥＡ原子力安全行動計画の実施の重要性を再確認。（パラ１０２）
- ➢ 原子力損害の補完的補償に関する条約（ＣＳＣ）の発効を歓迎（パラ１１９）。迅速な賠償を確保する効果的な原子力損害賠償メカニズムの重要性を強調（パラ１２１）。

（了）

岸田外務大臣による２０１５年ＮＰＴ運用検討会議における一般討論演説（仮訳）

２０１５年4月２７日

まず，巨大地震によって，ネパール及びその他の国において犠牲になった方々及び御家族・御友人に対し，深い哀悼の意を表します。

議長,

７０年前，私の故郷広島において，一発の原子爆弾が１３万人以上の尊い命を奪いました。残されたものも後遺症に苦しみ，多くの者がその後命を落としました。「被爆体験は思い出したくないが，２度と繰り返さないために忘れないようにしている。」これは多くの被爆者の思いです。もちろん政治指導者は自国を巡る安全保障環境について冷静な認識を持たねばなりません。同時に核兵器の非人道性についての正確な認識を持ち，理想を忘れない政治家であることが重要であると私は信じます。被爆地広島出身の外務大臣として，私は，被爆地の思いを胸に，この会議において「核兵器のない世界」に向けた取組を前進させる決意です。

議長,

世界にはいまだ1万６０００発を超える核兵器が存在し，核軍縮・不拡散の取組を逆行させるような動きもあります。今こそ，核軍縮の動きを加速化していく必要があります。

議長,

日本は，唯一の戦争被爆国として，この会議を通じて，ＮＰＴ三本の柱のすべてにおいて，ＮＰＴ体制を更に強化して，「核兵器のない世界」に近づくことを重視しています。そのために，核兵器国と非核兵器国の双方に対し，共同行動をとることを求めます。特に，すべての核兵器国がＮＰＴ第６条に基づく特別な責任を誠実に果たすよう求めます。

核軍縮・不拡散の取組には近道はありません。核兵器国と非核兵器国が協力し，ＮＰＤＩが提出した合意文書案にある，現実的かつ実践的な取組を積み上げることこそがとるべき道です。

議長,

私は，この会議において，以下の５点を重視します。

第一に，核戦力の透明性の確保です。核弾頭の数がわからなければ，核兵器削減交渉は成り立ちません。また，透明性の確保は，地域や国際社会における信頼醸成にもつながります。核兵器国には，数値情報を伴う具体的かつ定期的な報告を行うよう求めます。

第二に，あらゆる種類の核兵器の更なる削減や核兵器削減交渉の将来的な多国間化です。これまでの米口の戦略核の削減だけではなく，核兵器を保有するすべての国がすべての核兵器を削減すべきです。

第三に，核兵器の非人道的影響の認識を共有し，「核兵器のない世界」に向けて結束することです。これは，核軍縮の原動力となります。本日も私の創設した「ユース非核特使」がこの会場に来ています。彼らにはここニューヨークで広島と長崎の惨禍を世代と国境を越えて伝達してもらっています。

第四に，世界の政治指導者及び若者の広島・長崎訪問です。核兵器国を含め，政治指導者や若者に広島と長崎を訪れ自らの目で被爆の実相を見ていただきたいと思います。本年７月３０日から８月６日の間，関係の地方自

治体及び民間団体の協力を得て，広島・長崎ピースプログラムとして，約2万4千人の世界の若者を被爆地にお迎えします。また，日本は，本年8月末に広島で国連軍縮会議や包括的核実験禁止条約（CTBT）賢人会合を，11月には長崎でパグウォッシュ会議世界大会を開催します。また，来年日本は主要先進国首脳会議の議長国として，サミット及び関係閣僚会合を開催します。その詳細は今後決まることになりますが，来年日本を訪れる各国の政治指導者にも被爆地に足を延ばしていただきたいと思います。

第五に，地域の核拡散問題の解決です。北朝鮮による核・ミサイル開発の継続は，国際社会全体の平和と安全への重大な脅威であり，NPT体制への深刻な挑戦です。我々は，北朝鮮に対し力強いメッセージを発出すべきです。日本は，イランの核問題の主要な要素の合意を歓迎し，最終合意の達成に向け，外交努力を強化します。これらの解決のためにも，IAEA追加議定書の普遍化を含め，IAEA保障措置や輸出管理の強化も重要です。また，中東非大量破壊兵器地帯の進展を期待し，日本も引き続き尽力します。

議長,

この会議の成功のためにも, NPT3本柱の1つである原子力の平和的利用は重要です。日本はより多くの人に，医療，農業，水資源を含むより幅広い分野で，より安全に原子力技術の恩恵を届けるよう，平和利用イニシアティブ（PUI）に対し，向こう5年間で総額2500万ドルの拠出を行います。また，福島第一原発事故を踏まえ，国際的な原子力安全の強化に貢献していく考えです。

議長,

会議開始に当たり，ここにいる我々一人ひとりが被爆者の「核兵器のない世界」に向けた強い思いを共有し，今次会議が充実した成果を上げることを強く期待します。また私自身, 唯一の戦争被爆国の外務大臣として, また，本年9月のCTBT発効促進会議共同議長として核軍縮推進への決意を新たにし，私のスピーチを終わります。ご静聴ありがとうございました。

（了）

核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）に関する日米共同声明（仮訳）

２０１５年4月２８日

1．日本と米国は，核兵器のない世界の平和と安全の追求及び核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）へのコミットメントを再確認する。我々は，核軍縮，核不拡散及び原子力の平和的利用という同条約の３本柱それぞれを強化するニューヨークでの運用検討会議の成功に向けて協働する決意である。ＮＰＴは，グローバルな不拡散体制の礎と，核軍縮達成のための不可欠な基礎であり続けている。広島及び長崎の被爆７０年において，我々は，核兵器使用の壊滅的で非人道的な結末を思い起こす。広島と長崎は永遠に世界の記憶に刻み込まれるであろう。核兵器使用をめぐる懸念は，すべてのＮＰＴ締約国がＮＰＴ第６条の下にコミットしているところの，核の危険を低減し，核軍縮に向けて努力するためのすべての取組を支えるものである。我々は，７０年という（核兵器）不使用の記録が永久に続けられるべきことはすべての国家の利益であることを確認し，すべての国がこの目標を達成することに責任を共有することを引き続き確信している。

2．我々は，核軍縮への「ステップ・バイ・ステップ」アプローチに対する我々のコミットメントを再確認し，冷戦最盛期からの進展を認識する。我々は，更なる進展が必要であることを認識している。即時に採らねばならない措置には，米国とロシアとの間での交渉を通じた更なる核兵器削減，核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（ＦＭＣＴ）の即時交渉開始，包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）及び既存の非核兵器地帯条約の議定書の発効並びに単独の，二国間の，地域的な又は多数国間の措置を含め，配備及び非配備双方のあらゆる種類の核兵器の継続した削減が含まれる。我々は，核軍縮・不拡散プロセスにおける不可逆性，検証可能性及び透明性の原則を適用することの重要性を一層強調する。かかる観点から，米国は，日本の軍縮・不拡散イニシアティブ（ＮＰＤＩ）におけるリーダーシップとＣＴＢＴ発効促進会議共同議長としての役割を歓迎し，日本は，核軍縮検証のための国際パートナーシップを立ち上げた米国のイニシアティブを歓迎する。我々は，核軍縮努力における核兵器国と非核兵器国との更なる協力を促進することとなる同イニシアティブにおいて緊密に協力していく用意があることを確認する。

3．我々は，市民社会による肯定的役割について一層留意し，８月に共に広島で開催予定の国連軍縮会議及びＣＴＢＴ賢人グループ会合，さらには１１月に長崎で開催予定のパグウォッシュ会議が軍縮・不拡散に向けたモメンタムを強化することを期待する。

4．我々は，不拡散義務を遵守する国々による，平和的目的のための原子力技術及び原子力へのアクセスを明確に支持する。我々は，原子力技術の平和的利用の恩恵を促進する上での国際原子力機関（ＩＡＥＡ）の役割を強力に支持する日米両国が，ＩＡＥＡの平和利用イニシアティブ（ＰＵＩ）に対する今後５年間の財政的支援をプレッジしたことを発表することをとりわけ喜ばしく思う。米国による５０百万ドルのプレッジ及び日本による２５百万ドルのプレッジは，原子力科学技術の利用によって，がん治療やエボラ診断を含む医療保健の改善，食料と水の確保，海洋の浄化及び病気の撲滅が世界で最も必要とされる地域において引き続き進展することを確実なものとするであろう。

5．ＩＡＥＡ保障措置制度は，かかる枠組みの重要な要素であり，国家が平和的な原子力計画を核兵器開発に転用していないことを検証し，また，不遵守の事例に対処することによって，グローバルな不拡散体制に対する挑戦を防止し，対処する上で重要な役割を担っている。我々は，ＩＡＥＡ保障措置の標準として認められた包括的保障措置協定及びＩＡＥＡ追加議定書を締結していない国々に対し，これらを締結するよう呼びか

けるとともに，保障措置協定実施のために各国に対し支援を行うとの我々の意思を新たにする。我々は，国レベルにおけるＩＡＥＡ保障措置の進展を支持し，ＩＡＥＡ保障措置制度の信頼性，有効性及び統一性を維持することの重要性を強調する。ＮＰＴの将来的な一体性を維持するためには，いかなる国家に対しても，その責任を逃れたり，他国との平和的協力の成果を悪用するための方法として，条約から脱退することを思いとどまらせるため，また，条約の３本柱すべてにおいて目に見える進展を示すことで締約国に対して条約にとどまり続けることを慫慂するため，行動が必要である。

6．我々は，不遵守の事例によりもたらされるＮＰＴの一体性及び不拡散体制に対する挑戦に立ち向かう責務を強調する。我々は，ＥＵ３＋３によるイランとの合意を歓迎し，イランの核計画が専ら平和的性質であることに関する国際社会の懸念を完全に解消し，イランが核兵器を取得しないことを確保するために，いまだ残された作業の完了を奨励する。さらに，我々は，北朝鮮による完全で検証可能かつ不可逆的な非核化を達成するための外交的プロセスにコミットし続ける。我々は北朝鮮に対し，２００５年六者会合共同声明におけるコミットメントを守るための具体的な行動をとり，関連する国連安全保障理事会決議の義務を完全に遵守し，核実験や弾道ミサイル発射を含めた更なる挑発を自制し，ＮＰＴ及びＩＡＥＡ保障措置に復帰し，自らの不拡散義務を完全に遵守するよう求める。

7．我々は，また，アジア及び世界において厳格な輸出管理を促進することの重要性を強調する。我々は，アジア諸国の輸出管理能力を一層向上させるとともに，厳格な輸出管理は貿易・投資相手国の信頼を醸成するものであり，貿易・投資を阻害するのではなく，更なる経済成長に向けた好ましい環境を創出するとの認識を促進することを目的として，アジア諸国に対するアウトリーチ活動を実施するため，引き続き協力していく決意である。

（了）

U.S and Japan Joint Statement on the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT)

1. Japan and the United States reaffirm our commitment to seek the peace and security of a world without nuclear weapons and to the Nuclear Non-Proliferation Treaty (NPT). We commit to work together for a successful Review Conference in New York that strengthens each of the Treaty's three pillars: nuclear disarmament, nuclear non-proliferation, and peaceful uses of nuclear energy. The NPT remains the cornerstone of the global non-proliferation regime and an essential foundation for the pursuit of nuclear disarmament. In this 70th year since the atomic bombings of Hiroshima and Nagasaki, we are reminded of the catastrophic humanitarian consequences of nuclear weapons use. Hiroshima and Nagasaki will be forever engraved in the world's memory. Concerns over the use of nuclear weapons underpin all work to reduce nuclear dangers and to work toward nuclear disarmament, to which all NPT parties are committed under Article VI of the Treaty. We affirm that it is in the interest of all States that the 70-year record of non-use should be extended forever and remain convinced that all States share the responsibility for achieving this goal.

2. We reaffirm our commitment to a step-by-step approach to nuclear disarmament, and recognize the progress made since the height of the Cold War. We recognize that further progress is needed. Immediate next steps should include further negotiated nuclear reductions between the United States and Russia, the immediate start of multilateral negotiations of a Fissile Material Cutoff Treaty, entry into force of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty and the protocols to the existing nuclear weapon free zone treaties, and the continued reduction of all types of nuclear weapons, deployed and non-deployed, including through unilateral, bilateral, regional and multilateral measures. We further emphasize the importance of applying the principles of irreversibility, verifiability and transparency in the process of nuclear disarmament and non-proliferation. In this regard, the United States welcomes Japan's leadership in the Non-proliferation and Disarmament Initiative and Japan's role as the Co-Chair Country for the Conference on Facilitating the Entry into Force of the CTBT, and Japan welcomes the U.S. initiative to launch the International Partnership on Nuclear Disarmament Verification. We affirm our readiness to cooperate closely on this new initiative, which will facilitate further cooperation between the nuclear-weapon States and non-nuclear-weapon States with respect to nuclear disarmament efforts.

3. We further note the positive role played by civil society, and hope that activities such as the UN Conference on Disarmament Issues and the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty's Group of Eminent Persons Meeting, both to be held in Hiroshima in August, and the Pugwash Conference to be held in Nagasaki in November, will strengthen momentum toward disarmament and non-proliferation.

4. We unequivocally support access to nuclear technology and energy for peaceful purposes by states that comply with their non-proliferation obligations. We are especially pleased to

announce that both the United States and Japan which strongly support the role of the International Atomic Energy Agency (IAEA) in promoting the benefits of the peaceful uses of nuclear technology have pledged to extend their financial support to the IAEA Peaceful Uses Initiative over the next five years. The U.S. pledge of $50 million and Japan's pledge of $25 million will ensure that applications of nuclear science and technology continue to advance medical care and health improvement including cancer treatment and Ebola diagnosis, food and water security, clean oceans and disease eradication in regions of the world most in need.

5. The IAEA safeguards system is a fundamental element of that framework and plays a critical role in preventing and addressing challenges to the global non-proliferation regime, by verifying that states are not diverting peaceful nuclear energy programs to develop weapons, and by responding to cases of non-compliance. We call on all states that have not yet done so to adhere to a Comprehensive Safeguards Agreement and the Additional Protocol as the recognized IAEA safeguards standard, and renew our willingness to assist states to implement safeguards agreements. We support the evolution of IAEA safeguards at the State level, and emphasize the importance of maintaining the credibility, effectiveness and integrity of the IAEA safeguards system. To preserve the future integrity of the NPT, action is needed to discourage any state from withdrawing from the Treaty as a way to escape its responsibilities or to misuse the fruits of peaceful cooperation with other states, as well as to encourage States Parties to remain in the Treaty by demonstrating tangible progress in all three pillars of the Treaty.

6. We underscore the imperative of addressing challenges to the integrity of the NPT and the non-proliferation regime posed by cases of noncompliance. We welcome the EU/E3+3 deal with Iran and encourage completion of the work that remains to fully resolve the international community's concerns regarding the exclusively peaceful nature of Iran's nuclear program as well as to ensure that Iran does not acquire nuclear weapons. We also remain committed to a diplomatic process to achieve North Korea's complete, verifiable and irreversible denuclearization. We urge North Korea to take concrete steps to honor its commitments under the 2005 Joint Statement of the Six-Party Talks, fully comply with its obligations under the relevant UNSC Resolutions, refrain from further provocation including nuclear tests and ballistic missile launches, return to the NPT and IAEA safeguards, and come into full compliance with its nonproliferation obligations.

7. We also underscore the importance of promoting stringent export control in Asia and globally. We are determined to continue to work together to conduct outreach activities for Asian countries with a view to further enhancing their export control capacity as well as to promoting recognition that rigorous export controls foster confidence of trade or investment partners, and create a favorable environment for further economic growth rather than impeding trade and investment.

NPT締約国とIAEA保障措置協定締結国

平成28年1月1日

NPT締約国 191か国

包括的保障措置協定締結国 174か国

東アジア 4	
★ 日本	●
★ 韓国	●
北朝鮮	
★ モンゴル	●

東南アジア 10	
★ インドネシア	●
★ カンボジア	●
★ シンガポール	●
★ タイ	○
★ フィリピン	●
★ ブルネイ	
★ ベトナム	●
★ マレーシア	○
★ ミャンマー	○
★ ラオス	○

オセアニア 13	
★ オーストラリア	●
キリバス	○
サモア	
ソロモン	
ツバル	
トンガ	
ナウル	
★ ニュージーランド	●
★ パプアニューギニア	
★ パヌアツ	●
★ パラオ	●
★ フィージー	●
★ マーシャル諸島	●

中東・南アジア 18	
★ アフガニスタン	●
★ アラブ首長国連邦	●
★ イエメン	
★ イラク	●
★ イラン	○
★ オマーン	
★ カタール	
★ クウェート	●
★ サウジアラビア	
★ シリア	
★ スリランカ	
★ ネパール	
★ バーレーン	●
★ バングラディシュ	●
ブータン	
モルジブ	
★ ヨルダン	●
★ レバノン	

西ヨーロッパ 24	
★ アイスランド	●
★ アイルランド	●
アンドラ	●
★ イタリア	●
★ オーストリア	●
★ オランダ	●
★ ギリシャ	●
★ キプロス	●
★ サンマリノ	
★ スイス	●
★ スウェーデン	●
★ スペイン	●
★ デンマーク	●
★ ドイツ	●
★ トルコ	●
★ ノルウェー	●
★ バチカン	●
★ フィンランド	●
★ ベルギー	●
★ ポルトガル	●
★ マルタ	●
★ モナコ	●
★ リヒテンシュタイン	○
★ ルクセンブルク	●

東ヨーロッパ 27	
★ アゼルバイジャン	●
★ アルバニア	●
★ アルメニア	●
★ ウクライナ	●
★ ウズベキスタン	●
★ エストニア	●
★ カザフスタン	●
★ キルギス	●
★ グルジア	●
★ クロアチア	●
★ スロバキア	●
★ スロベニア	●
★ セルビア	○
★ タジキスタン	●
★ チェコ	●
トルクメニスタン	●
★ ハンガリー	●
★ ブルガリア	●
★ ベラルーシ	○
★ ポーランド	●
★ ボスニア・ヘルツェゴビナ	●
★ マケドニア	●
★ モルドバ	●
★ モンテネグロ	●
★ ラトビア	●
★ リトアニア	●
★ ルーマニア	●

アフリカ 44	
★ アルジェリア	
★ アンゴラ	●
★ ウガンダ	●
★ エジプト	
★ エチオピア	
★ ガーナ	●
★ カメルーン	○
★ ガボン	●
ガンビア	●
★ ケニア	●
★ コートジボワール	○
コモロ	●
★ コンゴ共和国	●
★ コンゴ民主共和国	●
★ ザンビア	○
★ シエラレオネ	
★ ジブチ	●
★ ジンバブエ	
★ スーダン	
★ スワジランド	●
★ セイシェル	●
★ セネガル	○
★ タンザニア	●
★ チャド	●
★ 中央アフリカ	●
★ チュニジア	○
★ トーゴ	●
★ ナイジェリア	●
★ ナミビア	●
★ ニジェール	●
★ ブルキナファソ	●
★ ブルンジ	●
★ ボツワナ	●
★ マダガスカル	●
★ マラウイ	●
★ マリ	●
★ 南アフリカ	●
★ モーリシャス	●
★ モーリタニア	●
★ モザンビーク	●
★ モロッコ	●
★ リビア	●
★ ルワンダ	●
★ レソト	●

北・南アメリカ 34	
★ アルゼンチン	
★ アンティグア・バーブーダ	●
★ ウルグアイ	●
★ エクアドル	●
★ エルサルバドル	●
★ ガイアナ	
★ カナダ	●
★ キューバ	●
★ グアテマラ	●
グレナダ	
★ コスタリカ	●
★ コロンビア	●
★ ジャマイカ	●
スリナム	
セントクリストファー・ネービス	●
セントビンセント・グレナディーンズ	
セントルシア	
★ チリ	●
★ ドミニカ	
★ ドミニカ共和国	●
★ トリニダード・トバゴ	
★ ニカラグア	●
★ ハイチ	●
★ パナマ	●
★ バハマ	
★ パラグアイ	●
★ バルバドス	
★ ブラジル	
★ ベネズエラ	
★ ベリーズ	
★ ペルー	●
★ ボリビア	
★ ホンジュラス	○
★ メキシコ	●

オセアニア 1	
ミクロネシア	

東南アジア 1	
東ティモール	○

アフリカ 9	
★ エリトリア	
カーボベルデ	○
ギニア	○
ギニアビサウ	○
サントメプリンシペ	
赤道ギニア	
ソマリア	
★ ベナン	○
★ リベリア	

中東・南アジア 1	
パレスチナ	

自発的保障措置協定締結国 5か国
（核兵器国）

★ 米国	●
★ イギリス	●
★ フランス	●
★ ロシア	●
★ 中国	●

その他の保障措置協定締結国 3か国

★ イスラエル	
★ インド	● ※
★ パキスタン	

NPT締約国 191か国

★：IAEA加盟国 167か国

包括的保障措置協定締結国 174か国

●：追加議定書締結国 126か国

○：追加議定書署名済み 20か国
うち包括的保障措置協定締結国は15か国

指定理事国
（13か国）

総会選出理事国16年総会まで
（11か国）

総会選出理事国17年総会まで
（11か国）

<その他>
・IAEAは台湾とも保障措置協定を締結済み。
・IAEAはユーラトムとも追加議定書を締結済み。
・※インドは2014年7月25日にモデルAPの「補完的アクセス」部分を始めとする主要な要素が含まれない形の「AP」を締結。

5．軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）外相会合

軍縮・不拡散イニシアティブ（ＮＰＤＩ）広島外相会合
概要と評価

２０１４年4月12日
軍備管理軍縮課

１　全体概要

４月１１日，１２日，広島において，軍縮・不拡散イニシアティブ（ＮＰＤＩ）広島外相会合が開催された。ＮＰＤＩは，２０１０年９月の国連総会の機会に日豪主導で立ち上げた，１２か国からなる核軍縮・不拡散分野における地域横断的な有志国グループであり，本件外相会合は，昨年９月にニューヨークで行われた第７回会合に続く８回目の会合で，初めて我が国で開催されたもの。１２日には，各国参加者に慰霊碑参拝・献花，平和記念資料館視察，被爆者体験の聴講を行った上で，午前１０時４０分から１２時４０分まで外相会合，１２時５０分から１４時２０分までワーキング・ランチ，１４時４５分から１５時１５分まで共同記者会見が行われた。政治レベルの出席があった国の出席者は以下のとおり。

我が国	岸田外務大臣（議長）
豪州	ビショップ外相
ドイツ	シュタインマイヤー外相
オランダ	ティマーマンス外相
フィリピン	デル・ロサリオ外相
トルコ	ダーヴトオール外相
ＵＡＥ	スルターン・ジャーベル国務大臣

２　ワーキング・セッション概要

（1）冒頭，岸田大臣から，以下のとおり述べた。

ア　被爆地広島での会合開催をうれしく思う。日本は各国政治指導者の被爆地訪問を重視。日本は国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から国際社会の平和と安定，繁栄により貢献していく。核兵器使用の非人道性についての認識と多様化する核リスク直面への冷静な認識という２つの認識を基礎として国際的取組を主導していく。核兵器の非人道性についての認識を世代と国境を越えて広げ，「核兵器のない世界」という目標に向けた強い思いを各国と共有したいと考え，各国出席者に外相会合前に被爆の実相に直接触れて頂いた。

イ　核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）を中心とする軍縮・不拡散体制は厳しい状況に直面しているが，こうした状況だからこそ，２０１５年に開催されるＮＰＴ運用検討会議を成功させる必要がある，そのために現実的かつ実践的な取組を着実に積み重ねていくことが不可欠。今後１年間の戦略を練るよう，事務方に検討させたい。

ウ　核兵器がもたらす非人道性について，普遍的かつ開かれた議論を進めることが重要であり，国際社会を「結束させる」触媒となること，世代と国境を越えて「広げていく」こと，科学的側面についての知見を「深めていく」ことが重要。

（2）各国出席者の主な発言は以下のとおり。

ア　核軍縮・不拡散を考える上で象徴的な被爆地広島での会合開催，そして本１２日午前中（外相会合開催前）に行われた原爆慰霊碑献花・平和記念資料館視察及び被爆者証言の聴講を通じ，被爆の実相に触れて深く心を動かされ，「核兵器のない世界」に向けたコミットメントを新たにした。一方で，被爆地広島が復興し，美しい

町となっていることを評価。各国指導者は被爆地である広島・長崎を訪問すべき。

イ　軍縮・不拡散体制が厳しい状況にあるとの岸田大臣の考えに同意（具体的に，シリアにおける化学兵器使用，イランにおける核開発，北朝鮮の核・ミサイル実験，ジュネーブ軍縮会議の停滞，包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）未発効等に関する言及あり）。

ウ　ウクライナ情勢につき，ロシアによる一連の行為は１９９４年のブダペスト覚書に違反しており，軍縮・不拡散体制に悪影響を及ぼしうる観点から，これを懸念。

エ　かかる状況にあるからこそ，ＮＰＴ体制を強化することが必要であり，２０１５年ＮＰＴ運用検討会議の成功に向け，協力していきたい。

（3）広島宣言

会合の終わりに，外相会合の議論内容をまとめた広島宣言を採択した。

3　ワーキング・ランチ概要

（1）ＮＰＤＩ各国に加え，ゲスト・スピーカーとしてインドネシアのマルティ外相，米国のゴッテメラー国務次官，ペルーのロマン・モレイ大使（２０１５年ＮＰＴ運用検討会議第３回準備委員会議長）が出席し，ＮＰＤＩへの期待，ＮＰＴに基づく核軍縮・不拡散に関する今後の展望などにつき意見表明があった。特に，米国からは，オバマ大統領の「核兵器のない世界」についてのコミットメントを維持している，ＮＰＤＩが核兵器国の核軍縮に関する報告フォーマットを提案したことを評価するとの発言があった。

（2）ゲスト・スピーカーの発言に関し，ＮＰＤＩメンバー国の出席者から質問がなされ，活発な意見交換が行われた。

4　関連行事

上記の他，岸田大臣は以下の関連行事にも出席した。また，１１～１２日にかけて，ＮＰＤＩ各国の若者が参加する「ユース非核交流プログラム」も実施された。

（1）各国外相と被爆者や市民等との意見交換会（4月11日（金））

（2）外務大臣・ＮＰＤＩ外相会合支援推進協議会共催レセプション・ディナー（同上）

（3）慰霊碑参拝・献花，平和記念資料館視察，被爆者体験の聴講（4月12日（土））

5　評価

（1）我が国で初めて，かつ被爆地である広島での外相会合開催は，被爆の実相に触れる行事に出席したほとんどすべてのＮＰＤＩメンバー国が強く心を揺さぶられ，ＮＰＤＩ各国として「核兵器のない世界」に向けた取組をこれまで以上に積極的に取り組むためのまたとない機会となった。

（2）我が国の提案である，すべての種類の核兵器削減，核軍縮交渉の多国間化，核軍縮努力を行っていない国に対する核戦力の削減の要求，透明性の向上等，現実的かつ実践的な措置に付き合意することができた。

（3）核兵器の非人道性については，国際社会を「結束させる」触媒となること，世代と国境を越えて「広げていく」こと，科学的側面についての知見を「深めていく」ことが重要であるとの我が国の考えに対し，多くの国から賛同が得られた。この問題において，これまで必ずしも立場が一致していなかったＮＰＤＩ各国が，広島宣言で共通の考え方に同意したことにより，今後の機会においても広島宣言をベースとして共通の基盤の下に「核兵器の非人道性」についての議論を展開できることが期待される。

（4）２０１５年ＮＰＴ運用検討会議に向け，ＮＰＤＩとして国際社会をリードしていくため，引き続き協力して今後の戦略を検討していくことで意見が一致した。

（了）

軍縮・不拡散イニシアティブ第８回外相会合
広島宣言（仮訳）
（２０１４年4月12日）

１　我々，軍縮・不拡散イニシアティブ（ＮＰＤＩ）ー豪州，カナダ，チリ，ドイツ，日本，メキシコ，オランダ，ナイジェリア，フィリピン，ポーランド，トルコ及びアラブ首長国連邦ーの外相は，人類の歴史上初めて原子爆弾が投下されたここ広島に集まり，今日に至るまで続いている原子爆弾の破滅的で非人道的な結末を直に目撃した。我々は，原子爆弾の生存者（被爆者）の証言に非常に深く心を動かされ，核兵器のない世界という目標を達成するという我々のコミットメントを新たにした。このことも念頭に，我々は世界の政治指導者たちにもその非人道的な結末を自身の目で確かめるため，広島及び長崎を訪問するよう呼びかける。

２　我々は，核軍縮達成のための不可欠な基礎であり，グローバルな核不拡散体制の礎及び原子力技術の平和的利用の発展の基礎である核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）にコミットしている。また，ＮＰＴに対する普遍的な遵守の重要性を強調し，全ての非締約国に対し非核兵器国としての即時加入を要請する。

３　我々は，２０１０年９月に行われたＮＰＤＩ第１回会合の外相ステートメントで宣言した我々のコミットメント及び共通の目的，すなわちコンセンサスに基づいた２０１０年ＮＰＴ運用検討会議の成果を前進させ，相互補完的なプロセスとして核軍縮と不拡散のアジェンダを共同で前進させるという共通のコミットメントを再確認する。我々は，次のテーマ，すなわちポスト新戦略兵器削減条約（新ＳＴＡＲＴ条約）時代における核軍縮，核軍縮における透明性の向上，警戒態勢解除，核セキュリティ，中東非大量破壊兵器地帯及びＮＰＴ脱退に関する作業文書を提出して議論と理解を促進することにより，第３回準備委員会を含めた２０１５年ＮＰＴ運用検討プロセスに積極的に貢献するという我々のコミットメントを再確認した。

４　２０１５年ＮＰＴ運用検討会議開催が近くに迫っている中で，我々はすべてのＮＰＴ締約国に対し，すべての義務及びコミットメントを完全に遵守すること，特に２０１０年行動計画のすべての行動を完全かつ迅速に実施することを求める。ＮＰＤＩは，２０１５年ＮＰＴ運用検討会議の成果文書において検討するための諸要素に関心を持って取り組んできており，引き続き取り組んでいく。我々の観点からは，２０１５年ＮＰＴ運用検討会議は，２０１０年行動計画の実施状況を見直し，また次の２０２０年ＮＰＴ運用検討サイクルを見据えて，ＮＰＴの３本柱ー核軍縮，核不拡散及び原子力の平和的利用ーすべてを強化することを目指すべきであると考える。多様で地域横断的な非核兵器国によるグループとして，我々はＮＰＴの３本柱すべてにおいて進展しつつ，２０１５年ＮＰＴ運用検討会議において成功裏の成果をもたらすことを促進するため，多様な立場を橋渡しするための建設的かつ能動的な役割を果たせる。

５　我々は，核兵器の使用又は使用の威嚇に対する唯一の絶対的な保証はその完全廃絶であると再確認する。この点に関し，核兵器を保有するすべての国が，完全廃絶に向けた実践的かつ段階的なアプローチによって，非戦略核及び非配備核を含む**すべての種類の核兵器の体系的かつ継続的削減**を行う必要性を強調する。

６　我々は，核兵器国が２０００年ＮＰＴ運用検討会議において核兵器の完全廃絶を実現するとの明確な約束を行ったことを想起する。この明確な約束は，核兵器廃絶につながるプロセスを生み出した。２０１０年ＮＰＴ運用検討会議では，核兵器国は，ＮＰＴ第６条に基づいた核軍縮につながる核兵器の完全廃絶を明確に実現するとの約束を再確認し，核軍縮につながる措置に関する進展を加速化することを約束した。

７　この点に関し，我々は，**新ＳＴＡＲＴ条約**のような露と米国による二国間の核軍縮措置を歓迎し，核兵器のない世界という目標の実現に向かって，**核兵器の更なる削減**を達成するための新ＳＴＡＲＴ条約後の措置に関する議論を継続することを促す。我々は，露との間で交渉に基づく追加的な削減を行い，冷戦期の核態勢を乗り越える意図があると述べた，２０１３年６月のベルリンでのオバマ米国大統領による提案に勇気づけられた。我々は，これらの提案がすべての種類の核兵器の包括的な削減の交渉の進展につながることを期待する

８　こうした一方的及び二国間による削減における前向きな影響を認めつつも，我々は，そうした一方的及び二国間による削減が，すべての種類の核兵器の究極的な廃絶に向けた**多国間交渉**を代替するものではないと信じる。

９　我々は，核兵器のない世界という目標を達成するとの国際社会の明確な意図に反する，報告されている核兵器の増強につき深く懸念している。我々は，核軍縮努力に未だ関与していない国に対して，完全廃絶という目標に向けて核兵器の削減するよう求める。

１０　核戦力に関する情報の**透明性**の向上も，ＮＰＤＩにとって非常に重要な論点であり続けている。透明性がなければ，核軍縮は検証されることはできず，また，ＮＰＴ締約国は，核軍縮措置が不可逆的な方法でとられているとの完全な信頼を得ることができない。我々は，核兵器国に対して，来たる第３回準備委員会において核軍縮に関する報告を行うとの核兵器国の義務を果たすために，合意された標準報告フォームを用いることを求める。我々は，核兵器国に対して，ＮＰＴ第６条における約束を果たすための核軍縮措置について，将来のＮＰＴの会合において更に実質的で，時宜を得ており，かつ意義のある報告を行うことで，標準報告フォームの合意に基づく報告といった努力の上に築くことを求める。

１１　核兵器の数的な削減は，安全保障戦略及び軍事ドクトリンにおける**核兵器の役割及び意義を低減**するための措置が伴うべきである。これらの措置は，完全な核軍縮という目標に向けた重要な貢献であり，更なる数的削減と相互補完的である。この点に関してとられた措置を認めつつ，我々は，核兵器国に対して，核兵器の役割を更に低減することを求める。我々は，そのような措置をとっていないその他の国に対して，安全保障戦略及び軍事ドクトリンにおける核兵器の役割の低減を始めるよう求める。

１２　核戦力の**警戒態勢解除**は，核兵器のない世界に向けた措置としてのみならず，権限のない又は偶発的な核兵器の発射から生じる壊滅的で非人道的な結末のリスクを避け低減するためにも重要である。我々は，すべての核兵器国に対し，特に核兵器の偶発的使用のリスクを低減することを求めた２０１０年行動計画の行動５(e)及び同５(f)を実施するために，一方的，二国間又は地域的であれ，具体的かつ意味のある措置をとるよう求める。

１３　我々は，**ジュネーブ軍縮会議（ＣＤ）が引き続き停滞している**ことに深い懸念と不満を表明する。我々は，ＣＤが，国際的な唯一の軍縮交渉機関としての役割を１８年以上も果たせていないことは遺憾である。ＣＤが役割を果たし交渉を再開できるよう，今こそＣＤ加盟国が思い切った措置を講じる時である。

１４　核兵器のない世界に向けた必要な段階として，軍縮と不拡散両方に資する，非差別的，多国間，普遍的かつ効果的に検証可能な**核兵器又はその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約（ＦＭＣＴ）**の即時交渉開始が引き続き優先課題である。本件に関する政府専門家会合（ＧＧＥ）は，昨日ジュネーブにおいて第１回会合を終了したばかりであり，我々はその作業を歓迎し，期待している。我々は，ＣＤに対し同条約の交渉開始を求める。交渉が妥結するまでの間，すべての核兵器国及びその他の核兵器保有国は兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言し，維持すべきである。

15　**包括的核実験禁止条約（CTBT）**は核軍縮を達成する必須の構成要素である。我々は，最近のブルネイ，チャド，ギニアビサウ，イラク及びニウエによる批准により批准国が162カ国となったことを歓迎する。同条約は18年間署名に解放されているにも関わらず未だに発効していないが，同条約が目指している核実験禁止は事実上の国際規範となっていると信じている。しかし，同条約が法的拘束力をもたなければ，その国際規範は引き続き危ういものである。したがって，我々は，未署名・未批准のCTBT発効要件国に対し，遅滞なく署名・批准を行うことを求める。

16　我々は**国際原子力機関（IAEA）保障措置体制**の実効性と効率性の強化にコミットしている。我々は，追加議定書を伴ったIAEA包括的保障措置協定が国際的な検証基準であると考えており，すべての追加議定書未締結国に対し，追加議定書を締結，実施するよう要請する。我々は，IAEAと協力して，法的・実践的支援を提供するとともに，我々の経験とベストプラクティスを共有する用意がある。

17　さらに，NPT第3条2に基づく核不拡散の義務の履行の支援における**輸出管理**の重要な役割を強調した。我々は，すべての国が原子力及び原子力関連の物資，機材及び技術の適切かつ効果的な輸出管理を構築し，発展させ及び維持することを奨励する。我々は，輸出管理の分野における各国の経験を他国と共有する用意がある。

18　核テロの深刻な脅威を認識し，我々は，関連する国際的な要請を完全に実施することを含め，**核セキュリティ**を強化するために協働することにコミットしていることを再確認する。我々は，2014年3月24－25日にオランダで開催された第三回核セキュリティ・サミット（NSS）で採択されたハーグ・コミュニケを歓迎する。NPDI参加国は，核セキュリティを強化し核テロの脅威を低減するというNSSの目的を完全に支持する。我々はまた，国際的な核セキュリティ体系におけるIAEAの本質的に重要な責任と中心的役割を再確認する。

19　我々は，地域及び国際の平和と安定に大きな脅威をおよぼし，NPTとグローバルな不拡散体制を損なう**北朝鮮**の核及び弾道ミサイル計画を強く非難する。我々は，3月3日に続く3月26日（現地時間）の北朝鮮による弾道ミサイル発射を非難し，重大なる懸念を表明する。これらの発射は，明確な関連安保理決議違反である。我々は，関連する安保理決議下の義務及び2005年の六者会合共同声明下のコミットメントを履行するよう強く求め，すべての核兵器及び既存の核計画を放棄し，IAEA保障措置及びNPTの履行に戻るよう求める。加えて，我々は，核使用の脅し，核実験，弾道ミサイル発射を含むさらなる挑発を行わないよう求める。我々はまた，寧辺における核施設を再調整し再稼働するとする北朝鮮の動き及び発表を遺憾とし，すべての核活動を即時に停止するよう求める。

20　我々は，共同作業計画における第一段階の措置の実施開始を歓迎し，現在進行中のEU3プラス3と**イラン**との交渉が，最終的で包括的なイランの核問題の解決につながることを期待する。特に，我々はイランに対し，その核活動についての懸念を払拭すべく，迅速かつ着実に追加議定書の批准及び実施等の措置をとることを求める。加えて，我々はイランに対し，関連安保理決議の要請及びIAEA理事会の決定を履行することを求める。この文脈において，我々は，協力のための枠組み及び今日までとられている措置を歓迎し，EU3プラス3及びIAEAの努力を完全に支持する。特に，我々は，NPT及び関連の義務に合致した形でのイランによる原子力の平和的利用の権利を尊重しつつ，国際的な懸念及び軍事的側面の可能性を含むすべての未解決の問題を解決するためのIAEAの努力を支持し，イランに対し，IAEAとのこの側面における全面的協力を要請する。

21　NPDIは，核軍縮及び不拡散の促進にコミットする非核兵器国のグループとして，我々の間及び国連総会において集中的な議論の対象となったウクライナ情勢につき，深刻な懸念をもってフォローしている。NPD

Ｉは，ウクライナの核兵器拡散防止条約加入に関連する安全の保証に関する１９９４年ブダペスト覚書を含む国際的な義務及びコミットメントが尊重されることを期待する。

２２　我々は，関係地域の諸国の間で自由に達した合意を基礎として**非核兵器地帯**を設置することは核軍縮・不拡散プロセスを強化する上で重要な措置であることを強調する。それゆえ，我々は，すべての核兵器国に対し，ペリンダバ条約，ラロトンガ条約，セミパラチンスク条約及びバンコク条約によって設置されている非核兵器地帯の価値を認識し，これら条約の目的及び趣旨に反する留保を行わずに関連する議定書への批准を確保するよう，要請する。

２３　我々は，１９９５年，２０００年及び２０１０年のＮＰＴ運用検討会議の最終成果の必須で不可分な要素である**核兵器及びその他の大量破壊兵器の無い中東地域の設置に関する会議**の開催が未だに開催されていないことは遺憾であると考える。未解決の問題に関し，関係者間による協議が行われていることを歓迎する。また，すべての中東諸国が自由に達した合意に基づき参加する会議を可能な限り早期に開催することを呼びかける。この実現に向けたファシリテーターによる努力を支持し，包括的，実質的及び目的志向の会議開催やその後の段階的取組につながるよう，域内国に対し建設的な協力の精神を持って関与するよう要請する。

２４　被爆者による証言は，なぜ核戦争は決して戦われるべきではないかを我々すべてに想起させる役割を果たしている。核兵器の破壊的な影響は，核兵器のない世界を実現し，維持するという人類の願望を動機づけきており，この願望は１９４６年の国連総会で最初に採択された決議の中に反映されている。核兵器の非人道的な結末は，ＮＰＴ，トラテロルコ条約及び第１回国連軍縮特別総会（ＳＳＯＤ－１）最終文書を含む多国間で交渉されてきた多くの文書に反映されてきている。

２５　我々は，２０１０年ＮＰＴ運用検討会議最終文書で表明されたように，すべての国に対し，あらゆる核兵器の使用の**壊滅的で非人道的な結末**に対する深い懸念を再度表明することを求める。このような結末にかんがみると，約６９年に及ぶ核兵器不使用の記録が永久に続けられるのはすべての国々にとって利益である。

２６　核兵器の壊滅的で非人道的な結末は，特にＮＰＴを通じ，より安全な世界を追求するため，核不拡散の努力を成功させ，核軍縮を達成するためのすべての取組を根本的に支えるものである。現在行われている核兵器の非人道的影響に関する議論は，すべての国に開かれた普遍的なものであるべきであり，核兵器のない世界という目標に向けた国際社会の結束した行動のための触媒であるべきである。この目的のため，我々はすべての国々に対し，多様な核リスクに対処しつつ，ＮＰＴに基づく国際的な核軍縮・不拡散体制を強化する実践的かつ効果的な措置を追求するすべての場に積極的かつ建設的に貢献することを要請する。

２７　核兵器のない世界を実現するためにさらなる機運を盛り上げるため，我々は国境と世代を超えて核兵器の非人道的影響に関する認識を広げていく重要性を強調する。軍縮・不拡散教育や被爆証言の多言語化を通じ，核兵器がもたらす結末に関するメッセージは世界に伝えられてきた。こうした努力は継続されるべきである。事実に即した科学的研究に基づく核兵器の非人道的な結末に関する知見をさらに深める努力は重要である。我々は，２０１３年３月にオスロ及び２０１４年２月にナジャリットで開かれた核兵器の人道的影響に関する会議中においても見られた，すべてのそうした努力を歓迎する。この点に関し，我々は，オーストリア政府が本年後半にウィーンで次の会議を開催するとの提案に留意し，会議の計画につきさらなる議論が行われることを期待する。

２８　我々は**市民社会**の重要な役割，その関連で軍縮・不拡散教育の重要性を認識する。この広島外相会合の機

会に，外相がNGO，NPDIメンバー国の学生，有識者及びメディアを含む市民社会と関わる歓迎すべき機会を持った。我々は，共通の目的を達成するため，市民社会との関与を継続する。

29　我々は，すべてのNPT締約国に対し，協力と誠意の精神でNPT運用検討会議第3回準備委員会に参加することを要請する。これにより，過去の準備委員会で醸成された建設的な雰囲気を維持し，その精神を2015年NPT運用検討会議に持ち込むことができるだろう。2015年運用検討会議で成功裡の結果を実現することを含め，NPT体制の下のコミットメントと義務を果たし，同体制の維持・強化に取り組むことはすべてのNPT締約国の責務である。

6. 核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメント

オーストラリア主導による核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメント（仮訳）

２０１５年5月

1　オーストラリア，ベルギー，ブルガリア，カナダ，クロアチア，チェコ，エストニア，フィンランド，ジョージア，ドイツ，ギリシャ，ハンガリー，アイスランド，イタリア，日本，ラトビア，リトアニア，ルクセンブルク，オランダ，ポーランド，ポルトガル，ルーマニア，スロバキア，スロベニア，スペイン及びトルコを代表し，発言する。

2　核兵器の非人道的影響に関し改めて世界の関心が集まっていることにより，核兵器爆発や核分裂性物質を用いたテロ攻撃によってもたらされうる人類にとっての恐ろしい結末についての議論が再活性化された。人類に対する継続的な核リスクに関する我々の懸念と，代々にわたる平和な未来への願望こそが，我々が，長年にわたり，特に核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）及びその普遍的な適用を通じた核軍縮・不拡散の効果的な進展を訴えてきたことの基礎となっている。

3　我々は，国境や世代を越えて，核兵器の非人道的影響に対する認識を広げることの重要性を強調する。核兵器のない世界を実現すべく更なるモメンタムを醸成するために，核兵器のない世界に向けて断固として歩まなければならない理由を，特に核武装国において，今の世代が完全に理解することが必要である。この文脈において，我々は，核兵器の非人道的な結末に関し，多数の国を代表して，オーストリアによって表明されたステートメントを歓迎する。核戦争が決して起きてはならないことは，人類の生存そのものにとって利益である。

4　我々は, 冷戦終結以来, 世界中において相当数の核兵器が削減されてきたことを認識している。しかしながら, 依然として１６, ０００発を超える核弾頭が存在し，その多くが高度警戒態勢にある。更に残念なことに，核兵器を保有する幾つかの国は，新たな核兵器の製造を継続している。

5　したがって，全ての国がさらに断固たる態度かつ緊急に軍縮のコミットメントを果たし，また，これらの兵器が使用されず，拡散しないよう確保することは極めて重要である。同時に，核兵器の廃絶は，核兵器を保有する国による実質的かつ建設的な関与を通じてのみ達成可能である。

6　核兵器の更なる大幅削減を促進し最終的に廃絶するための条件を醸成するためには，国際社会が核兵器の重要な安全保障の側面と非人道的側面の問題に対処すべく協力して取り組むことが必要である。更に各国間, 特に核兵器保有国間における対立と緊張の水準の更なる緩和に向けた努力と，現存する核兵器の強化された透明性や軍事ドクトリンにおける核兵器の役割低減のような信頼醸成措置（ＣＢＭ）の追求に向けた努力もまた必要であろう。我々は，核兵器国間において高まる現在の緊張関係を，失望とともに留意するとともに, これらの国々に対しては，それでもなお更なる信頼醸成措置と核兵器の削減を引き続き目指すよう奨励する。

7　我々は, 不拡散と軍縮を相互補完的なプロセスとして同時に進め, より平和な世界を創造しなければならない。我々の成しうる実用的な貢献とは，核兵器の全面的廃絶の達成に向けての一連の措置の一部として，世界の

主たる軍縮交渉フォーラムであるジュネーブ軍縮会議（ＣＤ）の障害を取り除き，兵器用核分裂性物質生産禁止条約（ＦＭＣＴ）の交渉を開始し，包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）の発効を実現することである。核兵器国は，可及的速やかに核兵器のさらなる削減の実現に向けた努力を行い，核弾頭の警戒態勢を解除し，これらの国の防衛ドクトリンにおける核兵器の役割及び意義を低減させるべく努力しなければならない。また核兵器国は，新たな核兵器の製造を停止するとのコミットをすべきである。国際原子力機関（ＩＡＥＡ）によるグローバルな拡散リスクに対する査察・検証・報告権限も強化されなければならない。この文脈で，我々は，国際的な核軍縮検証の複雑さについてより良い理解を深めるためのイニシアティブを歓迎する。

８　ＮＰＴは，完全な核軍縮に向けた進展の基礎である。

９　ＮＰＴ第６条において合意されているように，核兵器のない世界の基盤となるため，厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する多国間的枠組みあるいは条約が交渉されなければならない。しかしながら，我々は，核兵器のない世界に我々を近づけるために必要とされる困難な実際的取組が依然として必要であることを受け入れなければならない。我々は，核軍縮をもたらすために必要な信頼と透明性を得ようとするのであれば，秩序立った形で現実的に取り組む必要がある。そこに近道はない。

１０　我々は，ＮＰＴ及び三本柱に渡るすべての締約国のコミットメントを強化する今次運用検討会議の成果を確保するために建設的に協働することを楽しみにしている。

（了）

オーストリア主導による核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメント（仮訳）

２０１５年5月

１　（〔注〕賛同国数１５８か国）及び我が国オーストリアを代表し，発言する。

２　我々は，核兵器のもたらす壊滅的で非人道的な結末について深く懸念している。核兵器の使用と実験という過去の経験は，核兵器が持つ莫大かつ制御不能な破壊力及び無差別性によって引き起こされる受け入れ難い非人道的な結末を十分に証明してきた。２０１３年３月にノルウェー主催の下で，本年２月にメキシコ主催の下で，２０１４年１２月にオーストリアの下でそれぞれ開催された「核兵器の人道的影響に関する会議」における事実に基づく議論によって，これらの結末に対する理解がより深まった。専門家及び国際機関からの鍵となるメッセージは，いかなる国家または国際組織も核兵器爆発によって引き起こされる人道的緊急事態を解決することも，犠牲者に対して十分な支援を行うことも不可能であるということであった。

３　直近のウィーンにおける，１５８か国，赤十字国際委員会（ＩＣＲＣ），多くの国連人道機関及び市民社会からの出席という幅広い参加は，核兵器の壊滅的で非人道的な結末が根本的かつグローバルな懸念であるとの認識を反映したものであった。同会議はこの問題の理解をより広げ，深めることを目的としており，我々は，核兵器の非人道的な結末に関する議論に関与することが，すべての国にとっての利益であると確信し，市民社会が継続的に関与してきていることを歓迎する。

４　核兵器による壊滅的結末は政府だけでなく，相互につながった世界におけるひとりひとりすべての市民に影響することから，この取組は不可欠である。それらは，人類の生存，我々の環境，社会・経済的な発展，経済，将来世代の健康にまで深く影響する。これらの理由から，我々は，核兵器の壊滅的な結末についての意識が，２０１５年核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）運用検討会議での作業を含め，核軍縮に向けたすべてのアプローチ及び努力を支えなければならないことを確信する。

５　もちろん，これは新しい考え方ではない。核兵器による恐ろしい非人道的な結末は，それが使用された最初の瞬間から，明白になった。そしてその瞬間から今日に至るまで，この恐怖から世界を救うための人類の願望を生み出してきており，それによって本共同ステートメントが発想された。核兵器の非人道的な結末は，１９４６年の国連総会で最初に採択された決議を含む多くの国連決議及びＮＰＴを含む多国間の文書に反映されてきている。世界の最も著名な核物理学者達は，既に１９５５年の時点において，核兵器が人類の存続を脅かし，これらの兵器を使用する戦争は人類を終焉させる可能性があることを述べていた。１９７８年に開かれた第一回国連軍縮特別総会（ＳＳＯＤ－1）は「核兵器は人類及び文明の生存に対して最大の危険を引き起こす」ということを強調した。重大な懸念を示すこれらの表現は切実であり続けている。これにもかかわらず，長年，核兵器の非人道的な結末は核軍縮と核不拡散の議論の核心となってきていない。

６　それ故，我々は人道的な焦点が今やグローバルな課題として十分確立されていることに勇気づけられている。２０１０年のＮＰＴ運用検討会議は，「核兵器の使用による壊滅的で非人道的な結末に対する深い懸念」を表明した。この深い懸念は，２０１１年１１月２６日の国際赤十字・赤新月運動による決議及び多国間の核軍縮交渉を前進させる提案を行うためのオープンエンド作業部会を設立する２０１２年の国連総会による決定をもたらした。それは，２０１３年８月の核問題のあらゆる議論の中で核兵器の非人道的な結末を強調することを求めるラテンアメリカ・カリブ諸国共同体による国際社会への呼びかけの基礎となった。２０１３年

９月，核軍縮に関する国連総会ハイレベル会合において，世界中の多くの首脳達は核軍縮の進捗を求めるとともに，非人道的な結末に対する深い懸念を再度喚起した。２０１４年国連総会第一委員会では，４分の３を越える国々が同委員会で実施された「核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメント」に賛同した。本日の共同ステートメントは，人道的焦点に対する政治的支持の高まりを再び示すものである。

７　いかなる状況においても，核兵器が二度と使用されないことが人類の生存そのものにとって利益である。核兵器爆発による壊滅的な影響は，それが偶然，誤断，故意のいずれによるものであれ，適切に対処されることはできない。これら大量破壊兵器の脅威を除去するため，あらゆる努力がなされなければならない。

８　核兵器が決して使用されないことを保証する唯一の方法は核兵器廃絶である。すべての国は，ＮＰＴの目的を実現し，その普遍性を達成することによる方法を含め，核兵器の使用を予防し，垂直及び水平的拡散を防止し，核軍縮を達成する共通の責任を有する。

９　我々は，ＩＣＲＣ及び国際的な人道機関とともに，核兵器の壊滅的で非人道的な結末に対処するための国際社会の新たな決意を歓迎する。この問題に関する関心を高めることによって，我々が責務を実現するにあたり，市民社会は政府と並んで果たすべき極めて重要な役割を担う。我々は，それを行うため，またその過程で核兵器によってもたらされる脅威を我々の世界から排除するため，ともに取り組む責務を未来の世代に負っている。

（了）

〔注〕アフガニスタン，アルジェリア，アンドラ，アンゴラ，アンティグア・バーブーダ，アルゼンチン，アルメニア，アゼルバイジャン，バハマ，バーレーン，バングラデシュ，バルバドス，ベラルーシ，ベリーズ，ベナン，ボリビア，ボスニア・ヘルツェゴビナ，ボツワナ，ブラジル，ブルネイ・ダルサラーム，ブルキナファソ，ブルンジ，カーボヴェルデ，カンボジア，カメルーン，中央アフリカ共和国，チャド，チリ，コロンビア，コモロ，コンゴ，クック諸島，コスタリカ，コートジボアール，キューバ，キプロス，コンゴ民主共和国，デンマーク，ジブチ，ドミニカ，ドミニカ共和国，エクアドル，エジプト，エルサルバドル，赤道ギニア，エリトリア，エチオピア，フィジー，フィンランド，マケドニア旧ユーゴスラビア共和国，ガボン，ガンビア，ジョージア，ガーナ，グレナダ，グアテマラ，ギニア，ギニアビサウ，ガイアナ，ハイチ，バチカン市国，ホンジュラス，アイスランド，インドネシア，イラン，イラク，アイルランド，ジャマイカ，日本，ヨルダン，カザフスタン，ケニア，キリバス，クウェート，キルギスタン，ラオス，レバノン，レソト，リベリア，リビア，リヒテンシュタイン，マダガスカル，マラウイ，マレーシア，モルディブ，マリ，マルタ，マーシャル諸島，モーリタニア，モーリシャス，メキシコ，ミクロネシア連邦，モルドバ共和国，モンゴル，モンテネグロ，モロッコ，モザンビーク，ミャンマー，ナミビア，ナウル，ネパール，ニュージーランド，ニカラグア，ニジェール，ナイジェリア，ニウエ，ノルウェー，オマーン，パラオ，パレスチナ国家，パナマ，パプアニューギニア，パラグアイ，ペルー，フィリピン，カタール，ルワンダ，セントクリストファー・ネーヴィス，セントルシア，セントビンセント及びグレナディーン諸島，サモア，サンマリノ，サントメ・プリンシペ，サウジアラビア，セネガル，セルビア，セイシェル，シエラレオネ，シンガポール，ソロモン諸島，ソマリア，南アフリカ，南スーダン，スリランカ，スーダン，スリナム，スワジランド，スウェーデン，スイス，タジキスタン，タンザニア，タイ，東ティモール，トーゴ，トンガ，トリニダード・トバゴ，チュニジア，ツバル，ウガンダ，ウクライナ，アラブ首長国連邦，ウルグアイ，バヌアツ，ベネズエラ，ベトナム，イエメン，ザンビア，ジンバブエ

7. 包括的核実験禁止条約（CTBT）

ＣＴＢＴ署名・批准ー地域別の状況

署名国：１８３か国　批准国：１６４か国

2016年1月現在

無色：批准国　薄い灰色：未批准国（20か国）　濃い灰色：未署名国（13か国）　**太字**：発効要件国（44か国）

東南アジア／太平洋／極東	中東／南アジア	北米／西欧	ラテン・アメリカ／カリブ
インドネシア（12/2/6）	アフガニスタン（03/9/24）	アイスランド（00/6/26）	**アルゼンチン（98/12/4）**
韓国（99/9/24）	アラブ首長国連邦（00/9/18）	アイルランド（99/7/15）	アンティグア・バーブーダ（06/1/11）
カンボジア（00/11/10）	イエメン	アンドラ（06/7/12）	ウルグアイ（01/9/21）
北朝鮮	**イスラエル**	**イギリス（98/4/6）**	エクアドル（01/11/12）
キリバス（00/9/7）	イラク	**イタリア（99/2/1）**	エルサルバドル（98/9/11）
クック諸島（05/9/6）	**イラン**	**オーストリア（98/3/13）**	ガイアナ（01/3/7）
豪州（98/7/9）	**インド**	**オランダ（99/3/23）**	キューバ
サモア（02/9/27）	ウズベキスタン（97/5/29）	**カナダ（98/12/18）**	グアテマラ (12/1/12)
シンガポール（01/11/10）	オマーン（03/6/13）	キプロス（03/7/18）	グレナダ（98/8/19）
ソロモン諸島	カザフスタン（02/5/14）	ギリシャ（99/4/21）	コスタリカ（01/9/25）
タイ	カタール（97/3/3）	サン・マリノ（02/3/12）	**コロンビア（08/1/29）**
中国	キルギスタン（03/10/2）	**スイス（99/10/1）**	ジャマイカ（01/11/13）
トゥヴァル	クウェート（03/5/6）	**スウェーデン（98/12/2）**	スリナム（06/2/7）
トンガ	サウジアラビア	**スペイン（98/7/30）**	セントヴィンセント・グレナディーン諸島（09/9/23）
ナウル（01/11/12）	シリア	デンマーク（98/12/21）	セント・ルシア（01/4/5）
ニウエ (14/3/4)	スリランカ	**ドイツ（98/8/20）**	セントクリストファー・ネーヴィス（05/4/27）
日本（97/7/8）	タジキスタン（98/6/10）	**トルコ（00/2/16）**	**チリ（00/7/12）**
NZ(99/3/19)	トルクメニスタン（98/2/20）	**ノルウェー（99/7/15）**	ドミニカ
PNG	ネパール	バチカン (01/7/18)	ドミニカ共和国（07/9/4）
バヌアツ（05/9/16）	バーレーン（04/4/12）	**フィンランド（99/1/15）**	トリニダッド・トバゴ
パラオ（07/8/1）	**パキスタン**	**フランス（98/4/6）**	ニカラグア（00/12/5）
東ティモール	**バングラデシュ（00/3/8）**	**米国**	ハイチ（05/12/1）
フィジー（96/10/10）	ブータン	**ベルギー（99/6/29）**	パナマ（99/3/23）
フィリピン（01/2/23）	モルディブ（00/9/7）	ポルトガル（00/6/26）	バハマ（07/11/3）
ブルネイ (13/1/10)	ヨルダン（98/8/25）	マルタ（01/7/23）	パラグアイ（01/10/4）
ベトナム（06/3/10）	レバノン（08/11/21）	モナコ（98/12/18）	バルバドス（08/1/14）
マーシャル諸島（09/10/28）		リヒテンシュタイン（04/9/21）	**ブラジル（98/7/24）**
マレーシア（08/1/17）		ルクセンブルク（99/5/26）	ベネズエラ（02/5/13）
ミクロネシア（97/7/25）			ベリーズ（03/3/26）
ミャンマー			**ペルー（97/11/12）**
モンゴル（97/8/8）			ボリビア（99/10/4）
ラオス（00/10/5）			ホンジュラス（03/10/30）
			メキシコ（99/10/5）

東欧	アフリカ地域		
アゼルバイジャン（99/2/2）	**アルジェリア（03/7/11）**	スワジランド	モザンビーク（08/11/4）
アルバニア（03/4/23）	アンゴラ	セイシャル（04/4/13）	モロッコ（00/4/17）
アルメニア（06/7/12）	ウガンダ（01/3/14）	赤道ギニア	リビア（04/1/6）
ウクライナ（01/2/23）	**エジプト**	セネガル（99/6/29）	リベリア（09/8/17）
エストニア（99/8/13）	エチオピア（06/8/8）	ソマリア	ルワンダ（04/11/30）
グルジア（02/9/27）	エリトリア（03/11/11）	タンザニア（04/9/30）	レソト（99/9/14）
クロアチア（01/3/2）	ガーナ（11/6/14）	チャド (13/2/8)	
スロバキア（98/3/3）	カーボベルデ（06/3/1）	中央アフリカ（10/5/26）	
スロベニア（99/5/25）	ガボン（00/9/20）	チュニジア（04/9/23）	
セルビア（04/5/19）	カメルーン（06/2/6）	トーゴー（04/7/2）	
チェコ（97/9/11）	ガンビア	ナイジェリア（01/9/27）	
ハンガリー（99/7/13）	ギニア (11/9/20)	ナミビア（01/6/29）	
ブルガリア (99/9/29)	ギニア・ビサウ	ニジェール（02/9/9）	
ベラルーシ（00/9/13）	ケニア（00/11/30）	ブルキナファソ（02/4/17）	
ポーランド（99/5/25）	コートジボワール（03/3/11）	ブルンディ（08/9/24）	
ボスニア・ヘルツェゴビナ（06/10/26）	コモロ	ベナン（01/3/6）	
マケドニア（00/3/14）	コンゴ共和国（14/9/2）	ボツワナ（02/10/28）	
モルドバ（07/1/16）	**コンゴ民主共和国（04/9/28）**	マダガスカル（05/9/15）	
モンテネグロ（06/10/23）	サントメ・プリンシペ	マラウイ（08/11/21）	
ラトビア（01/11/20）	ザンビア（06/2/23）	マリ（99/8/4）	
リトアニア（00/2/10）	シエラレオネ（01/9/17）	**南アフリカ（99/3/30）**	
ルーマニア（99/10/5）	ジブティ（05/7/15）	南スーダン	
ロシア（00/6/30）	ジンバブエ	モーリシャス	
	スーダン（04/6/10）	モーリタリア（03/4/30）	

核爆発実験回数表（1945年−2016年1月）

年	米国	ソ連／露	英国	フランス	中国	インド	パキスタン	北朝鮮	合計
1945	1								1
1946	2								2
1947	0								0
1948	3								3
1949	0	1							1
1950	0	0							0
1951	16	2							18
1952	10	0	1						11
1953	11	5	2						18
1954	6	10	0						16
1955	18	6	0						24
1956	18	9	6						33
1957	32	16	7						55
1958	77	34	5						116
1959	0	0	0						0
1960	0	0	0	3					3
1961	10	59	0	2					71
1962	96	79	2	1					178
1963	47	0	0	3					50
1964	45	9	2	3	1				60
1965	38	14	1	4	1				58
1966	48	18	0	7	3				76
1967	42	17	0	3	2				64
1968	56	17	0	5	1				79
1969	46	19	0	0	2				67
1970	39	16	0	8	1				64
1971	24	23	0	5	1				53
1972	27	24	0	4	2				57
1973	24	17	0	6	1				48
1974	22	21	1	9	1	1			55
1975	22	19	0	2	1	0			44
1976	20	21	1	5	4	0			51
1977	20	24	0	9	1	0			54
1978	19	31	2	11	3	0			66
1979	15	31	1	10	1	0			58
1980	14	24	3	12	1	0			54
1981	16	21	1	12	0	0			50
1982	18	19	1	10	1	0			49
1983	18	25	1	9	2	0			55
1984	18	27	2	8	2	0			57
1985	17	10	1	8	0	0			36
1986	14	0	1	8	0	0			23
1987	14	23	1	8	1	0			47
1988	15	16	0	8	1	0			40
1989	11	7	1	9	0	0			28
1990	8	1	1	6	2	0			18
1991	7	0	1	6	0	0			14
1992	6	0	0	0	2	0			8
1993	0	0	0	0	1	0			1
1994	0	0	0	0	2	0			2
1995	0	0	0	5	2	0			7
1996	0	0	0	1	2	0			3
1997	0	0	0	0	0	0			0
1998	0	0	0	0	0	3（注1）	2（注2）		0
1999	0	0	0	0	0	0	0		0
2000	0	0	0	0	0	0	0		0
2001	0	0	0	0	0	0	0		0
2002	0	0	0	0	0	0	0		0
2003	0	0	0	0	0	0	0		0
2004	0	0	0	0	0	0	0		0
2005	0	0	0	0	0	0	0		0
2006	0	0	0	0	0	0	0	1	1
2007	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2008	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2009	0	0	0	0	0	0	0	1	1
2010	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2011	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2012	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2013	0	0	0	0	0	0	0	1	1
2014	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2015	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2016	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	1030	715	45	210	45	4	2	4	2055

（注1）インド政府は，5月11日に3回，5月13日に2回，計5回の爆発実験を行ったと発表した。
（注2）パキスタン政府は，5月28日に5回，5月30日に1回，計6回の爆発実験を行ったと発表した。
出典：the Bulletin of the Atomic Scientists, Vol. 54, No. 6 (1998)所収の資料を基に軍縮・不拡散促進センターにて加工。

8. 非核兵器地帯条約

条約名	**トラテロルコ条約** **（ラテンアメリカ及びカリブ地域における核兵器の禁止に関する条約）**
署名・発効	署名：67年 2月14日 発効：68年 4月22日 改正：90年 7月 3日 改正：91年 5月10日 改正：92年 8月26日
締約の状況	＜条約の対象・・・・域内３３ヶ国＞ ＜批准国＞ アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント、セントルシア、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ、キューバ
主な内容	＜適用範囲＞ ・条約は、西半球（アメリカ合衆国の大陸部分及びその領海を除く）の境界内に適用される。 ＜義務＞ ・締約国領域内における、核兵器の実験、使用、製造、生産、取得、受領、貯蔵、設置、配備及び所有の禁止並びに防止。 ・締約国は、直接的にも間接的にも核兵器の実験、使用、製造、生産、所有及び管理に関与、奨励、許可及び参加することを慎む。 ＜ＩＡＥＡとの関係、検証制度＞ ・ＩＡＥＡとの保障措置協定締結義務 ・ＩＡＥＡによる特別査察の実施 ＜その他＞ ・核兵器の定義 ・平和目的核爆発の容認 ・効力発生要件
（全ての又は一部の）核兵器国が対象となる議定書	追加議定書Ⅰ（米国、英国、フランス、オランダ） ・本条約の適用地域に属領を有する全ての域外国は、当該属領において非核化に関する本条約の規定を適用。 ・ＩＡＥＡとの保障措置協定締結義務 追加議定書Ⅱ（米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、この条約によって設定される非核武装化の状態をその目的及び規定に従い完全に尊重する。 ・核兵器国は、域内において、条約第１条の定める締約国の義務（核兵器の実験、製造、生産及び取得を行わず、自国の領域内での核兵器の実験、製造、生産、管理等を禁止する等）に違反する行動の遂行を助長しない。 ・核兵器国は、本条約締約国に対し、核兵器の使用又は使用の威嚇を行わない。
核兵器国等の対応	追加議定書Ⅰ 全て批准済み（米国、英国、フランス、オランダ） 追加議定書Ⅱ 全て批准済み（米国、英国、フランス、ロシア、中国）

条約名	**ラロトンガ条約（南太平洋非核地帯条約）**
署名・発効	署名：85年 8月 6日 発効：86年12月11日
締約の状況	＜条約の対象・・太平洋諸島フォーラム (PIF）加盟の１６の国と地域＞ ＜批准国・地域＞ オーストラリア、フィジー、サモア、キリバス、ナウル、ニュージーランド、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ、トンガ、クック諸島、ニウエ＊　（＊は地域） ＜未署名国＞ ミクロネシア、マーシャル諸島、パラオ
主な内容	＜適用範囲＞ ・条約は、別段の規定がない限り、南太平洋非核地帯内の領域（内水、領海、群島水域、その海底及び地下、陸地並びにその上空）に適用される。 ＜義務＞ ・締約国は南太平洋非核地帯内外において核爆発装置の製造、取得、所有及び管理をしない。 ・締約国は自国領域内の核爆発装置の配置及び実験を防止する。 ・締約国は域内海洋へ放射性廃棄物及び他の放射性物質を投棄せず、また、領海内での投棄を防止する。他の者による域内海洋への投棄を援助・奨励しない。 ＜ＩＡＥＡとの関係、検証制度＞ ・平和的原子力活動へのＩＡＥＡ保障措置の適用 ・締約国の代表により構成される協議委員会の決定により特別査察を実施。 ＜他の国際法との関係＞ ・海洋の自由に関する国際法上の国家の権利又は権利の行使を害しない。
（全ての又は一部の）核兵器国が対象となる議定書	第１議定書（米国、英国、フランス） ・本条約の適用地域の属領を有するすべての域外国は、当該属領において本条約の主要な事項（核爆発装置の製造、配置、実験の禁止等）を適用。 第２議定書（米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、本条約及び第１議定書の締約国に対し、核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行わない。 第３議定書（米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、域内（含む公海）で核爆発装置の実験を行わない。
核兵器国等の対応	第１議定書 英国、フランスは批准済み。米国は署名のみ。 第２議定書 中国、ロシア、英国、フランスは批准済み。米国は署名のみ。 第３議定書 中国、ロシア、英国、フランスは批准済み。米国は署名のみ。

条約名	**ペリンダバ条約 （アフリカ非核兵器地帯条約）**
署名・発効	署名：96年 4月11日 発効：09年 7月15日
締約の状況	＜条約の対象・・・・域内５４ヵ国＞ ＜署名国＞ アンゴラ、中央アフリカ、カーボヴェルデ、コンゴ（共）、ジブチ、コンゴ（民）、エジプト、エリトリア、リベリア、モロッコ、ニジェール、サハラ・アラブ民主共和国（我が国未承認の国）、セーシェル、シエラレオネ、ソマリア、サントメ・プリンシペ、スーダン、ウガンダ（以上署名のみ未批准18カ国） ＜批准国＞ アルジェリア、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、チャド、コモロ、コートジボワール、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、リビア、レソト、マダガスカル、マリ、マラウイ、モザンビーク、モーリタニア、モーリシャス、ナイジェリア、ナミビア、ルワンダ、南ア、セネガル、スワジランド、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ザンビア、ジンバブエ（以上批准済み36ヵ国） （2012年7月現在）
主な内容	＜適用範囲＞ ・条約の適用範囲は、別段の規定がない限り、アフリカ非核兵器地帯（アフリカ大陸、ＡＵ加盟島嶼国、ＡＵ決議によりアフリカに属するとみなされる島嶼の領域、即ち領土、内水、領海、群島水域、それらの海底及び地下、並びに領空）に適用される。 ＜義務＞ ・締約国は、域内外において核爆発装置の研究、開発、製造、貯蔵、取得、保有及び管理を行わない。 ・締約国は、自国領域内における核爆発装置の配置を禁止する。 ・締約国は、域内外において核爆発装置の実験を行わず、自国領域内での実験を禁止する。 ・締約国は、核爆発装置、同製造施設の申告、解体、破壊、平和利用への転用を行う。 ・締約国は、アフリカへの有害廃棄物の輸入を禁止し、域内の放射性廃棄物、その他の放射性物質の投棄の援助・奨励を行わない。 ＜ＩＡＥＡとの関係、検証制度＞ ・締約国は、核爆発装置、製造施設の申告、解体、破壊、平和利用への転用の過程に対するＩＡＥＡ及びアフリカ原子力委員会の査察を受け入れる。 ・ＩＡＥＡとのフルスコープ保障措置協定締結義務。同協定未締約に対し、平和目的であっても特定核分裂性物質及びその処理、使用、製造のため原料及び資機材の供給の禁止。 ・域内の原子力施設への武力攻撃を行わず、右行為を援助・奨励しない。 ＜他の国際法との関係＞ ・本条約は、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利及び権利の行使を害しない。 ・外国船舶、航空機の寄港、外国航空機による領空通過、無害通航、群島航路帯通航、海峡の通過通航の権利に含まれない外国船舶の領海、群島水域の航行に関しては、締約国に許諾の決定権。
（全ての又は一部の）核兵器国が対象となる議定書	第１議定書（米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、本条約及び域内の第３議定書の締約国属領に対し核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行わない。 第２議定書（米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、域内で核爆発装置の実験を行わず、右行為を援助・奨励しない。 第３議定書（フランス、スペイン） ・域内に属領を有する締約国は、本条約の主要な事項（核爆発装置の製造、配置、実験の禁止 等）及びＩＡＥＡ保障措置の適用を確保する。
核兵器国等の対応	第１議定書 フランス、中国、英国、ロシアは批准済み。　米国は署名のみ。 第２議定書 フランス、中国、英国、ロシアは批准済み。　米国は署名のみ。 第３議定書 フランスは批准済み。スペインは未署名。

条約名	**バンコク条約　（東南アジア非核兵器地帯条約）**
署名・発効	署名：95年12月15日 発効：97年 3月27日
締約の状況	＜条約の対象・・・・東南アジア諸国１０ヵ国＞ ＜批准国＞ ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、タイ、ベトナム、フィリピン ※東ティモールは対象国に入っていない（第1条（a））（同国はＡＳＥＡＮにも未加盟）
主な内容	＜適用範囲＞ ・条約は、締約国の領域、大陸棚及び排他的経済水域に適用される。 ＜義務＞ ・締約国は適用域内外において核兵器の開発、製造、取得、保有、管理、配置、運搬、実験及び使用を行わない。 ・締約国は自国領域内において他国の右行為（運搬を除く）を禁止する。 ・締約国は条約適用域内において放射性物質及び同廃棄物の海洋投棄、排出、処分等を行わず、自国領域内における他国の右行為を禁止する。 ＜ＩＡＥＡとの関係、検証制度＞ ・ＩＡＥＡとのフルスコープ保障措置協定締結義務。 ・締約国は、条約履行についての疑義のもたれる状況解明のために、事実調査団の派遣を執行委員会に要請できる。 ＜他の国際法との関係＞ ・公海の自由、船舶の無害通航権、群島航路帯通航権・通過通航権等の国連海洋法条約上のすべての国の権利、又は、権利の行使を害せず。 ・外国船舶、航空機の寄港、着陸、外国船舶による無害通航等に該当しない領海及び群島水域内の外国船舶の航行、外国航空機の右水域上空の飛行に関しては締約国に許諾の決定権。
（全ての又は一部の）核兵器国が対象となる議定書	議定書（米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、条約を尊重し、条約及び議定書の違反行為に寄与しない。 ・核兵器国は、本条約締約国に対し、また東南アジア非核兵器地帯内において、核兵器を使用せず、また使用の威嚇を行わない。
核兵器国等の対応	２００９年以降、ＡＳＥＡＮと５核兵器国の間で協議が模索され、２０１１年１１月、ＡＳＥＡＮと５核兵器国の間で５核兵器国が議定書に加入することを可能にするための協議がいったんは妥結した。しかし、その後も協議は断続的に継続しており、現時点ではいずれの核兵器国も未だ議定書に署名していない。（詳細は第３部第５章第４節（３）参照）

条約名	**中央アジア非核兵器地帯条約**
署名・発効	署名：06年9月8日 発効：09年3月21日
締約の状況	＜条約の対象・・・・域内５ヵ国＞ ＜批准国＞ カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
主な内容	＜適用範囲＞ ・条約の適用範囲は、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタンに属する領土、すべての水域（港、湖及び河川）及び領空。 ＜義務＞ ・締約国は、域内外において核兵器又は他の核爆発装置の研究、開発、製造、貯蔵、取得、保有及び管理を行わない。 ・締約国は、自国領域内で核兵器又は他の核爆発装置の製造、取得、配置、貯蔵又は使用を許可しない。 ・締約国は、自国領域内で他国の放射性廃棄物の処分を許可しない。 ・締約国は、包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）に従い、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発を実施しない。 ・締約国は、核兵器等の開発などに関連する過去の活動の結果として汚染した領域の環境の回復のためのいかなる努力についても支援する。 ＜ＩＡＥＡとの関係・検証制度＞ ・締約国は、自国の領域内及び管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても核物質及び核施設を専ら平和的目的のために使用する。 ・締約国は、ＩＡＥＡとの間で核兵器の不拡散に関する条約（ＮＰＴ）に従った保障措置協定及び追加的議定書を締結し、発効させる。 ・締約国は、ＩＡＥＡとの間で包括的保障措置協定及び追加的議定書を締結していない非核兵器国に対しては、特殊核分裂性物質若しくは原料物質又は特殊核分裂性物質の処理等のために特に設計された資機材を供与しない。 ＜他の国際法との関係＞ ・本条約の趣旨及び目的を損なうことなく、締約国は、主権的権利の行使において、外国船舶及び航空機による港及び飛行場への寄港を含む領空、領土及び領海の通過に関する問題を解決する自由を有する。 ・本条約は、本条約の発効前に締結された他の国際約束の下での締約国の権利及び義務に影響を及ぼさず、締約国は、本条約の主要な原則に従って本条約の趣旨及び目的の効果的な実施のためにすべての必要な措置をとるものとする。
（全ての又は一部の）核兵器国が対象となる議定書	議定書（米国、英国、フランス、ロシア、中国） ・核兵器国は、本条約締約国に対して核兵器又は他の核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行わない。 ・核兵器国は、本条約又は議定書の違反となる行為に寄与しない。
核兵器国等の対応	５核兵器国とも署名済み。米国を除く４核兵器国は批准済み。

9． 生物兵器禁止条約（BWC）

生物兵器禁止条約（BWC）締約国・署名国一覧

2016年1月

（出典：国連軍縮部ホームページ）

1．締約国 （173か国）

ア ジ ア

アゼルバイジャン	カザフスタン	スリランカ	フィリピン
アフガニスタン	カタール	タイ	ブータン
アラブ首長国連邦	韓国	タジキスタン	ブルネイ
アルメニア	カンボジア	中国	ベトナム
イエメン	北朝鮮	トルクメニスタン	マレーシア
イラク	キプロス	トルコ	ミャンマー
イラン	キルギス	日本	モルディブ
インド	クウェート	バーレーン	モンゴル
インドネシア	グルジア	パキスタン	ヨルダン
ウズベキスタン	サウジアラビア	バングラデシュ	ラオス
オマーン	シンガポール	東ティモール	レバノン

大 洋 州

オーストラリア	トンガ	バヌアツ	フィジー
クック諸島	ナウル	パプアニューギニア	マーシャル
ソロモン	ニュージーランド	パラオ	

北 ア メ リ カ

アメリカ合衆国	グレナダ	ドミニカ共和国	バルバドス
アンティグア・バーブーダ	コスタリカ	ドミニカ国	ベリーズ
エルサルバドル	ジャマイカ	トリニダード・トバゴ	ホンジュラス
カナダ	セントクリストファー・ネービス	ニカラグア	メキシコ
キューバ	セントビンセント・グレナディーン	パナマ	
グアテマラ	セントルシア	バハマ	

南 ア メ リ カ

アルゼンチン	ガイアナ	チリ	ベネズエラ
ウルグアイ	コロンビア	パラグアイ	ペルー
エクアドル	スリナム	ブラジル	ボリビア

ヨ ー ロ ッ パ

アイスランド	クロアチア	ノルウェー	マケドニア
アイルランド	サン・マリノ	バチカン	マルタ
アルバニア	スイス	ハンガリー	モナコ
アンドラ	スウェーデン	フィンランド	モルドバ
イタリア	スペイン	フランス	モンテネグロ
ウクライナ	スロバキア	ブルガリア	ラトビア
英国	スロベニア	ベラルーシ	リトアニア
エストニア	セルビア	ベルギー	リヒテンシュタイン
オーストリア	チェコ	ポーランド	ルーマニア
オランダ	デンマーク	ボスニア・ヘルツェゴビナ	ルクセンブルク
ギリシャ	ドイツ	ポルトガル	ロシア

ア　フ　リ　カ

アルジェリア
ウガンダ
エチオピア
ガーナ
カーボベルデ
ガボン
カメルーン
ガンビア
ギニアビサウ
ケニア
コンゴ共和国
コンゴ民主共和国
サントメ・プリンシペ
ザンビア
シエラレオネ
ジンバブエ
スーダン
スワジランド
セーシェル
赤道ギニア
セネガル
チュニジア
トーゴ
ナイジェリア
ニジェール
ブルキナファソ
ブルンジ
ベナン
ボツワナ
マダガスカル
マラウイ
マリ
南アフリカ
モーリシャス
モーリタニア
モザンビーク
モロッコ
リビア
ルワンダ
レソト

2．署名国（9か国）

ア　ジ　ア

シリア
ネパール

北　ア　メ　リ　カ

ハイチ

ア　フ　リ　カ

エジプト
コートジボワール
ソマリア
タンザニア
中央アフリカ
リベリア

3．未署名国・地域（14か国・地域）

ア　ジ　ア

イスラエル

大　洋　州

キリバス
サモア
ツバル
ニウエ
ミクロネシア

ア　フ　リ　カ

アンゴラ
エリトリア
ギニア
コモロ
ジブチ
チャド
ナミビア
南スーダン

（了）

10. 化学兵器禁止条約（CWC）

化学兵器禁止条約（CWC）締約国・署名国一覧

２０１６年1月

（出典：化学兵器禁止機関ホームページ）

1．締約国（１９２）

アフリカ

アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エチオピア
エリトリア	ガーナ	カーボヴェルデ	ガボン
カメルーン			
ガンビア	ギニア	ギニア・ビサウ	ケニア
コートジボワール	コモロ	コンゴ共和国	コンゴ民主共和国
サントメ・プリンシペ	ザンビア	シエラレオネ	ジブチ
ジンバブエ	スーダン	スワジランド	セーシェル
赤道ギニア	セネガル	ソマリア	タンザニア
チャド	中央アフリカ	チュニジア	トーゴ
ナイジェリア	ナミビア	ニジェール	ベナン
ブルキナファソ	ブルンジ	ボツワナ	マダガスカル
マラウィ	マリ	南アフリカ	モザンビーク
モーリシャス	モーリタニア	モロッコ	リビア
リベリア	ルワンダ	レソト	

アジア

アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イエメン	イラン
インド	インドネシア	ウズベキスタン	オマーン
カタール	韓国	カンボジア	キプロス
キリバス	クウェート	クック諸島	サウジアラビア
サモア	シリア	シンガポール	スリランカ
ソロモン諸島	タイ	タジキスタン	中国
ツバル	トルクメニスタン	トンガ	ナウル
ニウエ	日本	ネパール	パキスタン
バヌアツ	パプアニューギニア	パラオ	バーレーン
バングラデシュ	東ティモール	フィジー	フィリピン
ブルネイ	ブータン	ベトナム	マーシャル諸島
マレーシア	ミクロネシア	ミャンマー	モルディブ
モンゴル	ラオス	ヨルダン	レバノン
イラク			

東欧諸国

アゼルバイジャン	アルバニア	アルメニア	ウクライナ
エストニア	カザフスタン	キルギス	グルジア
クロアチア	スロバキア	スロベニア	チェコ
ハンガリー	ブルガリア	ベラルーシ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ポーランド	マケドニア	モルドバ	モンテネグロ
ラトビア	リトアニア	ルーマニア	ロシア
セルビア			

ラ米及びカリブ諸国

アルゼンチン	アンティグア・バーブーダ	ウルグアイ	エクアドル
エルサルバドル	ガイアナ	キューバ	グアテマラ
グレナダ	コスタリカ	コロンビア	ジャマイカ
スリナム	セント・ビンセント及びグレナディーン諸島		
セント・ルシア	チリ	ドミニカ国	トリニダード・トバコ
ニカラグア	ハイチ	パナマ	パラグアイ
バルバドス	ブラジル	ベネズエラ	ベリーズ
ペルー	ボリビア	ホンジュラス	メキシコ
セントクリストファー・ネーヴィス		ドミニカ共和国	バハマ

西ヨーロッパ及びその他の諸国

アメリカ合衆国	アイスランド	アイルランド	アンドラ
イタリア	英国	オーストラリア	オーストリア
オランダ	カナダ	ギリシャ	サンマリノ
スイス	スウェーデン	スペイン	ドイツ
トルコ	デンマーク	ニュージーランド	ノルウェー
バチカン	フィンランド	フランス	ベルギー
ポルトガル	マルタ	モナコ	リヒテンシュタイン
ルクセンブルグ			

2．署名済み未批准国（1）

アジア

イスラエル

3．未署名国（3）

アフリカ

エジプト	南スーダン

アジア

北朝鮮

（了）

11. 武器貿易条約（ATT）／クラスター弾に関する条約（CCM）／特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）／オタワ条約

ATT・CCM・CCW・オタワ各条約締約国・地域一覧

2016年1月現在

地域	国　　名	ATT	CCW	オタワ	CCM
アジア・大洋州	アフガニスタン	×	×	○	○
	インド	×	○	×	×
	インドネシア	×	×	○	×
	カンボジア	×	○	○	×
	北朝鮮	×	×	×	×
	キリバス	×	×	○	×
	クック諸島＊	×	×	○	○
	サモア	○	×	○	○
	シンガポール	×	×	×	×
	スリランカ	×	○	×	×
	ソロモン諸島	×	×	○	×
	タイ	×	×	○	×
	大韓民国	×	○	×	×
	トンガ	×	×	×	×
	中国	×	○	×	×
	ツバル	○	×	○	×
	ネパール	×	×	×	×
	パキスタン	×	○	×	×
	バヌアツ	×	×	○	×
	パプアニューギニア	×	×	○	×
	パラオ	×	×	○	×
	バングラデシュ	×	○	○	×
	東ティモール	×	×	○	×
	フィジー	×	×	○	○
	フィリピン	×	○	○	×
	ブータン	×	×	○	×
	ブルネイ	×	×	○	×
	ベトナム	×	×	×	×
	マレーシア	×	×	○	×
	マーシャル諸島	×	×	×	×
	ミクロネシア	×	×	×	×
	ミャンマー	×	×	×	×
	モルディブ	×	○	○	×
	モンゴル	×	○	×	×
	ラオス	×	○	×	○
	日本	○	○	○	○
	オーストラリア	○	○	○	○
	ナウル	×	○	○	○
	ニウエ＊	×	×	○	×
	ニュージーランド	○	○	○	○
北米	カナダ	×	○	○	○
	米国	×	○	×	×
中南米	アルゼンチン	○	○	○	×
	アンティグア・バブーダ	○	○	○	○
	ウルグアイ	○	○	○	○
	エクアドル	×	○	○	○
	エルサルバドル	○	○	○	○
	ガイアナ	○	×	○	○
	キューバ	×	○	×	×
	グアテマラ	×	○	○	○
	グレナダ	○	○	○	○
	コスタリカ	○	○	○	○
	コロンビア	×	○	○	○
	スリナム	×	×	○	×
	セントクリストファー・ネービス	○	×	○	○
	セントヴィンセント及びグレナディーン諸島	○	○	○	○
	ジャマイカ	○	○	○	×
	セントルシア	○	×	○	×
	チリ	×	○	○	○
	ドミニカ	○	○	○	×
	ドミニカ共和国	○	○	○	○

地域	国　　名	ATT	CCW	オタワ	CCM
中南米	トリニダード・トバゴ	○	×	○	○
	ニカラグア	×	○	○	○
	ハイチ	×	×	○	×
	バハマ	○	×	○	×
	パナマ	○	○	○	○
	パラグアイ	○	○	○	○
	バルバドス	○	×	○	×
	ブラジル	×	○	○	×
	ベネズエラ	×	○	○	×
	ベリーズ	○	×	○	○
	ペルー	×	○	○	○
	ボリビア	×	○	○	○
	ホンジュラス	×	○	○	○
	メキシコ	○	○	○	○
中東	アラブ首長国連邦	×	○	×	×
	イエメン	×	×	○	×
	イスラエル	×	○	×	×
	イラク	×	○	○	○
	イラン	×	×	×	×
	エジプト	×	×	×	×
	オマーン	×	×	○	×
	カタール	×	○	○	×
	クウェート	×	○	○	×
	サウジアラビア	×	○	×	×
	シリア	×	×	×	×
	トルコ	×	○	○	×
	パレスチナ	×	○	×	○
	バーレーン	×	×	×	×
	レバノン	×	×	×	○
	ヨルダン	×	○	○	×
アフリカ	アルジェリア	×	○	○	×
	アンゴラ	×	×	○	×
	ウガンダ	×	○	○	×
	エチオピア	×	×	○	×
	エリトリア	×	×	○	×
	ガボン	×	○	○	×
	カーボヴェルデ	×	○	○	○
	カメルーン	×	○	○	○
	ガーナ	○	×	○	○
	ガンビア	×	×	○	×
	ギニア	○	×	○	○
	ギニアビサウ	×	○	○	○
	ケニア	×	×	○	×
	コートジボアール	○	×	○	○
	コモロ	×	×	○	○
	コンゴ（共）	×	×	○	○
	コンゴ（民）	×	×	○	×
	サントメ・プリンシペ	×	×	○	×
	ザンビア	×	○	○	○
	シエラレオネ	○	○	○	○
	ジブチ	×	○	○	×
	ジンバブエ	×	×	○	×
	スーダン	×	×	○	×
	南スーダン	×	×	○	×
	スワジランド	×	×	○	○
	赤道ギニア	×	×	○	×
	セーシェル	○	○	○	○
	セネガル	○	○	○	○
	ソマリア	×	×	○	○
	タンザニア	×	×	○	×
	チャド	○	×	○	○
	中央アフリカ	○	×	○	×
	チュニジア	×	○	○	○
	トーゴ	○	○	○	○
	ナイジェリア	○	×	○	×
	ナミビア	×	×	○	×
	ニジェール	○	○	○	○
	ブルキナファソ	○	○	○	○
	ブルンジ	×	○	○	○
	ベナン	×	○	○	×
	ボツワナ	×	×	○	○

地域	国　　名	ATT	CCW	オタワ	CCM
アフリカ	マダガスカル	×	○	○	×
	マラウィ	×	×	○	○
	マリ	○	○	○	○
	南アフリカ	○	○	○	○
	モザンビーク	×	×	○	○
	モーリタニア	○	×	○	○
	モーリシャス	○	○	○	○
	モロッコ	×	○	×	×
	リビア	×	×	×	×
	リベリア	○	○	○	×
	ルワンダ	×	×	○	○
	レソト	○	○	○	○
欧州 (含 NIS諸国)	アイスランド	○	○	○	○
	アイルランド	○	○	○	○
	アゼルバイジャン	×	×	×	×
	アルバニア	○	○	○	○
	アルメニア	×	×	×	×
	アンドラ	×	×	○	○
	イタリア	○	○	○	○
	ウクライナ	×	○	○	×
	ウズベキスタン	×	○	×	×
	英国	○	○	○	○
	エストニア	○	○	○	×
	オーストリア	○	○	○	○
	オランダ	○	○	○	○
	カザフスタン	×	○	×	×
	キプロス	×	○	○	×
	ギリシャ	×	○	○	×
	キルギス	×	×	×	×
	グルジア	×	○	×	×
	クロアチア	○	○	○	○
	サンマリノ	○	×	○	○
	スイス	○	○	○	○
	スウェーデン	○	○	○	○
	スペイン	○	○	○	○
	スロバキア	○	○	○	○
	スロベニア	○	○	○	○
	セルビア	○	○	○	×
	タジキスタン	×	○	○	×
	チェコ	○	○	○	○
	デンマーク	○	○	○	○
	ドイツ	○	○	○	○
	トルクメニスタン	×	○	○	×
	ノルウェー	○	○	○	○
	バチカン	×	○	○	○
	ハンガリー	○	○	○	○
	フィンランド	○	○	○	×
	フランス	○	○	○	○
	ブルガリア	○	○	○	○
	ベラルーシ	×	○	○	×
	ベルギー	○	○	○	○
	ポーランド	○	○	○	×
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	○	○	○
	ポルトガル	○	○	○	○
	マケドニア	○	○	○	○
	マルタ	○	○	○	○
	モナコ	×	○	○	○
	モルドバ	○	○	○	○
	モンテネグロ	○	○	○	○
	ラトビア	○	○	○	×
	リトアニア	○	○	○	○
	リヒテンシュタイン	○	○	○	○
	ルーマニア	○	○	○	×
	ルクセンブルク	○	○	○	○
	ロシア	×	○	×	×
総締約国・地域数：		**80**	**121**	**162**	**98**

過度に障害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約（特定通常兵器使用禁止制限条約、CCW）締約国・地域一覧

2016年1月現在

○：締約国・地域

地域	国　　名	枠組条約		附属議定書					
			第1条改正	I	II	改正II	III	IV	V
アジア・大洋州	インド	○	○	○	○	○	○	○	○
	カザフスタン	○		○			○	○	
	カンボジア	○		○	○	○	○	○	
	スリランカ	○	○	○	○	○	○	○	
	大韓民国	○	○	○		○			○
	中国	○	○	○	○	○	○	○	○
	パキスタン	○		○	○	○	○	○	○
	バングラデシュ	○	○	○	○	○	○	○	○
	フィリピン	○		○	○	○	○	○	
	モルディブ	○		○		○	○	○	
	モンゴル	○		○	○		○	○	
	ラオス	○		○	○		○		○
	日本	○	○	○	○	○	○	○	
	オーストラリア	○	○	○	○	○	○	○	○
	ナウル	○		○	○	○	○	○	
	ニュージーランド	○	○	○	○	○	○	○	○
北米	カナダ	○	○	○	○	○	○	○	○
	米国	○	○	○	○	○	○	○	○
中南米	アンティグア・バーブーダ	○		○			○	○	
	パラグアイ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ベネズエラ	○		○	○	○	○		
	アルゼンチン	○	○	○	○	○	○	○	○
	ウルグアイ	○	○	○	○	○	○	○	○
	エクアドル	○	○	○	○	○	○	○	○
	エルサルバドル	○	○	○	○	○	○	○	○
	キューバ	○	○	○	○		○	○	
	グアテマラ	○	○	○	○	○	○	○	○
	グレナダ	○	○	○		○		○	○
	コスタリカ	○	○	○	○	○	○	○	○
	コロンビア	○	○	○	○	○	○	○	
	ジャマイカ	○	○	○		○	○	○	○
	セントビンセント及びグレナディーン諸島	○		○		○	○	○	○
	チリ	○	○	○		○	○	○	○
	ドミニカ共和国	○	○			○		○	○
	ニカラグア	○	○	○		○	○	○	○
	パナマ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ブラジル	○	○	○	○	○	○	○	○
	ペルー	○	○	○		○	○	○	○
	ボリビア	○		○	○	○	○	○	
	ホンジュラス	○		○	○	○	○	○	○
	メキシコ	○	○	○	○		○	○	
中東	アラブ首長国連邦	○		○			○		○
	イラク	○	○	○	○	○	○	○	○
	イスラエル	○		○	○	○		○	
	カタール	○		○			○	○	○
	クウェイト	○	○	○		○	○	○	○
	サウジアラビア	○		○			○	○	○
	トルコ	○	○	○		○		○	
	パレスチナ	○		○			○		
	ヨルダン	○		○		○	○		
アフリカ	アルジェリア	○	○	○			○	○	○
	ウガンダ	○		○	○		○		
	ガボン	○		○		○	○	○	○
	カーボヴェルデ	○		○	○	○	○	○	
	カメルーン	○				○		○	○
	ギニアビサウ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ザンビア	○	○	○	○	○	○		○
	シエラレオネ	○	○	○		○	○	○	○
	ジブチ	○		○	○		○		
	セーシェル	○		○	○	○	○	○	
	セネガル	○				○	○		○
	チュニジア	○	○	○	○	○	○	○	○
	トーゴ	○		○	○		○		
	ニジェール	○	○	○	○	○	○	○	

地域	国　名	枠組条約		附属議定書					
			第1条改正	I	II	改正II	III	IV	V
アフリカ	ブルキナファソ	○	○	○	○	○	○	○	
	ブルンジ	○			○				○
	ベナン	○		○			○		
	マダガスカル	○		○	○	○	○	○	○
	マリ	○		○	○	○	○	○	○
	南アフリカ	○	○	○	○	○	○	○	○
	モーリシャス	○		○	○		○	○	
	モロッコ	○			○	○		○	
	リベリア	○	○	○	○	○	○	○	○
	レソト	○		○	○		○		
欧州	アイスランド	○	○	○	○	○	○	○	○
	アイルランド	○	○	○	○	○	○	○	○
	アルバニア	○	○	○	○	○	○	○	○
	イタリア	○	○	○	○	○	○	○	○
	ウクライナ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ウズベキスタン	○		○	○		○	○	
	英国	○	○	○	○	○	○	○	
	エストニア	○	○	○		○	○	○	○
	オーストリア	○	○	○	○	○	○	○	○
	オランダ	○	○	○	○	○	○	○	○
	キプロス	○		○	○	○	○	○	○
	ギリシャ	○	○	○	○	○	○	○	○
	グルジア	○	○	○	○	○	○	○	○
	クロアチア	○	○	○	○	○	○	○	○
	スイス	○	○	○	○	○	○	○	○
	スウェーデン	○	○	○	○	○	○	○	○
	スペイン	○	○	○	○	○	○	○	○
	スロバキア	○	○	○	○	○	○	○	○
	スロベニア	○	○	○	○	○	○	○	○
	セルビア	○	○	○	○	○	○	○	
	タジキスタン	○		○	○	○	○	○	○
	チェコ	○	○	○	○	○	○	○	○
	デンマーク	○	○	○	○	○	○	○	○
	ドイツ	○	○	○	○	○	○	○	○
	トルクメニスタン	○		○	○	○			○
	ノルウェー	○	○	○	○	○	○	○	○
	バチカン	○	○	○	○	○	○	○	○
	ハンガリー	○	○	○	○	○	○	○	○
	フィンランド	○	○	○	○	○	○	○	○
	フランス	○	○	○	○	○	○	○	○
	ブルガリア	○	○	○	○	○	○	○	○
	ベラルーシ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ベルギー	○	○	○	○	○	○	○	○
	ポーランド	○	○	○	○	○	○	○	○
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	○	○	○	○	○	○	○
	ポルトガル	○	○	○	○	○	○	○	○
	マケドニア	○	○	○	○	○	○	○	○
	マルタ	○	○	○	○	○	○	○	○
	モナコ	○		○		○			
	モルドバ	○	○	○	○	○	○	○	○
	モンテネグロ	○	○	○	○	○	○	○	
	ラトビア	○	○	○	○	○	○	○	○
	リトアニア	○	○	○		○	○	○	○
	リヒテンシュタイン	○	○	○	○	○	○	○	○
	ルーマニア	○	○	○	○	○	○	○	○
	ルクセンブルク	○	○	○	○	○	○	○	○
	ロシア	○	○	○	○	○	○	○	○
総締約国・地域数：		**121**	**82**	**117**	**94**	**102**	**112**	**105**	**87**

日本の軍縮・不拡散外交

（第七版）